

企業組織再編成の実務

平成 15 年 10 月 6 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	1
第一編 企業組織再編成の事例研究	2
. グループ内の組織再編成	12
1 . 統合	12
(1)【事例 1】株式交換：ソニーによる上場子会社 3 社の完全子会社化	12
(2)【事例 2】TOB + 株式交換：ニチメンによる上場子会社の完全子会社化	15
(3)【事例 3】合併：昭和電工と昭和アルミニウムの統合	17
(4)【事例 4】会社分割・合併：日立グループの家電事業部門・産業機器事業部門の再編 ..	19
(5)【事例 5】会社分割（分社型吸収分割）：NEC/日通工の事業統合	22
(6)【事例 6】株式取得：東京急行電鉄による東急ストアの子会社化	24
2 . 分離	26
(1)【事例 7】会社分割（分社型新設分割・簡易分割）：キヤノンの工場分社化	26
(2)【事例 8】会社分割（折衷型）：フジタによる建設事業部門の分割	28
(3)【事例 9】営業譲渡（事後設立）：帝人グループ	30
(4)【事例 10】営業譲渡：コカ・コーラウエストジャパンにおける製造部門の一部分離	32
3 . 持株会社経営	34
(1)【事例 11】営業譲渡：大和証券グループの持株会社経営への移行	34
(2)【事例 12】会社分割：野村証券グループの持株会社経営への移行	36
(3)【事例 13】株式移転：中央三井信託銀行グループの持株会社経営への移行	38
(4)【事例 14】株式交換 + 会社分割：日清製油グループの持株会社経営への移行	41

. グループを超えた組織再編成	43
1. 経営統合	43
(1)【事例15】合併：三井住友銀行の合併による統合	43
(2)【事例16】株式交換：INAXによるトステムグループ持株会社への参加	45
(3)【事例17】株式移転・会社分割・合併：みずほホールディングス(持株会社)の設立及び その後の再編	47
(4)【事例18】株式移転：日本ユニパックホールディング(持株会社)による統合	52
2. 共同事業	54
(1)【事例19】共同新設分割：丸紅(株)及び伊藤忠商事(株)による鉄鋼製品事業の合併化	54
(2)【事例20】合併・営業譲渡：住友金属工業/三菱マテリアル(シリコンウエハー事業)	57
3. 事業再編	60
(1)【事例21】営業譲渡・譲受：協和発酵及び旭化成が酒類事業をアサヒビールへ譲渡	60
(2)【事例22】会社分割後の株式譲渡：日本コロンビア/リップルウッド	62
4. 経営権の取得/譲渡	66
(1)【事例23】新株予約権の活用：米国ウォルマートによる西友への資本参加	66
(2)【事例24】株式交換：京セラによる東芝ケミカルの買収	69
(3)【事例25】ファンドによる経営権の取得(TOB)：ユニゾン・キャピタル/大門	71
(4)【事例26】MBOによる事業分離：日産自動車/バンテック	73
第二編 企業組織再編成の法務・会計・税務	75
. 株式譲渡・譲受	75
1. 株式譲渡・譲受による組織再編の意義	75
2. 株式譲渡・譲受の手続	79
3. 株式譲渡・譲受の会計	86
4. 株式譲渡・譲受の税務	87
5. 株式譲渡・譲受の個別論点	89
. 営業譲渡・譲受	99
1. 営業譲渡・譲受の意義	99
2. 営業譲渡・譲受の手続	100
3. 営業譲渡・譲受の会計	110
4. 営業譲渡・譲受の税務	113
5. 営業譲渡・譲受の個別論点	117
. 合併	121
1. 合併の法務	121
2. 合併の手続	124
3. 合併の会計	140

4 . 合併の税務.....	148
5 . 合併の個別論点.....	152
. 株式交換・株式移転.....	155
1 . 株式交換・株式移転の法務.....	155
2 . 株式交換・株式移転の手続.....	163
3 . 株式交換・株式移転の会計.....	170
4 . 株式交換・株式移転の税務.....	178
5 . 株式交換・株式移転の個別論点.....	187
. 会社分割.....	189
1 . 会社分割の法務.....	189
2 . 会社分割の手続.....	193
3 . 会社分割の会計.....	213
4 . 会社分割の税務.....	233
5 . 会社分割の個別論点.....	255
. 改正産業活力再生法による組織再編成手法の拡大.....	259
第三編 企業組織再編成における労務と情報システム.....	271
. 企業組織再編成と労務実務の問題.....	272
1 . 企業再編成と労働関係.....	272
2 . 会社分割と労働契約承継法について.....	285
3 . 企業再編成と労働条件の引継ぎ.....	295
4 . 企業再編成と労務に係る会計・税務上の論点.....	304
. 企業組織再編成における情報システムの問題.....	323
おわりに.....	338

はじめに

平成 13 年 9 月 5 日付諮問事項「構造改革に伴う組織再編成について調査研究されたい。」に基づいて、経営研究調査会の中に組織再編成専門部会を設置し、月例で会議を開催し、企業の組織再編成に関する事例研究及び法制度・会計税務等に関する研究を行ってきた。

昨今の商法・税法等の諸改正により、我が国における組織再編成のためのツールや制度が整ったことを機に、公認会計士の社会貢献という観点から、会員各位がクライアント企業における組織再編成のニーズに応えるため、コンサルティングを実施する際の「実務ハンドブック」を基本コンセプトとして、報告書を取りまとめることとした。

組織再編成については、様々な定義及び範囲が存在すると思われるが、ここでは主な組織再編成のツールとしての株式譲渡・譲受、営業譲渡・譲受、合併、株式交換・株式移転、会社分割の 5 つの手法について研究することとした。その他の手法については、適宜それぞれの手法との対比等により言及することとしている。そして、事例編としての主な企業組織再編成の事例研究と理論編としての組織再編成における法務・会計・税務の二部構成によりとりまとめ、平成 14 年 7 月 29 日に中間報告として公表した。

その後、企業組織再編成の実務では無視し得ない労務や情報システムの問題を取り上げることとし、さらに産業活力再生法の改正により導入された組織再編手法の拡大や平成 15 年 4 月 1 日施行の商法、税法等の改正、「企業結合に係る会計基準」の内容を可能な限り織込んだ上で、ここに最終答申として報告する次第である。

この答申の活用により、会員各位がクライアントのより多彩なニーズに応えることを通じて、各企業が更なる構造改革を進めることにより、日本経済の活性化につながることとなれば幸いである。

第一編 企業組織再編成の事例研究

企業組織再編成の手法の整備

我が国において、近年、組織再編成のための手法を支える法・税制度が逐次整備されてきた。

- 平成 9 年 純粋持株会社の解禁（独占禁止法改正）
- 平成 9 年 合併制度の改正（簡素化）（商法改正）
- 平成 11 年 株式交換・株式移転制度の創設（商法改正）
- 平成 12 年 会社分割制度の創設（商法改正）
- 平成 13 年 組織再編税制の整備（平成 13 年税制改正）
- 平成 14 年 連結納税制度の創設（平成 14 年税制改正）
- 平成 13 年～14 年 商法改正による金庫株解禁、数種株式、新株予約権等の導入
- 平成 15 年 組織再編税制等の改正（平成 15 年税制改正）

これらの整備により、組織再編成を実施する場合の手法の選択肢が広がり、企業グループの戦略に基づいた統合・分離等の組織再編成が機動的に行えるようになった。また、手続面のメリットのみならず、株式を対価として資金準備を不要とする手法や取引時の課税繰延べを選択できるなど、資金効率、コスト面でのメリットを享受するスキームが可能となった点が大きい。

これらの制度の導入当初は、各企業においてある程度パターン化された先例としての再編手法を手堅く踏襲している傾向が見られたが、今後更にこれらの手法を組み合わせた多様な再編スキームが検討・実施されることが予想される。

本編では、現段階において公表されている組織再編成の事例について、目的別・手法別に分類し、それぞれの事例における目的や論点を分析することにより、今後の各企業再編スキームを検討する際の参考となるようにまとめている。

組織再編成を実施する際の着眼点

組織再編成の際に手法を選択するに当たっては、いくつか典型的な着眼点があるものとする。

例えば、以下の点である。

- 組織の形態（融合・独立）
- 資産・負債・従業員の引継ぎ範囲
- 株主構成
- 従業員・労働組合の統合等の問題
- 経営権の取得程度（持株シェア、影響力）
- 資金負担

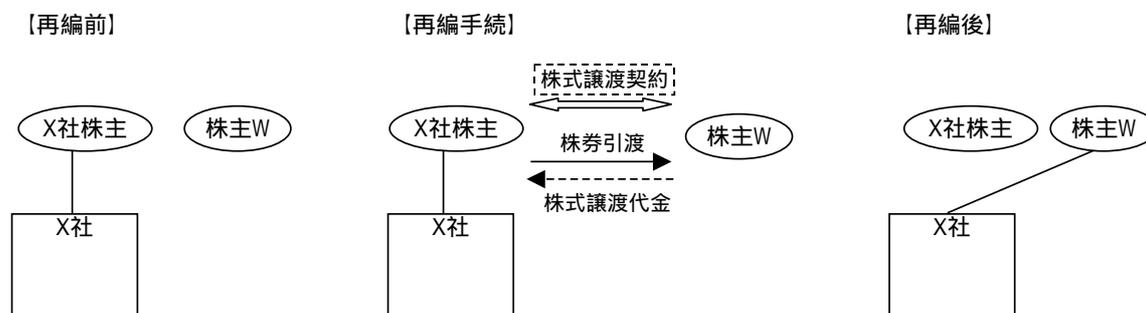
- 機関決定手続（取締役会、株主総会）
- スケジュール
- 課税関係（繰越欠損金の承継含む。）
- 営業権（会計・税務上）
- 許認可・免許の承継
- リスクの遮断
- 検査役の調査等の有無
- 配当原資の確保 等

これらの着眼点については、事業や経営権の譲渡側か譲受側かの立場の違いにより、また、どの項目を優先するかによっても、メリット・デメリットとしての捉え方が異なってくると思われる。

したがって、本編においては、各再編手法ごとのメリット・デメリットについての具体的な価値判断を行うことは避けることとするが、これらの着眼点を踏まえて再編手法の選択を検討する上での参考となるよう、典型的な手法別に基本となる概念を以下に整理してみた。

再編手法の類型と基本概念

< 株式譲渡 >



X社（売手）の株主と、買手となるWとが株式譲渡契約を締結する（任意）。

X社株主は、X社株式をWに引き渡す。

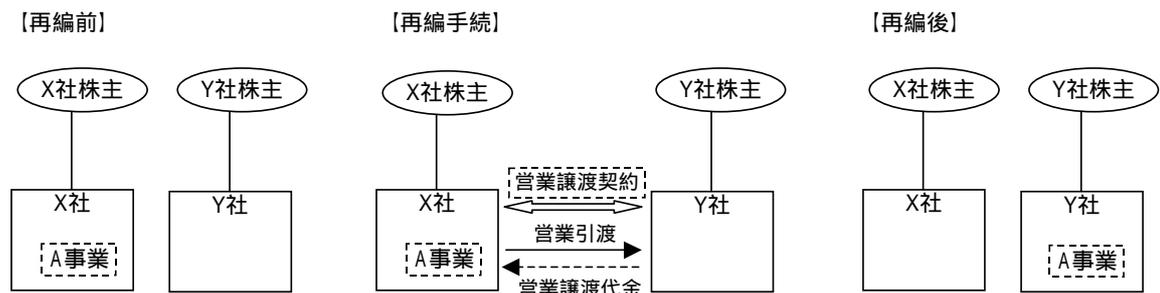
WはX社株式の対価を支払う。

（特徴）

- ・ 株主の交代のみであり、会社そのものの実態は変わらない（Wに対し第三者割当増資を行えば会社に資本が注入される）。
- ・ 対価として資金が必要である。

- ・ 譲渡制限株式会社について取締役会の承認が必要な他は、特別な承認手続は不要である(ただし、公開会社においては、一定規模の相対取引について公開買付手続によることが求められる。)
- ・ 原則時価取引となり、課税が発生する可能性がある。

< 営業譲渡 >



X社（売手）とY社（買手）が営業譲渡契約を締結する（任意）。

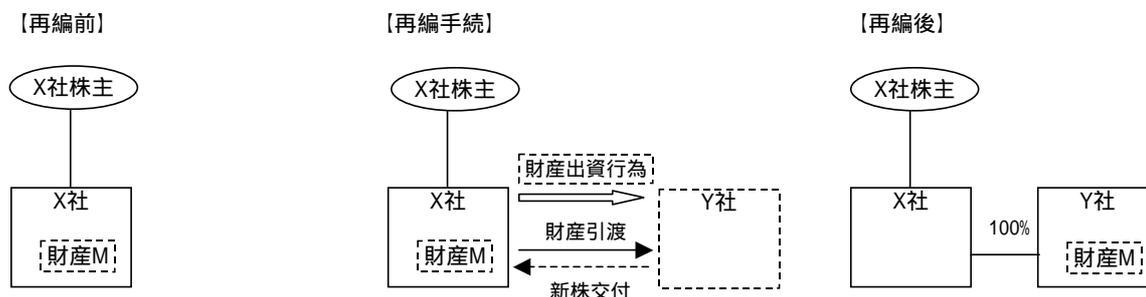
X社は、A事業をY社に引き渡す。

Y社は、A事業の対価を支払う。

（特徴）

- ・ 株主の変動はない。
- ・ 対価として資金が必要である。
- ・ 重要なる営業譲渡又は営業全部の譲受については、X社（売手側）又はY社（買手側）における株主総会の特別決議を要する。ただし、一定規模以下の営業全部の譲受に関しては簡易手続がある。
- ・ 事後設立に該当する場合、検査役の調査又は公認会計士等による財産価格証明が必要となる。
- ・ 原則時価取引となり、課税が発生する可能性がある。

<現物出資>



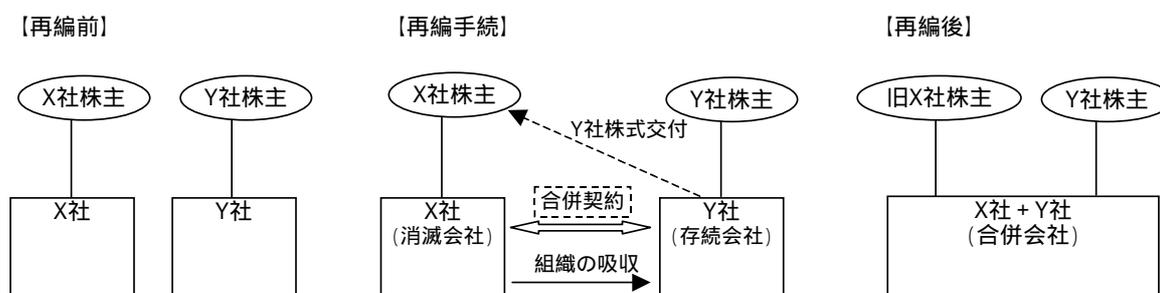
X社は財産MをY社に出資する。

Y社は、財産Mの対価として新株を発行する。

(特徴)

- ・ X社とY社の資本関係が生じる。
- ・ 株式を対価とするため、資金は不要である。
- ・ 検査役の調査又は公認会計士等による財産価格証明が必要となる。
- ・ 原則時価取引となるが、適格現物出資に該当する場合、譲渡益課税の繰延べとなる。

<合併> (吸収合併)



X社(消滅会社)とY社(存続会社)が合併契約を締結する(必須)。

X社の財産等の組織がY社に統合され、引き継がれる。

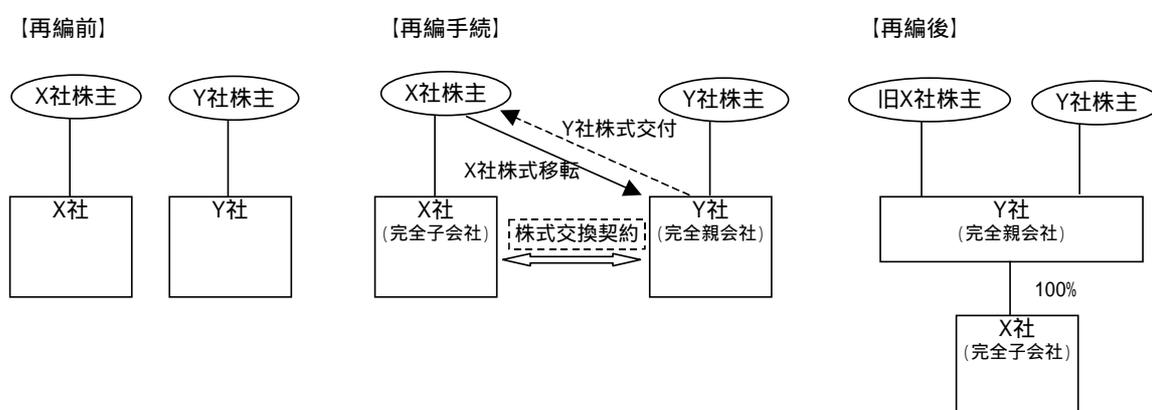
X社株主に対し、Y社株式が割り当てられる。

(特徴)

- ・ 株主が統合し、株主構成が変動する。
- ・ 会社の組織も統合される(資本の部をそのまま引き継ぐことも可)。
- ・ 株式を対価とするため、資金は不要である。

- ・ X社(消滅会社)及びY社(存続会社)において、株主総会の特別決議を要する。ただし、存続会社においては、簡易手続が可能。
- ・ X社(消滅会社)及びY社(存続会社)において債権者保護手続が必要となる。ただし、公告の方法を官報の外、定款規定の時事日刊紙によれば個別催告を省略できる。
- ・ 適格合併に該当する場合、合併による資産・負債の存続会社への移転は簿価移転となる。

<株式交換>



X社(完全子会社となる会社)とY社(完全親会社となる会社)が株式交換契約を締結する(必須)。

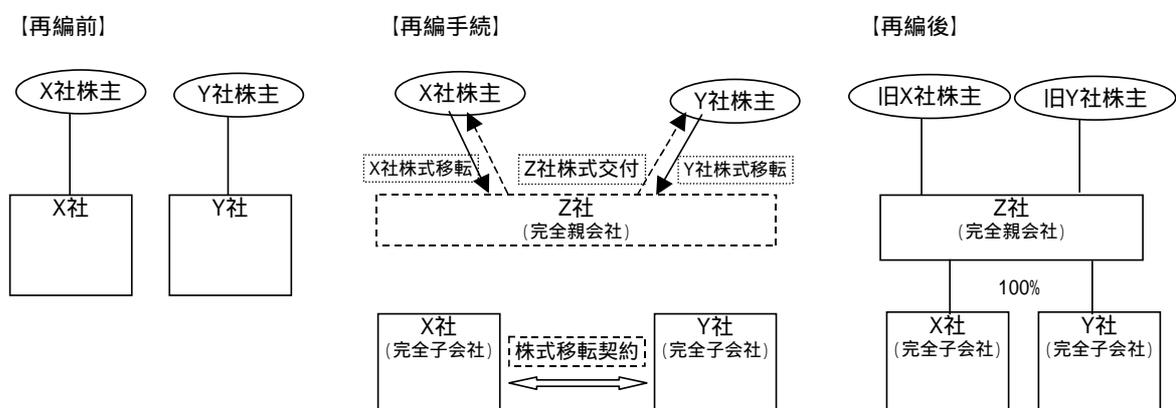
X社株主が保有していたX社株式がY社に移転される。

X社株主に対し、Y社株式が割り当てられる。

(特徴)

- ・ 株主が統合し、株主構成が変動する。
- ・ X社はY社の完全子会社となるが、会社の組織は統合されない。
- ・ 株式を対価とするため、資金は不要である。
- ・ X社(完全子会社となる会社)及びY社(完全親会社となる会社)において、株主総会の特別決議を要する。ただし、完全親会社においては、簡易手続が可能。
- ・ 債権者保護手続は不要である。
- ・ 一定の要件を充たす場合、株式交換に伴う株主の課税は繰延べられる。

<株式移転> (共同株式移転)



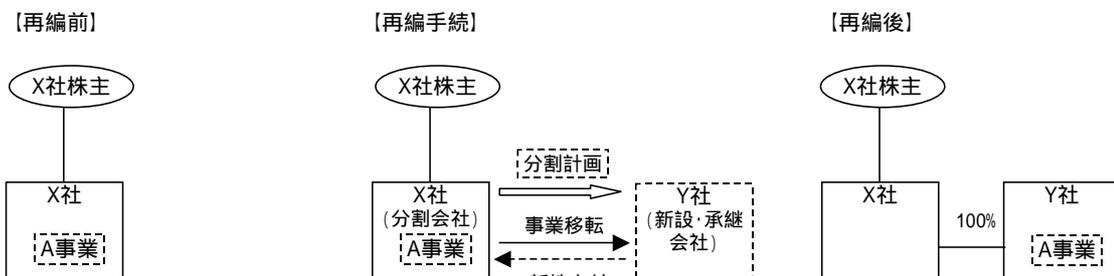
X社とY社（いずれも完全子会社となる会社）が株式移転契約を締結する（任意）
X社株主及びY社株主が保有していたX社株式及びY社株式が新設のZ社に移転される。
X社株主及びY社株主に対し、Z社株式が割り当てられる。

(特徴)

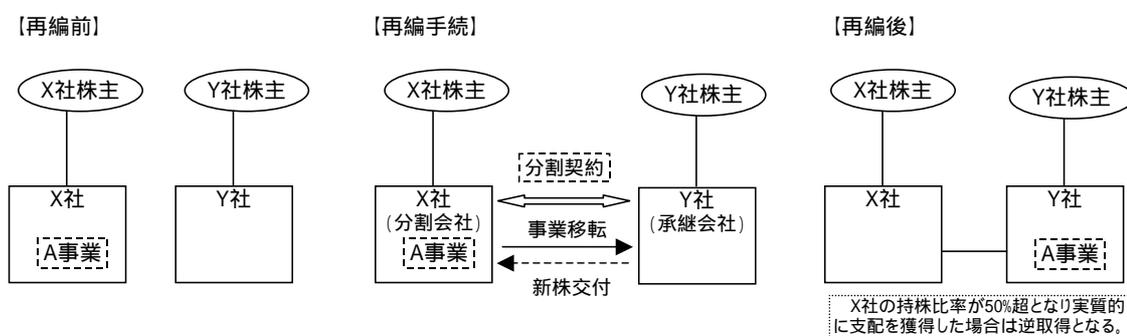
- ・ 株主が統合し、株主構成が変動する。
- ・ X社及びY社はZ社の完全子会社となるが、会社の組織は統合されない。
- ・ 株式を対価とするため、資金は不要である。
- ・ X社及びY社（いずれも完全子会社となる会社）において、株主総会の特別決議を要する（簡易手続は不可）。
- ・ 債権者保護手続は不要である。
- ・ 一定の要件を充たす場合、株式移転に伴う株主の課税は繰延べられる。

<会社分割>

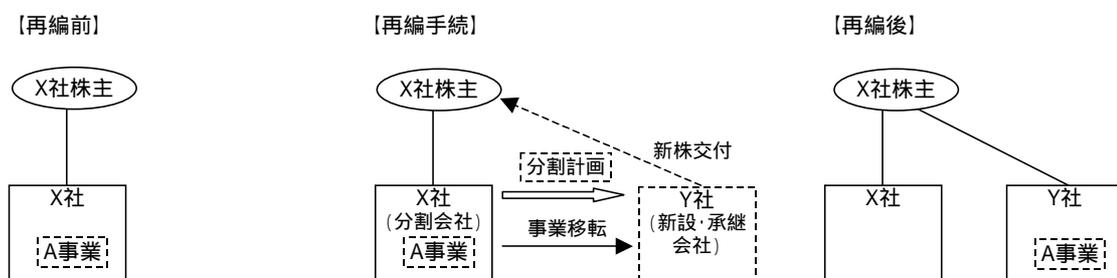
(分社型新設分割)



(分社型吸収分割)



(分割型新設分割)



新設分割の場合・・・X社(分割会社)において分割計画書を作成する。吸収分割の場合・・・X社(分割会社)とY社(承継会社)とが分割契約書を作成する(必須)

X社のA事業がY社に移転する。

分社型の場合・・・Y社の株式がX社に割り当てられる。分割型の場合・・・Y社の株式がX社の株主に割り当てられる(折衷型もありうる)

(特徴)

- ・ 株式を対価とするため、資金は不要である。
- ・ 承継会社の株式が発行されるため、割当先により新たな資本関係が生じる。

- ・ X社（分割会社）及びY社（承継会社、ただし既存の場合）において、株主総会の特別決議を要する。ただし、双方において、一定の条件の下、簡易手続が可能。
- ・ X社（分割会社）及びY社（承継会社、ただし既存の場合）において債権者保護手続が必要となる。ただし、吸収分割の承継会社においては、公告の方法を官報の外、定款規定の時事日刊紙によれば個別催告を省略できる。
- ・ 適格分割に該当する場合、分割による資産・負債の承継会社への移転は簿価移転となる。
- ・ 労働者保護手続が必要となる。

再編成事例の分類

再編成事例を大きく分類すると、グループ内（主として連結グループ）における再編成と、グループを超えた再編成に分けることができる。また、それぞれの再編成の内容は「統合」と「分離」という2つの動きに分けることができる。視点の違いにより、分離の反対側に他の企業への統合が含まれているケースもある。特にグループを超えて行われる再編成の場合には、売り手と買い手として捉えることができ、その内容も事業の一部から経営権そのものに及ぶケースまである。

さらに、金融再編成に代表されるような持株会社経営の事例も増えている。また、各企業の事業を持ち寄って共同事業として統合し、投資や開発等の合理化を図る事例もある。

以上の観点から、大きく「グループ内の再編成」と「グループを超えた再編成」に分け、グループ内の再編成については、統合と分離、そして持株会社経営に、またグループを超えた再編成について、経営統合、共同事業、事業再編成、経営権の取得/譲渡という分類を行った。

なお、各事例は各企業における適時開示資料に基づき引用・記載しているものの、背後の事実関係等について、これら公開情報を超える部分の確認、取材等を行っていない。

・グループ内の組織再編成

形態	手法	事例	摘要	
統合	株式交換	1	ソニー/上場3子会社	株式交換による完全子会社化
		2	ニチコン/ニチコンインフィニティ	TOB + 株式交換による完全子会社化
	合併	3	昭和電工/昭和アルミニウム	連結子会社の合併
	会社分割	4	日立製作所	分割・合併による本体事業の分離とグループ内事業統合
		5	NEC/日通工	分社型吸収分割（逆取得）による支配強化
	株式取得	6	東京急行電鉄/東急ストア	株式取得による支配強化（ToSTNeT-2による株式取得）
分離	会社分割	7	キヤノン	分社型新設分割による工場の分社
		8	フジタ	人的分割（折衷型）による不採算部門の分離
	営業譲渡	9	帝人	営業譲渡（事後設立）による本体事業の分離
		10	コカ・コーラ・イストジャパン	営業譲渡（非事後設立）による製造部門の分社

持株会社経営	営業譲渡	11	大和証券	営業譲渡による持株会社経営への移行（会社分割導入前）
	会社分割	12	野村證券	分社型吸収分割による持株会社経営への移行（分割準備会社の活用）
	株式移転	13	中央三井信託銀行	株式移転による持株会社化
	株式交換	14	日清製油	株式交換 + 分社型新設分割による持株会社化

・グループを超えた組織再編成

形態	手法	事例	概要	
経営統合	合併	15	三井住友銀行	合併による統合
	株式交換	16	INAX トステムホールディングス	他グループ持株会社への株式交換による参加
	株式移転	17	みずほホールディングス	株式移転による経営統合（持分プーリング法の選択）
		18	日本エナジーホールディング	株式移転による経営統合（パーチェス法の選択）
共同事業	共同新設分割	19	丸紅/伊藤忠（鉄鋼製品部門）	共同新設分割による合弁化
	合併・営業譲渡	20	住友金属/三菱マテリアル	営業譲渡・合併による合弁化
事業再編	営業譲渡・株式譲渡	21	協和発酵/アサヒビール	営業譲渡、株式譲渡等に他社との事業譲渡・譲受
	分割後譲渡	22	日本コロンビア/リッポルウッド	分社後の株式譲渡による外部資本への事業売却
経営権の取得/譲渡	資本参加	23	ウォルマート/西友	新株予約権の引受による段階的資本参加
	株式交換	24	京セラ/東芝ケミカル	株式交換による経営権の譲渡/譲受
	株式取得（TOB）	25	エゾシヤビル/大門	ファンドによる経営権の取得（株式取得）
	MBO	26	日産自動車/パナソニック	現経営陣とファンドによる経営権の取得（株式取得）

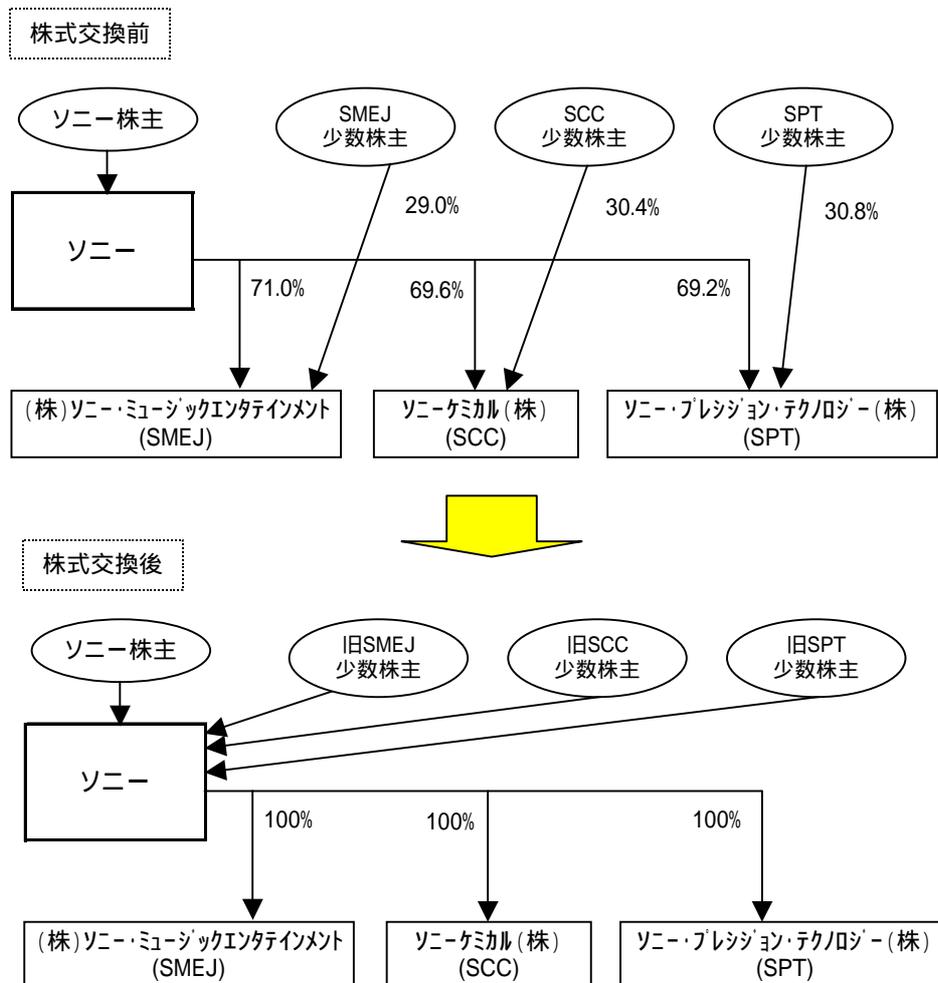
グループ内の組織再編成

1. 統合

(1) [事例1] 株式交換: ソニーによる上場子会社3社の完全子会社化

[再編概要]

ソニー(株)は、(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント、ソニーケミカル(株)及びソニー・プレジジョン・テクノロジー(株)の上場子会社3社を、株式交換により完全子会社とした。



[再編スケジュール]

1999年3月9日	取締役会（グループ再編に関する覚書締結）
1999年8月9日	（株式交換・移転に係る商法改正法案成立）
1999年9月7日	取締役会（株式交換覚書承認・基準日設定）
1999年9月20日	（改正商法の施行期日を定める政令公布） 株式交換覚書締結
1999年9月30日	基準日
1999年10月1日	改正商法施行 取締役会（株式交換契約書承認・締結）
1999年11月26日	臨時株主総会（株式交換契約書承認）
2000年1月5日	株式交換の日

[再編目的・理由]

顧客の多様な需要に的確に対応する競争力ある商品・製品・サービスの迅速な開発・提供が可能な体制を整備するとともに、収益力の強化を通じたグループ全体の株主価値の向上を目指すため、子会社の自主性を尊重しながらも、親会社との協力関係を深め、より一体となった総合的な事業戦略を展開することを目的として、株式交換による完全子会社化を行った。

[再編手法の選択理由]

完全子会社化を行う際に、株式交換の手法は、特に株式を公開している子会社等のように少数株主が多数存在する場合に、株式を対価として強制的に少数株主を排除して完全子会社化を図ることが機動的に実施できるため、本件を嚆矢としてこれまで多くの事例があり、グループ内再編の手法として今後、更に活用されるものと思われる。

[会計・税務上の論点]

上場子会社3社の完全子会社化については、連結上パーチェス法で処理されている（ソニーはUS GAAPによる連結財務諸表の開示）。取得した少数株主持分の時価は、株式交換の条件が合意・発表された1999年3月9日を挟む前後6日間のソニー株式の市場価格10,550円に基づいて決定された。取得価額のうち、それぞれの子会社の取得純資産を超過する部分は、土地や無形固定資産（主としてプレイステーションの商標、フォーマット、音楽配給契約及びアーティスト・コントラクト、平均14年で償却）といった識別可能資産を再評価することにより配分するとともに、対応する繰延税金負債を計上、配分できない残額を営業権として計上し20年で均等償却するとしている（なお、これらの識別可能資産の再評価に当たっては、米国の会計事務所の評価専門チームに依頼して実施したとのことである）。

（株式交換に伴う連結上の会計処理）

- ・個別財務諸表ベースの子会社3社の株式簿価（追加取得分） 785億円
- ・同上時価 3,480億円（@10,550円×3,300万株）・・・US GAAP上の取得価額
- ・子会社3社の少数株主持分 1,120億円 とする。

子会社株式帳簿価額の時価への調整（追加取得分）

（借方）子会社株式	2,695 億円	（貸方）資本準備金	2,695 億円
-----------	----------	-----------	----------

投資と資本の消去仕訳（追加取得分）

（借方）少数株主持分	1,120 億円	（貸方）子会社株式	3,480 億円
無形固定資産	1,110 億円	繰延税金負債*	470 億円
営業権	1,720 億円		

*無形固定資産評価益に対する税効果

（ソニー株式会社・有価証券報告書（2000/3 期）及び企業会計審議会第 4 回第一部会 議事録のソニー・長坂参考人の発言より）

なお、ソニーは、2001 年第 1 四半期の期首に遡り、SFAS142 号「営業権及びその他の無形固定資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」の早期適用を行っており、無形固定資産の耐用年数の再評価等を行っている。その結果、商標を含む一部の無形固定資産について、その耐用年数が確定できないと判断し、これらの資産の償却を停止している。また、既存の営業権について減損判定を行った結果、いずれも公正価値が帳簿価額を上回っていると判断し、減損は行っていない。

[類似再編事例]

- 王子製紙(株)：株式交換による子会社 4 社の完全子会社化及びその後の分割・合併による段ボール原紙事業の再編（2001 年 12 月 4 日付公表）
- 松下電器産業(株)：株式交換による子会社 5 社の完全子会社化（2002 年 1 月 10 日付公表）
- (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ：株式交換による地域子会社 8 社の完全子会社化（2002 年 5 月 8 日付公表）

(2)【事例2】TOB + 株式交換:ニチメンによる上場子会社の完全子会社化

[再編概要]

ニチメン(株)は連結子会社である(株)ニチメンインフィニティを公開買付(TOB)及び株式交換により完全子会社化した。

[再編スケジュール]

2002年 2月14日	完全子会社化の基本合意
2002年4月1日~4月22日	公開買付期間
2002年 4月30日	買付の決済(TOBの結果、93.14%までの買付けを行った)
2002年 5月16日	株式交換契約書承認取締役会、株式交換契約書締結
2002年 6月27日	定時株主総会での株式交換契約書承認(ニチメンインフィニティ)
2002年 7月26日	ニチメンインフィニティ上場廃止
2002年 7月31日	株券提供期日(ニチメンインフィニティ)
2002年 8月1日	株式交換期日

[再編目的・理由]

企業価値の向上のためには収益力の拡大や資本の拡充により、本社の経営基盤を強化するとともに、グループ会社に分散している機能を再統合し高度化することが必要と考え、中期計画で定める重点分野(化学品分野、住・生活産業分野)においては、グループ内の事業統合や中核子会社の完全子会社化などにより、新たな価値の創造を目指すとしており、その一環として繊維事業グループにおける事業統合を図るもの。

[再編手法の選択理由]

株式交換のみによる完全子会社化のケースと比較すると、以下のメリットが考えられるため、TOBの手法が選択されたものと思われる。

完全子会社化の手法	TOB+株式交換	株式交換のみ
買収資金の有無	買付け資金が必要	買付け資金は不要
手続面	TOBの実施に係る手続やコストが必要。 TOBの結果及び株式交換比率により、簡易交換となる可能性が大きい。	簡易交換か否かで手続が異なる(承認を定時株主総会と設定すれば、簡易交換が不可でも手続上の大きな負担とはならない)。
株式交換後の完全親会社の株主構成	TOBで100%近くまで買付けが進めば、株式交換による株主構成への影響は少ない。	完全子会社の少数株主が完全親会社の株主となるため、株主構成に大きな影響となる可能性がある。

[類似再編事例]

- 日立造船(株)による(株)エイチシーイーの公開買付(TOB)及び合併による統合(2002 年 1 月 31 日付公表)
- キヤノン販売(株)によるキヤノンシステムアンドサポート(株)及びキヤノン・エヌ・ティー・シー(株)の公開買付(TOB)及び株式交換による完全子会社化(2002 年 5 月 17 日付公表)

(3)【事例3】合併:昭和電工と昭和アルミニウムの統合

[再編概要]

昭和電工は連結子会社である東証1部上場の昭和アルミニウムと1:1の合併により統合した。

[再編スケジュール]

2000年10月3日	合併覚書承認取締役会及び合併覚書締結
2000年11月15日	合併契約書承認取締役会及び合併契約書締結
2001年1月12日	合併契約書承認株主総会
2001年3月30日	合併期日
2001年3月30日	合併登記

(なお、合併期日について、当初2001年7月1日の予定であったが、後に同年3月1日に前倒しを発表し、更に同年3月30日に再変更している。)

[再編目的・理由]

アルミニウム事業は、昭和電工グループにとって戦略上重要なコア事業の一つであり、昭和アルミニウムは中期経営計画において重点ターゲット市場としている電子・情報分野及び自動車材料・部品分野と関係の深い高付加価値アルミニウム加工事業を展開する中核的連結子会社として位置付けられるため、完全統合を図ったもの。合併により、研究開発、製造からマーケティングに至る一体化と効率化、販売拠点の統廃合等のコスト削減効果、マーケット及び顧客情報の統合、世界各地での生産・販売拠点の有効活用等を図っている。

[再編手法の選択理由]

上記再編目的・理由にも掲げられているように、合併により組織を直接的に融合することが、真に組織の一体化と効率化の効果を発揮できる手法と考えられる。

[会計・税務上の論点]

2001年12月期の連結剰余金計算書において、本合併により「連結子会社との合併に伴なう欠損金減少高」50,420百万円が計上され、財務内容が改善されている。連結子会社との合併はグループ内取引であるため、本来は経済的実態が変わらないはずであるが、親会社の単体財務諸表自体が変化することを理由として、これまでの連結上の処理(主として連結調整勘定の償却)を戻す処理となっている。

[類似再編事例]

- (株)三井住友銀行とその 100%子会社である(株)わかしお銀行との合併(2002年12月25日付公表)・・・わかしお銀行を存続会社とする逆さ合併の事例
- (株)三越と子会社である(株)名古屋三越、(株)千葉三越、(株)鹿児島三越、(株)福岡三越との5社合併(2003年1月30日付公表)・・・新設合併の事例

(4) [事例4] 会社分割・合併: 日立グループの家電事業部門・産業機器事業部門の再編

[再編概要]

日立製作所は、本体の家電グループ及び産業機器グループを分社化するとともに、それぞれ製造子会社や保守・サービス子会社と統合した。

家電グループ

親会社本体の家電事業と既存の製造子会社2社（日立多賀エレクトロニクス、日立栃木テクノロジー、いずれも100%出資子会社）との共同新設分割により家電新会社を設立し、事業を統合（抜け殻となる製造子会社は事後解散 - いわゆる消滅分割）する。新設会社株式の割当先はいずれも日立製作所であり、統合後も100%出資の子会社となる。

産業機器グループ

既存の保守・サービス子会社（日立東サービスエンジニアリング、100%出資子会社）を承継・存続会社として、本体産業機器事業については吸収分割し、既存の保守・サービス会社1社（日立西サービスエンジニアリング、100%出資子会社）と製造子会社2社（日立ドライブシステムズ、日立中条テクノロジー、いずれも100%出資子会社）については吸収合併することにより、産業機器新会社として統合。統合後も100%出資子会社となる。

[再編スケジュール]

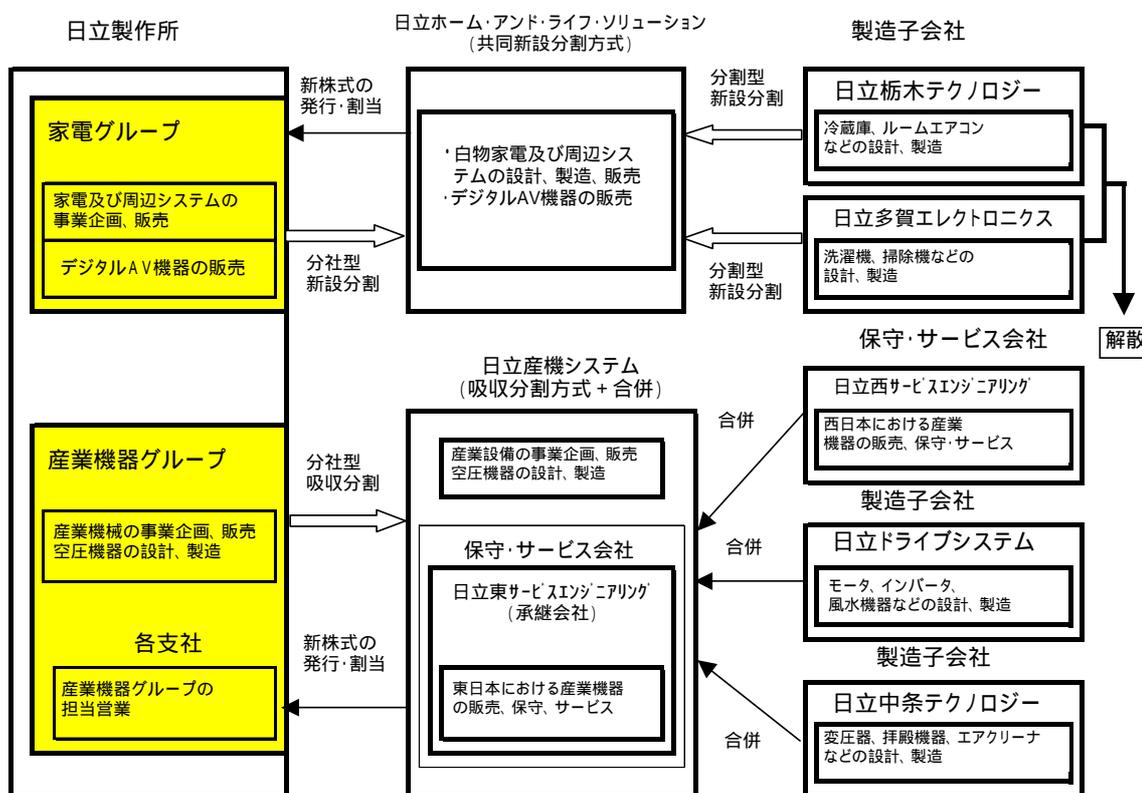
家電グループ

2001年9月27日	会社分割承認取締役会
2001年12月21日	会社分割計画書承認取締役会
2001年12月25日	会社分割計画書作成・調印
2002年1月22日	株式会社日立多賀エレクトロニクス株主総会及び株式会社日立栃木テクノロジー株主総会（日立製作所においては簡易分割）
2002年4月1日	会社分割期日

産業機器グループ

2001年 9月27日	会社分割等承認取締役会
2001年 12月21日	会社分割契約書等承認取締役会
2001年 12月25日	会社分割契約書作成・調印
2002年 1月10日	株式会社日立東サービスエンジニアリング、株式会社日立ドライブシステムズ及び株式会社日立中条テクノロジー株主総会（日立製作所においては簡易分割）
2002年 1月11日	株式会社日立西サービスエンジニアリング株主総会
2002年 4月1日	会社分割期日・合併期日

家電事業及び産業機器事業の再編のスキーム



[再編目的・理由]

家電グループ

グローバルレベルでの開発、設計、製造、営業、サービスのすべての運営面でのスピードアップ、新家電製品への製品開発戦略への対応のための一貫した家電専体制の構築

産業機器グループ

市場環境の変化に伴う付加価値の高い機器のスピーディな提供やシステム・ソリューションの提供ニーズ対応のため、機器サイクル全体を把握できる体制の構築と営業・サービス体制の一体化

[再編手法の選択理由]

目的が類似し、同時に行われた再編において、異なる手法が用いられている事例として注目される。

先に、産業機器グループの再編においては、東日本における販売・保守・サービスの子会社が既に存在しており、この会社を中核として西日本の販売・保守・サービスの子会社と製造子会社2社を合併し、日立製作所本体より産業機器グループを吸収分割(簡易手続)する手法が採られている。

これに対し、家電グループの再編においては、中核となる会社を分割により新設する「共同新設分割」の手法が採られている(厳密には、日立製作所本体の家電グループの分割は分社型、製造子会社2社の分割は分割型)。家電グループの場合、同時に事業部制を廃止し主要製品ごとのビジネスユニットを置くなど、新会社の設立による経営組織の刷新に主眼が置かれていると思われる。

[会計・税務上の論点]

再編を行う上記の子会社は、すべて日立製作所100%出資の子会社であることから、税務上は100%グループ内の適格再編に該当するものと思われる。

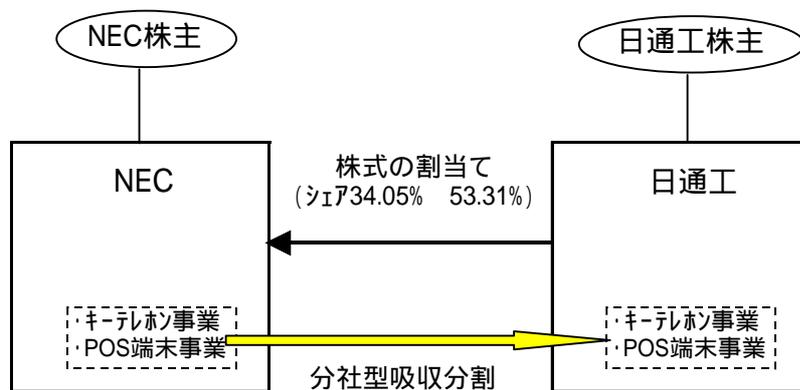
なお、家電グループにおける製造子会社2社の分割については、事業の全部が移転し、かつ分割後遅滞なく解散する、いわゆる合併類似分割の手法が採られており、税務上の繰越青色欠損金があれば引継ぎが認められるものと考えられる。

(5)【事例5】会社分割(分社型吸収分割): NEC/日通工の事業統合

[再編概要]

NECのキーテレホン及びPOS端末事業について、分社型吸収分割の手法により日通工に移管した。日通工はNECのソリューション事業の一翼を担う会社となり、社名もNECインフロンティアと変更した。

当該事業を日通工に統合するとともに、当該事業の対価として、承継会社である日通工



の株式をNECに割当てることにより、NECの日通工に対する持株比率を4.05%から53.31%に引き上げることとなった。

なお、国内での再編に先立ち、海外においても、米国では、現地法人である日通工アメリカ及びNECアメリカで各々行っていたキーテレホン事業の営業部門及び技術開発部門につき、ディーラーを含む営業部門をNECアメリカに、調達を含む技術開発部門は日通工アメリカに統合し、またタイでは、現地法人である日通工タイ及びNECテクノロジー・タイランドで各々行っていたキーテレホンの生産事業を日通工タイに統合した。

[再編スケジュール]

2000年 8月25日	基本合意
2001年 4月1日	(米国及びタイにおいて同事業の統合を実施)
2001年 4月3日	分割契約書調印
2001年 4月19日	分割承認総会 (NECは簡易分割手続)
2001年 6月1日	分割期日・分割登記、商号変更

[再編目的・理由]

両社におけるいずれの事業もほぼ同規模で、マーケットは異なるものの NEC グループ内で重複している。

今後の事業発展のためには、経営資源の有効活用、事業規模の拡大によるプレゼンスの向上を図り、グローバルな競争力と収益力の強化が必要と考えた。

[再編手法の選択理由]

本事例の実施に当たっては、他に営業譲渡による事業の移転も考えられるが、事業譲渡時の課税及び譲受側の資金調達が必要となることから、適格分割によるメリットの方を選択したものと考えられる。これは、海外における同事業の統合を先行する一方、国内における再編については会社分割に係る改正商法の施行日である 2001 年 4 月を待って手続を開始していることから推測される。

分社型吸収分割の手法を用いることにより、事業移転時の課税を繰り延べるとともに、譲渡対価として承継会社の株式を分割会社が取得することにより、承継会社に対する持株比率を 50% 超とすることができ、その支配権を獲得することが可能となった。この手法は、一種の M&A の手法として用いることができる事例として注目される。

なお、NEC は本件以後も、同じく分社型吸収分割（逆取得）の手法で NEC の電子部品事業をトーキン（東証 1 部）に移転し、トーキンの支配権獲得（持株比率 20.71% 66.60%）を行っている。

[会計・税務上の論点]

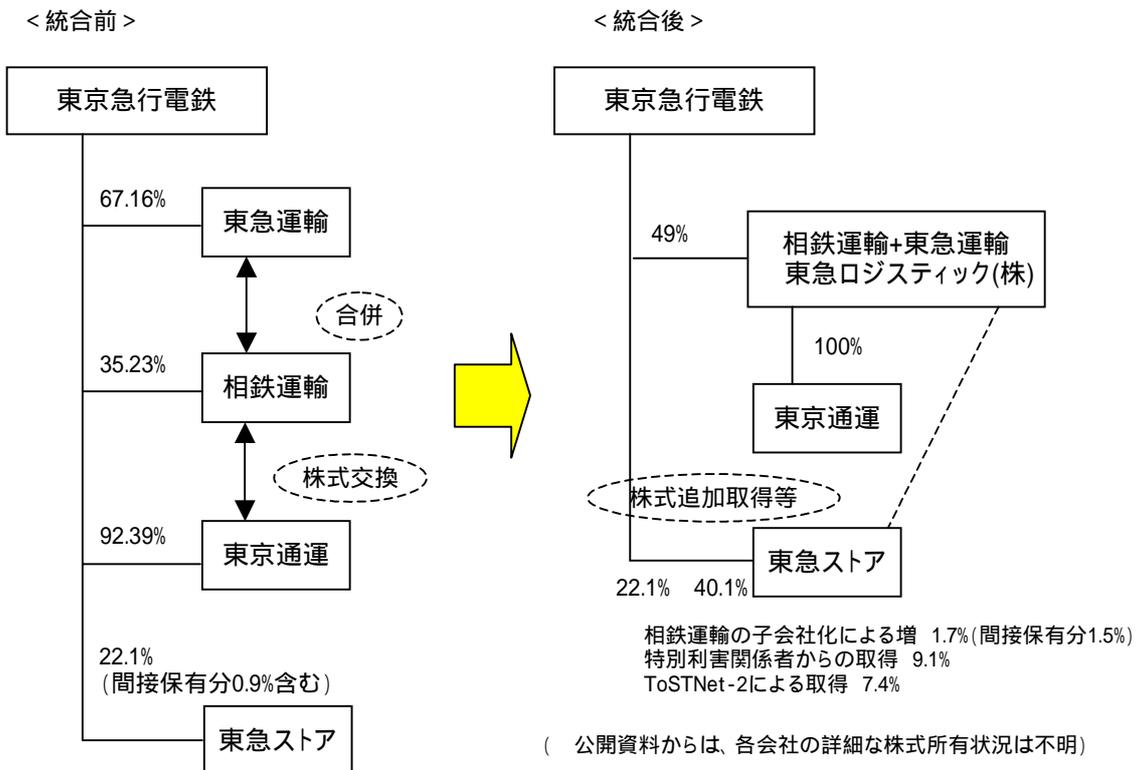
本事例における分割は、分割会社である NEC が、分割事業の対価として日通工の株式を取得してその持株比率を過半数と引き上げており、会計上いわゆる「逆取得」に相当する。

税務上は、共同事業による適格分割として非課税による再編が行われたものと思われる。

(6)【事例6】株式取得:東京急行電鉄による東急ストアの子会社化

[再編概要]

東京急行電鉄(株)は、関連会社である(株)東急ストアの株式を追加取得(22.1% 40.1%、いずれも間接保有分含む。)することにより、証券取引法上の実質支配力基準による子会社化を行った。



[再編スケジュール]

- 2001年6月28日 取締役会決議
- 2001年6月29日 特別関係者から6,371,000(9.1%)株を取得
ToSTNet-2を通じて5,223,000株(7.4%)を取得
- 2002年4月1日 相鉄運輸株式会社の株式交換による東京通運株式会社の完全子会社化及び東急運輸株式会社との合併
- 2002年4月1日 株式会社東急ストア子会社化

東急ストア子会社化の具体的プロセス

東京急行電鉄における 既保有分	22.1%(間接保有 0.9% 含む。)
--------------------	----------------------

+

取得方法	追加取得分	取得後持分
相鉄運輸の子会社化による持分 増加	+1.7%(間接保有 1.5% 含む。)	23.6%(間接保有 2.4% 含む。)
特別利害関係者からの取得	+9.1%	32.7%(間接保有 2.4% 含む。)
発行済株式総数の 1/3 超となる追加取得を市場外取引 (= 相対取引) で行うには公開買付の手続が必要となる。		
ToSTNeT-2 による取得 (市場内取得)	+7.4%	40.1%(間接保有 2.4% 含む。)
		連結子会社化

[再編目的・理由]

「東急グループ経営方針」において、沿線の付加価値を高める事業をコア事業の一つと位置付けており、東急ストアも沿線付加価値向上に資する重要な会社であることから、株式を追加取得し同社を連結子会社化するとしている。

[再編手法の選択理由]

本件においては、特別関係者から 9.1%分の株式取得を行った時点で、持株比率が 31.2%に達する点がポイントとなる。公開会社の株式を市場外で(相対で)取得するとき、買付後の持株比率が発行済株式総数の 3分の1を超える場合(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号)には、公開買付手続が必要となる条件に該当する。したがって、東証の市場内取引である ToSTNeT-2 による取引を利用して追加取得を行ったものと思われる。

なお、シェアが 3分の1を超える場合の追加取得の代替案としては、第三者割当増資の引受けによる取得も考えられる。

(ToSTNeT-2 による取引)

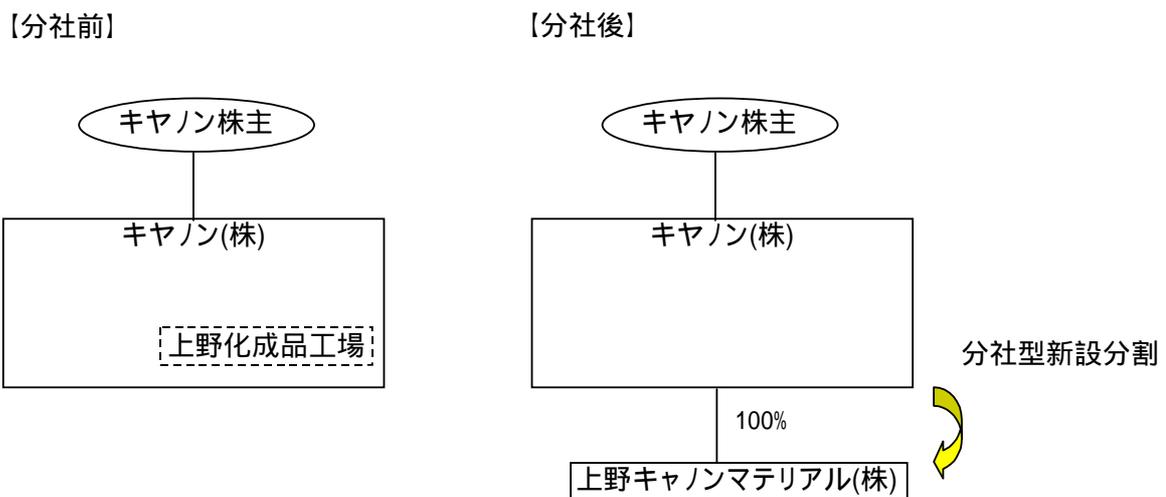
東京証券取引所における立会時間外で行われる売買で、市場終値により売り注文と買い注文を集めて取引を成立させるものである。この制度は、インサイダー取引規制等をディスクロージャーによりクリアしつつ、日々の相場動向を見極めながら機動的にまとまった株式の買付ができる点で、特に自己株式の取得に利用されるケースが多い。

2. 分離

(1)【事例7】会社分割(分社型新設分割・簡易分割):キヤノンの工場分社化

[再編概要]

キヤノンは、化成品事業(トナー、感光ドラム及びトナーカートリッジ製造)の中で重要な位置付けにある、上野化成品工場をキヤノンの100%子会社として分社独立化した。



[再編スケジュール]

2001年 10月 29日	分社化方針決定取締役会
2002年 1月 31日	会社分割承認取締役会(簡易分割)
2002年 4月 1日	分割期日

[再編目的・理由]

上野化成品工場を化成品事業の中核生産会社として独立させることで、経営体質の更なる強化を図り、高付加価値製品の製造を中心にコスト競争力を高める。

[法律上の論点]

製造部門と販売部門を有する会社が、製造部門を構成する工場のみを営業として評価することができるか、という論点がある。結論としては、その工場が全体として、その製造事業を営むために有機的の一体として機能するものであれば、会社分割の対象となる営業として評価しうると解釈され、また、その活動がなければ会社(商人)として成り立たないという点では、たとえ総務部門のような業務であっても、営業的活動として分割の対象と

しうるとされている（実務相談室・旬刊商事法務 No.1616 P.36 参照）

[再編手法の選択理由]

会社を金銭出資により新設し営業譲渡する場合（事後設立）と比較して、検査役の調査が不要であること、営業の譲受け対価としてのキャッシュが不要であること、等の点で会社分割の制度は優位性がある。また工場に勤務する従業員にとっても、対象事業に従事する従業員が包括的に承継され、また分割を理由とした労働条件の不利益変更ができないことから、営業譲渡よりも受け入れやすいものと考えられる。

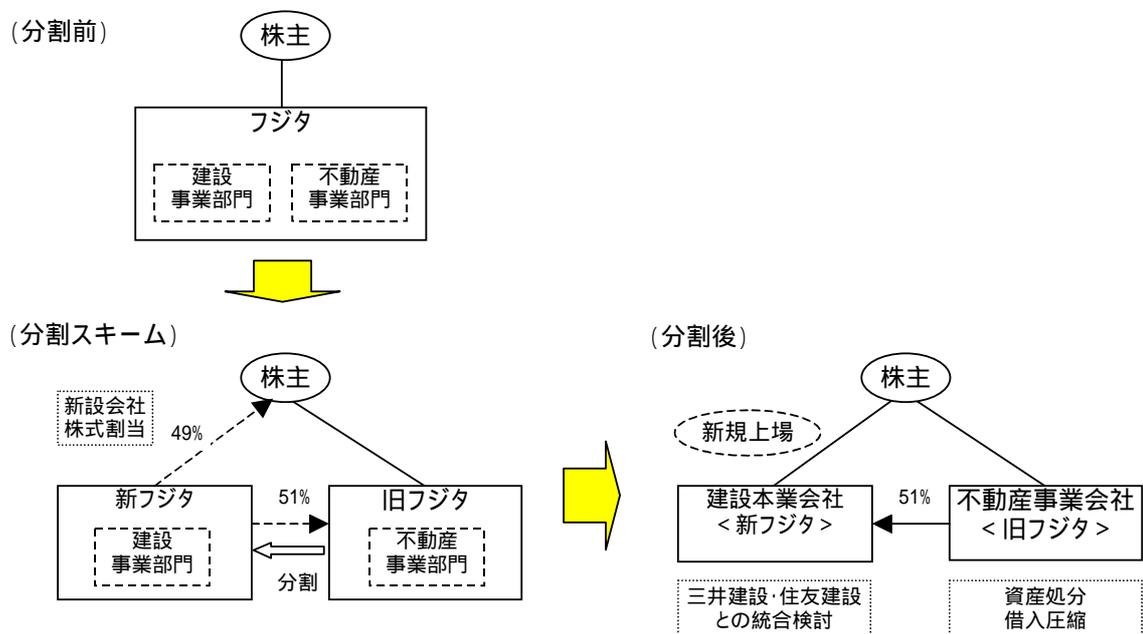
[類似再編事例]

- ミズノ(株)の養老工場部門の分社型新設分割による分社（2002年2月15日付公表）
- カルソニックカンセイ(株)の九州工場を分割し、子会社のカルソニック大分(株)に吸収分割により承継（2002年2月26日付公表）

(2)【事例8】会社分割(折衷型)：フジタによる建設事業部門の分割

[再編概要]

(株)フジタは、建設事業部門を会社分割により分社し、新フジタ（承継会社）の株式を旧フジタ（分割会社）に 51%、旧フジタの株主に 49% 割り当てる折衷型分割を実施した。さらに、不動産事業会社となる旧フジタの商号を「(株)AC リアルエステート」に変更するとともに、新フジタが(株)フジタの商号を継承するとともに、新規上場を申請し、三井建設・住友建設の経営統合に参加を目指す。



[再編スケジュール]

- 2002年5月24日 分割計画書承認取締役会
- 2002年6月27日 分割計画書承認株主総会
- 2002年10月1日 分割期日
- 2002年10月1日 分割登記

[再編目的・理由]

建設業を取り巻く環境は、民間設備投資の減少や公共事業の削減などにより極めて厳しい状況にある中、抜本的な事業構造の改革により会社再建を確実にするため、建設事業と不動産事業に会社を分割するもの。これにより、新設会社における建設事業の事業性を改善するとともに、分割会社における不動産事業については物件の早期販売と一部保有物件

の有効活用により安定収益確保を行い、取引金融機関の協力を得て債務の圧縮に努める。

[再編手法の選択理由]

分割方式は、現行フジタを分割会社とし、新設会社を承継会社とする人的分割（折衷型）すなわち承継会社株式の約51%を分割会社に割当交付し、残余を分割会社の株主に割当交付するものである。

当分割方式を採用した理由については次の趣旨が説明されている。

「新フジタ及び旧フジタが、それぞれの本業である建設事業及び不動産事業に特化できるように別法人に分割するものであり、グループ内分割という位置付けを明確にするため、新フジタの株式を当社株主と旧フジタの両方に割当交付する。」

なお、国土交通省では、大手ゼネコンの採算性向上のため、会社分割を促進し不採算部門を切離しやすくするための建設業法上の規制を緩和する方向を示している（ただし、100%出資の子会社が対象となる模様）。

[会計・税務上の論点]

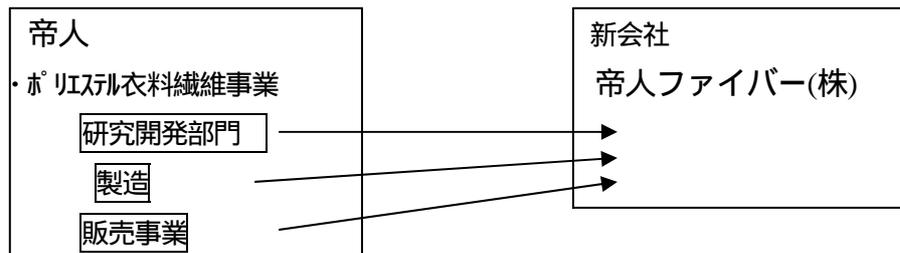
税務上は、分割後も分割会社が承継会社の株式を50%超保有することとなるため、適格分割に該当するものと思われる。

不動産事業会社となる分割会社においては、収益規模に比し多額の債務が残ることとなるが、債務の履行見込みについては、分割会社、承継会社ともに問題ないものとされている。

(3) [事例9] 営業譲渡(事後設立): 帝人グループ

[再編概要]

帝人は本体で扱っていたポリエステル衣料繊維の研究開発・製造・販売事業を営業譲渡により分社化した。



新会社の予想 B/S (億円)

流動資産	465	流動負債	132
固定資産	185	借入金	210
		資本金	240
合計	650	合計	650

[再編スケジュール]

2001年5月29日	営業譲渡承認取締役会
2001年6月21日	営業譲渡承認株主総会
2002年2月初旬	新会社(帝人ファイバー(株))設立
2002年4月1日	営業譲渡日

[再編目的・理由]

国内競争の激化に対処すべく、意思決定の迅速化、人的効率の向上、間接部門経費の合理化等による徹底した競争力強化を目的とする。

[再編手法の選択理由]

会社分割制度導入後において、分社化を簿価移転によらず時価による事後設立により行っていることから、何らかのメリットにより本スキームが選択されたものと思われる。

[会計・税務上の論点]

本ケースではグループ内再編でありながら、時価譲渡となっている点が注目される。しかも、流動資産・負債の譲渡は現金決済とし、固定資産については現物出資を行うとのことである。これにより譲渡側（親会社）では売却損益が発生し、譲受側（新設子会社）では営業権が発生する可能性がある。

グループ会社間での営業譲渡において営業権を計上する場合、商法上自己創設のれんとみなされる可能性がある上、税務上も損益の付替えによる課税リスクがある。この場合、営業権評価に係る第三者機関による評価書等の客観的な資料の整備が必要と考えられる。

[類似再編事例]

- 住友重機械工業(株)造船部門（商船、官公庁船（除く艦艇）及び海洋構造物に関するすべての営業。ただし、販売に関する営業は除く。）の新設会社への営業譲渡による分社化（2002年4月22日付公表）
- 蝶理(株)合成樹脂事業部門の既存子会社への営業譲渡による分社化（2001年12月6日付公表）

(4)【事例10】営業譲渡:コカ・コーラウエストジャパンにおける製造部門の一部分離

[再編概要]

コカ・コーラウエストジャパン(株)は、製造に係る営業を新設の全額出資子会社(コカ・コーラウエストジャパンプロダクツ(株))に営業譲渡した。

[再編スケジュール]

2002年2月1日	新会社(営業譲渡の受皿会社)設立
2002年2月21日	営業譲渡契約締結承認取締役会
2002年2月21日	営業譲渡契約書調印
2002年3月27日	営業譲渡承認株主総会
2002年4月1日	営業譲渡日

[再編目的・理由]

競争が激化する清涼飲料業界において、更なる成長・拡大を図るためには、営業の強化と経営の効率化を一層推進する必要がある、その一環として専門化による原価低減を図るため、100%子会社の製造専門会社を設立し製造部門を分離することとしたもの。

[再編手法の選択理由]

本事例は【事例7】のキヤノンの事例とは目的は類似するが、会社分割による場合と比較して、債権者保護手続が不要であること、営業の主要な資産である固定資産を親会社に残すことが可能であること、等の手続面のメリットによりこの手法が選択されたものと考えられる。

なお、営業譲渡の対象となる譲渡財産は、営業権のみとし、その譲渡価額は無償としている。また、本営業に必要な固定資産は、すべて親会社に残し、親会社が貸与することとしている。

本件取引は、設立より2年内の新設子会社に対する営業譲渡のため、商法246条の事後設立に該当するかどうか問題となるが、譲渡対象は営業権のみであり、その譲渡対価が無償であるため、「資本の20分の1以上に当る対価」をもって取得する契約には該当しておらず、事後設立とはならないと考えられる。

<参考：グループ全体の再編概要>

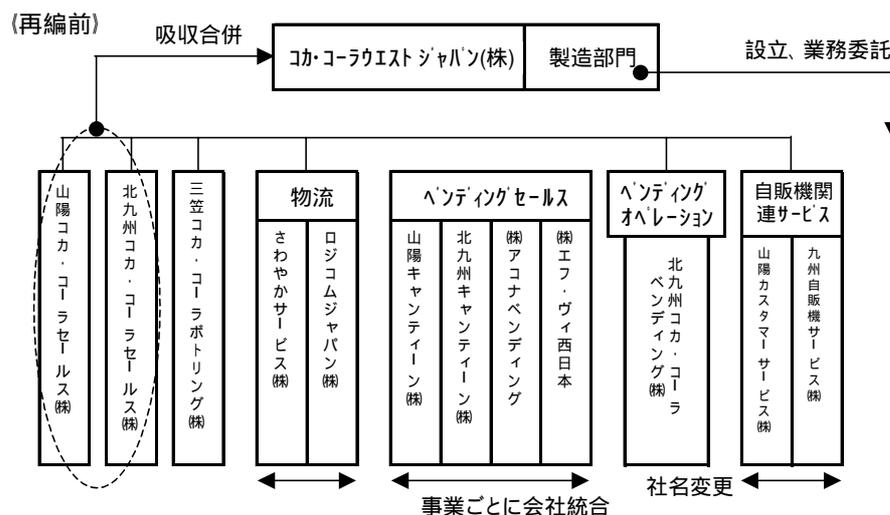
当社においては、本件のほか、グループ企業全体の再編を進めており、「物流」、「ベンディングセールス」及び「自販機関連サービス」に関する子会社の統合を行っている。

2002年4月1日付で簡易合併によりコカ・コーラウエストジャパン(株)が山陽コカ・コーラセールス(株)及び北九州コカ・コーラセールス(株)を吸収合併

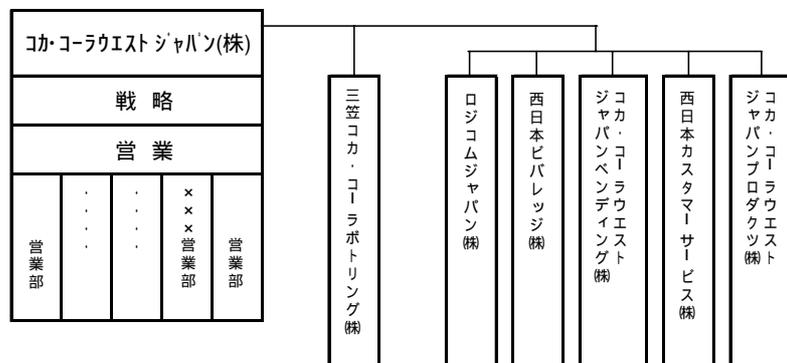
2002年4月1日付で当社の製造オペレーション業務等をコカ・コーラウエストジャパンプロダクツ(株)に委託(本件)

2002年4月1日付で北九州コカ・コーラベンディング(株)が中国地方へのエリア拡大に伴い、社名をコカ・コーラウエストジャパンベンディング(株)へ変更

2002年7月1日付でコカ・コーラビジネスの関連事業を含むグループ企業が事業ごとに合併



(再編後)



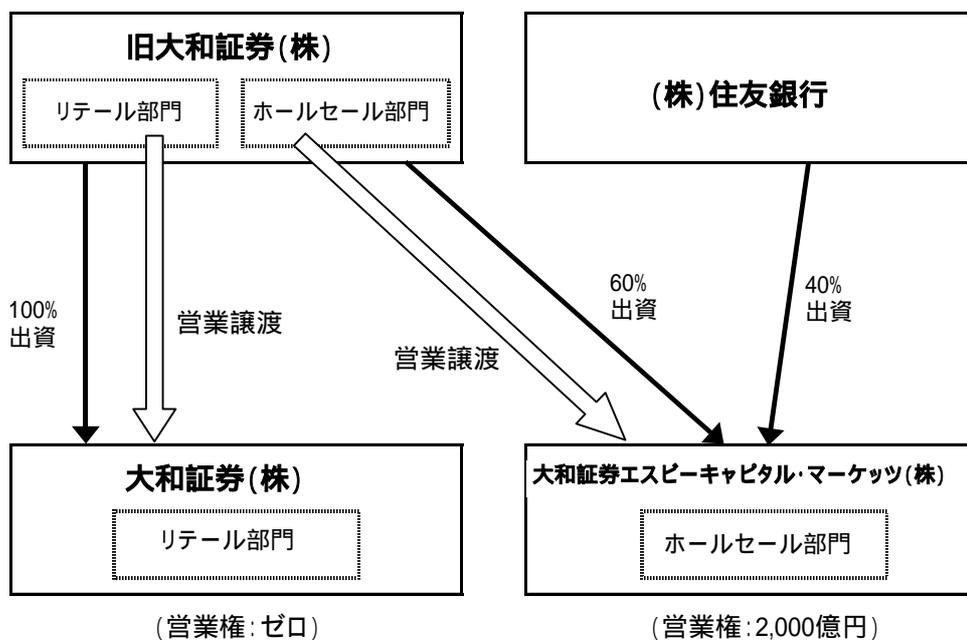
3. 持株会社経営

(1) [事例11] 営業譲渡: 大和証券グループの持株会社経営への移行

[再編概要]

旧大和証券(株)を抜け殻方式により持株会社体制へ移行するため、いずれも設立後相当年数を経た受皿会社を利用した営業譲渡により、まず同社のホールセール部門について(株)住友銀行との合弁(大和証券60%、住友銀行40%出資)の受皿会社に移管し、残余のリテール部門を含む営業全部を100%出資の受皿会社に移管した。旧大和証券は証券業を廃止し、持株会社となった。また、営業譲渡に伴い、対象従業員からは、一旦退職し各承継会社と新たに雇用契約を締結することについて合意を得て実行された。

会社分割制度導入前における持株会社体制への移行事例として注目される。



[再編スケジュール]

- 1998年7月28日 (株)住友銀行とのホールセール証券事業の提携に関する基本合意
- 1998年11月9日 営業譲渡承認總會のための基準日設定取締役会
- 1998年11月30日 臨時株主總會基準日
- 1999年2月5日 営業譲渡承認 臨時株主總會
- 1999年4月5日 旧大和証券のホールセール部門の営業譲渡(大和SBキャピタルマーケット(株) その後、大和証券SMBC(株)に商号変更)

1999年4月26日 旧大和証券のリテール部門を含む営業全部の譲渡（現・大和証券(株)）

[再編目的・理由]

グループ全体のシナジーを保ちつつ、ビジネス分野毎の特性に応じた機動性と専門性を発揮し、最高水準の金融サービスを提供する最強の証券会社グループを目指して持株会社経営へ移行した。

[再編手法の選択理由]

上述のとおり、本事例は会社分割制度の導入前であり、手続上の煩雑さはあるものの当時においては、営業譲渡の手法以外に選択の余地がなかったものと思われる。なお、抜け殻となる旧大和証券における繰越欠損金の存在如何により、営業権の譲渡益に対する課税負担を軽減できたものと考えられる。

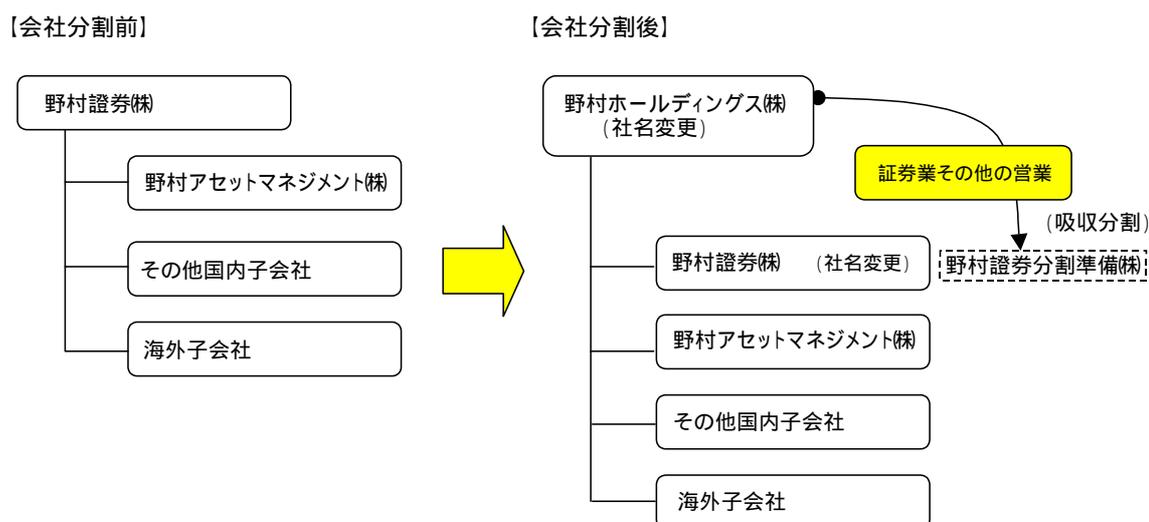
[会計・税務上の論点]

設立より2年以上経過した受皿会社を利用し、事後設立に該当しない営業譲渡を行っている事例である。ホールセール部門の分社に際しては、住友銀行（グループ外企業）との合弁子会社への営業譲渡のため2,000億円の営業権の計上を行っているが、もう一方のリテール部門を含む営業全部の分社については、100%出資子会社（グループ内企業）への営業譲渡のため、営業権の計上を行っていない。リテール部門における営業権価値がゼロであるとは考えがたいが、この同時に行われた2つの営業譲渡における営業権計上の取扱いを明確に分けた実務事例として注目される。

(2)【事例12】会社分割:野村証券グループの持株会社経営への移行

[再編概要]

野村証券グループは、分社型吸収分割により持株会社を中心としたグループ経営体制に移行した。なお、その後同グループはニューヨーク証券取引所に上場を果たしている。



[再編スケジュール]

- 2001年3月22日 持株会社設立に関する取締役会決議
- 2001年5月17日 会社分割に関する取締役会決議
- 2001年6月28日 分割契約書承認株主総会(定時)
- 2001年10月1日 分割期日(持株会社設立)

[再編目的・理由]

証券業をコアとする金融サービス・グループを形成し、統一的な経営戦略を遂行する。

[再編手法の選択理由]

本事例においては、分社型吸収分割により、いわば抜け殻方式により持株会社化を図っている。

まず、会社分割(分社型)の手法を採用したのは、野村証券(株)の証券業等の主たる営業を100%子会社として分社することにより、既存の子会社群はそのままに、持株会社経営体制を構築できることが考えられる。また、【事例11】の大和証券グループの再編と比較しても明白なように、従来は分社化を実行する手法として営業譲渡や現物出資、事後設

立のいずれかしか選択肢がなかったが、会社分割制度の導入により分社化が比較的容易に行うことができるようになった点も挙げられる。

なお、吸収分割の手法を採用したのは、分社に当たり「証券業務を承継するために事前の証券業登録が必要である」(株主総会招集通知より)という理由により、あらかじめ、完全子会社としての分割準備会社(本件では「野村証券分割準備株式会社」)を金銭出資により設立して、事前に許認可申請期間をおく必要があったからとされる。実際に、証券業以外でも銀行、建設業、医薬製造業等、許認可を必要とする他社において同様の手法の適用事例が見られる。

[類似再編事例]

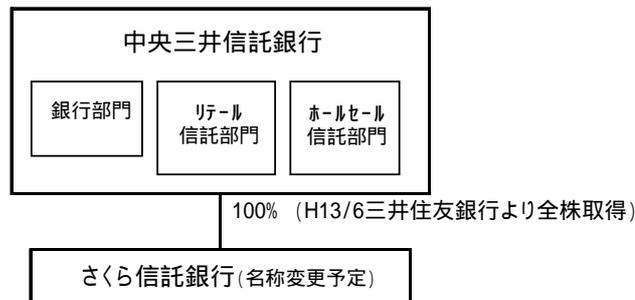
- 日興証券グループにおける分社型吸収分割による純粋持株会社化(2001年3月14日付公表)
- 帝人(株)・医薬医療事業部門の新設会社・帝人ファーマ(株)への分社型吸収分割による分社(2002年5月8日付公表)

(3)【事例13】株式移転: 中央三井信託銀行グループの持株会社経営への移行

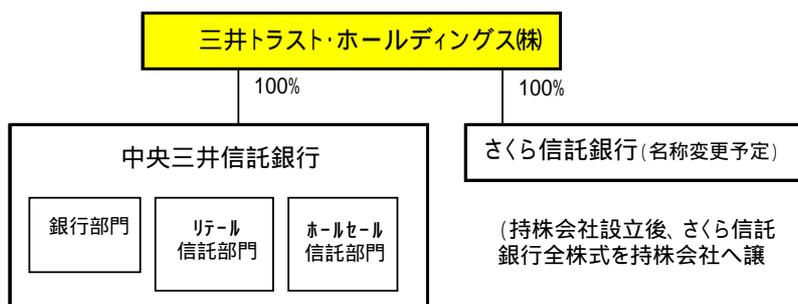
[再編概要]

中央三井信託銀行は、株式移転により金融持株会社を設立し、それ以前に三井住友銀行より全株式を取得したさくら信託銀行（再編後に三井アセット信託銀行に名称変更）とともに金融持株会社「三井トラスト・ホールディングス(株)」の傘下に入った。その後、中央三井信託銀行のホールセール信託部門（年金信託・証券信託等）を分割型吸収分割により三井アセット信託銀行に承継してグループ内の業務を再編するとともに、三井系をはじめとする親密企業の資本参画により持株会社の財務基盤を強化した。

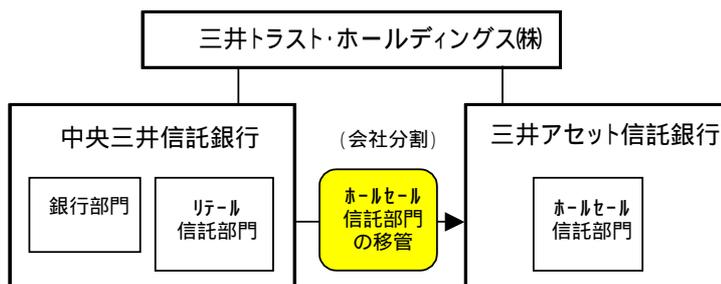
[現状]



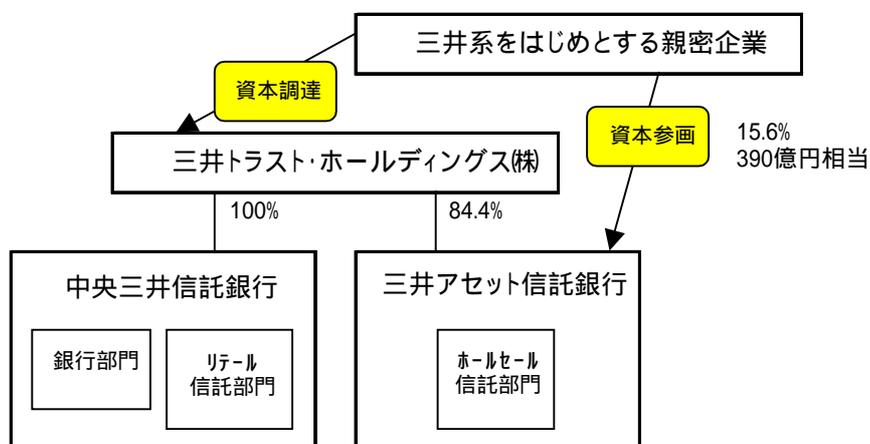
【持株会社設立】(～平成14年2月)



【事業再編】(～平成14年3月)



【資本調達等】(～平成14年3月)



【再編スケジュール】

(金融持株会社の設立)

- 2002年2月1日 株式移転の日(持株会社設立)
- 2002年2月1日 中央三井信託銀行は三井アセット信託銀行(さくら信託銀行より商号変更)の全株式を持株会社に譲渡

(会社分割)

- 中央三井信託銀行(分割会社)のホールセール信託部門を三井アセット信託銀行(承継会社)が分割型吸収分割により承継
- 2002年2月16日 分割承認総会
- 2002年3月25日 分割期日

【再編目的・理由】

信託機能をコア業務とし、マーケット特性(リテールとホールセール)に応じた高度な金融商品・サービスを提供する「トラスト・リーディング・バンク」を目指す。

【再編手法の選択理由】

メガバンクをはじめとする銀行の統合には、株式移転の手法による金融持株会社の設立が一般的となりつつある。その理由の一つとして、将来の合併等の更なる再編による完全統合を視野に入れて、人事、システム、店舗等の合理化・統合作業を段階的に行う、いわばソフトランディングを指向している点が挙げられる。また、株式移転の手法によれば、会社分割や営業譲渡の手法を用いた場合に想定される許認可の再取得や複雑な担保関係の移管等の煩雑な手続を当面回避できるため、金融持株会社を設立するという第一の目的を

優先する場合には使い勝手がよい、という面も考えられる。

また、第2段階の再編で、分割型分割の手法が採られているが、これは金融持株会社による100%持株関係を維持したまま、傘下子会社間の事業移管を行うためと考えられる。

さらに、金融持株会社の100%子会社として傘下に入った後、一部の株式（三井アセット信託銀行）を外部株主に売却しているが、これにより当該株式により売却益が生じる場合は、金融持株会社における一定の剰余金（優先株への配当原資等に活用）を確保することが可能となることが考えられる。

[会計・税務上の論点]

持株会社における配当原資・運営費用の問題

株式移転により持株会社を設立する際の一歩大きな問題点は、初年度の配当原資をどのタイミングで獲得できるかという点にある。

すなわち、株式移転による設立直後の持株会社の貸借対照表は、一般的に、
（借方）子会社株式 （貸方）資本金 / 資本準備金
としかならず、また通常、純粹持株会社は子会社の管理・経営指導を行うのみで、利益を生み出す営業は行わないため、子会社からの配当等が実施されるまでは剰余金がなく、逆に運営費用により赤字が先行せざるを得ないためである。

特に公的資金が導入された銀行の場合、優先株式への配当原資を優先的に確保する必要があるため、何らかの対策が必要となる。

そこで、配当基準日（3月31日や9月30日）より数日前に株式移転期日を設定することにより、完全子会社化後の配当基準日に子会社からの配当を柔軟に確保する方法や（みずほホールディングス等）本件のような傘下子会社の株式等、持株会社における資産売却により利益を計上する方法（大和銀ホールディングス等）が考えられる。

会社分割の税制適格性

本件においては、第2段階において、ホールセール信託部門を分割型吸収分割により事業移転を行ったあと、承継会社である三井アセット信託銀行の株式を15%強グループ外に売却し、390億円の資本参画を得ている（計上される譲渡益等詳細は不明）つまり、当初100%グループ内の再編に該当していたが、その直後に100%持株関係が崩れることとなるため、税制適格性が問題となる。この場合、50%超の関係はまだ保たれているため、50%超100%未満の持株関係における適格要件を充たすことにより、依然として適格分割としての再編が認められるものと思われる。

[再編目的・理由]

油脂関税引下げを契機とした本格的なグローバル競争の開始及び低価格化・高付加価値化への対応と研究開発力の強化のため、経営資源やノウハウの集中を行う。

(その後、吉原製油が豊年味の素製油(2002年4月株式移転により統合)に2003年4月を目途に合流することが発表され、食用油業界は二大陣営に集約・再編されることとなった。)

[再編手法の選択理由]

選択肢としては、3社での株式移転による共同持株会社の設立により、一度に持株会社化を図ることも可能である。しかし、既に出資関係のある会社間で株式移転を行うと、具体的には持株会社の完全子会社となる日清製油が保有していたリノール油脂株式及びニココー製油株式に対して、持株会社株式(親会社株式)が割り当てられることとなり、事後これらの親会社株式の処分が困難となることが想定される()ため、本スキームによる手法が選択されたものと考えられる。

その処分の一方法として完全親会社(持株会社)による自己株式取得が挙げられるが、株式移転により設立された持株会社においては設立当初の配当可能利益及び資金がないため不可能であり、また市場売却も多量となる場合は実務上困難である。

・グループを超えた組織再編成

1. 経営統合

(1)【事例15】合併:三井住友銀行の合併による統合

[再編概要]

(株)さくら銀行と(株)住友銀行は合併し、(株)三井住友銀行として統合した。

合併比率は住友銀行 1 に対してさくら銀行 0.6 であり、存続会社は住友銀行、本店所在地は東京都千代田区(さくら銀行東京営業部所在地)である。

なお、本件統合は、単なる金融再編にとどまらず、三井グループと住友グループという異なる旧財閥系列間の企業再編の端緒として象徴的な事例となった。

[再編スケジュール]

1999年 10月 14日	将来の統合を前提とした全面提携に基本合意
2000年 4月 21日	合併基本合意
2000年 6月 29日	合併契約書承認株主総会(定時)
2001年 4月 1日	合併期日

[再編目的・理由]

高度な金融ソリューション力、充実した商品・サービス提供ネットワーク等の統合・整備により、従来以上に付加価値の高い金融サービスを顧客に提供し、経費削減をはじめとするシナジーの早期実現を図る。

[再編手法の選択理由]

経営資源の融合、特にシステムや店舗の統合効果を早期に具現化する上で、合併という手法が選択されたものと思われる。当初は、2002年4月の合併を目標として、それに先立ち、2001年4月に持株会社の下で「双子銀行」化する構想であったが、グローバルな競争に勝ち抜き、本邦金融界におけるトップランナーの座をいち早く確保するために、1年前倒しで法的にも1つの銀行として統合することとなった旨の説明が開示されている。

[会計・税務上の論点]

合併時の合併差益により、消滅会社のさくら銀行から引き継ぐ資産・負債の含み損が直接消去された点が新聞等でも話題になった。

なお、企業結合会計導入後は、パーチェス法を適用する場合、含み損のみならず含み益もすべて実現させることとなる。

< さくら銀行の合併時の含み損処理額 >

(単位：百万円)

(単体ベース)	さくら銀行からの引継ぎ資産・負債の内訳	さくら銀行の要約貸借対照表 (2001.3 末)	差額 (= 含み損処理額)
	(A)	(B)	(B) - (A)
有価証券	9,743,394	10,199,669	456,275
動産不動産	257,159	286,354	29,195
退職給付引当金	224,304	14,054	210,250
		小計	695,720
		税効果考慮後	427,000

< さくら銀行の合併時の資本の部引継ぎ額 >

(単位：百万円)

(単体ベース)	合併による引継ぎ額	合併前資本の部 (2001.3 末)	差額 (= 資本の部減少額)
	(A)	(B)	(B) - (A)
資本金	523,851	1,042,706	518,855
資本準備金	991,326	899,521	91,805
利益準備金	131,261	131,261	-
評価差額金	42,690	42,690	-
その他の剰余金	165,051	165,051	-
合計	1,854,179	2,281,230	427,050

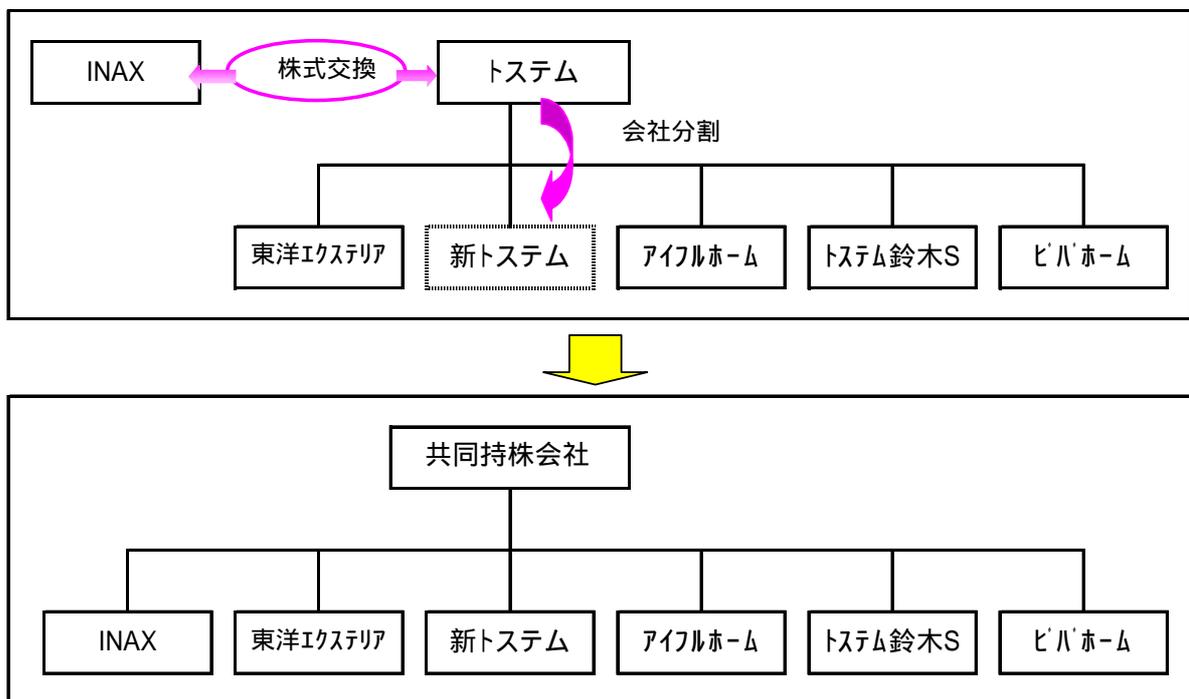
(出典：日本経済新聞 2002 年 1 月 22 日付朝刊、(株)三井住友銀行・2001 年 9 月期半期報告書より)

また、本件においては共同事業再編に該当し、税務上の繰越欠損金の引継ぎ等が行われたものと考えられる。

(2)【事例16】株式交換:INAX によるトステムグループ持株会社への参加

[再編概要]

(株)INAX 及びトステム(株)は、株式交換による共同持株会社の下での経営統合を行った。具体的には、トステムが、既に株式交換により東洋エクステリア、アイフルホーム、鈴木シャッター、ビバホームを完全子会社化し、さらにトステム自らが会社分割により現事業を分社することで、純粋持株会社体制に移行した上で、INAX がこの持株会社との株式交換により傘下に加わるというものである。



[再編スケジュール]

2001年4月3日	共同持株会社設立に関する基本合意
2001年5月22日	分割計画書・商号変更承認取締役会(トステム) 株式交換契約書承認取締役会(INAX・トステム両社) 株式交換契約書調印
2001年6月28日	分割計画書承認株主総会(トステム) 株式交換契約書承認株主総会(INAX・トステム両社)
2001年10月1日	分割期日・商号変更(トステム(株)が純粋持株会社化)
2001年10月21日	株式交換の日

[再編目的・理由]

両社の経営統合と事業力の結集により、新たなグループ全体での事業拡大と収益力向上、個々の事業会社の成長による企業価値増大を図る。

[再編手法の選択理由]

持株会社による統合については、合併による直接統合の手法と比較して、完全統合までのソフトランディング、すなわち当面の企業体、経営体制等を維持しながら統合できる点で、我が国企業において好まれやすい点があるように思われる。また、株式交換の手法は、買収資金の調達や税務の面でのメリットがあるため、選択されたものと考えられる。

[会計・税務上の論点]

INAX においては、統合発表時点における株式時価総額が純資産価額を下回っていたため、持株会社の連結会計上は貸方に連結調整勘定が計上されるものと考えられる（統合発表日（2001.4.3）の株価 643 円に対し、2001 年 4 月末中間期の 1 株当たり純資産価額は 787 円）。この場合、持株会社の個別会計上の株式交換による INAX 株式の受け入れ価額について、商法上の簿価純資産（あるいは時価純資産）とするのか、あるいは株式時価総額とするのかについては諸説があるが、通常は簿価純資産で受け入れているケースが多いようである。

[類似再編事例]

- 持株会社(株)大和銀ホールディングスへのあさひ銀行の株式交換による参加（2001 年 9 月 21 日付公表）
- 持株会社(株)豊年味の素製油への吉原製油(株)の株式交換による参加（2002 年 2 月 19 日付公表）
- コニカ(株)が移行する持株会社へのミノルタ(株)の株式交換による参加（2003 年 1 月 7 日付公表）

(3)[事例17]株式移転・会社分割・合併:みずほホールディングス(持株会社)の設立及びその後の再編

[再編概要]

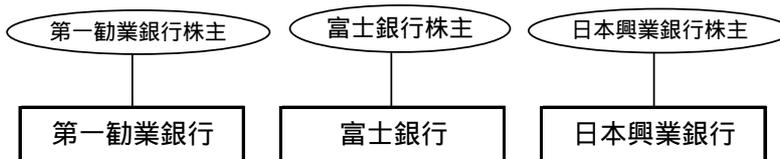
(株)第一勧業銀行、(株)富士銀行、(株)日本興業銀行は、全面的な統合により新しい総合金融グループ・みずほフィナンシャルグループを結成した。

その骨子は、共同で設立する金融持株会社の下で一体運営を行い、最終的には顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行うものである。

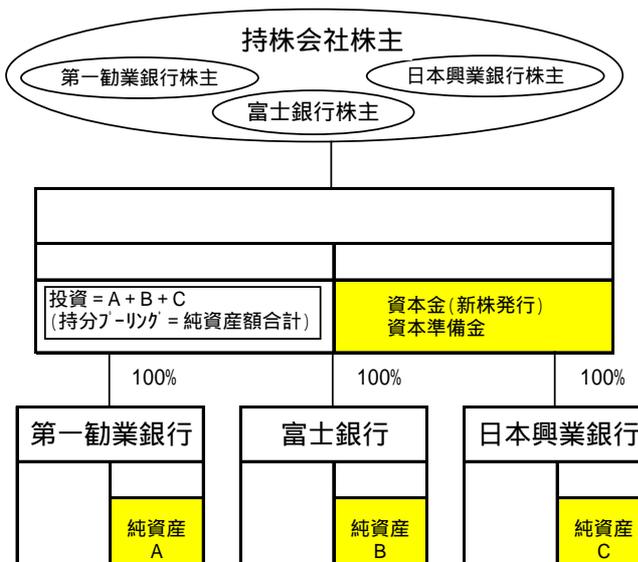
<第1段階：銀行三行の株式移転による統合>（2000年9月）

銀行三行が、株式移転により共同で金融持株会社を設立する（なお、各銀行傘下のホールセール証券会社も同時期に合併を行っている）。

<統合前>

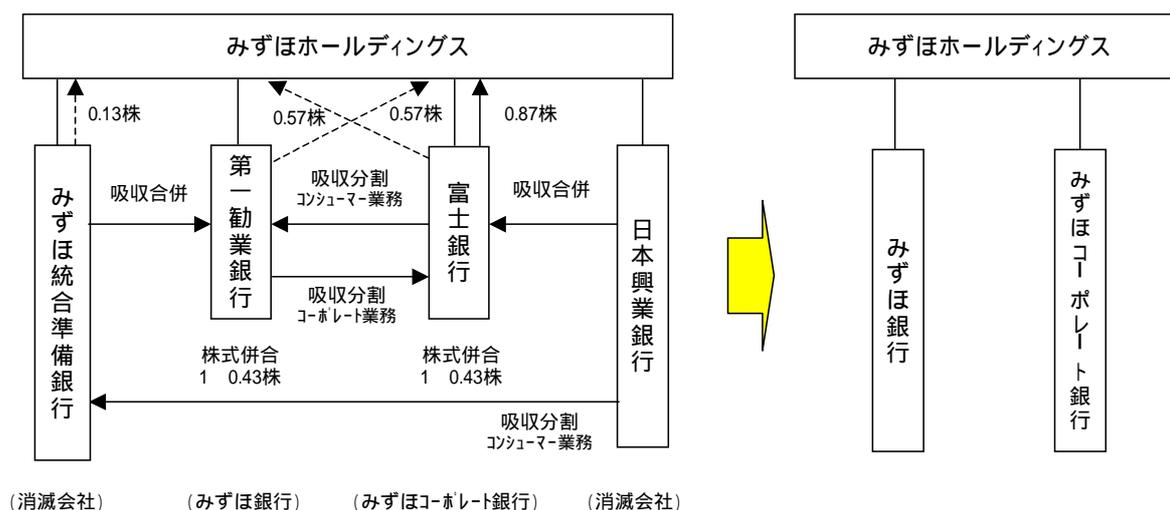


<統合 = 株式移転後>



<第2段階：銀行三行の分割合併による再編>（2002年4月）

金融持株会社傘下の各銀行を、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営として再編する。具体的には、三行のうち消費者業務を「みずほ銀行」に、またコーポレート業務を「みずほコーポレート銀行」に、それぞれ承継させた。

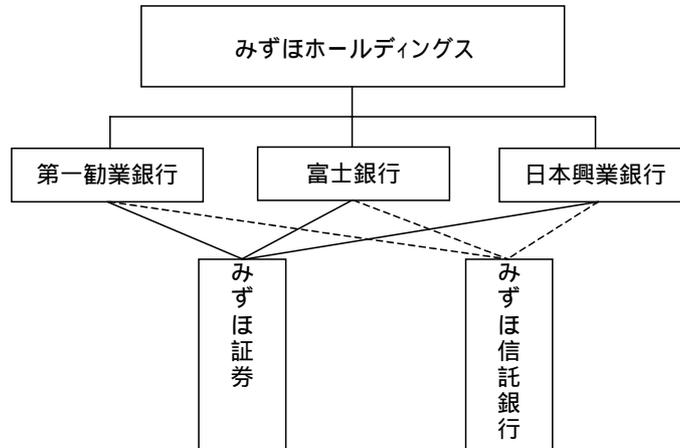


<第2段階：証券、信託銀行の再編>（2002年4月）

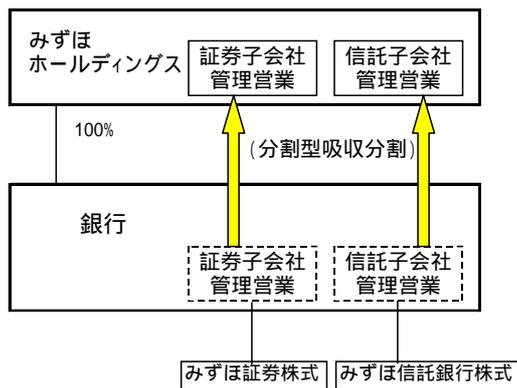
三行の子会社である「みずほ証券」及び「みずほ信託銀行」を持株会社の直接子会社とするため、三行の証券子会社管理業務及び信託銀行子会社管理業務に関する営業について、持株会社を承継会社とし、三行を分割会社とする分割型吸収分割により実施した。

（みずほグループはその後、さらに上層の持株会社みずほフィナンシャルグループを設立し、信託銀行、証券会社、その他関連会社の再構築を行っている。）

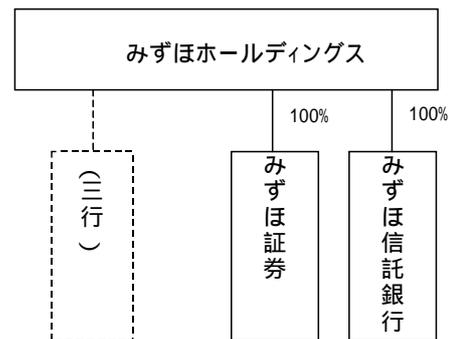
<会社分割前>



<各行における分割のイメージ>



<会社分割後>



[再編スケジュール]

<第1段階：銀行三行の株式移転による統合>（2000年9月）

- 1999年 8月20日 全面的統合に関する基本合意
- 1999年 12月22日 全面的統合に関する契約書調印
- 2000年 6月28日 株式移転計画書承認株主総会
- 2000年 9月28日 株式移転期日（株式移転をなすべき日）
- 2000年 9月29日 株式移転による設立登記日（持株会社設立日）

<第2段階：銀行三行の分割合併による再編>（2002年4月）

- 2002年 1月17日 会社分割及び合併契約書承認取締役会
- 2002年 1月17日 会社分割及び合併契約書調印

2002年 2月 8日 会社分割及び合併契約書承認株主総会
2002年 4月 1日 分割期日及び合併期日
2002年 4月 1日 分割登記及び合併登記

< 第2段階 : 証券子会社、信託銀行子会社に係る管理営業の再編 > (2002年4月)

2002年 1月17日 分割契約書承認取締役会(持株会社及び三行)
2002年 1月17日 分割契約書調印
2002年 2月8日 分割契約書承認株主総会(三行)
2002年 4月1日 分割期日
2002年 4月1日 分割登記

[再編目的・理由]

経済のグローバル化、金融ビッグバンの本格化の中で、国際的な競争に勝ち残り、国際プレーヤーとしての地位を確立するためには、金融ニーズに高い次元での確、迅速に応える「顧客対応力」と、強固な財務体質に支えられた「信用力」が必要である。

本統合により、経営効率の向上と事業分野、機能面での特色・強みの結合を実現して、我が国を代表し、かつ世界の五指に入る強力なプレーヤーとなることを目指している。

[再編手法の選択理由]

第一段階の株式移転による共同持株会社の設立は、その後の顧客セグメント別・機能別の再編を視野に入れた第一次統合と位置付けられる。これは、主として第二次統合に向けての準備期間を確保できる等のメリットの点で、その後のメガバンクや事業会社の再編のモデルケースともなっている。

第二段階の三行の顧客セグメント別・機能別の再編では、分割・合併の手法が採用されている。これは100%グループ内での再編であるため、税制適格性が確保でき、かつ営業の包括的な承継が行える点が挙げられる。また、一部合併の手法が採られているが、普通銀行と長期信用銀行という根拠法の異なる銀行間の再編という業法上の関係からと考えられる。

第二段階の証券子会社及び信託銀行子会社の管理営業の再編では、傘下銀行三行を分割会社、持株会社を承継会社とする分割型吸収分割の手法が採られている。この場合、本来は分割により承継会社である持株会社が発行する株式について、三行の株主である自らが交付を受ける形となるが、分割会社たる三行の発行済株式のすべてを持株会社が所有していることから新株の発行を行わないものとしている。結果として、分割により、三行から持株会社へ営業の移管が行われ、営業に含まれる証券子会社・信託銀行子会社株式も持株会社の直接保有となった。

[会計・税務上の論点]

100%グループ内における分割・合併であり、すべて税制適格再編として行われたものと考えられる。

なお、仮に当グループが連結納税制度を適用した場合、適用開始前5年以内の株式移転により完全子会社化した三行の繰越欠損金については、当該完全子会社の株式を継続して保有する限り、三行の上記再編後も連結所得と通算することが可能となるとされている。

(4)【事例18】株式移転:日本ユニパックホールディング(持株会社)による統合

[再編概要]

日本製紙(株)と大昭和製紙(株)は、株式移転による共同持株会社設立(持株会社名:(株)日本ユニパックホールディング)による事業統合を行った。

[再編スケジュール]

2000年3月27日	事業統合の基本合意
2000年5月26日	株式移転承認取締役会 株式移転契約書調印
2000年6月29日	株式移転承認株主総会
2001年3月29日	株式移転を為すべき時期
2001年3月30日	持株会社設立登記日

[再編目的・理由]

製紙業界は、情報・通信技術の革新に基づく洋紙需要の変化、経済のグローバル化による国際競争の激化など、産業構造の急速な変化への新たな対応を迫られているという環境の下にあり、両社は経営効率向上への迅速な対応による国際競争力の強化、生産余力の活用・重複投資の排除等を目的として統合を行った。

[再編手法の選択理由]

両社は当面独立性・自立性を維持しながら、各事業における製造・販売の一体運営を図っていき、連結ベースでの競争力強化及び資本効率の向上等の経営メリットを追求するという理由により、共同で持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることを選択している。

[会計・税務上の論点]

日本ユニパックホールディングの連結上、日本製紙及びその連結子会社は、持分プーリング法、大昭和製紙及びその連結子会社はパーチェス法を採用した。その結果、持株会社において33,784百万円の連結調整勘定が計上された。完全子会社である日本製紙の連結財務諸表上の連結調整勘定66百万円、同じく大昭和製紙の連結財務諸表上の連結調整勘定は886百万円であるため、約300億円がパーチェス法によるのれん代と考えられる。なお、会計方針によれば、こののれん代相当額は20年間で均等償却とされている。

また、株式移転による持株会社においては、当初の配当原資が確保できないことから、

株式移転期日を3月29日とし、既存株主に（正確には日本製紙株主のみ、大昭和製紙株主に対しては無配）期末配当金見合いとして株式移転交付金（1株当たり4円50銭）を支払い、3月31日現在の株主である持株会社へは、期末配当金として1株当たり5円50銭を更に支払っている。これは、第1期目（2001年3月30日～2001年9月30日）の期末配当金（1株当たり4,000円、旧50円額面換算で4円）の原資に充当されたものと考えられる。

なお、持株会社設立が2001年3月30日であることから、一般的な決算期である3月31日を期末日とするためには、第1期目を3月30日～3月31日の2日決算とするか、あるいは2001年9月30日までの半年決算として区切り、更に第2期目を半年決算（2001年10月1日～2002年3月31日）として戻す方法が考えられるが、本件においては後者を採用している。

2. 共同事業

(1) [事例19] 共同新設分割: 丸紅(株)及び伊藤忠商事(株)による鉄鋼製品事業の合併化

[再編概要]

総合会社である丸紅と伊藤忠商事は、両社の鉄鋼製品分野での統合につき、共同新設分割により新会社を設立し、鉄鋼製品部門を分割・移管した。

[再編スケジュール]

2001年 5月 10日	分割計画書承認取締役会
2001年 6月 27日	分割計画書承認株主総会
2001年 10月 1日	分割期日
2001年 10月 1日	分割登記

[再編目的・理由]

鉄鋼メーカー及び需要家双方の再編が世界的潮流となっており、商社の鉄鋼製品分野にあっても構造改革を推進し、競争力を強化することが焦眉の急となっている。この統合により、取引量の増大による規模のメリットを追求するとともに、営業・管理の効率化により競争力を高め、国内・海外の鉄鋼メーカーと幅広い協力関係を構築することで、広範な需要ニーズに応えることを目的としている。

[再編手法の選択理由]

適時開示書類において、以下の理由が記載されている

新設会社が分割手続の中で設立され、資本金の支払が不要であること

事後設立の手続が不要であること

契約等の権利・義務が相手方の個別同意なく新設会社に自動的に移管されること

労働者の承継が他方式を採用した場合と比べ容易であること

[実務上の論点]

両社とも、事業部門に属する従業員につき、満40歳を境として、それ以上の者を転籍とし、それ未満の者は最長3年間は出向とする取扱いとしている。これは、営業譲渡等の他の再編においても見られる実務であると思われる。

(参考)

両社の分割対象事業に係る譲渡資産・負債の差額(純資産)については、下記のとおり若干の差があるものの、第三者機関による算定結果(時価純資産法その他、DCF法及び類似企業比較法を勘案)に基づき、両社は分割比率を1:1と決定している。

鉄鋼製品部門の平成12年3月期における経営成績

丸紅(株)

(単位:億円)

	部門(A)	全社H12/3期実績(B)	比率(A/B)
売上高	6,757	88,588	7.6%
売上総利益	174	1,571	11.0%

伊藤忠商事(株)

(単位:億円)

	部門(A)	全社H12/3期実績(B)	比率(A/B)
売上高	5,960	102,520	5.8%
売上総利益	98	1,518	6.5%

譲渡資産、負債の項目及び金額(平成12年9月30日現在)

丸紅(株)

(単位:億円)

資産		負債	
流動資産	1,658	流動負債	1,115
固定資産	14	長期借入金・社債	209
投資等	446	社内使用資金 (新設会社出資金相当)	794 (250)
合計	2,118		2,118

伊藤忠商事(株)

(単位:億円)

資産		負債	
流動資産	1,083	流動負債	650
固定資産	6	長期借入金・社債	47
投資等	348	社内使用資金 (新設会社出資金相当)	740 (250)
合計	1,437		1,437

[類似再編事例]

- (株)東芝と松下電器産業(株):液晶事業部門の共同新設分割による合併会社設立(2002年1月29日付公表)・・・分割比率は東芝 60 : 松下 40
- 三菱商事(株)と日商岩井(株):鉄鋼製品部門の共同新設分割による合併会社設立(2002年5月17日付公表)・・・分割比率は三菱商事 60 : 日商岩井 40
- (株)日立製作所、富士電機(株)及び(株)明電舎:変電事業の共同新設分割による合併会社設立(2002年5月23日付公表)・・・分割比率は日立 50 : 富士電機 30 : 明電舎 20

< 別手法による参考事例 >

- 日本鋼管(株)と日立造船(株):造船事業部門の営業譲渡による合併会社(ユニバーサル造船(株))への統合・・・出資比率は日本鋼管 50 : 日立造船 50

(2)【事例20】合併・営業譲渡:住友金属工業/三菱マテリアル(シリコンウエハー事業)

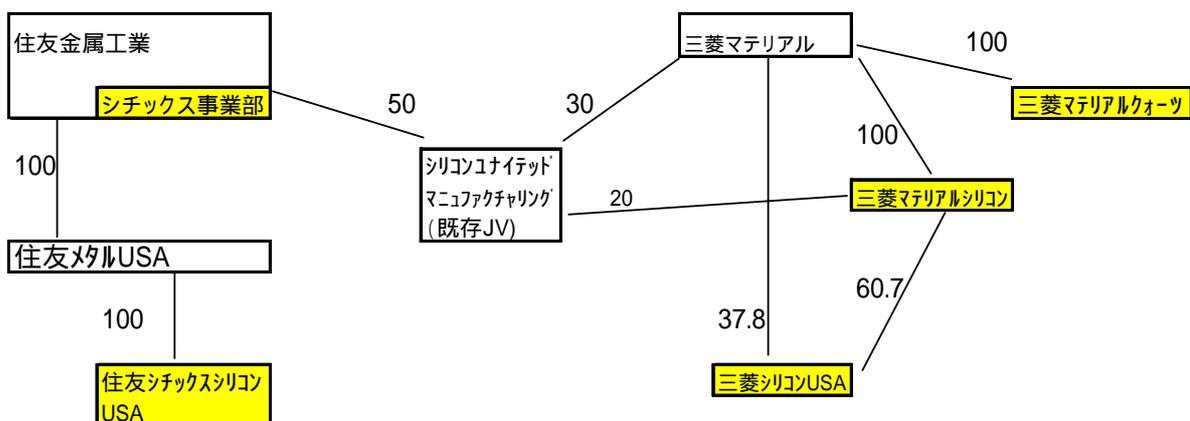
[再編概要]

両社グループの保有するシリコンウエーハ及び関連事業を統合し、既に両社の間で設立されていた300mmウエーハ事業合併会社であるシリコンユナイテッドマニュファクチャリング(以下「SUMCO」という)に対して

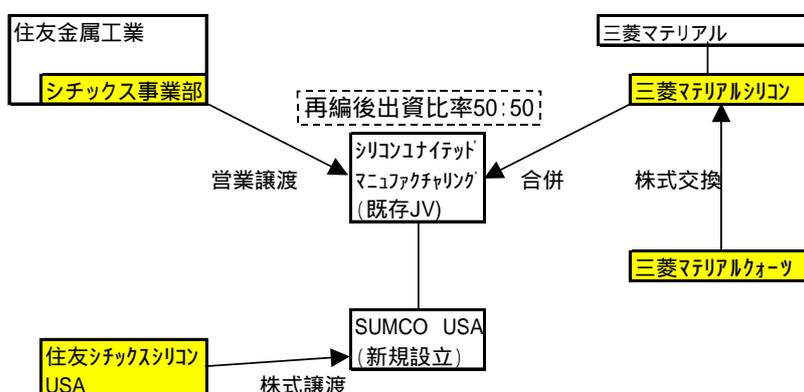
- ・住友金属工業は、シチックス事業部の営業譲渡を行うとともに、住友金属の米国子会社が保有するシリコンウエーハ生産子会社の株式を新たに設立されるSUMCOの米国子会社に譲渡し、
- ・三菱マテリアルは、あらかじめSUMCOへの持株を自社に集め、50%にした上で、100%子会社である三菱マテリアルシリコン及び三菱マテリアルコーツを吸収合併させる。

【統合前】

 統合対象



【統合手続】



[再編スケジュール]

- 2001年 5月9日 合併事業契約調印
- 2001年 9月28日 三菱マテリアルシリコン(株)所有の SUMCO 株式 20%分を三菱マテリアル(株)へ譲渡 (三菱マテリアルの持分割合が50%となる。)
- 2002年 2月1日 SUMCO へ営業譲渡及び合併

[再編目的・理由]

両社は既に、平成11年7月から次世代を担う300mm口径のウエーハの開発・製造を合併にて手掛けてきたが、技術革新のスピードが極めて速く、また製品開発に多額の資金を要するシリコンウエーハ事業において、今後300mm規格にとどまらず両社のすべてのシリコン事業及び関連事業(石英事業)を統合することで国際競争力及び事業効率を高めることが期待される。

[再編手法の選択理由]

会社分割制度導入後であるが、住友側の手法として吸収分割によらなかったのは、米国子会社の株式の時価譲渡を含めて、両社の持込資産の時価評価が50:50になるように調整するのは困難なため、移転資産を比較的自由に調整できる営業譲渡を採用したものと判断される。

[会計・税務上の論点]

住友金属側の再編手法は営業譲渡となっているが、でき上がりのSUMCOに対する持株比率は50:50となるということから、実際には米国子会社の株式譲渡を含めた現物出資で

ある。ただし、形式上営業譲渡となっていることから、資産の移転は時価によるものと思われる。

営業譲渡契約書上では、営業権を別途評価することとなっている点が注目される。50 : 50 の合併会社への譲渡であるから営業権の計上は認められると解される。

一方、三菱マテリアル側は単純な合併であり、税務上適格合併を志向していると解される。したがって、片方が時価での資産移転（営業譲渡）、一方は簿価での資産移転（合併）を行うことになるため、営業権の評価まで考慮すると、でき上がりの持株比率をどのように 50 : 50 に調整したのかが注目される。

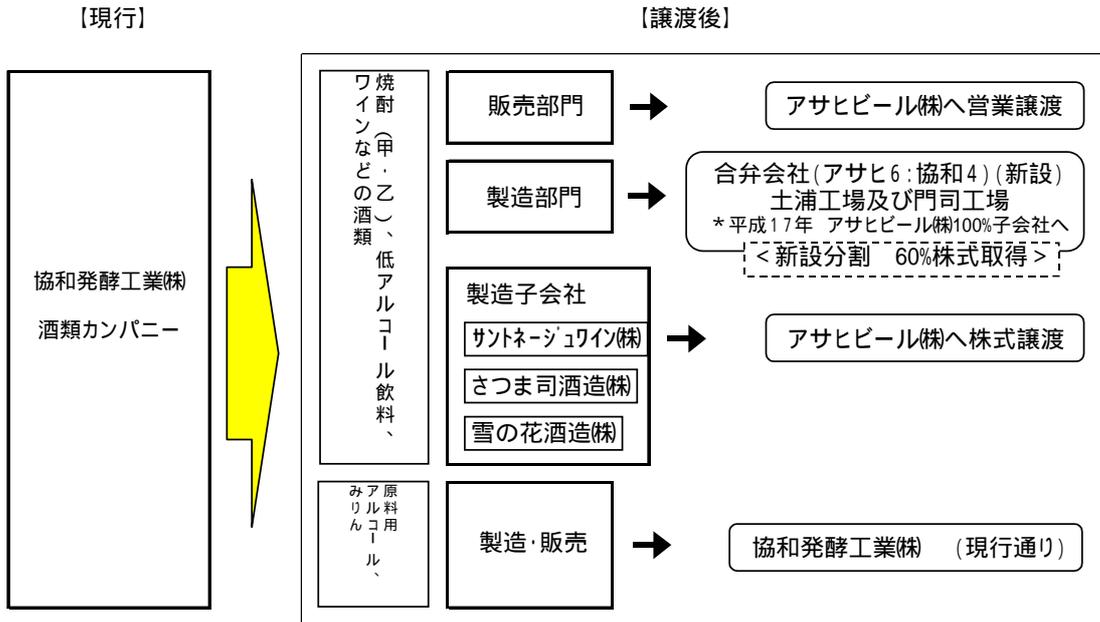
また、税務上共同事業要件に該当する再編において、一方が適格再編（合併）でありながら、もう一方が時価譲渡を行っても適格性に影響しないという事例と考えられる。

3. 事業再編

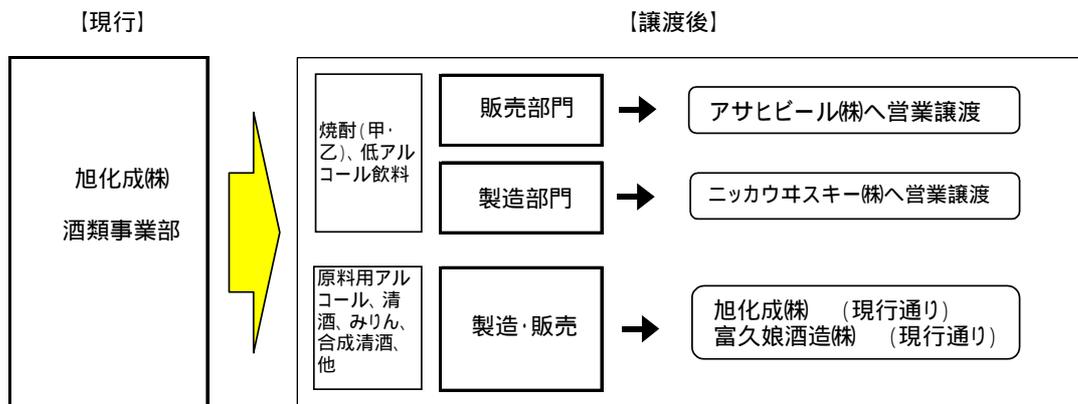
(1)【事例2-1】営業譲渡・譲受: 協和発酵及び旭化成が酒類事業をアサヒビールへ譲渡

[再編概要]

アサヒビール(株)は、協和発酵工業(株)の焼酎・低アルコール飲料・ワインなどの酒類事業の譲受に合意し、営業譲渡・譲受及び株式譲渡・譲受の手法により事業を移管した。



また、アサヒビール(株)は、旭化成(株)の焼酎・低アルコール飲料事業の譲渡・譲受に合意し、アサヒビール(株)及びその子会社のニッカウヰスキー(株)への営業譲渡の手法により事業の移管を行った。



[再編スケジュール]

(協和発酵 アサヒビール)

2002年2月18日	基本合意書締結
2002年4月26日	正式契約締結
2002年6月下旬	協和発酵工業(株)営業譲渡及び分割計画書承認株主総会
2002年9月2日	対象事業販売部門をアサヒビール(株)が譲受
	会社分割により対象製造事業を営む協和発酵工業(株)100% 新会社設立、同日、保有株式のうち60%をアサヒビール(株) が取得
2005年9月1日(予定)	協和発酵工業(株)の保有するすべての新会社株式をアサヒ ビール(株)が取得

(旭化成 アサヒビール)

2002年4月15日	営業譲渡基本合意 取締役会決議
2002年9月	営業譲渡実施

[再編目的・理由]

アサヒビール(株)は、酒類において最大の市場規模をもつビール・発泡酒市場での競争力を中核として総合酒類事業展開を推進してきた。協和発酵工業(株)の経験とブランドを継承することにより、焼酎・低アルコール飲料を中心とした商品力を一気に強化することができる。

一方、協和発酵工業(株)は、強みを生かせる医薬・バイオケミカルなどの中核事業へ経営資源を集中し、経営改革を推進することを目的としている。

また、旭化成(株)はこれまで酎ハイの先駆的ブランド「ハイリキ」、全国的な清酒ブランド「富久娘」、焼酎、合成清酒など、ビール以外のカテゴリーにおいて総合酒類事業の展開を図ってきた。今後更に競争優位事業への経営資源の集中化を図る中で、自社の経営資源にこだわらず、これまでの事業基盤を活かせる独自のビジネス展開を模索してきたが、今回の対象事業については、最良の選択肢としてアサヒビール(株)への譲渡を決意した。

[再編手法の選択理由]

協和発酵工業(株)の事業譲渡においては、まず製造子会社については、株式譲渡の手法が採られ、また製造部門については、会社分割後の株式譲渡により当面合弁とし、3年後に完全移管を行う手法が採られている。

(2)【事例22】会社分割後の株式譲渡:日本コロムビア/リップルウッド

[再編概要]

日本コロムビア(株)は、米国の投資ファンドを運用するリップルウッドとの資本提携及び従来の筆頭株主である日立製作所グループの支援により、ハード事業とソフト事業を分離し、再生を図ることとなった。

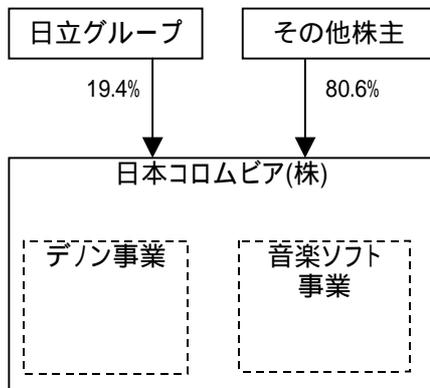
(会社分割及び株式譲渡)

- ・ コロムビアのハード部門である AV・メディア関連機器部門(以下デノン事業)を会社分割により新設会社として分社し、同社株式をリップルウッド・グループの持株会社に約 60 億円で譲渡。
- ・ 持株比率はリップルウッド 98%、日立 2%
- ・ デノン事業を承継する新会社は、リップルウッド傘下の非公開会社として同社のインダストリアル・パートナー主導による経営刷新と事業再生を進めるとともに、グローバルな展開を図り、将来の株式上場を図る。

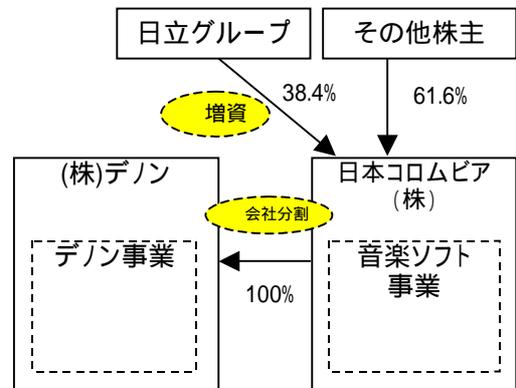
(第三者割当増資)

- ・ デノン事業の会社分割に伴い、コロムビアは新生コロムビアとして音楽ソフト事業であるミュージックエンタテインメント分野に特化し、リップルウッドが指定する持株会社(出資構成:リップルウッドグループ 80%、三菱商事(株)10%、(株)第一興商 10%)と日立を割当先とする第三者割当増資を実施
- ・ この増資に伴い、コロムビアは 2 社に割り当てる総額約 60 億円の優先株の発行及び日立グループの保有する債権総額に相当する約 41 億円の普通株を発行する。
- ・ これに伴い、持株比率はリップルウッドグループが 41.7%、日立グループが 27.5%となり、筆頭株主が日立からリップルウッドへ交代する。

< 現状 >

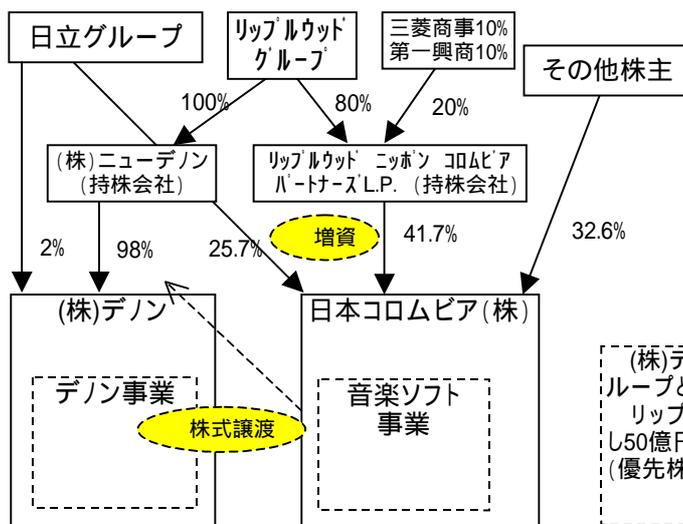


< 普通株発行及び会社分割後 >



日立に対し、約41億円の第三者割当増資(普通株)実施(2001年7月)
コロムビアはデノン事業を分社化、(株)デノンを新設(2001年10月)

< デノン事業の譲渡及び優先株発行後 >



(株)デノン株式の98%及び2%をリップルウッドグループと日立へ総額60億円で譲渡(2001年10月)
リップルウッドグループの設立する持株会社に対し50億円、日立に10億円それぞれ第三者割当増資(優先株)を実施(2001年10月)

[再編スケジュール]

2001年5月9日	基本合意書調印、新株式発行に係る取締役会決議
2001年5月21日	最終契約書、分割計画書承認取締役会決議
2001年6月28日	定款変更、分割計画書及び新株式発行に係る株主総会承認決議
2001年7月19日	第三者割当増資(普通株式)による資本増加
2001年10月1日	分割期日
2001年10月1日	新設会社株式譲渡
2001年10月1日	第三者割当増資(優先株式)による資本増加

[再編目的・理由]

長期にわたる業績不振による繰越欠損の増大及び財務体質の脆弱化に伴い、抜本的な企業再建が喫緊の課題となっている。そのための方策として、ソフト部門とハード部門を分離し、事業特性を発揮して、それぞれの経営資源を有効活用し、より効率的、機動的、自主的な運営体制の下で発展させていくこととし、企業再建に実績のある米国リップルウッドの下で、当社のこれまで培ってきた DENON ブランド力、技術力に加え、同社のワールドワイドなネットワークを活用したグローバルな事業展開を図ることを目的としている。

[会計・税務上の論点]

本件会社分割については、分割後の割当株式の譲渡があらかじめ計画されており、投資の継続性が断たれることから、税務上の適格分割の要件を充たさないこととなる。

なお、本件においては、分割後の(株)デノン株式の譲渡価額が60億円と開示されており、下記の分割対象正味財産の105億円と比較すると譲渡損が出ているものと推定され、非適格分割による譲渡益課税は発生しなかったものと考えられる。

< 参考：分割対象資産・負債 >

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,354	流動負債	8,630
固定資産	9,048	固定負債	5,288
資産の部計	24,402	負債の部計	13,918
		差引正味財産	10,484

また、仮に分割時に資産の譲渡益が発生する場合でも、分割会社である日本コロムビアにおいて税務上の繰越欠損金がある場合には、非適格分割による課税のデメリットも少なかったものと考えられる。

[再編手法の選択理由]

開示資料によれば、分社型新設分割方式を採用した理由は、以下のとおりである。

「ソフト部門とハード部門については、それぞれの有する経営資源を有効活用し、事業特性を発揮させるために、両部門を分離し、それぞれ自主的な運営を行っていくことが最善と考えられる。当社は、ハード部門を分離する方法として、ハード部門を会社分割により新設会社に承継させた後、当社が割り当てを受けた新設会社の株式をリップルウッド社が別途指定する持株会社へ譲渡する方法を採用したため、会社分割の方式として物的分割を採用した。」

本事例のように、会社分割による分社後、その全部あるいは一部の株式を外部に譲渡する手法は、事業分離のための本来的な方法であると考えられ、現行税務上は非適格分割とならざるを得ないが、今後活用が増えるものと思われる。

[類似再編事例]

- 西洋フードサービス(株)によるロードサイドレストラン「CASA」事業の分社と、分社株式の(株)ココスジャパンへの譲渡(2002年3月12日付公表)
- 日立工機(株)のプリンタ事業部門の分社と、分社株式の(株)日立製作所への譲渡(2002年4月23日付公表)

4. 経営権の取得/譲渡

(1) [事例23] 新株予約権の活用: 米国ウォルマートによる西友への資本参加

[再編概要]

(株)西友は、米國小売業最大手のウォルマート (Wal-Mart Stores, Inc.) と、日本における小売事業戦略の共同構築に関して合意し、資本提携を含めた包括的業務提携を行った。

(資本提携の内容)

第三者割当増資 (2002年5月31日発行)

発行新株式 42,470,000株

割当先 Wyoming GmbH 23,165,000株

住友商事(株) 19,305,000株

新株予約権 (2002年5月31日発行)

割当先 Wyoming GmbH

割当個数 第1回新株予約権1,928個 (192,800,000株)

第2回新株予約権 2,321個 (232,100,000株)

第3回新株予約権 4,714個 (471,400,000株)

割当条件 無償発行、行使価額は1株につき270円 (第2回、第3回については2003年1月より毎年5%ずつ上方修正)

行使期限 第1回 2002年6月15日~2002年12月27日

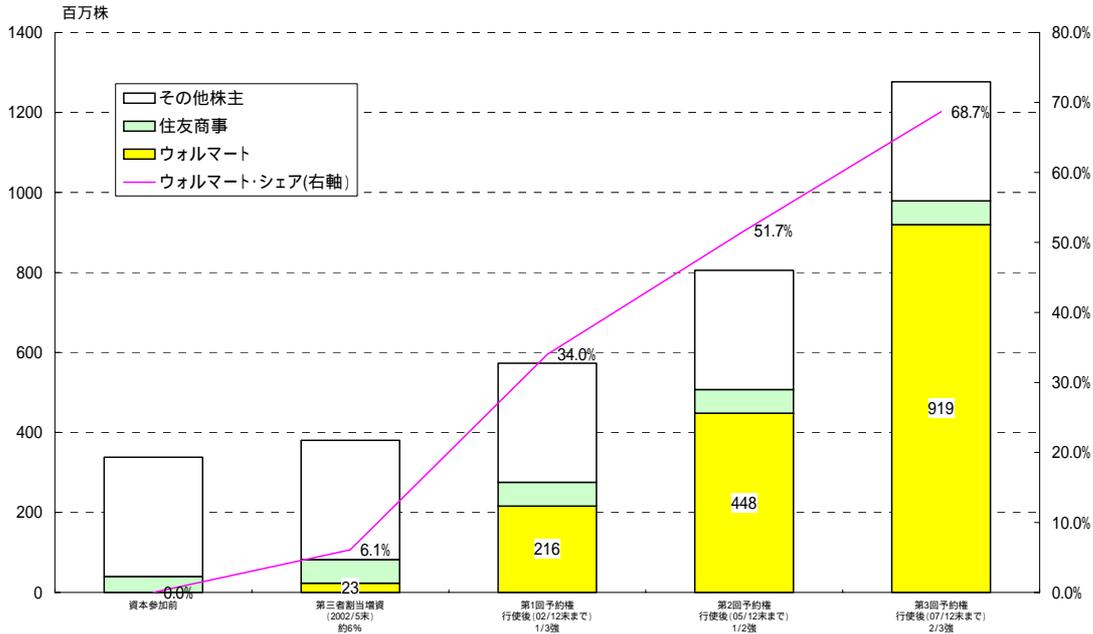
第2回 2002年6月15日~2005年12月28日

第3回 2002年6月15日~2007年12月28日

ただし、第1回の予約権が全額行使されない場合 (未行使分が残った場合) は、第2回、第3回の行使期限も2002年12月27日で終了し行使不可能となる。

スイスにおいて設立されたウォルマートの間接子会社

ウォルマートによる出資株数とシェア推移(予定)



[再編スケジュール]

- 2002年3月14日 取締役会決議
包括業務提携の覚書調印
- 2002年4月24日 新株予約権(第1回~第3回)発行取締役決議
- 2002年5月23日 定時株主総会(有利発行及び定款変更決議)
- 2002年5月31日 新株予約権発行日
第三者割当増資(引受:ウォルマート子会社、住友商事)

[再編目的・理由]

西友は、我が国における小売業界の再編において、戦略的パートナーの必要性を感じていた一方、ウォルマートは、日本市場への円滑な参入を果たすべく、日本マーケットに精通したマネジメントを求めていることにより、相互のニーズが一致し合意に至った。

業務提携の内容は、日本国内における成長戦略モデルの構築に向けた相互協力によるフィージビリティ・スタディの推進、ウォルマートによる西友の営業力アップと収益構造改善への協力、となっている。

[再編手法の選択理由]

改正商法による新株予約権活用の好事例である。この事例では、ウォルマートは当初の資本参加は6%程度にとどめており、その後3段階(1/3超、1/2超、2/3超)の株式取得についてのオプションを取得した。今後の日本マーケット進出のフィージビリティ・スタディ

イの結果により、西友株式の追加取得を判断し、場合によっては権利を放棄し、撤退の選択も可能であることから、買い手側に柔軟性をもたせた資本提携の内容となっている。

[類似再編事例]

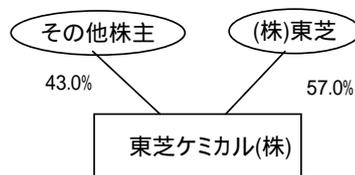
- (株)アイチコーポレーションによる(株)豊田自動織機への新株予約権の割当て(2002年4月25日付公表)・・・ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルによる発行価額の算定

(2)【事例24】株式交換:京セラによる東芝ケミカルの買収

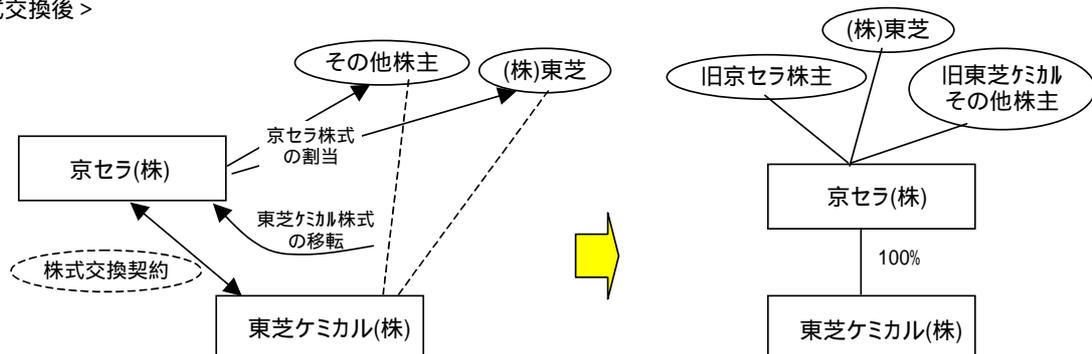
[再編概要]

京セラ(株)が、株式交換により東芝ケミカル(株)(東証2部上場)を完全子会社とし、商号を「京セラケミカル(株)」と変更した。なお、この株式交換に伴い、東芝ケミカルの57.0%の株式を所有する筆頭株主であった(株)東芝は、東芝ケミカルの経営権を京セラに譲渡し、対価として京セラ株式を交付される形となる。

<株式交換前>



<株式交換後>



[再編スケジュール]

2002年5月16日	株式交換契約承認取締役会
2002年5月16日	株式交換契約の締結
2002年6月27日	株式交換契約書 承認株主総会(東芝ケミカルのみ)
2002年8月1日	株式交換期日

[再編目的・理由]

東芝ケミカルが持つ有機化学をベースとしたファインケミカル技術と、京セラグループが持つファインセラミックス技術の融合による強力な電子部材・部品グループの構築を目的として、完全子会社化を行うもの。

[再編手法の選択理由]

株式交換は、自社株式を対価として完全子会社化を行う再編手法であり、買収資金が不要なほか、株式の 100%を完全取得できるという点でメリットがあるため、選択されたものと思われる。

この手法は、グループ子会社の再編のみならず、このような企業買収の局面でも活用できる。欧米では、大型 M&A の主流は、このような株式交換の手法を用いているとされている。もっとも、京セラ自身、日本において株式交換制度のなかった 1990 年に、米国において ADR を介した電子部品メーカー AVX 社の買収を日本企業として初めて行ったという経緯がある。

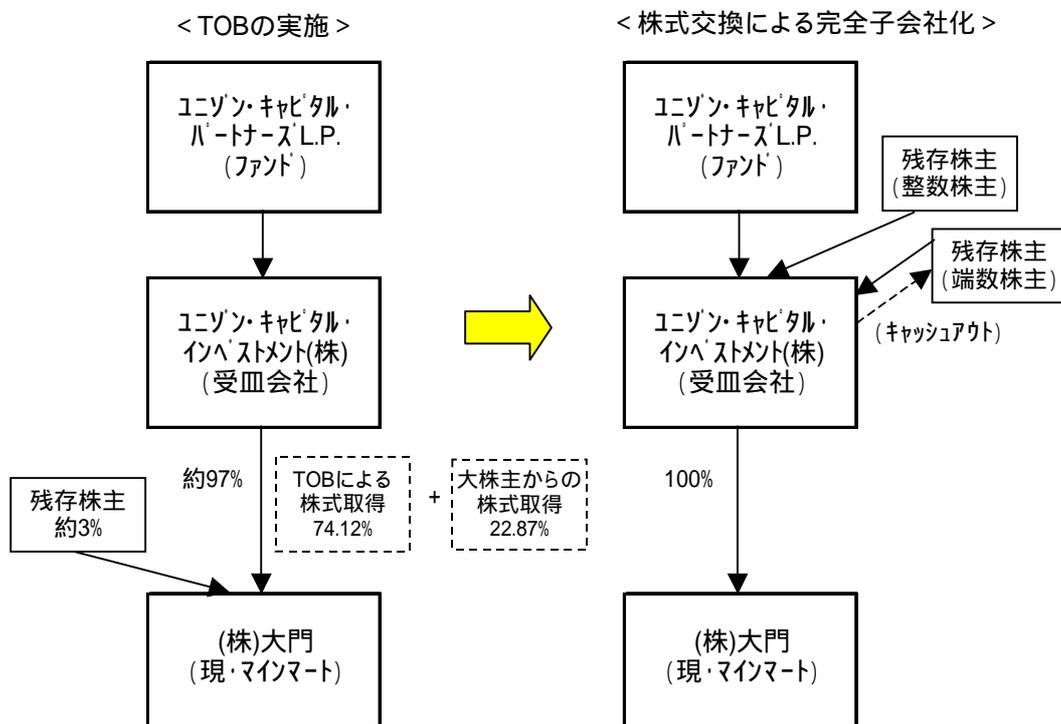
[類似再編事例]

- 日立製作所(株)による(株)ユニシアジェックス（日産系自動車部品）との株式交換による完全子会社化（2002 年 4 月 18 日付公表）

(3)【事例25】ファンドによる経営権の取得(TOB)：ユニゾン・キャピタル／大門

[再編概要]

ユニゾン・キャピタル株式会社は、その運営するファンドを通じて、酒類販売業を営む店頭上場企業である(株)大門の株式をTOB(公開買付)により、ほぼその全株式を取得し、非公開化した。取得後は、創業者は退任し(それ以外の取締役は留任)、新たにユニゾン側が業界に精通した経営者を新たに派遣して、大門の事業を継続・発展させる方針である。



「公開企業の買収における法的手続と問題点」
(弁護士 二井矢聡子筆・ビジネス法務 2002.2)をもとに筆者加筆修正

本事例は、日本における初めてのプライベート・エクイティ・ファンドによる友好的な公開買付である。その後、同社による日産自動車傘下の部品メーカーである(株)キリウに対するTOBや、野村プリンシパル・ファイナンス(株)による自動車用化成品メーカーであるシーシーアイに対するTOBなどのように、現経営陣も残留し一部株式の保有も行うMBO型のスキームの事例も出てきている。いずれも特徴的であるのは、ハンズオン・タイプ(役員等を派遣し経営に参加する)の投資・買収姿勢であり、比較的短期間に株式公開あるいは再売却を目指して価値を高める手法を用いる、という点にある。

[再編スケジュール]

2000年8月11日	プレスリリース
2000年8月15日	
~9月18日(35日間)	公開買付期間
2000年9月25日	決済開始日
2001年3月	株式店頭登録廃止

[再編目的・理由]

酒販店業界は、規制緩和によりスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の競合激化が避けられない状況にある。もともと、創業者社長が健康上の理由により、持株の売却を検討していたこともあり、独立系投資会社であるユニゾン・キャピタルとタイアップすることにより事業の再構築が図られることとなった。

大門は店頭公開の酒販専門店として業界での規模も大きく、またFC(フランチャイズ)展開を行っていることから、今後の業容拡大によるスケールメリットが得やすいこともあり、投資ファンドにとっても比較的短期間で企業価値の向上が見込める案件として捉えられたようである。外部資本による買収で株式の非公開化を行うとともに、人材として社長に元西友のアジア事業部長を派遣するなどの経営資源の投入が行われ、数年後の再上場を目指して再スタートした。

[再編手法の選択理由]

本スキームにおいては、公開会社の株式をほぼ全数取得する目的から TOB の手法が採られたが、これは友好的・非友好的であるに関わらず、プレミアムを乗せた価格提示により比較的短期間で機動的に株式を買い取ることができる点でメリットがある反面、買収資金を多額に用意する必要があるというデメリットもある。しかし、昨今は事業再生や MBO を目的とした国内外の投資ファンドが多く組成され、その目的のための資金を豊富に準備していることから、資金面ではさほど問題にはならないことは、現に本件のような事例が増加していることから伺える。

なお、通常 TOB だけでは、100%の株式取得は無理であり、追加的に株式交換等の手法により完全子会社化を図ることがなされることが多いが、本件においても株式交換が行われている。

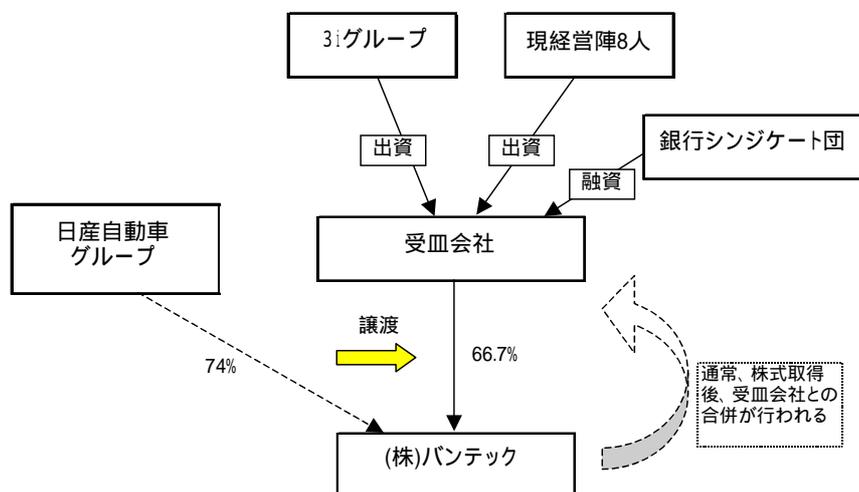
さらに、一般的にはこれらの投資は、多額の借入金を伴ういわゆる LBO (Leveraged Buy-out) の手法をとるため、借入金返済のためのキャッシュフローを直接入手するべく受皿会社と投資対象会社を合併することが多いが、本件においてはその形跡が見られない。恐らく、ファンドからの豊富な資金を背景として、金融機関からの借入金が少ないか、株式公開の時期が比較的短期間に見込まれる、等によるものと思われる。

(4)【事例26】MBOによる事業分離:日産自動車/バンテック

[再編概要]

日産自動車(株)は、2001年1月、同社の保有する(株)バンテックの株式全株(発行済株式の66.7%)を、欧州のベンチャー・キャピタルである3iグループに譲渡した。

バンテックは物流、梱包等を手掛け、日産グループが発行済み株式の約74%を保有している。3iは、買収のための受皿会社を設立、3iとバンテック経営陣が共同で約100億円(推計)を出資するほか、日本興業銀行を幹事とする銀行シンジケート団が融資し、総額約150億円でバンテック株を取得する。



[再編スケジュール]

2001年1月12日 株式譲渡契約合意
同月、株式譲渡実施

[再編目的・理由]

バンテックは、自動車部品の輸送、梱包、通関事業等を目的として1954年に設立された日産自動車の関連会社であるが、現在は自動車部品輸送のノウハウを活用しながら、商業(消費)物流の分野へ業容を拡大しており、独自の物流管理システムによる効率的なシステムを特色とした総合物流会社として、日産以外からの業務も拡大している。これを、MBOの手法を活用することにより、現経営陣による経営を継続しながら、さらに3iの派遣する物流の専門家等の人材を活用し、また経営陣自らが出資することによりリスクとインセンティブを意識した経営を行うことで、更なる業容拡大を目指すことが目的とされている。

また、将来の株式公開も計画されている。

[再編手法の選択理由]

日産自動車は、ルノーの資本参加の下に 1999 年 10 月にリバイバルプランを発表し、系列よりも価格、品質を重視した取引を行うこと、また 4 社以外のグループ企業の株式はすべて売却を検討するというメッセージを発信した。本件は、その一環としての株式売却であるが、日産との取引も継続しながら、外部資本を導入しつつ現経営陣が経営を効率化させる MBO の手法は、株式の売却側と取得側双方にメリットをもたらす手法として、注目される。日産のグループ企業の株式譲渡に際しては、本件以外にも MBO 方式を採用したものが数件あることから、MBO スキームに期待されるメリットが多いと考えていることが想像される。

[会計・税務上の論点]

組織再編税制導入以前は、受皿会社と MBO 対象会社との合併により、株式買収価額に通常はのれん代が含まれているため営業権が計上され、買収初年度から利益ベースが確保される事業であれば、税務上も営業権償却メリットが享受できる余地があった。しかし、現在は、100%親子会社間の合併は原則として簿価引継ぎとなるため、営業権の計上の余地はなくなった。

[類似再編事例]

- シーシーアイ(株)経営陣によるマネジメント・バイアウト：野村プリンシパル・ファイナンスの出資会社による TOB と経営陣への株式譲渡（2001 年 7 月 12 日付公表）
- タワーレコードの現経営陣と日興プリンシパル・インベストメンツとの共同出資会社によるマネジメント・バイアウト：タワーレコードの全株式を親会社の米 M T S から買取り（2002 年 4 月 12 日付公表）

第二編 企業組織再編成の法務・会計・税務

・株式譲渡・譲受

1. 株式譲渡・譲受による組織再編の意義

組織再編の手法の一つとして、伝統的に用いられている株式譲渡・譲受がある。これは、組織再編における他の手法との関係でいえば、営業譲渡・譲受とを比較して選択される場合が多い。株式譲渡・譲受と営業譲渡・譲受とを比較検討するのは、子会社等を売却する場合だけでなく会社の一事業部門を売却する場合にも行われるが、会社分割に関する法制度の整備により、会社の一事業部門を売買する手法としてこの株式譲渡・譲受が更に活用されるものと思われる。

株式譲渡・譲受による組織再編の方法としては、株式を売買する方法、増資・第三者割当による方法及び新株予約権を発行する方法がある。なお、株式の買収による方法には、当事者間の合意の有無により、友好的買収と非友好的買収とがあるが、組織再編の手法という趣旨からここでは友好的買収を取り上げる。

(1) 株式の売買

当事者間での売買

株式譲渡・譲受による組織再編の手法として、当事者間で合意して再編する会社の株式を売買する方法があり、この方法は非上場子会社の売買に多く用いられる。

会社の株主総会の決議には普通決議と特別決議とがあり、各々議決権の2分の1超、3分の2以上の賛成で可決される。通常的意思決定は普通決議で行われるため、購入先は再編会社の議決権の過半数を保有すると経営権を取得できるが、特別決議にも耐えられるよう議決権の3分の2以上を保有すれば経営権は揺るぎないものとなる。

さらに、株主であれば行使できる権利、及び、一定割合を保有している株主が行使できる権利が商法に定められているため、議決権の2分の1超又は3分の2以上を保有していても少数株主よりこれらの権利を行使されるおそれがある。したがって、経営権移転に反対する少数株主の感情的な妨害活動を防ぐため、非上場会社の組織再編に伴う株式譲渡・譲受に当たっては、100%の株式を売買することが一般的である。また、100%の株式を所有することにより連結納税制度の対象とすることが可能となる。

なお、再編する会社の株式が分散して保有されている場合には、株式を売却しようとしている中心的株主が他の株主に売却の承認を取り付け、株式の取りまとめを行うこと

が一般的である。

株主が行使できる権利には、議決権や利益配当・残余財産分配権等の他、下記のものがある。

< 単独株主権 >

- ・株主総会議事録の閲覧謄写権(244 条)
- ・株主総会決議取消の請求権(247 条)
- ・累積投票請求権(256 条の 3)
- ・取締役会議事録の閲覧謄写権(260 条の 4)
- ・定款・株主名簿等の書類閲覧謄写権(263 条)
- ・取締役の責任追及の訴の提起請求権・提起権(267 条)
- ・新株不正発行の差止請求権(280 条の 10)
- ・株式不正発行に係る取締役の責任追及の訴の提起請求権・提起権(280 条の 11)
- ・新株発行無効の訴え(280 条の 15)
- ・新株予約権発行の差止請求権(280 条の 39)
- ・新株予約権付社債発行の差止請求権(341 条の 15)
- ・株式交換・移転、会社分割、合併の事前開示書類の閲覧謄写権(354、366、374 条の 2、374 条の 18、408 の 2)
- ・株式交換・移転、会社分割、合併の事後開示書類の閲覧謄写権(360、371、374 条の 11、374 条の 31、414 の 2)
- ・株式交換・移転、会社分割、合併の無効の訴え(363、372、374 条の 12、374 条の 28、415)
- ・資本減少無効の訴え(380 条) など

< 少数株主権 >

- ・株主総会の議題・議案提案権(232 条の 2)・・・総議決権の 1/100 又は 300 個
- ・株主総会の招集請求権・招集権(237 条)・・・総議決権の 3/100
- ・株主総会に関する検査役を選任請求権(237 条の 2)・・・総議決権の 1/100
- ・取締役・監査役の解任請求権(257 条、280 条)・・・総議決権の 3/100
- ・帳簿の閲覧謄写権(293 条の 6)・・・総議決権の 3/100
- ・会社の業務・財産状況の検査権(294 条)・・・総議決権の 3/100
- ・会社整理の申立権(381 条)・・・総議決権の 3/100
- ・会社解散請求権(406 条の 2)・・・総議決権の 1/10 など

非上場会社の売買における価額算定方法は、ここでは詳しく取り上げないが、以下の方法がある。

- ・純資産法（時価又は簿価）
- ・配当還元法

- ・収益還元価値法
- ・ディスカウントキャッシュフロー法
- ・類似業種比準法
- ・類似会社比準法
- ・以上のいくつかを組合せる方式

市場（又は店頭）での売買

上場株式を市場において売買する方法である。この対象となるのは上場株式に限定される。市場においては、買付けは高い値段ほど優先し、売付けは安い値段ほど優先するという価格優先の原則、同一の値段の場合には時間的に早い注文が優先するという時間優先の原則、成行き注文は時間的に最優先する、という3原則によって競争売買される（例えば、東京証券取引所業務規程10）。

また、店頭登録銘柄については証券会社の店頭で相対売買されるが、これは、経済的には上記の市場での売買と類似のものである。

ただし、この市場（又は店頭）での売買は、組織再編においてはその目的達成の確度の観点から、一般的に用いられる方法とはいえない。

公開買付け

公開買付け（TOB：Take Over Bid）とは、会社の経営権の取得等を目的として不特定多数（50名程度以上）の者に対して特定の有価証券の市場外での買付け又は売付けの申込の勧誘をいう（証券取引法第27条の2第1項）。公開買付けは、市場外で行われるため事前に届出が必要であり、また、買付け価格の均一性や期間の制限といった規制がある。

公開買付け制度は、不特定多数の株主が存在する上場会社等の買収を、公正に行うことを目的とした制度であり、これは友好的買収にも非友好的買収にも用いられる。

（2）第三者割当増資

第三者割当増資とは、会社が新株を発行してこれを特定の第三者が引受けることをいう。この方法による場合は、株主割当増資ではないため従来の株主の持分が変わり、この結果、従来株主が不利益を被る可能性があるため商法において、これを行う場合の手続が定められている。

第三者割当増資は、非友好的買収の対抗手段として用いられることもあるが、組織再編にも用いられる方法である。この方法によれば、従来株主は（相対的持分は減少するとしても）株主のままであるため、（少なくともその時点では）新株式引受人は100%の持分を取得することはできない。

(3) 新株予約権

第三者割当増資に類するものとして新株予約権がある。新株予約権とは、これを有するものが会社に対しこれを行使したときに、会社が新株予約権者に対し新株を発行し、またはこれに代えて会社の有する自己株式を移転する義務を負うものをいう（商法第280条の19第1項）。これが行使された場合にも従来の株主の持分が変わり、この結果、従来株主が不利益を被る可能性があるため、商法においてこれを行う場合の手続が定められている。

新株予約権の方法によれば、買い手側はこれを行使することにより必要株数を取得することができる。一方、これを段階的に行使することによって、買収を途中で中止することも可能なため、買収決定後の状況変化に柔軟に対応できる方法である。

2. 株式譲渡・譲受の手続

(1) 株式の売買

株式の売却・取得については取締役の業務執行の範囲内であるが、子会社(株式)の売却・取得については取締役会決議事項と解されているので注意を要する。また、非公開会社においては、定款に株式の譲渡制限が定められているケースがある。これは、株式の譲渡には取締役会の承認を要するというものであり、取締役会が承認しない場合には(当事者間での売買は有効であるが)買主は会社から株主として認められないこととなる。

株式売買に係る証券取引法等の手続としては以下のものがある。

(買い手側)

- ・上場株式を購入して、5%を超えて保有する場合には大量保有報告書の提出(証券取引法第27条の23)
- ・有価証券報告書提出会社が株式を取得して、子会社でなかった会社が特定子会社となった場合には臨時報告書の提出(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号)。ここで特定子会社とは、売上高又は仕入高が100分の10以上の会社、純資産額が100分の30以上の会社又は資本金が100分の10以上の会社をいう(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第7項)
- ・上場会社等においては、一定規模の子会社の異動については適時開示

(売り手側)

- ・有価証券報告書提出会社が株式を売却して、特定子会社であった会社が子会社でなくなった場合には臨時報告書の提出(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号)
- ・上場会社等においては、一定規模の子会社の異動については適時開示
また、独占禁止法による規制が以下のようにある。
- ・事業支配力の過度に集中する持株会社の制限(独占禁止法第9条)
- ・金融業以外の大規模事業会社の株式保有総額の制限(独占禁止法第9条の2)
- ・会社による株式保有の制限・報告書の提出(独占禁止法第10条)
- ・金融会社による株式保有の制限(独占禁止法第11条)

以上を踏まえ、組織再編に係る株式売買の、買い手から見たフロー・スケジュールを示すと以下のとおりである（出典：公認会計士業務資料集別冊 14 号、一部変更）。

基本合意

購入目的の明確化

ターゲットの選定

ターゲットへの打診

情報の収集・分析

株式譲渡制限の有無の調査

購入形態の検討 - 条件交渉

基本合意書の締結

売買契約

機密保持同意書の締結

適正な売買価格の算定及び株主との条件交渉

株式譲渡制限がある場合には、譲渡承認決議を受ける

基本合意書の締結

購入形態の検討 - 条件交渉

株式譲渡契約書の締結

株式の名義書換

当事者間での株式売買に使用する株式譲渡契約書のサンプルを示すと、以下のとおりである。

株式譲渡契約書

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1. 銘柄 | 株式会社 普通株式 |
| 1. 株数 | ×××株 |
| 1. 単価 | 金×××××円 |
| 1. 売買金額 | 金×××××××円 |
| 1. 受渡日 | 平成××年×月×日 |
| 1. 代金支払 | 譲受人は譲渡人に、受渡日に譲渡代金を支払うものとする |

上記の通り株式売買の約定をいたしました。本取引書二通を作成し、譲渡人、譲受人で保管するものといたします。

平成××年×月×日

譲渡人 住所
氏名 株式会社
代表取締役 印

譲受人 住所
氏名 株式会社
代表取締役 印

(注)収入印紙不要

(2) 公開買付け

公開買付けとは、会社の経営権の取得等を目的として、不特定多数(50名程度以上)の者に対して、特定の有価証券の市場外での買付け又は売付けの申込の勧誘をいい、上場会社等の株式取得を公正に行うことを目的とした制度であり、証券取引法上の規制がある。

対象となる有価証券は、有価証券報告書を提出しなければならない会社の株式等(株券、新株引受権証書(以上の性質を有する外国法人の発行する証券・証書を含む))である。ただし、これらの株式等であっても、所有割合5%を超えない買付け、著しく少数の者(60日間に10人以下)からの買付けでその結果の所有割合が3分の1未満の場合、または総株主の議決権の100分の50を超える議決権に係わる株式を自己の名義で所有する公開買付け者が著しく少数のものから買付けを行う場合、にはそれぞれ適用除外がある(証券取引法第27条の2第1項、証券取引法施行令第7条第5項)。

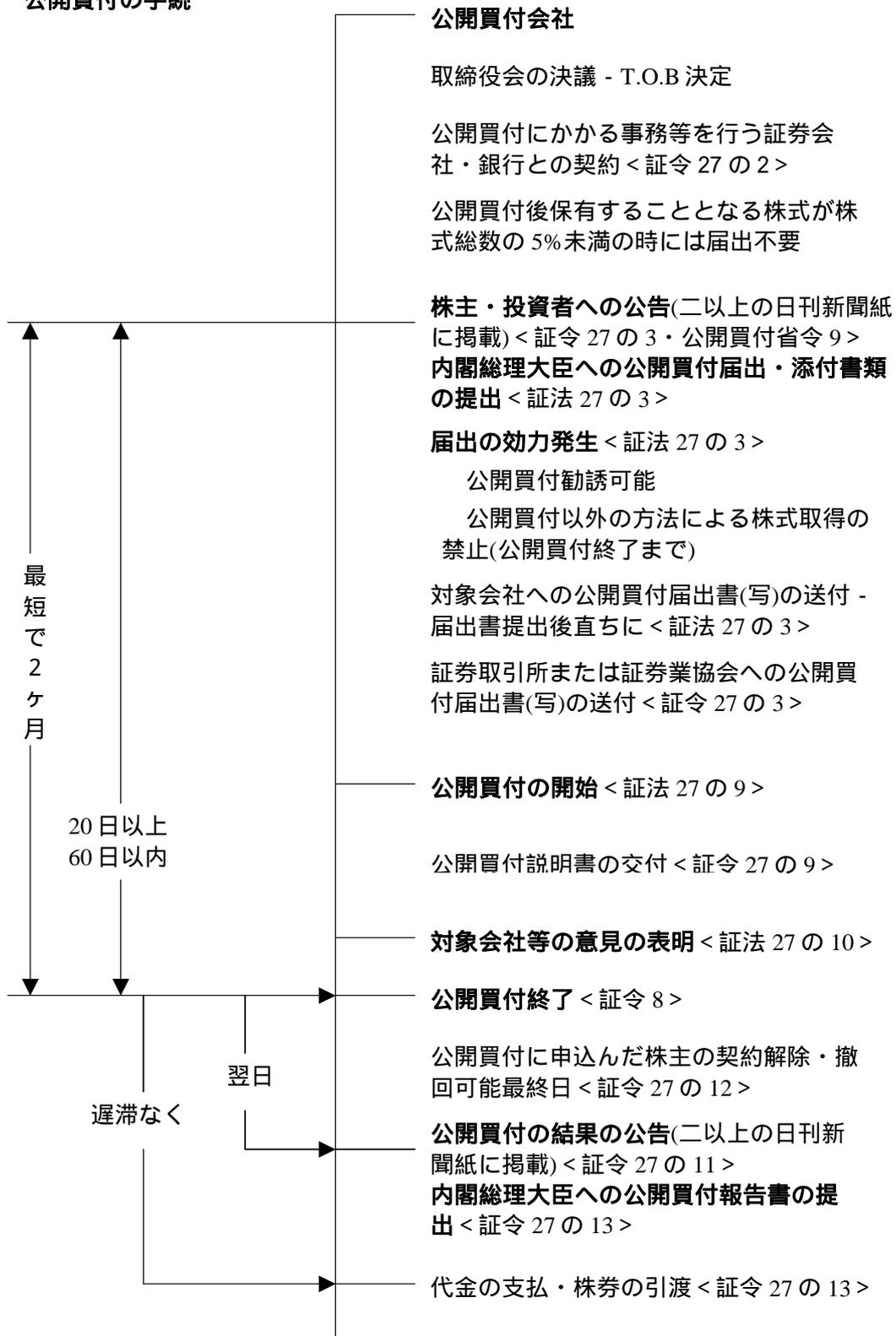
公開買付けの期間としては、公開買付け開始公告を行った日から20日以上60日以内の期間を定めて行わなければならない。この買付けに当たっては、応募する株主が公平に扱われるように均一の条件によらなければならない(証券取引法第27条の第2項、第3項)。公開買付け者は、この期間に公開買付けによらないで当該株式等を購入してはならない(証券取引法第27条の5)。また、株券等の保管、代金支払等の事務については、これを証券会社又は銀行等に行わせなければならない(証券取引法第27条の第2項、第4項)という一般的な規定がある。

公開買付けを行う場合には、新聞公告を行うとともにこの公告の日に公開買付け届出書及び添付書類を内閣総理大臣に提出することが必要となる(証券取引法第27条の3第1項、第2項)。この届出を行った後、株式等の発行会社及び証券取引所(又は証券業協会)に写しを送付する必要がある(証券取引法第27条の第3項、第4項)。また、公開買付け説明書を作成し、売付けを行おうとするものに交付しなければならない(証券取引法第27条の9第1項、第2項)。

公開買付け期限の翌日に、公開買付け者は応募株券の数等を公告又は公表し、同時に公開買付け報告書を内閣総理大臣に提出することが必要となる(証券取引法第27条の13)。

なお、上場会社等が公開買付けを行うことを決定した場合、及びその結果については、適時開示が必要となる。また、公開買付けを行われる会社が当該公開買付けについて意見を表明した場合にも適時開示が必要である。

公開買付の手続



(3) 第三者割当増資

第三者割当増資を行う場合は、株主の所有割合が変化し、また、時価以外の価額で発行する場合があるため、株主の利益が損なわれる危険があり商法上の規制が設けられている。また、有価証券の発行であるため、証券取引法上の規制が金額に応じて設けられている。

商法上の規制

第三者割当増資は新株式発行による増資であるので、授權株式数を超えないことが必要である。新株発行については、定款に別段の定めがない限り取締役会で数量、発行価額等の細目を決定する（商法第 280 条の 2 第 1 項）。

株主割当の新株発行の場合は、発行価額がいくらであっても株主の利益は損なわれないので特別の決議は要しないが、第三者割当増資を特に有利な発行価額で行う場合は、従来株主の利益が損なわれるため、株主以外の者に対し特に有利な価額で株式を発行する必要性を株主総会で開示した上で、特別決議を受けることが必要である（商法第 280 条の 2 第 2 項）。この決議なくして不公正な価額で増資が行われようとしている場合には、株主に発行差止請求権があり（商法第 280 条の 10）また、取締役と通じて不公正な発行価額で新株を引受けた者は、会社に対して公正な発行価額との差額に相当する金額を支払う義務を負う（商法第 280 条の 11）。この「特に有利な発行価額」と「不公正な発行価額」とは同義であると解されており、その水準に関する規定はないが、公募増資が 10% 程度以下の割引率で決定されることが多いため、10% 程度の割引率の場合は特に有利な発行価額に該当しないと解されている。

証券取引法等の規制

証券取引法において、次のような有価証券を発行する場合に有価証券届出書又は有価証券通知書の提出が必要となる。

新株の発行総額又は売出価額の総額が 1 億円以上で、かつ、「募集又は売出し」に該当する場合には、有価証券届出書の提出を要する（証券取引法第 4 条第 1 項）。「募集又は売出し」に該当するが、新株の発行総額が 1 億円未満で 1 千万円超である場合には、有価証券通知書の提出を要する（証券取引法第 4 条第 5 項）。また、新株の発行総額が 1 億円以上であるが、「募集又は売出し」に該当しない場合にも有価証券通知書の提出を要する（企業内容等の開示に関する内閣府令第 6 条）。

ここで、「募集」とは 50 名程度以上の不特定多数に対して、新たに発行する有価証券の取得の勧誘をい、「売出し」とは 50 名程度以上の不特定多数に対して既に発行された有価証券の売付け・買付けの申込を均一の条件で勧誘することをいう。

有価証券届出書の提出に当たっては、財務諸表に対して監査証明が必要であり、また、これを提出すると継続開示となり、以後有価証券報告書等の提出を要することとなる。ただし、企業再編に係る第三者割当増資の場合は、上記の「募集又は売出し」に該当することはないと考えられる。

なお、有価証券報告書提出会社が1億円以上の第三者割当増資を行う場合に、取締役会もしくは株主総会の決議があったとき（又は主務大臣の認可時）は臨時報告書を提出することとなり（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号）また、当該株式の発行については適時開示が要求される。

（4）新株予約権

新株予約権の発行は、取締役会決議により行われる（商法第280条の20第2項）が、第三者割当増資の場合と同様に、株主以外のものに特に有利な条件をもってこれを発行する場合には、株主総会の特別決議を受けることが必要となる（商法第280条の21）。

また、新株予約権証券は、証券取引法上の有価証券に該当するため（証券取引法第2条第1項第6号）第三者割当増資で記載した証券取引法の規制の対象となり、また、適時開示の対象にもなる。

3. 株式譲渡・譲受の会計

(1) 個別財務諸表における取扱い

株式譲渡側の取扱い

株式譲渡側の会社の個別財務諸表における処理で、特段に問題になることはない。組織再編の対象となるのは関係会社株式であると考えられるので、取得価額（減損処理を行っている場合には減損後の帳簿価格）と売却価格の差額を、原則として特別損益処理することとなる。

株式購入側の取扱い

株式購入側の会社の個別財務諸表における処理も、特段に問題になることはない。組織再編の対象となるのは関係会社株式であると考えられるので、（購入後に減損が適用される場合を除き）取得価額をもって貸借対照表価額とすることとなる。

(2) 連結財務諸表における取扱い

株式譲渡側の取扱い

株式譲渡側の会社の連結財務諸表における処理で、特段に問題になることはない。連結財務諸表上の簿価と売却価格の差額が連結財務諸表上の売却損益となるように、個別財務諸表で計上した売却損益を修正するような連結仕訳を行うこととなる。

なお、財政状態が悪化している関係会社の株式を売却する場合には、連結損益（及びその結果として連結剰余金）が増加する可能性があるが、これについては後述の個別論点を参照のこと。

株式購入側の取扱い

株式購入側の会社の連結財務諸表における処理も、特段に問題になることはない。株式購入時に支配権を獲得したのであれば、その時点で資産を時価評価して購入価格との差額を連結調整勘定で処理することとなる。

4. 株式譲渡・譲受の税務

(1) 法人から(法人及び個人へ)の株式の譲渡

原則として、譲渡対価から取得価額を控除した金額が課税所得を構成する。ただし、譲渡金額が時価でない場合には以下のような問題が発生する。

低額譲渡

株式の譲渡価格が時価より低い場合、譲渡法人においては時価と売買価格との差額が寄附金認定され、寄附金損金算入限度超過額は課税所得を構成する。

譲受側では、法人の場合、時価と売買価格との差額が受贈益として認定される(法人税法第37条第7項)。譲受側が個人の場合には、一時所得、給与(賞与)又は役員賞与とされる(所得税基本通達34-1、法人税基本通達9-2-16)。

高額譲渡

株式の譲渡価格が時価より高い場合、譲渡法人においては受贈益相当額が株式売却損益に含まれるため特段の問題は生じない。

譲受側では、法人の場合、時価と売買価格との差額が寄附金として認定される。

土地類似株式の譲渡

株式の譲渡であっても、その株式の大部分が土地等である場合には、実質的に土地等の譲渡であるとみなされる。すなわち、実質的には土地の譲渡である取引を、株式の譲渡の形を取ることによつた租税回避行為を防止するために、下記の要件に該当する株式の譲渡については土地の特別税率に準じて重課が課せられる(ただし、土地譲渡に係る重課及び土地類似株式の譲渡の重課は現在(平成15年12月31日まで)停止されている)。

この税率は、一般的な土地重課として一般の法人税とは別に5%の特別税率(租税特別措置法第62条の3第1項、同施行令第38条の5)短期所有土地の譲渡に対しては10%の特別税率が課せられる(租税特別措置法第63条第1項、同施行令第38条の5)。

<要件>

ア.(時価により計算した)総資産の70%以上が短期所有の土地である会社の株式、又は土地等が資産の70%以上である短期所有株式の譲渡であること

イ.その所有期間が、譲渡した年の1月1日において5年以下のものであること

ウ.譲渡者が過去3年間に30%以上所有したことがある特殊関係株主であること

エ.過去3年間に15%以上の譲渡をし、かつ、その年に5%以上の譲渡を行った場合であること

オ.上記ア.に関して、土地等の所有割合を70%以下とするために譲渡直前に借入をして資産を増す等、債務の発生に合理性がないものについてはその債務がなかったものとして判定を行う(租税特別措置法関係通達63(1)-22)。

(2) 個人から法人への株式の譲渡

個人の株式の譲渡については、譲渡対価から必要経費（取得費、譲渡費用及び負債利子）を控除した額が譲渡者の資産譲渡による所得として課税され、所得区分は所得の発生形態に応じて事業所得、雑所得又は譲渡所得に分類される。譲渡所得となる場合は申告分離課税となり所得税 20%（住民税 6%）が課せられる。なお、長期所有上場株式の特例、新規公開株式に係る特例等がある。また、上場株式や店頭登録銘柄等の場合には、20%の源泉分離課税を選択することができる。

また、土地類似株式の譲渡については、法人の場合と同様の規定がある。

法人に対する贈与又は低額譲渡については、時価による譲渡があったものとみなされる（所得税法第 59 条）。ここでいう低額譲渡とは、時価の 2 分の 1 未満をいう（所得税法施行令第 169 条）。

高額譲渡の場合は明確な規定がないが、法人から個人への譲渡の場合に準じて、時価との差額が譲渡者にとって給与（賞与）、役員賞与、一時所得とされることが考えられる。

(3) 第三者割当増資の取扱い

第三者割当増資を時価より低額で行った場合、引受人が個人の場合には一時所得が、法人の場合には受贈益が認定される。ここで、時価より低額か否かは時価の 90% が目安とされる（法人税基本通達 2-3-7）。

また、第三者割当増資により実質的持分が移動するので、株主間の贈与の問題が発生する可能性があるが、新株を発行する法人にとっては資本取引であるため課税関係は発生しない。

5. 株式譲渡・譲受の個別論点

(1) 財政状態悪化会社株式の売却

【Q1】

時価純資産方式で子会社（株式）を売却する場合において、債務超過会社の場合にはこれを売却することができませんが、これを解消する方策についてのメリット・デメリットについて説明してください。

【A1】

時価純資産方式で子会社株式を売却する場合において、財政状態が悪化している子会社株式を売却する場合であっても時価評価した資産（営業権を含む。）・負債の差額としての評価額（時価純資産）がプラスであれば問題は発生せず、その評価額を基準として売買されることとなります。

一方、その評価額がマイナスである場合は、現状のままでは買い手がつかず、何らかの措置を施す必要があります。

以下に、設例によりこれを説明します。

前提：

1. 売却を予定している子会社の貸借対照表は以下のとおりである。

有形固定資産	10,000	長期借入金	9,000
		資本金	4,000
		欠損金	3,000
資産合計	10,000	負債資本合計	10,000

2. 上記貸借対照表の資産を時価評価した、修正貸借対照表は以下のとおりである。

有形固定資産	6,000	長期借入金	9,000
		資本金	4,000
		欠損金	7,000
資産合計	6,000	負債資本合計	6,000

* 営業権は発生していない

3. 売却価格は、時価純資産方式によることで合意している。
4. 当該子会社は、100%子会社である。

この設例では、不動産を保有している子会社を売却により再編することを想定しています。この場合、子会社（株式）の売却以外に、単純な物件の売却や営業譲渡の方法が選択肢としてありますが、これについては別の個別論点で取り上げるためここでは問題としません。

貸借対照表上の純資産は1,000です。しかし、資産を時価評価したところ簿価10,000の資産の評価額は6,000であったため、4,000の含み損が発生しており、この結果、時価ベースの純資産は3,000の債務超過となっています。債務超過となっているため、この子会社はこのままの状態では

買い手が見つかず、売却するためには時価純資産を改善し、最低限債務超過でない状態とする必要があります。この時価純資産ベースでの債務超過を脱する方法としては、親会社が債権放棄（又は贈与）する方法と親会社引受けの増資による方法が考えられます。

借入金 3,000 を親会社が肩代わりし、これを債権放棄した場合の貸借対照表は以下のとおりとなります。

貸借対照表（簿価ベース）

有形固定資産	10,000	長期借入金	6,000
		資本金	4,000
		剰余金	0
資産合計	10,000	負債資本合計	10,000

貸借対照表（時価ベース）

有形固定資産	6,000	長期借入金	6,000
		資本金	4,000
		欠損金	4,000
資産合計	6,000	負債資本合計	6,000

債務免除益により欠損金が3,000減少している。

3,000の増資を行った場合の貸借対照表は以下のとおりとなります。

貸借対照表（簿価ベース）

有形固定資産	10,000	長期借入金	6,000
		資本金	5,500
		資本準備金	1,500
		欠損金	3,000
資産合計	10,000	負債資本合計	10,000

貸借対照表（時価ベース）

有形固定資産	6,000	長期借入金	6,000
		資本金	5,500
		資本準備金	1,500
		欠損金	7,000
資産合計	6,000	負債資本合計	6,000

増資払込金 3,000 を借入金返済に充当している。

増資払込金 3,000 は、1/2 を資本組入し 1/2 を資本準備金処理している。

以上のどちらの方法によっても、時価純資産の債務超過回避の目的は達成されます(この場合、借入金で購入側が肩代わりし、株式は0で引き渡すこととなります)。しかし、両者の処理ではコストに差異が生じます。借入金(3,000)を親会社が肩代わりし、これを債権放棄する方法によった場合、子会社に3,000の債務免除益が発生します。子会社における税務上の繰越欠損金が貸借対照表上の欠損金3,000と同額である場合には、当該債務免除益は繰越欠損金の控除により相殺され、結果として子会社における課税所得が発生しないこととなりますが、欠損金の発生が古く、税務上の繰越欠損金が3,000未満である場合には子会社に課税所得が発生し、税金費用が発生することとなります。

一方、3,000の増資を行った場合には、子会社において収益(所得)が発生しないため、税金費用発生の問題は生じません。しかし、一方で増加資本の登記において登録免許税が発生します。この登録免許税の税率は1,000分の7であり、課税標準は増加する資本金額です。このため、新株の発行価格全額を資本金として処理することは登録免許税の観点から不利であり、この設例においても資本金組入れが要求されない最大額を資本準備金で処理しております。貸借対照表をより健全なものとするには、増資を9,000として借入金を返済し、株式の売却額を6,000とすることですが、この方法は上記の登録免許税の観点からは不利な方法と考えられます。

結局、売却を予定している子会社の債務超過解消の方法として、上記方法のうちどちらを選択するかは、子会社において発生する法人税と登録免許税を比較して、有利な方を選択することとなります。

なお、税務上の取扱いとしては、どちらの方法によった場合でも、親会社の行為が、その損失負担を行わないと今後より大きな損失を蒙ることを回避するためのものであれば、寄附金には該当しないものとされています(法人税基本通達9-4-1)。

(2) 財政状態悪化会社株式の売却が、連結剰余金に与える影響

【Q2】

財政状態が悪化している関係会社の株式を売却する場合に、連結損益（及びその結果として連結剰余金）が増加する場合がありますと聞きますが、これについて説明してください。

【A2】

財政状態が悪化している関係会社の株式を売却する場合には、連結損益（及びその結果として連結剰余金）が増加する場合があります。

以下、これを設例により説明します。

前提：

1. 親会社は、売却する子会社の株式を 100% 保有している。
2. 売却する子会社の資本勘定は、資本金 1,000、欠損金 900 である。
3. 親会社において、子会社株式の取得価額 1,000 に対し 900 の減損（有税処理）を行い簿価は 100 となっている。
4. 子会社株式を（簿価と同額の）100 で売却した。
5. 親会社では、繰延税金資産に回収可能性があるため、（上記の減損 900 に対応する部分を含め）すべて計上している。

（個別財務諸表における処理）

個別財務諸表においては、簿価 100 の有価証券を 100 で売却したので売却損益は発生しません。また、課税所得計算において減損相当額 900 は減算され納付税金は減少しますが、一方でこれに対応する繰延税金資産が減少するので損益計算書上の税金費用収益は発生しません。

（連結財務諸表における処理）

連結財務諸表においても、連結簿価 100 の有価証券を 100 で売却したのでやはり売却損益は発生しません。

期首時点において、親会社で計上した子会社株式評価損 900 及びこれに対応する繰延税金資産 360（実効税率 40%）は連結財務諸表上消去されています。一方、子会社の欠損金は将来減算一時差異に該当しますが、予測可能な将来、無税での評価減の要件を満たすか子会社株式の売却を決定するまでは、繰延税金資産は計上されないこととされている（「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第 32 項）ため、これを計上していません。今般の子会社株式売却により、従来認識していなかった繰延税金資産が認識され、同時に一時差異が解消するため法人税等調整額として連結損益計算書に計上されることとなります。

これを連結仕訳で示すと以下のとおりとなります（説明の便宜上、資本連結仕訳を、開始仕訳と売却仕訳の両建てで記載しています）。

開始仕訳：	資本金	1,000	／	子会社株式	1,000
	子会社株式	900	／	その他剰余金期首	900
	その他剰余金期首	360	／	繰延税金資産	360
売却仕訳：	子会社株式	100	／	資本金	1,000
	その他剰余金期首	900	／		
	繰延税金資産	360	／	法人税等調整額	360

このように、子会社株式売却により連結利益が360増加することとなります（上記仕訳のうちの最後の仕訳相当額）。これは、子会社の欠損金に対して（親会社の）個別財務諸表において子会社株式の減損という会計手当を行った場合、個別財務諸表上はこれに対して繰延税金資産を計上するのに対し、連結財務諸表上は（上記の要件を満たすまでは）繰延税金資産を計上しないため、その部分は連結財務諸表における剰余金は個別財務諸表上における剰余金より悪化することとなりますが、売却によりこれが解消することを意味しています。

この設例では、当期に売却の意思決定及び売却実施を行った場合を想定していますが、上記実務指針第32項に従い、売却の意思決定を行えば（売却は当期でなくても）繰延税金資産を連結財務諸表上計上することとなります。

（3）株式売却と営業譲渡

【Q3】

事業売買の方法として、株式売買と営業譲渡のメリット・デメリットについて説明してください。

【A3】

営業譲渡とは、企業の経営活動の一環として一定の営業目的のために組織された特定の事業部門などの有機的に一体として機能する「営業」を譲渡することをいいます。組織再編を行おうとしている子会社等が単一事業を行っている場合には、株式売買と営業譲渡の選択の問題があります。また、複数の事業を行っている場合でも、営業譲渡とするか会社分割を行って株式売買とするかの選択の問題があります。この選択に当たっては、コストの観点、リスクの観点及びその他の観点から検討を行うこととなります。

コストの観点

単一事業を行っている会社を想定すると、コストに差異が生じるのは移転コスト、営業権及び繰越欠損金に係る税金費用と考えられます。

売買する事業に不動産等が含まれている場合、営業譲渡であれば購入先で移転コストとして登録免許税、不動産取得税及び消費税が発生しますが、株式の譲渡であればこの

移転費用は発生しません（登録免許税は、不動産以外であっても特許権等に発生するものがある）。売買する事業に含まれている不動産が多額である場合には、当該移転コストも多額となり、株式売買によるか営業譲渡によるかの選択が売買価格に反映することになるでしょう。

項 目	課税標準	税 率
不動産の所有権移転に係る登録免許税	不動産の価額	6/1,000
不動産取得税	不動産の価額	4/100(標準)

次に営業権の問題があります。購入後、当該事業から発生する損益が営業譲渡による場合には個別財務諸表に反映されるのに対し、株式売却による場合には個別財務諸表に反映されないことは当然として、これ以外に営業権による差異が買い手側において発生します。すなわち、購入事業に超過収益力があり、購入価額が購入資産・負債の時価を超えているケースにおいて、営業譲渡によった場合には営業権が発生し、これは5年間で償却され税務上も損金に算入されます。一方、株式譲渡によった場合は（減損が適用されない限り）取得原価で評価されることとなるため、営業権の償却額が両者の差異となって現れます。なお、連結財務諸表上は株式の購入であっても支配権獲得時に資産・負債が時価評価されるため、営業権相当額は連結調整勘定として計上されることとなり、結局、営業権と連結調整勘定の償却年数の相違による差額が両者の差異となります。さらに、連結調整勘定の償却額については原則として繰延税金資産・負債を計上しないため、税金費用も両者の差異となって現れることとなります。

また、購入価額が購入資産・負債の時価を下回っているケースでは、営業譲渡によった場合でも負の営業権が計上されることはないため、個別財務諸表においては、営業譲渡によった場合でも株式購入によった場合でも取得価額で計上されることとなり、差異は生じません。しかし、連結財務諸表においては、株式購入によった場合は購入価額と購入資産・負債の時価との差額が連結調整勘定（貸方）で計上されるため、その償却額が両者の差異となって現れることとなります。

繰越欠損金に係る税金費用については、再編する会社に繰越欠損金がある場合に、当該繰越欠損金に係る税金節約額は直接的には当該再編会社で享受できるため、営業譲渡によるか株式売買によるかで実質的な享受先が異なることとなります。

以下に、単純なケースについて設例で説明します。

前提：

1. 売却を予定している子会社の貸借対照表は以下のとおりである。

資産	10,000	資本金	13,000
		欠損金	3,000
資産合計	10,000	負債資本合計	10,000

2. 上記貸借対照表の資産を時価評価した、修正貸借対照表は以下のとおりである。

資産	13,000	資本金	13,000
		剰余金	0
資産合計	13,000	負債資本合計	13,000

3. 税務上の繰越欠損金は貸借対照表の欠損金と同額(3,000)である。
4. 売却価格は 13,000 である。
5. 親会社における子会社株式取得価額(=簿価)は 13,000 である。
6. 移転費用は考慮しない。

このケースを売り手側から見れば、株式で売却した場合の損益は簿価と売却価格が同額であるため 0 となります。また、営業譲渡により資産を売却した場合は当該子会社に売却益 3,000 が計上されますが、これは繰越欠損金と相殺され課税所得は発生しません。その後当該子会社を清算した場合には、株式簿価と同額の残余財産分配を受け損益が発生しないため、結局、どちらの方法でも差異がないこととなります。

一方これを買い手側から見ると、株式購入による場合の資産の帳簿価額は 10,000 のままとなり(連結上は時価の 13,000 で認識する。)購入後の当該子会社の利益に対しては繰越欠損金が活用できるため、当該子会社を通じて税金の節約を享受できることとなります。営業譲渡による場合には、資産は 13,000 で計上され、繰越欠損金による税金の節約は享受できませんが、減価償却又は将来これを売却する場合に簿価が高い分だけ税金の節約が享受されることとなり、株式購入の場合とは異なります。

結局、買い手側から見た税金費用の観点からは、買収後すぐに利益が発生して繰越欠損金をすべて控除できる状況の場合は、株式購入の方法が有利となります。一方、買収後すぐには利益が発生せず、繰越欠損金が切捨てになるような状況の場合は、営業譲渡により簿価が高い方が有利となります。

リスクの観点

組織再編を行おうとしている子会社等の事業売買における株式売買と営業譲渡の選択の問題に関して、リスクの観点からの問題としては株式売買の方法による場合に問題が生じると考えられます。

株式購入の方法により買収を行う場合に、通常買収であれば事業そのものの調査が

重要になりますが、株式売買と営業譲渡の選択の場合には当該会社の財務諸表の信頼性が問題となります。営業譲渡との選択ですので、資産の評価は当然に行っているはずであり、ここで特に問題となるのは、かくれ債務の問題といえます。ただし、資産側でも事業を行う上で不必要な資産がある場合には、その取扱いについて協議が必要となります。かくれ債務の問題としては、意図的に未計上の負債はもちろんですが、契約により発生する可能性の高い負債の洗出しが重要です。これを中心として、株式購入の方法を選択する場合には、財政状態の調査（財務デューデリジェンス）を実施することが通例であり、さらに、下記に述べるエスクロー契約によりリスクを回避することとなります。

その他の観点

組織再編を行おうとしている子会社等の事業売買における、株式売買と営業譲渡の選択に関するその他の観点としては、取引先との関係、従業員との関係、地域との関係、免許・認可の関係等が挙げられます。株式の売買の方法によれば、再編する会社は株主が変わっただけで会社自体は（少なくとも表面的には）従前と何ら変わらないため、契約当事者を変更する必要がなく（代表者は変更される場合が多い。）契約の相手方と当事者変更に係る交渉を行う必要はなく煩雑でない場合が多いといえます。

（４）MBO（EBO）

【Q4】

MBO、EBO について説明してください。

【A4】

MBO（EBO）の意義

MBO(マネジメント・バイアウト Management Buy-Out)とは、事業のマネジメント(経営者・管理者)による事業の買収をいいます。これに対し、事業のマネジメントではなく、従業員が事業の買収を行うことを EBO (エンployee・バイアウト Employee Buy-Out) といいます。通常の企業買収(M&A)が部外者である第三者による買収であるのに対し、この MBO 又は EBO は内部者であるマネジメントないし従業員による買収である点に特徴があります。

MBO（EBO）の方法

MBO（又は EBO）は、一般の企業買収と同様に、通常株式の売買や営業譲渡の形で行われます。しかし、MBO（又は EBO）において、購入者自身が購入資金を全額拠出可能であることはまずありません。そこで、購入者は借入金で資金を調達するか、別途、投資者を探し出すこととなります。この場合にキーとなるのは、当該事業のキャッシュフローと事業の将来性です。事業のキャッシュフローが大きい場合には、これが担保となり、借入金を調達できる可能性があります。さらに、将来性があると判断される場合

には、将来の「出口」における売却利得を目的として新会社に投資するファンド等の投資家を募ることが可能となります。この「出口」における売却利得は、新規上場によって目的達成することもあります。

MBO（EBO）のメリット

このMBO（又はEBO）は、企業再編における様々な局面で行われる可能性があります。ここでは、非中核事業や非中核事業を行う子会社を再編する際に、その売却先をマネジメントないし従業員とすることを想定していますが、これ以外にも事業承継や相続税対策が考えられます。事業承継としては、適切な後継者を持たないオーナー企業において、オーナーでない経営陣に事業を譲渡して創業者利潤を確保することとなります。相続税対策としては、ある事業部門をMBO（又はEBO）によりキャッシュ化し相続資金を確保しておくことが挙げられます。これら組織再編、事業承継及び相続税対策については、資金的な観点からはM&Aによる企業買収でも同じ効果が得られますが、MBO（又はEBO）には以下に述べるようなメリットがあります。

ア．MBO（又はEBO）による事業の売り手にとってのメリット

- ・売却事業の従業員（労働組合）の理解が得られやすく、事業売却が円滑化しやすい
- ・新会社と事業提携の可能性が高く、顧客との関係が円滑化しやすい

イ．MBO（又はEBO）による事業の買い手にとってのメリット

- ・経営者、管理者及び従業員の士気の向上
- ・経営の裁量権の増加(当該事業にとって明らかに有利である投資が、他事業との優先順位の観点から行われなかったケースなど)
- ・株式公開等による創業者利潤の獲得

ウ．MBO（又はEBO）による新会社にとってのメリット

- ・事業における信用の継続と維持
- ・組織の機動性と積極性の向上

エ．MBO（又はEBO）による資金提供者にとってのメリット

- ・安全性の高い投資
- ・高い投資リターン

(5) エスクロー契約及びその収益計上時期

【Q5】

エスクロー契約について説明してください。

【A5】

エスクロー (escrow) とは、物の受渡しと代金の支払いを (売り主と買い主が直接行うのではなく) 第三者を介して行う仕組みのことです。企業買収を行う際に、被買収会社の貸借対照表に計上されていないかくれ債務があったりする等の虚偽記載が株式売買後に発覚し、購入側が損失を蒙ることに備えるために、売主が受取る買収代金の一部を第三者に預託し、補償事由が預託期間内に生じなければその預託金を売主に渡すという、いわゆるエスクロー契約を結ぶ場合があります。

このエスクロー条項を含む株式譲渡益収益計上時期に関して、最近、国税不服審判所の注目すべき判決が示されました。それは、エスクロー資金として預託されている資金のうち、返還される金額はエスクロー契約期間が終了しないと確定せず、預託資金分の株式譲渡益を現実に支配管理し、自己が享受することができるのは返還後に限られているとの解釈から、株式売却益のうちのエスクロー資金として預託されている部分については、預託期間の終了時に収益として計上すべきと考え、エスクロー資金を控除した部分を株式売却益として申告した事例に対し、国税不服審判所はエスクロー資金相当額についても株式の引渡しのあった日に収入として計上すべきであるという判断を下しています。

これは、エスクロー契約は売主の補償責任の履行を担保するために代金の支払方法に条件が付されたものであり、譲渡代金の一部についての支払が保留されたものに過ぎず、譲渡代金の支払方法に条件が付されたからといって、譲渡所得の総収入金額に算入すべき金額に影響を及ぼすものではない、という判断によるものです。

この税務上の取扱いは、会計的にも合理性があると考えられます。すなわち、株式の売却益については約定の時点で計上すべきであり、エスクロー契約に伴う補償責任については、引当金計上の要件を満たすか否かを検討し、これを満たす場合は引当金計上によるのが合理的であると考えられます。

・営業譲渡・譲受

1. 営業譲渡・譲受の意義

営業譲渡とは営業目的のために組織化され、一体として有機的に機能する資産・負債、従業員、権利義務等の営業の実態を他の企業に移転する取引行為である。したがって、個別財産や権利の移転とは異なるが、会計上・税務上は資産・負債の譲渡取引として取り扱われる。

会社分割法制が整った今日においても、必要な営業実態を必要な時に機動的に移転することに適している営業譲渡の企業組織再編手法としての有用性は損なわれていない。

営業譲渡の性格を様々な角度から比較すると以下ようになる。

営業譲渡の特徴		比較される再編手法	
売り手	買い手	売り手	買い手
事業の分離		現物出資もしくは 分社型会社分割	
	事業の買収		吸収分割もしくは合併
事業資産の譲渡		子会社株式の譲渡	
	資産買収		株式買収

営業譲渡は株式を対価として決済するものではないため、譲渡対象事業（資産・負債・従業員・その他のリスク）から資本関係が断ち切られる点に注目すべきである。類似手法である現物出資や会社分割は、資本関係を介してリスク関係が切れないため、税法では簿価移転が認められているが、現金で決済し資産譲渡取引を完結させる営業譲渡においては原則的に時価移転となる。

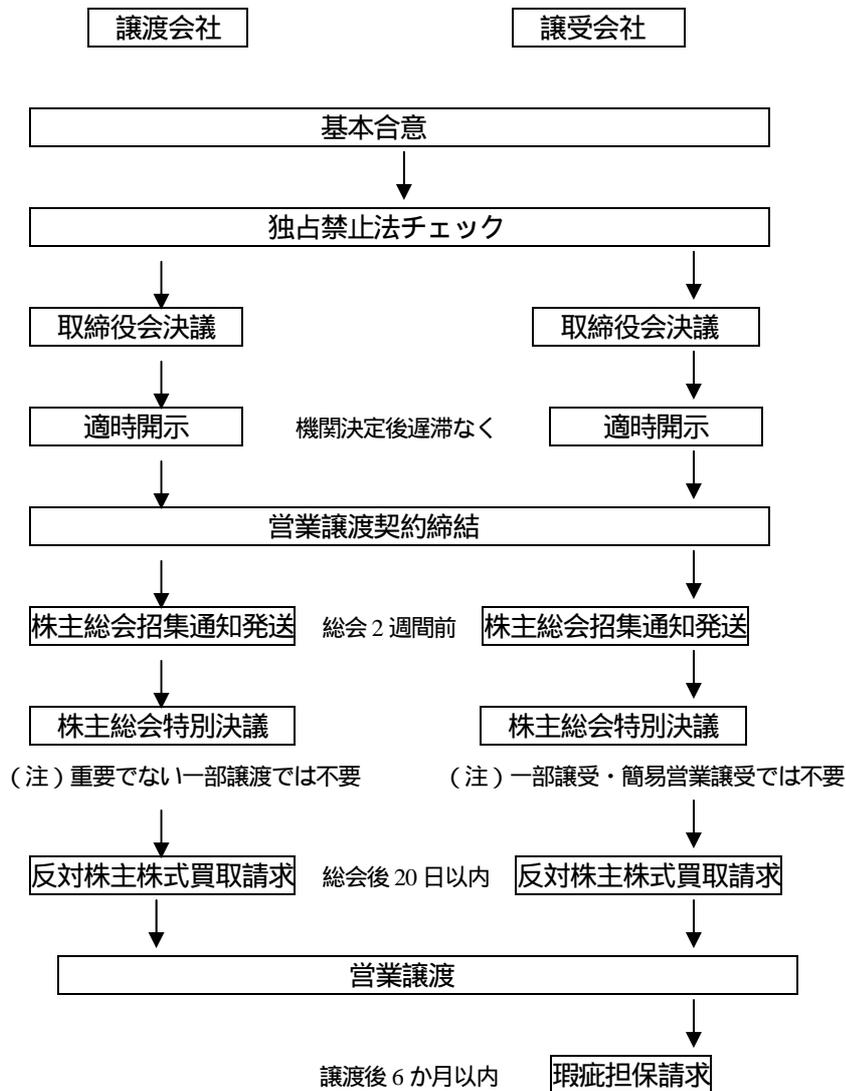
原則的に時価移転ということは、売り手側に譲渡損益が、買い手側に営業権が発生する可能性がある。いわゆる適正な時価で譲渡されれば、営業権の計上に会計上も税務上も異論をはさむ余地はない。また、商法上も買入れのれんは資産計上される。その意味で営業譲渡は、会計上・税務上も単純明快な再編手法といえる。

営業譲渡の機動性が優れているのは、仮決算を必須とせず、会社決算日との兼ね合いを考慮する必要がないため、いつでも譲渡日を設定できることである。むしろ譲渡損益の計上がともなうことから期中に実行されることのほうが多いと考えられる。

2. 営業譲渡・譲受の手続

(1) スケジュールの概要

譲渡会社、譲受会社それぞれのおおまかな流れは以下のとおりである。



(2) 営業譲渡に関する規制

営業譲渡に係わる関連法規としては、主として取引関連で商法、開示関連で証券取引法、事業関連で独占禁止法がある。これらを時系列で示すと以下のようになる。

手続	期限	内容	根拠規制
営業譲渡(譲受)承認取締役会		営業全部の場合又は重要な一部の場合	商法第 260 条
基本合意書の締結		基本合意内容の確認	なし
東証適時開示	機関決定後遅滞なく	取締役会決議の内容	東証適時開示規則第 2 条 (以下(5)参照)
臨時報告書提出	機関決定後遅滞なく	資産総額もしくは売上高総額の 100 分の 10 を超える営業譲渡・譲受契約の内容、目的、相手方の概要などを開示する。	証券取引法第 166 条、開示府令第 19 号 (以下(5)参照)
営業譲渡契約締結		株主総会決議で承認されることを条件とする。 その場合譲渡人は一定地域において一定期間同一の営業を営むことはできない。 譲受人側で譲渡人の商号を継続使用するときは譲渡人の営業によって生じた債務につき譲受人も原則として弁済の責任を負う(*1)。	商法総則第 25 条 商法総則第 26 条
営業譲渡承認株主総会		営業全部の場合又は重要な一部(*2)の場合には特別決議を要する(譲受側は営業全部の場合のみ)。 譲受会社の純資産の 20 分の 1 以下の場合には「簡易営業全部譲受」となり一定の条件(*3)のもとで譲受会社の総会承認は不要。	商法第 245 条 商法第 245 条の 5
営業譲渡届出書提出		一定の取引分野の競争を実質的に制限するような「営業の全部又は重要部分」の譲受を制限する(*4)。	独占禁止法第 16 条
反対株主買取請求	総会日から 20 日以内	簡易営業全部譲受の場合は、譲受契約日より 2 週間以内に行われる公告又は通知の日よりさらに 2 週間以内	商法第 254 条の 2 商法第 245 条の 5 第 3 項
届出書効力	公正取引委員会受理後効力		独占禁止法第 16 条

	発生までは 30 日		
クロージング		譲渡取引期日	なし

(*1) 商号を継続使用しない場合でも譲渡人の営業で生じた債務を引き受ける広告をしたときは債権者は譲受人に対して弁済を請求できる（商法 28 条）。さらにもし特段の契約をしたり、善意の第三者に引受けを誤認させるような行為をした場合には譲受人は連帯して弁済する責任を負うことになる。

(*2) 「重要な」とは売上高、収益、従業員数、資産等の指標で 10% 程度を超える場合であるものと解されている。

(*3) 会社の総株主の議決権の 6 分の 1 以上を有する株主が反対の意思を会社に対して通知した場合は、原則どおり株主総会の特別決議を要する。

(*4) 「重要部分」とは譲渡対象部門の売上高の譲渡会社の全売上高に占める割合が 5% かつ 1 億円超の場合を言うとされている。なお、ここで届出が必要とされる譲受とは、譲受会社の総資産が 100 億円を超えている場合で、以下のような譲受をする場合である。

総資産 10 億円超の国内の会社の営業の全部の譲受

譲受部門の売上高が 10 億円超の営業の重要部分又は固定資産の譲受

国内売上高が 10 億円超の外国会社の営業の全部の譲受

譲受部門の国内売上高が 10 億円超の外国会社の営業の重要部分又は固定資産の譲受

ただし、親子会社間及び兄弟会社間の場合は届出の必要はない。

このほか営業譲渡では、合併や会社分割と比較して、個別資産の移転手続（名義変更、届出、登録、許認可など）に時間を要し、債権債務の引受けに関して債務者へ通知したり債権者の同意を得る必要があるため上記日程の中で考慮する必要がある。

営業譲渡契約は合併や会社分割と異なり、比較的自由に譲渡対象財産の範囲や個別譲渡条件を盛り込むことができる。また逆にそうでなければ譲渡人・譲受人の間でリスクの引継ぎについて適切に規定できないこととなる。一般的な営業譲渡契約の文例を示すと以下のとおりである。

< 営業譲渡契約書 - 文例 >

第1条 当事者及び契約締結日

当事者 甲：

乙：

契約締結日：

第2条 譲渡日

甲は本契約第1条に定める契約締結日をもって甲の 事業に係わる営業の一切を乙に譲渡し、乙はこれを譲受る。ただし譲渡日については手続の進行に応じ必要あるときは甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

第3条 譲渡財産

本契約により譲渡すべき財産は譲渡日現在の甲の 事業に属する営業権、資産及び負債ならびに権利義務の一切とし、その細目については別途甲・乙協議のうえ最終的にこれを決定する。

(注) 通常、財産目録を別紙として添付する。

第4条 譲渡財産の対価

譲渡財産のうち営業権については、別途甲・乙協議して適正な対価を決定し、その他の譲渡財産の対価は譲渡日における譲渡財産の時価を基準として別途甲・乙協議して決定する。対価の支払時期及び方法は甲・乙協議のうえ決定する。

(注) 売掛金や買掛金など日々変動する項目を譲渡対象とすると譲渡日以降にならなければ金額が確定しないため通常は除外されることが多い。また在庫は譲渡日現在の有姿で譲渡することがむずかしいため、通常は別途一定の棚卸実施日を設けて金額を集計することとなる。

第5条 譲渡財産の引渡時期

甲は譲渡日に譲渡財産を引渡す。ただし法令上の制限、手続上の事由等により必要のあるときは甲・乙協議のうえ変更することができる。譲渡財産の危険負担は譲渡日の前日までは甲が、譲渡日以降は乙がそれぞれ負担する。

(注) 登記や登録、名義変更など別途第三者対抗要件を必要とする場合には手続完了をもって移転とする。また保有にかかる公租公課と移転にかかる公租公課の負担関係も定める必要がある。

第6条 従業員の取扱い

乙は本事業に従事する甲の全従業員を譲渡日において引き継ぐものとし、従業員に関するその他の事項は甲・乙協議のうえ決定する。

(注) 通常従業員各人の処遇は譲渡日までには確定していないことが多いため、協議事項とする。また退職金や年金のような労働債務の引継ぎも譲渡対価とは別枠で決定されることがある。

第7条 賃貸借

甲は譲渡日以降乙が本事業を運営するために合理的に必要とする場合には甲が所有又は賃借する土地もしくは建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

第8条 瑕疵担保責任

甲が譲渡する財産について譲渡日以降 5 年以内に甲の所有期間における瑕疵が発見された場合には甲の責任においてこれを解決するものとする。

(注) このほか営業譲渡後の業績に連動して譲渡対価を修正したり、在庫の評価等により対価を修正することがある。

第9条 競業禁止義務

甲は譲渡日以降 5 年を過ぎるまで譲渡の対象となる事業と類似の事業を行わない。

(3) 資産・負債の移転手続

<合併との比較> ----- 買い手の議論

営業譲渡は「営業の全部又は重要な一部」を譲渡するという趣旨から、譲渡対象の面では合併や会社分割のように、組織的・有機的の一体としての財産を譲渡していると扱われる一方、移転手続の面からは個別資産の移転として扱われる。合併と異なりその譲渡資産・負債の範囲は原則自由に決定できるものとされているが、重要な事業基盤の放出は既存の株主にとっても重要事項であり、また受入財産に毀損がないことをチェックする趣旨から商法では譲渡会社又は譲受会社に株主総会の決議を求め(商法第245条)更に譲受会社が新設会社の場合には検査役の調査又は公認会計士等による財産価格証明を要求している(商法246条)。

	譲渡会社	譲受会社
売買契約	制約なし	制約なし
「重要な財産処分及び譲受」 (商法第260条第2項第1号)	取締役会決議	取締役会決議
「営業の全部又は重要な一部の譲渡」「営業全部の譲受」(商法第245条第1項第1号、第3号)	株主総会特別決議	株主総会特別決議
簡易営業全部譲受(商法第245条の5)	-	株主総会決議不要
事後設立(商法第246条第2項)	-	検査役調査又は公認会計士等による財産価格証明

ここで実務上問題となるのが、商法でいう営業譲渡とはどのようなものかということである。よく行われるのは資金負担を分散するため、あるいは現物引渡しが困難なため、固定資産は営業譲渡契約で、棚卸資産は通常の売買契約で逐次移転することである。この場合、同時に行われる売買契約は商法の要請には抵触しないのか。法律的な見地からは検査役調査又は公認会計士等による財産価格証明は不要と解されているが、一体として機能する事業用資産についてこのように分割して契約を締結しても株主総会決議は必要と考えられている。

すなわち、あらかじめ想定されている事業用資産・負債の移転は、あくまで一体として捉えられることになる。ここでいう資産には有形なものだけでなく、無形資産や貸借対照表に記載されていない財産権・契約関係・権利・人的財産も含まれる。また負の財産として営業用負債や借入金も含まれる。とりわけ借入金については注意が必要である。ただし、対外的に財産価値のない内部計算により創出された引当金や繰延資産は含まれない。

合併の場合には借入金は当然に引き継がれるが、会社分割や営業譲渡では引き継ぐ借入金の範囲を決定する必要がある。会社分割では、一体として機能している事業資産・負債に加え、紐付き借入金や必要運転資金は当然に移転する必要がある。一方営業譲渡では、確かに当該移転事業になくはならない資産・負債は引き継ぐ必要があるが、借入金については営業譲渡代金の増減調整としても利用できることから、その範囲は必ずしも紐付き関係を要求されてはいないと考えられる。ただし、固定資産に担保付借入れがある場合には必須となるだろう。通常借入金は銀行の処理上いったん返済した形をとることが多い。

売掛金のように証券化されていない営業債権を譲渡するには、別途債権譲渡に関する手続が必要であり、具体的には当該債務者に確定日付を付した書面をもって通知し、かつ確定日付を付した書面をもって承諾を得ることが必要である（民法第467条）。一方買掛金等の営業債務については、債権者の承諾を得て譲受会社が債務引受を行う必要がある。

そのほか固定資産については、所有権移転の手続及び登記が必要であり、不動産取得税、登録免許税がかかるほか営業譲渡では譲渡資産のうち土地以外の部分には消費税が課せられる。

また、行政への許認可を要する事業の場合や、金融業・証券業のように特別法の下で営業が行われている場合には、別途主務官庁への届出によって効力発生要件となっている場合があるので注意が必要である。

ところで営業譲渡は、偶発債務など買い手にとってはリスクと感じられるものを極力排除する上では、合併や株式買収よりも柔軟性にすぐれているが、それでも譲り受けた財産が毀損していたり、予期せぬ事態で期待していた営業活動ができなくなる可能性がある。そこで営業譲渡契約においては売買と同様、譲渡会社は対象となる営業を移転する義務があり、給付した内容に瑕疵があった場合には、譲渡会社の義務が十分に果たされたとはいえないと解釈すべきである。これにより買い手には代金減額請求権、契約解除権、損害賠償請求権などが認められる（民法第560条）が、譲受会社は譲渡財産を受領したら遅滞なく内容物を精査・検収し、瑕疵があれば直ちに相手方に通知しなければならない（具体的には6か月以内と言われている）。

<現物出資との比較> ----- 売り手の議論

従来から現物出資の会計処理は簿価移転が採用されてきたが、それはかつて税務上変態現物出資の制度により圧縮記帳が認められてきたためであり、会計上・税務上原則的には資産の譲渡取引として時価によることとなる。その意味で営業譲渡と何ら変わることはない。

また、資産の移転手続についても両者とも取引法上の行為であり、個別に資産の移転手続を必要とする。商法上は負債付きの現物出資もありうるからここでも両者に差異はない。

ところで営業譲渡は、個別資産を譲渡の対象とし、対価を通常は現金で受け取るが、こ

れを買い手の発行する株式（若しくは金庫株）で受け取る場合には現物出資となる。現物出資は商法上資本取引として資本充実の規制（検査役調査制度等）がある。しかるに、同じ資産を移転して受け取る対価の種類の違いにより、規制が加えられるのは合理性がないかも知れない。

特に、現金と株式を混ぜて受け取るケースでは、この規制の適用は実務上困難である。

（４）従業員の引継ぎ ----- 会社分割との比較

< 従業員の引継ぎ >

営業譲渡においては会社分割と異なり、従業員が希望しても譲渡先に転籍できるとは限らず、不利益を受けることがあるので、労働契約承継法等により従業員に「転籍する権利」及び一定の拒否権を与えられた。背景には現行の民法では、従業員が譲渡先に転籍するときは本人の同意が必要で拒否できるものの、元の会社に残るよう指示されたときは拒否できないことになっていることが挙げられる。

会社分割においては、従業員は自分の働いている事業部門が分割される場合に、元の会社に残されることを拒否して新会社に転籍することができる。しかるに、同じ事業部門を切り離すのに、営業譲渡を採用すると従業員は選択の余地がなくなるおそれがある。

会社分割法制が導入されたのは企業の再編成を促す目的であり、それはときに優良部門だけを切り離して企業の存続を図ることに利用されるが、営業譲渡による場合には優良事業部門の従業員でも譲渡先に移れない可能性があり、不合理な面があるといえる。

< 適格退職年金契約の扱い >

適格退職年金制度は各法人単位で設定されているもの（職域年金制度）であり、営業譲渡に伴って雇働関係が変わる者については、いったん脱退するしかない。これは会社分割でも同様である。

< 退職給付債務の引継ぎ >

一方、従業員の退職金や年金債務について引継ぎをどのようにするかは、近時営業譲渡や会社分割の重要な考慮事項となっている。

理論的には従業員移籍時までの退職給付債務については、積立不足も含めて従前の会社が負担すべきであろうが（税務上もこのような当事者間での精算を前提としている）、過去勤務費用の個人別計算が煩雑であり、精算しない場合に年金用の勤続年数を通算できないことなど実務上の障害が多く、また転籍者に関する税務上の扱いも複雑である（法人税基本通達 9-2-40、11-4-24～27）。

したがって、営業譲渡の場合は合併や会社分割と異なり、その都度従業員の転籍条件に照らして退職金の引継ぎについては十分に当事者間で協議する必要がある。

(5) 開示・上場規制

< 東証適時開示規則 >

東証上場規則では「一定規模以上の営業の譲渡（営業資産の譲渡を含む。）」を会社が機関決定した場合には遅滞なく開示することが要求されている（適時開示規則第2条）。これにはグループ内組織再編、例えば分社化や100%子会社からの譲受なども含まれるので注意が必要である。

規則第2条によれば、

譲渡側：

直近事業年度末現在での譲渡資産の簿価が同日の会社純資産の30%以上

譲渡日の属する事業年度及び翌事業年度のどちらかにおいて、営業の譲渡に起因する売上減少見込額が直近事業年度の売上高の10%以上

経常利益又は当期純利益の増減見込額について同上30%以上

譲受側：

譲受による資産の増加見込額が直近事業年度末の会社純資産の30%以上

譲受日の属する事業年度及び翌事業年度のどちらかにおいて、営業の譲受到に起因する売上増加見込額が直近事業年度の売上高の10%以上

経常利益又は当期純利益の増減見込額について同上30%以上

の場合に「営業の譲渡（譲受）概況書」として開示が必要である。

なお、軽微基準については証券取引法第166条第2項第1号ヲ及び取引規制府令第1条の2第7号で規定されている。

また、これとよく似たケースとして「固定資産の譲渡又は取得」においても適時開示が求められている。これには、いわゆる不動産の流動化により固定資産に係わる信託受益権証券を譲渡する場合も含まれる。実際には固定資産の譲渡が事業の譲渡とも受け取れるケース（例えば、小売業における営業店舗の譲渡）があり、実態に則してまたその規模に鑑みて慎重に判断する必要がある。

譲渡側：

直近事業年度末現在での譲渡資産の簿価が同日の会社純資産の30%以上

譲渡による損益見込額が直近事業年度の経常利益又は当期純利益の30%以上

取得側：

資産取得見込額が直近事業年度末の会社純資産の30%以上

の場合にも「営業上の固定資産の譲渡（譲受）概況書」において開示が必要である。

この軽微基準は証券取引法施行令第28条第3号及び取引規制府令第1条の2第11号で規定されている。

<証券取引法開示規則>

証券取引法上の継続開示を要求されている会社にあつては、投資家の判断に重要な影響を与える事象の発生があつた場合に臨時報告書の提出が求められており(証券取引法第24条の5第4項)営業譲渡・譲受も提出事由となっている(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2第8項、第16項)。

要約すると、以下のようになる。

	親会社	子会社
営業譲渡	最近事業年度の末日における純資産の額の100分の30以上資産が減少することが見込まれる場合 最近事業年度実績に比して100分の10以上売上高が減少することが見込まれる場合 (開示内閣府令第19条2第8項)	最近連結会計年度の末日における連結純資産の額の100分の30以上連結会社の資産が減少することが見込まれる場合 最近連結会計年度実績に比して100分の10以上連結会社の売上高が減少することが見込まれる場合 (開示内閣府令第19条2第16項)
営業譲受	最近事業年度の末日における純資産の額の100分の30以上資産が増加することが見込まれる場合 最近事業年度実績に比して100分の10以上売上高が増加することが見込まれる場合 (開示内閣府令第19条2第8項)	最近連結会計年度の末日における連結純資産の額の100分の30以上連結会社の資産が増加することが見込まれる場合 最近連結会計年度実績に比して100分の10以上連結会社の売上高が増加することが見込まれる場合 (開示内閣府令第19条2第16項)

実際に提出する時期は営業譲渡契約が締結されたとき、または基本合意書が結ばれたときとなる。

さらに、財務諸表等規則第8条の4(同規則ガイドライン8の4)により有価証券報告書にも記載が求められる。

3. 営業譲渡・譲受の会計

(1) 買い手の会計処理

取引の性格と基本的処理

営業譲渡は企業結合の一形態であるが、会計上は個別資産・負債の移転取引にほかならない。資産・負債を取り込むという点では合併と対比されることがある。ただし、両者には支払対価の違いだけでなく会計処理にも差異がある。我が国において企業結合会計基準の導入前においては、とりわけ合併の会計処理については様々な考え方が存在し、あるときは営業譲渡と極めて類似した処理が行われることがある。

買い手にとってみれば譲り受けた事業に含まれる資産・負債の承継であり、営業譲渡ではその対価を現金で事業の時価をベースに支払う処理となる。そして事業の時価と受入純資産の時価との差額が一般的には営業権として考えられている。

例を示せば以下ようになる。

(例示)

譲渡対象資産簿価 800 (時価 1000)、負債簿価 (=時価) 300、譲渡対象事業時価 900 の場合

資産時価	1000	負債時価	300
営業権	200	現金等	900

営業権 = 移転事業の公正価値 - (承継資産時価 - 承継負債時価)

営業譲渡の譲受人の受入時の会計処理としては時価取引であるから、原則として単体決算と連結決算との間に差異が発生する余地はない。ただし、譲受財産の中に子会社株式があるケースでは連結調整勘定が発生する可能性がある。

営業権の認識と処理

営業権は一般に超過収益力と認定され、商法の規定によると5年以内で均等額以上の償却をすることが要求されている(商法施行規則第33条)。会計上も合併及び吸収分割若しくは有償で取得した営業権については5年間で均等償却することになる(企業会計原則第三四(一)B、財務諸表等規則第27条)。この背景は、営業権が将来発現すべき超過収益力を資本還元したものであり、将来の利益に対応して費用化されるべきであると考えられているためである。

ただし、注意しなければならないのは、税務上はかならずしも商法や会計と同じ視点で営業権を捉えていないことである。したがって、会計上認識された無形固定資産としての営業権及びその償却費は税務上の認識とは差異が生じることに留意すべきである(以下「4. 営業譲渡・譲受の税務」参照)。

その他の無形資産の認識

また会計上資産の受入時に表面的な譲受資産だけでなく、買い手にとって他の資本還元できる無形資産や非計上資産がある場合には、それを個別に資産化して残額を営業権とすることができる。例えば、販売権（商圏）や顧客リスト、トレードマーク、有利な取引条件・立地などである。実際にこれらが個別に評価できるケースはあっても、例えば債務超過会社が合併するために、無形資産を評価して営業権を計上し、債務超過を免れるケースなどを除き、これまであまり実務では実施されていない。

この考え方は、米国財務会計基準書第 141 号（「企業結合」）及び同第 142 号（「のれん及びその他の無形資産」）にも反映されており、米国では買収時に無形資産を計上することは既に一般化している。

ただし、注意すべきは、諸外国の会計基準は連結を念頭において規定されていることで、我が国のように商法上営業権を計上する場合と連結財務諸表において連結調整勘定を認識する場合とでズレが生じる環境下では、単純に無形資産を認識しているものか疑問がないではない。

取得経費の処理

なお、取得に要した費用のうち、例えば、不動産取得税のように固定資産の移転に関するものは当該固定資産に賦課することになる（税務上は損金処理可能）、また許認可事項の登録変更・名義変更等に要する費用や買収調査費用、弁護士費用のように全体に係わるものは本来譲受資産全体に配賦すべきであるが、実務上はその資産性を考慮して期間費用で処理されていることが多いようである。

（２）売り手の会計処理

取引の性格と基本的処理

営業譲渡は会計上は資産の譲渡取引であり、また企業分割の一形態として現物出資や会社分割と対比される。会社分割にも様々な形態があるが、例えば分社型新設分割は現物出資と類似しており、吸収分割は営業譲渡と類似している。いずれも基本的には資産・負債を時価で譲渡する行為であり、売却損益が認識される。

（例示）

譲渡対象資産簿価 800（時価 1000）、負債簿価（＝時価）300、譲渡対象事業時価 900 の場合。

負債簿価	300	資産簿価	800
現金等	900	売却益	400

$$\begin{aligned} \text{売却損益} &= \text{移転事業の公正価値} - (\text{移転資産簿価} - \text{移転負債簿価}) \\ &\quad + \text{移転資産時価} - \text{移転資産簿価} \end{aligned}$$

売却損益の処理

この売却益は、買い手の営業権と資産の含み損益を合成したものである。会計上、営業権部分については買い手の議論の裏返して、無形資産等の含み益が実現（評価額で売却）したものと捉えることができる。当該売却損益は会計上特別損益として計上される。

ただし税務上は、買い手のところで検討したように売却益に対する認識が異なっており、税務調整が必要となる可能性があるので留意が必要である。

なお移転に要した費用は売却損益に含めて処理することとなる。

4. 営業譲渡・譲受の税務

(1) 買い手の税務

税務上営業譲渡は、資産の譲渡取引にすぎず、買い手が個々の資産・負債を時価で買い受けたとみなされ、課税資産については消費税が課される。営業権はこれらの時価を対価の総額が上回った場合に差額として認識される。しかし、この差額としての営業権は税務上認識（測定）可能な資産として捉えられ、あくまで超過収益力に対する対価として、すなわち将来の益金に対応するものとして税務上その償却費の損金算入が認められる。税務上適格な営業権は定額法による5年間での均等償却を行うこととなる（法人税施行令第48条第1項第4号、第59条第1項）（平成10年3月31日以前に取得した営業権については従前の「任意償却」が認められている：法人税施行令第48条第1項第6号）。

営業譲渡においては消費税法上、負債金額は対価の一部とみなされるので、各資産価額が消費税の対象となる。営業権も一種の無形資産に該当し、営業譲渡において発生するとこれも課税資産の扱いを受け、消費税を課せられる（消費税法第2条第1項第9号）。ただし、譲受け人は消費税納付時に控除できる（課税売上割合が95%以上の場合は全額控除）。

適格現物出資や適格事後設立において、取得資産を時価で計上した場合には、申告時に課税ベースを簿価まで調整し、差額を資本積立金とする。

このほか、買い手の税務としては、固定資産の譲渡に伴う登録免許税（固定資産税課税標準の5%）と不動産取得税（固定資産税評価額の4%）がある。

なお、土地及び借地権の譲渡が行われると通常の所得に上乗せして土地重課（短期譲渡10%、長期譲渡5%）が課せられるが、平成15年12月31日までは適用を停止されている。

<営業権の資産性・再評価について>

我が国における営業権は、合併及び有償で取得した場合には会計上その貸借対照表能力を認められ、商法上5年間での均等額以上の償却が必要となる。ここでいう有償による取得とは営業権を個別に評価して対価を支払う場合のほか、営業譲渡において差額として認識される場合も含まれる。

一方、米国の企業結合会計基準（米国財務会計基準書第141号「企業結合」）とそれによって発生するのれんの会計基準（米国財務会計基準種第142号「のれん及びその他の無形資産」）によれば、企業結合はもっぱら買収法によって処理されることとされ、発生したのれんは買収価額と受入資産時価との差額を基に、他の資産化可能な項目に割り振られたあと残額をもって計上される。いったん決定されるとのれんは償却されず、その実質価値に目減りがない限り、貸借対照表には同じ金額が計上されたままとなる。一方毎期キャッシュ・フロー法によりその資産価値のテストを行い、もし価値に減損が認められる場合には、簿価を直接切り下げる必要がある。

我が国における企業結合に係る会計基準においては、上記米国の基準とは異なり、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法等により規則的に償却した上で、「固定資産の減損に係る会計基準」に従った減損処理を行うこととされている。

<税務上の営業権の認識>

営業権の評価の算出についてはいろいろな手法があるが、唯一この方法によらなければならぬというものはない。したがって、過去において税務上、営業権の評価について争われたケースがいくつかある。その中の代表的な判例として、昭和50年5月28日の東京高裁判決（昭和51年7月13日最高裁判決）がある。この判決理論はその後現在に至るまで営業権の評価に関する税務上の訴訟においてよく引用されている。東京高裁の判決の要旨は、以下のとおりである。

- ・ 営業権の意義について（A）

企業会計上において、営業権とは、ある企業が同種の事業を営む他の企業が稼得している通常の収益（いわゆる平均収益）よりも大きな収益、つまり超過収益を稼得できる無形の財産的価値を有している事実関係であると解されている。そして、この超過収益力の要因としては、当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等の多様な諸条件が考えられ、結局これらの多様な諸条件を総合包括して他の企業を上回る企業収益を稼得する場合に、超過収益力すなわち営業権の存在が認められている。

- ・ 営業権の評価方法について

営業権譲渡の場合に評価される（超過収益力）は、主として、将来の見積り超過収益力と解するのを相当とするが、過去の実績は、将来の見積り収益力の判断に当たって、これを推測する極めて重要な要素である。換言すれば、過去の超過収益があれば特別の事情がない限り、これに見合う将来の超過収益を推測できるが、過去の実績収益が平均収益もしくはそれ以下であるときは、特別の事情がない限り、将来の超過収益を推認することができない。

- ・ 赤字企業又は、実績収益が平均収益を下回るような企業の営業権の存在について

過去に各種の試験研究、販路拡張等のため支出した資金が、個別的に工業所有権等具体的な権利に転化していない場合には、超過収益力の要因としての諸条件（上記A参照）が明確に認められ、かつ、この企業の既存の営業部門を譲受ることによって将来期待される見積収益と新たに同種営業部門を創設することによる平均収益とを比較して前者の収益が、後者の平均収益を上回り有利であると合理的に予測できる場合にのみ営業権の存在が認められる。

この訴訟は、同族会社が、借入金の返済に窮し、一つの事業部門を切り離して、他のグループ会社に営業譲渡した際に、評価した営業権について争われたケースである。

この訴訟のなかで、営業権の評価について、被控訴人である神奈川税務署長は、控訴人である同族会社が主張した「経営資本対営業利益率」からみて超過収益力の存在の有無を

判定している。具体的には、経営活動に参加している資産総額を経営資本とし、過去3年間の平均営業利益率と中小企業庁が発行している「中小企業の経営指標」によって算出した同業種の同指数の3年平均と比較して計算している。また、裁判官もその判決理由のなかで、営業権の評価について「経営資本対営業利益率」からみて超過収益力の存在の有無を述べている。

独立第三者間での譲渡取引であれば、通常は公正な取引価額によっているはずであり、税務上も問題とならないが、明らかにどちらかに有利な条件となっている場合には贈与として認定される可能性がある。また不正な営業譲渡がグループ間で行われれば行為計算否認（法人税法132）や租税回避行為防止規定（法人税法132の2）によって追及を受ける可能性がある。

（2）売り手の税務

売り手は売却益に対して課税されるが前述したように、売却益は資産の含み益による部分と、買い手が支払ったプレミアム部分（本来の営業権）とから成る。したがって、含み益が土地であるような場合には、重課の問題がある（平成15年12月31日まで停止中）。

売り手の税務で重要なのは、買い手での議論の裏返しで不正な価額で取引をすることによって売却益を計上し、繰越欠損金を利用する場合には否認されることである。

一方、売り手が計上する売却益について圧縮記帳の制度がある。

< 課税の繰延べ >

営業譲渡はグループ間で行われることが多いが、グループ内における事業を交換することで合理化が図れる場合がある。税務上固定資産等の交換取引において、一定の要件を満たした場合、圧縮記帳制度により課税の繰延べが認められることがある。

当事者がその資産を過去1年以上保有していたこと

交換資産を同一用途に使用すること

交換差金が20%以内

簿価の付け替えもしくは損金経理による差益の圧縮

< のれんの評価 VS 事業の評価 >

一般的に譲渡される事業の公正価値を測定する場合、将来の収益力やキャッシュ・フローを目安に推計されることが多いと考えられる。もし特定の「営業権」、例えば販売権や顧客リストを譲渡の対象とし、個別に評価する場合と、その事業を行う会社の株式を譲渡の対象とする場合、評価アプローチに差はないと考えられる。

< 株式譲渡と営業譲渡 >

もし譲渡する事業が子会社で営まれている場合には、売り手にとって事業の譲渡を株式で行うか、資産で行うかという選択がある。これらは十分に競争的な市場経済下において究極的に経済価値として等価であると言えるだろうか。

もし売り手の子会社が単一事業しか営んでいない場合、その子会社はその事業を手放すと、あとには何も残らないから資産で売っても株式で売っても変わりはない（純負債がなく、株主への税務上の影響が等価であるとする）。

一方、買い手にとって、株式を買収したあと子会社を吸収合併しなければ、会社に資産が移転しないが、連結すれば同じことである。事業を営むことに絡むあらゆるリスクはいずれの場合も変わらない。したがって、この場合には経済価値は等価といえるだろう。

一方複数の事業を営んでいる会社が一部の事業を譲渡する場合はどうか。いったん分社型新設分割（現物出資）を行い、その後株式で売却すれば同じ効果が得られる。

したがって、株式譲渡と営業譲渡における違いは、売り手にとっては売却益にかかる税額の差といえる。買い手にとっては、資産の移転に係るコスト、すなわち不動産取得税や登録免許税などである。

また営業譲渡は事業が子会社で営まれている場合には、株式買収とも対比されることがある。俗によくいわれる「資産買収か株式買収か」という二者択一の問題がそれである。この議論は、これまで主として売り手に与える税務上の影響に着目してなされてきたが、株式買収後の吸収合併が税務上適格な組織再編であれば、営業権を認識する余地がなくなり、したがって償却可能なのれんの計上ができないこととなった。

5. 営業譲渡・譲受の個別論点

【Q1】

製造加工部門の分離は「営業の重要な一部の譲渡」に該当するのでしょうか。

【A1】

製造加工部門のみを譲渡対象とし製品販売部門を残す場合、製品の販売は引続き譲渡会社が行う場合、いわゆる営業行為は移転しないと考えられます。したがって、これは資産の譲渡であって、営業の譲渡ではないとも言えます。しかし、単に土地・建物や機械装置など個別の資産のみならず、それら一体となっている資産を機能させる従業員をも移動させるような場合には、やはり営業譲渡と認識すべきであり、規模によっては「営業の重要な一部の譲渡」に該当することになります（「営業譲渡・譲受ハンドブック[増補版]」商事法務研究会編 11 頁）。

これとは逆に、例えば、規模小売業で店舗を譲渡対象としながらも、従業員の移転を伴わず販売員は業務委託となるようなケースでは、果たして営業譲渡に該当するかという問題もあります。これがグループ会社間の取引（例えば、親会社が特定の店舗を分社するケース）であれば、実態が変わらないのであえて営業譲渡と位置付ける必要もないと考えられます（ただし、この場合には事後設立としての規定を別途考慮する必要があります）。もし独立の第三者間で譲渡が行われた場合には、やはり営業譲渡と認識することになると思われま

【Q2】

債務超過会社の営業譲渡は可能でしょうか。

【A2】

営業譲渡では会社分割と異なり、移転する事業部門が赤字である場合や残った事業部門が赤字であることに起因する規制はありません。また営業譲渡では、移転する事業に必要な資産・負債が一体として機能することは必要としながらも、営業上の債務を除外し、更には営業活動に利用される財産を除外しても、なお一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産を譲渡する限り、営業の譲渡があったと認識すべきであり（「営業譲渡・譲受ハンドブック[増補版]」商事法務研究会編 12 頁）その資産・負債の範囲は会社分割ほど厳格には捉えていません。したがって、譲渡対価の調整や引継ぎリスクの観点から比較的自由に譲渡対象を決定できると考えられます。

また会社が債務超過であっても、例えば民事再生法や会社更生法の下で優良事業部門だけを切り離して事業再生・雇用確保をする場合があり、残った会社財産が悪化することをもって営業譲渡を規制するものではないといえます。ただし、譲渡人若しくは譲受人が故意に相手方を害する目的で譲渡取引に及んだ場合には、民法上詐害行為となりますので留意すべきです。

【Q3】

親子間の営業譲渡においても営業権の評価は必要でしょうか（時価で譲渡すべきでしょうか。）

【A3】

営業譲渡は本来的には資産の譲渡取引であり、会計上・税務上、原則として時価で譲渡することとなります。したがって、もし無償や著しく低い価額で取引される場合には、譲渡会社では寄付金認定、譲受会社では受贈益認定のリスクがあります。一般的には譲渡価額が適正な時価であることを説明できる必要があるといえます。

しかし、例えば 100%親子間において営業譲渡を行った場合には、連結上は経済的な実態に変わりがないにも関わらず、時価評価により取替えて営業権の計上を行えば、会計上は自己創設的なのれんと同じ意味合いとなり、税務上は繰越欠損金を利用する目的で親子間で営業譲渡取引が行われることにもなりかねません。そこで課税上弊害がない限り親子間では、営業権を認識しないことも認められると考えます。仮に営業権を計上する場合には、第三者機関による評価により評価の適正性を担保しておくべきと考えます。

また、第三者から有償で取得した営業権を親子間で移転するようなケースでは、原則と同じく適正な価額によるべきと考えます。

【Q4】

当社は営業譲受により事業を取得しましたが、時価純資産価額法以外の方法(例えばDCF法)により譲受価格が決定されました。その場合、支払対価を具体的な譲受資産に配分する基準はどのように考えるべきでしょうか。

【A4】

営業の譲受価額と、当該営業の時価純資産価額がほぼ見合っていれば、譲受資産はそれぞれの時価を付することとなりますが、時価純資産価額と一致しない価額で合意することも多いかと思われれます。その場合、通常は譲り受けた資産の譲渡人側の簿価を基準として、譲受価額を各資産に配分することになると考えます。ただし、不動産等については改めて譲受人側で資産査定をすべきと考えます。またその他の項目についてもデューデリジェンスを行い、その結果含み損等があれば、受入資産の価額を修正することが考えられます。

譲受け対価：15,000（事業の公正価値）

取得経費：100（このうち土地 40、建物 40）

譲受け財産：

	譲渡人簿価	鑑定評価	DD 結果
売掛金	1,000		不良債権 200
棚卸資産	2,000		不良在庫 200
建物・付属設備	3,000	3,500	償却不足 100
土地	1,000	3,500	
投資有価証券	2,000		債務超過子会社株式 500
敷金・保証金	1,000		
計	10,000		

この場合、各資産の適正な受入価額を以下のように修正することが考えられます。

	譲渡人簿価	修正	修正後	(経費)
売掛金	1,000	200	800	
棚卸資産	2,000	200	1,800	
建物・付属設備	3,000	500	3,500	(40)
土地	1,000	2,500	3,500	(40)
投資有価証券	2,000	500	1,500	
敷金・保証金	1,000		1,000	
計	10,000		12,100	
支払対価			15,000	
差引：営業権			2,900	(20)

注：取得経費は個別に配賦できるもの以外は営業権とした

もし同じ事業を 11,600 で買収する場合には以下のように修正することが考えられます。

	譲渡人簿価	修正	修正後	(経費)
売掛金	1,000	200	800	
棚卸資産	2,000	200	1,800	
建物・付属設備	3,000	500	3,500	(40)
土地	1,000	2,500	3,500	(40)
投資有価証券	2,000	500	1,500	
敷金・保証金	1,000		1,000	
計	10,000		12,100	
支払対価			11,600	
差引：営業権			500	(20)

この場合、事業の公正価値が時価純資産を下回っており、マイナスの営業権が発生しております。これは、引継ぎ資産の使用価値が時価を下回る場合に生ずると考えられます。この場合のマイナスの営業権相当額は、個別会計上計上することが認められないため、明確な時価が存在するもの以外の資産（具体的には在庫や償却資産等）の取得価額で調整することが考えられます。

. 合併

1. 合併の法務

(1) 商法における会社合併の意義

会社合併の定義と類型

合併とは、2社以上の会社が契約により一つの会社になることである。

すなわち、合併とは組織の「再編」の一つであり、合併前の会社（被合併会社）の資産、負債、権利義務が包括的に移転し、合併後の会社（合併会社）に引き継がれ、被合併会社は消滅する。

合併には、新設合併と吸収合併がある。これを比較すると以下のようなになる。

	新設合併	吸収合併
合併当事会社	合併当事会社（被合併会社）が新設会社（合併会社）をつくり、これに収斂される形で合併し、被合併会社は消滅、解散する。	存続会社（合併会社）と消滅会社・解散会社（被合併会社）が合併
合併の手法	すべての合併当事会社が解散、消滅し、新しく設立した会社に引き継ぐ。	合併当事会社のうち1社が存続し、他の合併当事会社を吸収する。他の合併当事会社は解散し、消滅する。
費用、時間	新しく会社を設立するため、新会社の設立、消滅会社から新会社への不動産等の移転登記等の費用、時間がかかる。	新しく会社を設立する必要がないので新会社の設立はなく、また存続会社の財産等の移転手続がないため、新設合併に比べ費用、時間が少なくてすむ。
営業の許認可	新設会社は、新たに許認可を取得する必要がある。費用、時間のアップにもつながる。	存続会社が以前に保有していた許認可については、そのまま引き続いて保持でき、新たに取得する必要はないケースが多い。

上記の費用、時間、営業の許認可の違い等から吸収合併が多く利用されている。

合併の本質

合併の本質を議論する場合、現物出資説と人格合一説という2つの見解がある。ここで、現物出資説とは、合併を「解散会社（消滅会社）の株主による存続会社への現物出資」とみる見解であり、人格合一説は、合併を「合併当事会社の株主持分が株式交換を通じて人格的に合体したもの」とみる見解である。

上述の現物出資説はパーチェス法に、人格合一説は持分プーリング法に準じて説明される。各々の説は合併の本質に関わるものであり、本来その会計処理に大きく影響を与えるものであるが、従来における商法の解釈においては、商法第288条の2の資本準備金に関連して、第1項第5号において、

「合併二因り消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノニノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載又ハ記録シタル価額ノ合計額並ニ存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併二因り設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」

を合併差益である資本準備金とみる見方を現物出資説的な解釈として、

また、商法第288条の2第5項において、

「第一項第五号ノ超過額中合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併二因り設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス」

を適用して合併前の資本の部をそのまま引き継ぐ考え方が人格合一説的な解釈とされてきた。

会社の形態と合併

商法においては合名会社、合資会社、株式会社の規定があり、有限会社法において有限会社の規定があるが、このような異なる形態の会社間における合併は以下のようになっている。

根拠法	合併当事者		要求される 存続会社の形態
商法 56 条 1 項	合名会社 又は合資会社	× 合名会社 又は合資会社	合名会社 又は合資会社
商法 56 条 1 項、2 項	株式会社	× 合名会社 又は合資会社	株式会社
商法 56 条 1 項、2 項	株式会社	× 株式会社	株式会社
有限会社法 59 条 1 項、 有限会社法 60 条 1 項	有限会社 又は株式会社	× 有限会社 又は株式会社	有限会社（ ） 又は株式会社

株式会社相互間の合併により有限会社を新設する合併は可能。ただし、一方又は双方が新株予約権を発行しているか又は社債の償還を完了していない場合は不可となる（有限会社法第 60 条第 1 項）。

なお、外国法人、相互会社、組合等の我が国商法上の会社以外の法人との合併は、商法、有限会社法上不可能とされている。

合併の制限

上述のような形態以外の合併は、商法上又は有限会社法上不可能であるが、その他次のような場合の合併は、無効の原因となり、また合併登記が認められないこととなる。

ア．商法において定められている債権者に対する公告、催告をしなかった場合

イ．商法第 343 条の特別決議がなされていなかった場合

ウ．被合併会社が債務超過で合併会社の資本充実に害する場合

合併の効力

合併によって被合併会社は清算手続等をとることなく解散となる（商法第 94 条）。

合併は「登記」によってその効力を生ずる（商法第 101 条、第 102 条）。すなわち、合併によって消滅する会社は「解散登記」、合併によって存続する会社は「変更登記」、合併によって新設する会社は「設立登記」を行う。

営業譲渡、会社分割との比較

会社合併も営業譲渡も企業結合の 1 つであるが、下記のように異なる。

ア．合併は組織全体の結合であるのに対し、営業譲渡は営業の全部又は一部の譲渡となる。

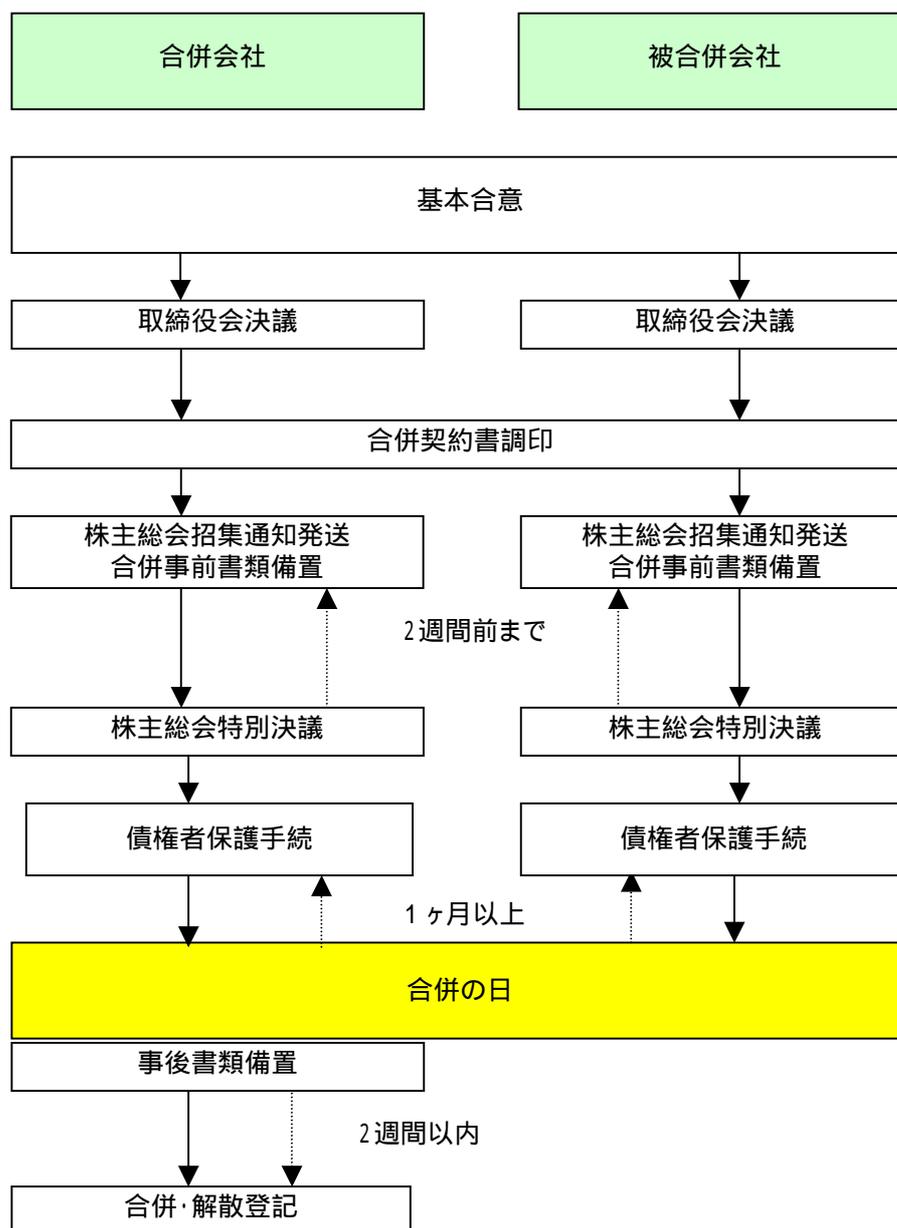
イ．したがって、合併においては被合併会社は解散し、消滅してしまうが、営業譲渡においては、譲渡した会社はその営業の全部を譲渡しても、なお存続する。

ウ．合併においては、債権債務が包括的に承継され、債権者保護手続が必要となる。これに対して営業譲渡においては、個別財産、債務の移転手続となり、譲渡会社が譲受会社に債務を引き継ぐ場合に、譲渡会社と譲受会社の間で個々に契約するとともに、個別に債権者の同意を得る必要がある。

2. 合併の手続

(1) 主なスケジュール

合併の主なスケジュールを示すと、以下のとおりとなる。



なお、実務上次の事項を注意点としてあげることができる。

従業員への説明

前述の合併のスケジュールリングにおいて、投資家に対する情報の適時開示とのタイミングに留意した上で、合併についての従業員への説明時期を明確にしておくことが重要である。合併の目的、合併条件、合併の効果等についての会社としての指針表明を適切な時期に行う必要がある。なお、労働協約等により労働組合への通知時期を明確に定めている場合は、これを遵守しなくてはならない。

合併条件、合併比率、合併期日の決定

合併における合併比率をはじめとする合併条件は、合併する当事会社の株主にとっても極めて重要な事項である。合併当事会社は、双方の株主が合併に賛成できるよう公平性等に留意して決定することが期待される。上場会社の場合は、証券取引所の要請もあり、第三者機関への合併比率の算定を依頼することが望ましい。

(2) 合併の主な手続

合併契約書の作成

会社が合併をなすには、合併契約書を作成し、それに所定の事項を記載する必要がある(商法第408条)。

一般に合併契約は、会社の重要な業務執行に該当するため、株主総会の承認に先立ち、取締役会による合併契約書の承認が必要となる(商法第260条第2項)。

なお、簡易合併を行う場合には、合併契約書に、株主総会の承認決議を得ないで合併を行う旨を記載しなければならない(商法第413条の3第3項)。

事前開示書類の備置

各会社の取締役は、承認総会会日の2週間前より合併の日後6か月経過日まで、合併契約書その他下記の一定の書類を本店に備置し、株主及び合併当事会社の債権者の閲覧、謄写に供する必要がある(商法第408条の2第1項、第3項)。

ア．合併契約書

イ．合併により消滅する会社の株主に対する新株の割当てに関する事項につきその理由を記載したる書面(1)

ウ．合併当事会社の貸借対照表等

(F) 直近貸借対照表（承認総会会日の前6か月以内の日作成）

(I) (F)が最終の貸借対照表でない場合は最終の貸借対照表

(U) 最終の損益計算書

(I) (F)に対応する損益計算書（作成した場合には）

なお、吸収合併の場合は、次の事項も法定記載事項となる（商法第409条）。

エ．存続する会社が合併により定款の変更をなすときはその規定

オ．存続する会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

カ．合併交付金の支払をなすときはその規定

キ．各会社における合併承認総会の日

ク．合併をなすべき時期（合併の日）

ケ．各会社が合併の日までに利益の配当等を行うときはその限度額

コ．存続する会社につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めたときはその規定

サ．消滅する会社の株式に係る株券の全部又は一部をその会社に提出すべきものとなすときはその旨

（合併後の存続会社の取締役及び監査役で、合併前に就職したものは、原則として合併後最初に到来する株主総会終了時に退任となる（商法第414条の3）ため、通常は合併契約書において、任期延長について規定しておくこととなる。）

なお、簡易合併においては、株主総会の承認手続を得ないことから、合併契約書の作成日が基準となる。存続会社においては、その日から2週間以内に行われる債権者に対する公告又は催告のうち、いずれか先の日において上記書類の備置を行う必要がある（商法第413条の3第9項）。ただし、上記の記載事項のうち、(I)及び(U)はそもそも総会承認手続が必要な事項であるため、簡易合併の場合は、合併契約書に記載してはならない。

（1）株式の割当てに関する理由書は、取締役が、合併により消滅会社の株主に割当交付する株式数をどのような根拠に基づき決定したか、その理由を記載するものである。その決定に当たっては、既存の発行済株式の株価等の比較が必要であり、第三者機関による算定に基づき決定することが望ましい。

株主総会の招集・承認

合併を行うには、合併契約書を作成し、株主総会の特別決議（総株主の議決権の過半数又は定款の定める議決権の数（総株主の議決権の3分の1未満とすることは不可）を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議）による承認を得る必要がある（商法第408条第1項、第4項）。

より具体的には、取締役会による合併契約書に係る承認総会招集を決議し(商法第 231 条、第 234 条又は第 235 条) 当該総会に係る招集通知を総会会日の 2 週間前までに発送する必要がある(商法第 232 条)

ただし、合併後存続する会社の定款に株式譲渡制限が定められ、消滅会社にその定めがない場合には、総株主の過半数にして総株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議(商法第 348 条の決議) を要し、その要件が加重されている(商法第 408 条第 5 項)

債権者保護手続

合併に反対する債権者には、その異議を申し述べる機会が与えられている。

合併に際し、各会社においては、合併の総会決議の日から 2 週間以内に、各会社の債権者に対して合併に異議があれば、一定期間内に申し述べるべき旨及び最終の貸借対照表に関する事項にして法務省令で定める内容(2)の公告を官報に掲載し、かつ知れたる債権者については個別催告を行う必要があり、その期間は 1 か月以上でなければならない(商法第 412 条、第 100 条第 1 項後段)。ただし、官報及び定款記載日刊紙に公告するときは個別催告が省略できる(商法第 412 条第 1 項但書)

なお、簡易合併の場合は、合併契約書の作成日から 2 週間以内に上記手続を行う必要がある(商法第 413 条の 3 第 9 項)

また、債権者が異議を述べたときは、弁済、担保提供、信託会社への信託等の対処をする。ただし、合併により債権者を害するおそれがないときは不要である(商法第 100 条第 3 項)

(2)平成 14 年商法改正で追加された。これを受けて商法施行規則第 195 条は、決算公告をしている場合にはそれが掲載されている官報の日付及び頁(日刊紙への公告の場合には新聞紙の名称、日付、頁) を公告・通知に記載し、またホームページで決算公告をしている場合には、商法第 188 条第 2 項第 10 号に掲げる事項、つまりホームページのアドレスを公告・通知に記載することとしている。

株主保護手続

合併に反対する株主には、その保有する株式について買取請求の行使が認められている(商法第 408 条の 3)。当該反対株主は、合併の承認総会に先立ち会社に対して書面にて反対の意思を表明し、かつ総会において反対の意思を表明した上で、合併決議より 20 日以内に、会社に対して合併契約がなかりせばその有すべき公正な価格にて買い取るべきことを請求することができる。また、簡易合併の場合については、株主に対する簡易合併の公告又は通知の日より 2 週間以内に、承継会社に対し書面により合併に反対の意思を通知した株主について、同様に会社に対して合併契約がなかりせばその有すべき公正な価格にて買取るべきことを請求することができる(商法第 413 条の 3 第 5 項)

なお、これらの手続は営業譲渡における買取請求の規定が準用されている(商法第 245

条の3及び第245条の4。

株券提供手続

合併比率が1:1以外の場合、株式併合もしくは株式分割が必要となる。商法上の手続としては、当該株式併合または分割の有無に関わらず、合併に際し消滅する会社の株式に係る株券の全部又は一部をその会社に提出すべきものとするときはその旨を合併契約書に記載した上で株券提供手続を行うことができる（吸収合併：商法第409条第9号、新設合併：商法第410条第5号）。この場合、消滅会社は、当該記載のある合併契約書の承認決議をした旨、一定の期間内（1月以上）に株券を会社に提出すべき旨、及び当該期間内に提出されなかった株券は無効となる旨を公告し、かつ株主名簿に記載・記録ある株主・質権者には各別に通知することが必要である（商法第413条の4第1項）。また、この株券提供手続を行った場合、簡易株券失効手続をとることが可能である（商法第413条の4第2項、第216条）。

事後開示書類の備置

各会社の取締役は、合併期日より6ヶ月間、合併事項を記載した下記の一定の書類を本店に備置し、株主、各会社の債権者の閲覧、謄写に供する必要がある（商法414の2）。

ア．債権者保護手続の経過

イ．合併の日

ウ．消滅会社より承継した財産の価額及び債務の額

エ．その他合併に関する事項

登記

合併は、登記を行うことによりその効力が発生する。なお、効力の発生は、吸収合併における存続会社については「変更登記」、消滅会社については「解散登記」、また新設合併においては設立会社の設立登記の時点と規定されている（商法414）。

合併の登記は合併の日より本店所在地においては2週間以内、支店所在地においては3週間以内に行う必要がある。

無効の訴え

合併の無効は、合併無効の訴え（合併の日より6か月以内）によってのみ主張できる。

無効の訴えは、各会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又は合併を承認せざる債権者に限りこれを提起しうる（商法415）。

簡易合併の手続

一定の合併については、株主総会の承認手続を省略した簡易手続が認められる。

(簡易合併の要件)

存続会社が合併に際して発行する新株の総数（新株に代え保有する自己株式を交付する場合にはその株数も含む。）が、その会社の発行済株式総数の20分の1を超えない場合である。ただし、消滅会社の株主に支払をなすべき金額（合併交付金）を定めた場合において、その金額が存続会社の最終の貸借対照表の純資産額の50分の1を超えるときは簡易手続をとることはできない（商法第413条の3第1項）。

また、これらの要件が充たされていても、存続会社の総株主の議決権の6分の1以上を有する株主が合併に反対の意思を通知したときは簡易手続をとることはできない（商法第413条の3第8項）。

(3) 各種書式例

合併契約書

合併契約書

A 株式会社（以下「甲」という。）及びB 株式会社（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

(合併の形式)

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

(定款の変更)

第2条 甲は、合併により定款を次のとおり変更する。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. xxの販売
2. xxの売買及び仲介
3. xxの賃貸及び管理
4. xxの製造、販売
5. xxの加工、製造
6. 前各号に付帯関連する一切の業務

(合併に際して移転する株式とその割当)

第4条 甲は、合併に際して乙の合併期日前日最終の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する乙の株式に対し、甲の株式0.5の割合をもって、割当交付する。

乙の株式(1株の額面50,000円)30,000株に対し甲の株式(1株の額面10,000円)150,000株

(増加すべき資本金、資本準備金その他)

第5条 甲がこの合併により増加すべき資本金の額、増加すべき資本準備金、利益準備金、任意積立金その他の留保利益の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

甲は、乙の合併前の資本金の金額を増加し、合併後の資本金の額を5,000,000,000円とする。

(2) 資本準備金

合併差益の額

(合併期日)

第6条 合併期日は、平成14年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲、乙協議のうえこれを変更することができる。

(乙の株券提供)

第7条 乙は、合併に際して、商法409条9号に定める株券提供手続をとるものとする。

(会社財産の引継ぎ)

第8条 乙は、平成13年12月31日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、合併期日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを継承する。

2. 乙は、平成14年1月1日以降合併期日に至る間に生じた資産負債の変動内容を甲に明示するものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第9条 甲及び乙は、本契約締結後合併期日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙協議のうえこれを実行する。

(従業員の処遇)

第10条 甲は乙の従業員を合併期日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数については、乙における勤続年数を通算する。その他細目については甲乙協議して定める。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第11条 本契約の日から合併期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併承認総会)

第12条 甲及び乙は平成14年2月14日にそれぞれ株主総会を開催し、本契約書の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえこれを変更することができる。

(合併の効力)

第13条 この契約は、前条に規定する甲及び乙の株主総会の承認を得たときにその効力を生じる。

(本契約以外の事項)

第14条 本契約を定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年1月20日

甲 東京都千代田区××××××××××
A 株式会社
代表取締役 ××××

乙 東京都新宿区××××××××××
B 株式会社
代表取締役 ××××

合併の登記に際し、添付する「資本の限度額を証する書面」

資本の限度額を証する書面

消滅会社（B 株式会社）から承継する財産の価額 × × × × × 円
消滅会社から承継する債務の額 × × × × × 円
合併交付金 × × × × × 円
商法第 409 条の 2 の規定により消滅会社の株主に移転する株式につき、会計帳簿に記載した
価額 × × × × × 円
増加する資本の限度額
- - - = × × × × × 円

なお、合併に際して 150,000 株を消滅会社の株主に割当てたので、1,500 百万円は資本に組み入れた。

上記のとおり相違ありません。

平成 14 年 xx 月 xx 日

存続会社 東京都千代田区 × × × × × × × × ×
A 株式会社
代表取締役 × × × ×

合併の登記に際しては、合併契約書、議事録等以外に上記のような「資本の限度額を証する書面」が商法の資本充実の原則のために必要となる。

合併公告の例（この例では株券提供の公告も行っている。）

合併公告

平成 14 年 2 月 14 日開催の臨時株主総会において、下記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出ください。

なお、当社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しております。

http://www.***.co.jp/IR/xxx

平成 14 年 2 月 15 日

(甲) (住所)
(会社名)
(代表者名)

(乙) (住所)
(会社名)
(代表者名)

合併につき株券提出公告

当社は平成 14 年 2 月 14 日開催の臨時株主総会において、甲株式会社に合併して解散することを決議しました。つきましては合併期日前日（平成 14 年 3 月 31 日）最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式 1 株に対し、甲株式会社の普通株式 0.5 株の割合をもって割当交付されることとなりますので、当社の株券を所有する方はその株券全部を下記によりご提出ください。

1. 株券提出期間

平成 14 年 2 月 15 日から

平成 14 年 3 月 20 日まで

2. 株券提出事務取扱場所

信託銀行株式会社

平成 14 年 2 月 20 日

(乙) (住所)

(会社名)

(代表者名)

官報への公告申し込みは公告日の 1 週間以上前には公告日当日の公告として、受け付けてもらえない場合があるので実務上留意すべきである。

債権者への異議申述催告書例

拝啓 貴社いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社は、平成 14 年 2 月 14 日開催の臨時株主総会において、乙株式会社を合併して、同社の権利義務一切を承継し、当社は存続し、乙株式会社は解散することを決議しました。

これに対してご異議がございましたら、平成 14 年 3 月 20 日までにその旨をお申出願います。なお、ご異議のない場合はお申出は不要でございますので念のため申し添えます。

以上商法の規定に基づき催告申し上げます。

敬具

平成 14 年 xx 月 xx 日

(乙) (住所)

(会社名)

(代表者名)

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)

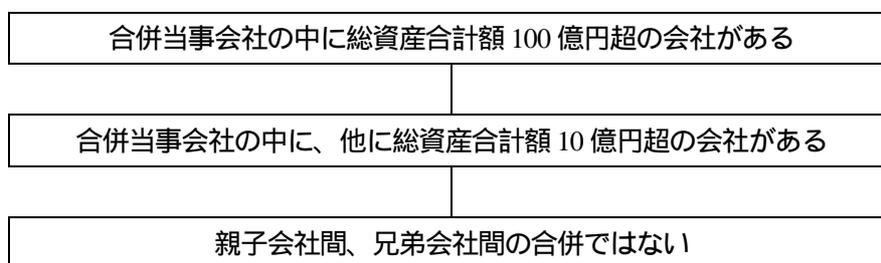
合併の規制

独占禁止法において、会社は次の場合に合併をしてはならないとされている(独占禁止法第15条第1項)。

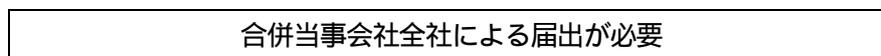
- ア．当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- イ．当該合併が不公正な取引方法によるものである場合

合併届出制度

独占禁止法第15条第2項において、国内の会社は、合併をしようとする場合において、

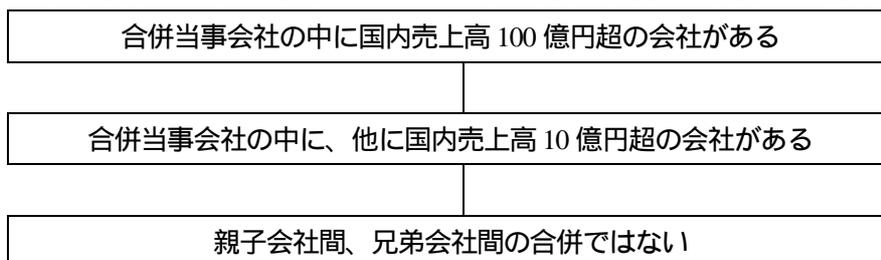


にすべて該当する場合、

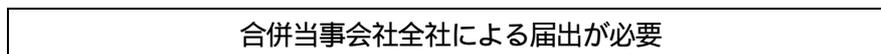


となる。したがって、上で1つでも「満たさない」の場合は届出不要である。

又、独占禁止法第15条第3項において、外国会社同士が合併する場合、



該当する場合、



である。したがって上記で1つでも「満たさない」場合は届出不要である。

届出後の合併禁止期間、審査期間及び、勧告期間

独占禁止法第15条第4項において、上述の届出を行った会社は、「届出受理の日から30日を経過するまでは、合併をしてはならない。」として合併禁止期間を定めている。なお、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮すること

ができることとなっている。

また、独占禁止法第 15 条第 5 項において上述の届出受理後、合併の禁止期間内に審査に必要な報告、情報又は資料の提出を求めた場合、届出受理後 120 日を経過した日と公正取引委員会が提出を要請した追加報告等を受理した日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日までの期間を審査期間とし、合併に関する計画の届出に当たり、当事会社が独占禁止法上の問題点を解消する等の措置を期限内に履行しないときに、その期限の日から 1 年以内に勧告等の措置を行うこととされている。

なお、独占禁止法における「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方 企業結合ガイドライン」が平成 10 年 12 月に公正取引委員会によって公表されている。

(5) 証券取引法、企業内容開示制度等

合併を行うに際しては、証券取引法、企業内容開示制度に関し、次の事項に留意する必要がある。

「募集」によらない株式の発行

証券取引法に定める「募集」によらない株式の発行の場合の一つとして、合併がある。すなわち、合併に際して被合併会社の株主に対して合併会社株式を発行する場合である。この場合は、次の 2 とおりの区分がある。

ア．臨時報告書（新株の発行価額が 1 億円以上）を提出する。

イ．有価証券通知書（臨時報告書の提出が必要の無い場合）を提出する。

上記に該当する場合、次に掲げる時点の後、遅滞なく臨時報告書もしくは有価証券通知書を提出する必要がある。

- ・吸収合併 合併契約が存続会社及び消滅会社の株主総会（簡易合併である場合には、存続会社の株主総会を除く。）により承認されたとき
- ・新設合併 合併契約が各消滅会社の株主総会により承認されたとき

合併

証券取引法第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出する会社においては、下記に該当する合併を行うときは、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定めるところにより、臨時報告書を遅滞なく提出しなくてはならない。

ア．有価証券報告書提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 以上増加することが見込まれる合併、若しくは

イ. 提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の 100 分の 10 以上増加
することが見込まれる合併、 又は

ウ. 提出会社が消滅することとなる合併に係る契約が締結された場合

(これらの契約が締結されることが確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合
を含む。)

なお、通常、この に関する臨時報告書において、 の事項も併せて記載することと
なり、別個の提出は不要である。

また、非開示会社（有価証券届出書を提出していない会社）で合併により新たに発行
される株式の発行価額が 1 億円以上となる場合、有価証券通知書の提出が必要となる。

有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出してい
ない会社に吸収合併されたときの取扱い

有価証券報告書を提出していた会社が新設合併し又は有価証券報告書を提出してい
ない会社に吸収合併されたとき、当該新設会社又は存続会社は、法第 24 条第 1 項第 3 号に
規定する有価証券報告書の発行会社に該当し、同項の規定により有価証券報告書を提出
しなければならない

(6) 証券取引所又は証券業協会の規制

有価証券上場規程等諸規則による証券取引所又は証券業協会への届出

書類	部数	提出日	
取締役会決議通知書	1	決議後直ちに	
合併日程表	1	決議後直ちに	
合併契約書	2	契約締結後直ちに	
合併理由書	1	確定後直ちに	
合併比率の理由書	2	確定後直ちに	
被合併会社の定款	1	}	
被合併会社の概要書	2		
被合併会社の直近2期間の決算書類	2		
被合併会社の営業概要書	2		確定後直ちに
被合併会社の中間財務諸表	2		
会計監査人の直近2期間の被合併会社の決算に対する監査報告書()	2		
合併日の予想貸借対照表	1		確定後直ちに
合併後6か月間の資金計画表	1	確定後直ちに	
合併後2事業年度の利益計画表	1	確定後直ちに	
承認総会の6か月以内に作成した貸借対照表	2	確定後直ちに	
最終貸借対照表、損益計算書	2	確定後直ちに	
合併比率算定書(第三者機関作成)	1	確定後直ちに	
臨時報告書(写し)	2	提出後直ちに	
変更登記簿謄本	1	登記後直ちに	

新規上場申請会社が重要な合併、子会社化・非子会社化等を行った場合における当該被合併会社、子会社化・非子会社化された会社等の財務諸表及び連結財務諸表に対して、公認会計士等が実施する意見表明に係る基準が設けられているが、この被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務は、対象とする財務諸表等が年度財務諸表等であること、及びほとんどの場合監査を受けていない会社の財務諸表等を対象とするため、国際監査基準に定められている財務諸表に対するレビュー業務に類似する業務であり、平成12年10月11日付で、日本公認会計士協会監査委員会研究報告第12号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明業務について(中間報告)」が公表されている。

適時開示規則に基づく開示（東京証券取引所の場合）

- ア．上場会社の業務執行を決定する機関が、「合併」を行うことを決定した場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第1項第1号g）に基づく開示が必要となる。
- イ．連結子会社の業務執行を決定する機関が「合併」を行うことを決定した場合であつて、かつ、以下のいずれかに該当する場合、又は該当しないことが明らかでない場合、適時開示規則（適時開示規則第2条第2項第1号c）に基づく開示が必要となる。
- ・連結子会社の合併による連結総資産の増加又は減少見込額が、最近に終了した連結会計年度の末日における連結総資産額の30%に相当する額以上
 - ・連結子会社の合併による連結売上高の増加又は減少見込額が、最近に終了した連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - ・連結子会社の合併による連結経常利益又は連結当期純利益の増加又は減少見込額が、最近に終了した連結会計年度の連結経常利益又は連結当期純利益の30%に相当する額以上（ただし、最近に終了した連結会計年度の連結経常利益又は連結当期純利益が10億円未満の場合は、最近5連結会計年度の連結経常利益又は連結当期純利益の平均（赤字の事業年度については赤字額の大きさを問わず0として平均を計算する。）の30%に相当する額以上）

3. 合併の会計

(1) 我が国における合併会計の現行実務

我が国の合併会計については、これまで商法や企業会計原則におけるのれん及び資本の部の取扱い以外には特段の規定はなく、承継資産・負債の評価方法については何ら触ていないため、商法の資本充実・維持の原則の考えを準用し、「合併当事会社の裁量に委ねられた、緩やかなルール = 時価以下主義」とされていたのが現状である。

のれん

前述のように我が国の現行会計では、合併における承継資産の受入価額は時価以下で任意に処理されている。

商法施行規則第 33 条では、のれんそのものの定義はしていないが、有償譲受又は吸収分割若しくは合併による取得の場合に限り、のれんの資産計上を認め、その取得後 5 年以内に毎期均等額以上の償却をする必要があるとされる（税務上は 5 年で均等償却しなければならない）。

のれんについて、会計理論上は償却不要説と償却必要説があるが、我が国商法上は債権者保護の観点から早期償却が好ましいとしているものと解されている。

合併差益

合併差益の取扱いについて、商法第 288 条の 2 第 1 項第 5 号の原則規定によれば、被合併会社から承継した「財産の価額」が、その会社から承継した「債務の額」と「その会社の株主に支払った金額」、「株主に交付した自己株式の帳簿価額」そして「合併会社の資本の増加額」を超える場合の超過額は、全額資本準備金に積み立てることとされている。

しかし、商法第 288 条の 2 第 5 項によって、原則処理において資本準備金とするべき金額のうち被合併会社の利益準備金その他留保利益に相当する金額は、これを合併会社において資本準備金にしないことができる。この場合、被合併会社の利益準備金に相当する金額は、合併会社の利益準備金として引き継ぐ必要がある。よって、その他留保利益部分の引継ぎに対しては、会社が合併契約書に記載し確認したものを引き継ぐことになる。

(2) 我が国及び海外における企業結合会計の動向

我が国においては、2000 年 3 月期より、単独決算中心の開示制度から連結財務諸表を中心とした財務情報の開示制度に変更されたことにより、企業をグループで捕らえ、その法的形態でなく経済的実質を優先する開示制度が整備された。しかしながら、企業結合に関する包括的な会計基準が確立していなかったため、合併及び営業譲渡は個別会計、子会社取得は連結会計、と論点の切分けがなされてきたのが実態といえる。

これに対して、国際会計基準等の海外における企業結合会計は、従来より経済的実質の重視 - Economic Substance over Legal Form - を特徴としており、法的結合（吸収合併や新設合併、

営業譲渡)のみならず、株式取得による結合(子会社化等)をも含めた企業結合取引全般を扱っている。

我が国の企業結合に関する会計基準については、金融庁内の企業会計審議会において、平成12年6月より審議が行われてきており、平成15年10月31日付で「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」として公表されたところである。

当該会計基準において特徴的なことは、海外の基準ではこれまで企業結合の経済的実態により、パーチェス法(被結合企業から引き継ぐ資産、負債の取得原価を時価(公正価値)とする方法)と持分プーリング法(すべての当事者企業の資産、負債及び資本をそれぞれの適切な帳簿価額で引き継ぐ方法)が使い分けられてきたところ、最近では持分プーリング法を認めない傾向がみられるのに対し、我が国においては企業結合の実態に対応し、「持分の結合」と判断される場合には持分プーリング法を認めているところにある。

また、海外の基準では、のれんの償却は認めず、減損会計を適用する傾向にあるのに対し、我が国の基準では規則的な償却を認めつつ、減損会計に則った減損処理も併せて行うものとしている。

(3)「企業結合に係る会計基準」に基づく合併会計処理の概要

「取得」と「持分の結合」の考え方

当該基準においては、「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有する企業結合の存在を認め、それぞれの実態に合わせ、「取得」に対してはパーチェス法、「持分の結合」に対しては持分プーリング法を適用するものとしている。これらの経済的実態の捉え方としては、持分の継続・非継続という概念を基礎として、継続の場合に限り「持分の結合」と判定し、非継続であれば投資家が投資の清算・再投資を行うとの観点から「取得」と判定するものとしている。

	<判定>	<会計処理>
持分の継続	「持分の結合」	持分プーリング法
それ以外	「取得」	パーチェス法
共同支配企業	「持分の結合」	持分プーリング法に準じた処理

持分の継続・非継続

持分の継続・非継続は相対的な概念であり、具体的に明確な事実として観察することが困難であることから、持分の継続につき「対価の種類」と「支配」という操作可能な観点から判断することとしている。

a. 対価の種類

1) 企業結合に際して支払われた対価のすべてが原則として議決権のある株式であ

ること

b. 支配の有無・・・議決権比率、実質支配関係

2) 結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することとなった議決権比率が等しいこと

3) 議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと

以上の3つの要件をすべて満たす場合に、持分の継続と判断することとしている。

なお、当該3つの要件は、並列関係ではなく、前者は後者の判定へ進むための必要条件である点に留意する必要がある。

パーチェス法と持分プーリング法の会計処理等の概要

	パーチェス法	持分プーリング法
被結合企業から引き継ぐ資産・負債の受入	被結合企業から取得した資産・負債に対する支払対価の財の時価を基礎とする。なお、各項目の取得原価については被結合企業から取得した資産・負債のそれぞれの時価を基礎として配分する。 取引時点の取得の対価となる財の時価の総額と上記取得原価の純額とに差額が生ずる場合、のれん（又は負ののれん）として計上	すべての結合当事企業から引き継ぐ資産・負債の適正な帳簿価額。
被結合企業から引き継ぐ資本の受入	（のれん部分を除く合併差益は資本準備金として引き継ぐ。） ただし、個別財務諸表上は現行商法に基づき利益準備金その他留保利益の引継ぎも可能	すべての結合当事企業から引き継ぐ資本の適正な帳簿価額（自己株式の処理等を除き資本の内訳も原則としてそのまま引き継がれる。）
のれんの定義及び会計処理	（定義） 被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額をいい、不足する額は負ののれんという。 （会計処理） 正ののれんは資産計上し、	（該当なし）

	<p>20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他合理的な方法により定期的に償却</p> <p>負ののれんは負債計上し、20年以内の取得の実態に基づいた適切な期間で定期的に償却。但し、金額的重要性が乏しい場合は、負ののれんが生じた事業年度の利益として処理</p>	
逆取得の会計処理	取得企業が存続会社と異なる場合、個別財務諸表上は持分ブーリング法に準じた処理	-
結合年度の連結財務諸表	-	企業結合年度においては、期首に企業結合が行われたとみなして連結財務諸表を作成する。
会計処理方法の統一	-	結合当事会社の会計処理方法に相違がある場合、連結財務諸表における親子会社間の会計処理の統一に準じて、同一の環境下で行われた同一の性質の取引については会計処理を統一する。
結合前の取引等の消去	-	結合年度の連結損益計算書において、結合当事企業間の結合前の取引は消去して表示し、それらから生じた損益は、結合年度の連結財務諸表において未実現損益の処理に準じて消去する(ただし、金額的重要性に乏しい場合には消去しないことができる。)
結合に要した支出額の会計処理	取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出は発生時の事業年度の費用として処理	発生時の事業年度の費用として処理

(4) 合併会計の現行処理例と企業結合会計の適用例

既述のとおり、現行の合併会計処理においては、商法の時価以下主義に基づき、合併差益の範囲内で承継資産・負債の含み損のみの処理を行い、また、配当可能利益を構成する利益剰余金についても、人格合一説的にそのまま引き継ぐ、という事例が多く見られた。さらに、含み損処理のため、それに見合う金額相当の含み益を一部のみ実現するという対応を行うケースも散見された。

以下は、現行の合併における会計処理の例である。合併差益により含み損のみを処理し、含み益は残したまま引き継ぐ、という処理方法である。

【現行の合併会計処理の事例】

< 被合併会社 >		合併仕訳	
合併期日前日		(X3年10月1日)	
(X3年9月30日)		(借方)	(貸方)
資産	1,000	資産	1,000
(含み損	120)	負債	400
(含み益	+ 220)	資本金	200
負債	400	資本準備金	150
資本金	200	合併差益	400
資本準備金	150		
利益剰余金	250		

→

[合併差益による含み損処理]	
(借方)	(貸方)
合併差益	120
	資産
	120

↓

含み損処理後	
合併引継ぎ額	
(X3年10月1日)	
資産	880
(含み益	+ 220)
負債	400
資本金	200
資本準備金	30
利益剰余金	250

しかし、企業結合会計に基づく処理では、パーチェス法か持分プーリング法のいずれかの処理が求められることとなり、従来のように時価以下の範囲で引継ぎ資産・負債を任意に評価換えすることは認められない。

なお、合併時における引継ぎ資産に係る一定の含み損については、減損会計の適用等により、合併期日の前日において消滅会社側で事前に認識し、適正な帳簿価額とした上で存続会社に引き継ぐことが考えられる。

また、現行商法においては、個別財務諸表上、パーチェス法においても、利益準備金その他の留保利益を引き継ぐことも可能と考えられる。このような資本の部の引継ぎについて、どのように取り扱うかについても検討が必要である。

【パーチェス法を適用した場合】

< 被合併会社 >

合併期日前日 (X3年9月30日)			
資産	1,000	負債	400
(含み損	120)	資本金	200
(含み益	+ 220)	資本準備金	150
		利益剰余金	250



被合併会社の取得原価 680
 取得した資産・負債に配分された純額
 (1000-120+220-400-200) 500
 (資本金は同額引き継ぐものとする)

合併仕訳 (X3年10月1日)			
(借方)		(貸方)	
資産	1,100	負債	400
のれん	180	資本金	200
		合併差益	680



合併引継ぎ額 (X3年10月1日)			
資産	1,100	負債	400
のれん	180	資本金	200
		資本準備金	680

但し、現行商法においては、個別財務諸表上、利益準備金その他留保利益である250の引継ぎは可能

【持分プーリング法を適用した場合】

< 被合併会社 >

合併期日前日 (X3年9月30日)			
資産	1,000	負債	400
(含み損	120)	資本金	200
(含み益	+ 220)	資本準備金	150
		利益剰余金	250



合併仕訳 (X3年10月1日)			
(借方)		(貸方)	
資産	1,000	負債	400
(含み損	120)	資本金	200
(含み益	+ 220)	合併差益	400



合併引継ぎ額 (X3年10月1日)			
資産	1,000	負債	400
(含み損	120)	資本金	200
(含み益	+ 220)	資本準備金	150
		利益剰余金	250

(5) 合併と自己株式の処理

吸収合併に伴い、自己株式等の会計処理の検討を要する場合は次の4つに整理される。

- ・ 存続会社が保有する消滅会社株式 (抱合せ株式)
- ・ 消滅会社が保有する自己株式 (消滅会社株式)
- ・ 消滅会社が保有する存続会社株式
- ・ 存続会社が保有する自己株式 (代用自己株式として使用する場合)

以下、企業会計基準適用指針第5号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(その2)」に基づき、記載することとする。

存続会社が保有する消滅会社株式（抱合せ株式）

ア．抱合せ株式に合併新株を割り当てない場合

合併に際し当該抱合せ株式の簿価を消滅させるのみで、自己株式の会計処理の論点は生じない。

なお、企業結合に係る会計基準・注解 17 に、以下の規定がある。

「共通支配下の取引により子会社が法律上消滅する場合には、当該子会社に係る子会社株式の帳簿価額は、資産及び負債の移転による増加資本から控除しなければならない。抱合せ株式の適正な帳簿価額が当該資本を上回ることにより超過額が生ずるときは、当該超過額は、原則として親会社の利益剰余金に賦課する。」

イ．抱合せ株式に合併新株を割り当てる場合

割り当てられた合併新株は自己株式の数のみの増加として処理する。当該抱合せ株式の簿価は消滅させ、当該金額は合併により増加する資本勘定に含めない（8 項）。

消滅会社が保有する自己株式（消滅会社株式）

ア．消滅会社株式に合併新株を割り当てない場合

合併に際し当該株式の簿価を消滅させるのみで、自己株式の会計処理の論点は生じない（なお、当該抱合せ株式消滅損の会計処理は企業結合会計にも関係する論点として適用指針では規定なし）。

イ．消滅会社株式に合併新株を割り当てる場合

割り当てられた合併新株は自己株式の数のみの増加として処理する。消滅会社の保有する当該会社の自己株式は、合併会社に引き継がずに消滅させる（9 項）。

消滅会社が保有する存続会社株式

当該株式は、合併の会計処理により付された金額で、合併後は存続会社の自己株式として認識する（10 項）。

なお、実務上、当該自己株式は、当該合併に際し代用自己株式として使用することができるとの解釈論が存在する。

存続会社が保有する自己株式（代用自己株式として使用する場合）

吸収合併の際、存続会社が（合併前に）保有する自己株式は、消滅会社の株主に対し、新株の交付に代えて「代用自己株式」として交付することができる（商法 409 の 2）。この場合、存続会社における増加資本の限度額の計算上、交付した自己株式の帳簿価額を控除する必要がある（商法 413 の 2 三）。

代用自己株式を交付した場合の会計処理は、企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び法定

準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」に従う必要がある。

すなわち、消滅会社から引き継がれる純資産額のうち代用自己株式部分に相当する額を当該自己株式の処分の対価とし、その額から当該自己株式の帳簿価額を控除して自己株式処分差額を算出する。自己株式処分差益となる場合は「その他資本剰余金」として計上し、自己株式処分差損となる場合は「その他資本剰余金」から減額し、減額しきれない場合は、利益剰余金のうち当期末処分利益から減額（又は当期末処理損失を増額）する。

[設例]

- ・ A 社を存続会社、B 社を消滅会社とする吸収合併を行う。
- ・ B 社から引き継ぐ純資産の内訳は、資本金 100、資本準備金 50、利益剰余金 30 とし、この構成のまま、帳簿価額で引き継ぐものとする。
- ・ A 社は、本吸収合併に当たり、B 社の株主に対し 1,000 株の A 社株を交付したが、そのうち 200 株（20%相当）は保有する自己株式で代用した（当該自己株式の帳簿価額 30 とする）。

資産	180	資本金	100
		資本準備金	50
		利益準備金	30

< 代用自己株式部分 >			
(借方) 資産 (20%)	36	(貸方) 自己株式	30
		自己株式処分差益	6
		(その他資本剰余金)	

< 新株発行部分 >			
(借方) 資産 (80%)	144	(貸方) 資本金	80
		資本準備金	40
		利益剰余金	24

上記で前段の自己株式処分差益（その他資本剰余金）と後段の利益剰余金の合計額が、引き継ぐべき利益剰余金 30 を超過することとなる場合は、超過相当額の自己株式処分差益は資本準備金として積み立てることになると思われる。

4. 合併の税務

(1) 合併の税務の概要

平成13年の税制改正により、合併の税務上の考え方が大きく変わる事となった。

以下において、従来の考え方と税制改正の考え方を比較する。

	従来の考え方	税制改正後の考え方
資産、負債の移転に対する課税の考え方	商法の考え方を取り入れ時価の範囲内で任意の受入価額で受け入れできた。したがって、簿価で受け入れれば資産、負債の移転に対して原則として課税されなかった。 合併法人が税務上の繰越欠損をもっている場合、被合併法人が含み益の計上を行い非課税で資産を増加できる余地があった。	合併における資産、負債の移転は、原則として「合併の時の価額による譲渡をしたもの」つまり時価による売買がされたものとされる。 ただし、適格合併により合併法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該移転をした資産及び負債の当該適格合併に係る最後事業年度終了の時の帳簿価額による引き継ぎをしたものとする(法人税法第62条の2)。
合併に際し、例えば、資産を評価アップし、アップした分のうち資本金を増加させた部分(清算所得に対する課税)	含み益のうち資本金増加部分は今まで課税されなかった含み益がそのまま株主の持分となったという認識に立ち、清算所得として課税	適格合併の場合は、非課税 非適格合併の場合は被合併法人が「時価」で移転したとみなされるので、被合併会社の最終事業年度における時価譲渡として譲渡益部分に課税される。 なお、清算所得の申告はなくなる。
税務上の減価償却限度超過額、評価損否認等の取扱い	合併の合併当事会社間で決定した受入価額が税務上の新たな受入価額であり、合併法人への引継ぎは認められなかった。	適格合併の場合は、会計上の処理に関係なく、税務上の簿価で引き継ぐため、税務上の減価償却限度超過額等の税務否認加算分、含み損を合併法人に引き継ぐ。 非適格合併では引き継がない。
みなし配当課税	合併増加資本金と合併交付金から合併前の被合併法人の資本金を差し引いた部分が「みなし配当」であり、被合併法人で源泉税を徴収	適格合併の場合は、みなし配当課税はない。 非適格合併の場合は、合併法人の増加資本金額に関係なく、被合併法人の合併移転資産課税後の利益積立金相当額に対して「みなし配当」が課税される。よって被合併法人で源泉税を徴収

(2) 適格合併とは---法人税法第2条12号の8、法人税法施行令第4条の2

適格合併 右の要件に準ずる合併	A. 合併による新株割当に際し、合併法人の株式以外の資産が交付されないもの(当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産を除く。)	
	かつ	
	B. 次の関係区分ごとの各要件を満たす。	
	合併法人と被合併法人の持株関係が、100%の関係---合併時、後ともに	、 の場合のような要件なし。
	合併法人と被合併法人の持株関係が、50%超100%未満	被合併法人の従事者(従業員のみでなく、出向者や派遣社員も含む。)の80%以上が引き続き合併法人で従事見込み - 従業者引継要件 被合併法人の主要な事業が合併法人で引き続き営まれる見込み - 事業継続要件
	合併法人と被合併法人の持株関係が、50%未満----- 共同事業目的合併	合併法人のいずれかの事業と被合併法人の主要事業のいずれかが相互に関連性を有する - 事業関連性要件 (業種が異なってもシナジー効果があればよいと解される。) 合併に係る被合併法人の被合併事業と当該合併に係る合併法人の合併事業(当該被合併事業と関連する事業に限る。)のそれぞれの売上金額、当該被合併事業と合併事業のそれぞれの従業者の数、当該被合併法人と合併法人のそれぞれの資本の金額(出資金額を含む。)若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね五倍を超えないこと - 事業規模要件 又は 当該合併前の当該被合併法人の特定役員(社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者)のいずれかと当該合併法人(当該合併が新設合併である場合にあっては、他の被合併法人)の特定役員のうちいずれかが当該合併後に当該合併に係る合併法人の特定役員となること - 経営参画要件
		被合併法人の80%以上の株主が合併法人の株式(合併により割当られる新株)を継続して保有する見込み - 株式継続保有要件 被合併法人の株主が50人以上の場合はこの条項は不適用 被合併法人の従事者(従業員のみでなく、出向者や派遣社員も含む。)の80%以上が引き続き合併法人で従事見込み - 従業者引継要件 被合併法人の主要な事業が合併法人で引き続き営まれる見込み - 事業継続要件

上記における持株関係は

- ・ a)直接保有子会社、b)孫、曾孫会社、c)兄弟会社も含む。
- ・ 持株関係を形成する際に、個人(同族関係個人)が親となってもよい。
- ・ 無議決権式も持株関係の判定上カウントする。

(3) 被合併法人の繰越欠損の引継ぎ---法人税法第 57 条第 2 項

<p>適格合併における右の できる会社のできる条 件</p>	<p>1. 持株関係が、50%超(グループ化している)の場合の合併 <u>グループ化後の青色欠損金</u> みなし共同事業要件を満たす場合のすべて(グループ化前、後)の青色欠損金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併法人のいずれかの事業と被合併法人の主要事業のいずれかが相互に関連性を有する---事業関連性要件(業種が異なってもシナジー効果があればよいと解される) ・ 合併に係る被合併法人の被合併事業と当該合併に係る合併法人の合併事業(当該被合併事業と関連する事業に限る。)のそれぞれの売上金額、当該被合併事業と合併事業のそれぞれの従業者の数、当該被合併法人と合併法人のそれぞれの資本の金額(出資金額を含む。)若しくはこれらに準ずるものの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと----事業規模要件 又は 当該合併前の当該被合併法人の特定役員(社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者)のいずれかと当該合併法人(当該合併が新設合併である場合にあっては、他の被合併法人)の特定役員のいずれかが当該合併後に当該合併に係る合併法人の特定役員となること見込まれていること----経営参画要件 ・ グループ化後、適格合併までに、売上金額、従業者数等の変化が 1:2 以内程度であるくらい事業内容が変化していない。 <p>2. 共同事業を営むための合併における5年以内のすべての青色欠損金</p>
--	--

(4) 譲渡損益に対する税務上の取扱い

<p>譲渡損益に対する課税</p>	<p>適格</p>	<p>資産の譲渡は帳簿価額でなされたものとする。 よって課税の繰り延べとなる(法人税法第 62 条の 2、法人税法施行令 123 条の 3)。</p>
	<p>非適格</p>	<p>資産の譲渡は時価でなされたものとする(法人税法第 62 条)つまり時価との差が損益となる。</p>

(5) みなし配当課税の取扱い

<p>適格</p>	<p>承継法人の株式のみの交付</p>	<p>利益積立金部分の引継ぎ分にみなし配当課税なし---法人税法第 24 条第 1 項第 1 号</p>
<p>非適格</p>	<p>承継法人の株式のみの交付</p>	<p>利益積立金部分の引継ぎ分にみなし配当課税---法人税法第 61 条の 2 第 1 項、第 2 項、法人税法第 24 条</p>
	<p>金銭交付</p>	<p>金銭は配当となる---法人税法第 24 条</p>

(6) その他の税務上の留意事項

合併比率と経済的利益の移転

同族会社における合併に際して、A社とB社の株主構成が異なり、A社とB社の合併の結果、A社若しくはB社の株主からB社若しくはA社の株主に対して経済的利益が移転したとみなされる場合、個人株主においては贈与税、法人株主においては経済的利益の受贈益課税の問題が発生する可能性がある。したがって、同族会社の合併については合併比率の決定には注意が必要である。

租税回避防止規定（組織再編成に係る行為又は計算の否認）

法人税法第132条の2において、

「税務署長は、合併等の組織再編によりその有する資産の移転を行い、若しくはこれと併せてその有する負債の移転を行った移転法人、当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた取得法人又は移転法人若しくは取得法人の株主等である法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、みなし配当金額の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。」

と定めており、組織再編税制により租税回避したとみなされる場合は、組織再編成に係る行為又は計算の否認規定が適用される可能性がある。

登録免許税

合併時の増加資本金について被合併法人の資本金の範囲内においては、0.15%で課税され、これを超える部分は0.7%課税となる（最低3万円）。

合併時に不動産が移転する場合、固定資産税評価額の0.4%の登録免許税が課税される。

不動産取得税

合併により、存続会社は被合併会社の不動産を取得することとなるが、合併は組織が結合することであり、別法人が不動産を取得するといった不動産の移転は伴わないことから、不動産取得税は非課税である。

消費税及び地方消費税

合併による資産の移転は「事業として対価を得て資産を譲渡する」ものではないため消費税及び地方消費税は非課税である。

5. 合併の個別論点

< 適格合併・非適格合併と会計、税務 >

【Q1】

固定資産には含み益 500 があり（時価評価すると 2,500）、被合併会社の株主へ被合併会社株式 1 に対して合併会社株式 1 を割り当てるとした場合で前述の適格合併の要件を満たす場合の課税関係、会計処理はどのようになりますか（両社間には資本関係がないものとする。）

【A1】

被合併会社合併前貸借対照表

流動資産	1,000	流動負債	900
固定資産	2,000	固定負債	1,000
		資本金	500
		資本準備金	300
		利益準備金	100
		剰余金	200
	<u>3,000</u>		<u>3,000</u>

被合併会社の合併仕訳

ア．簿価譲渡があったとみる---適格合併

流動負債	900	流動資産	1,000
固定負債	1,000	固定資産	2,000
合併会社株式	500		
資本準備金	300		
利益準備金	100		
剰余金	200		

イ．被合併会社の株主に合併会社株式を交付

資本金	500	合併会社株式	500
-----	-----	--------	-----

合併会社の合併承継仕訳

流動資産	1,000	流動負債	900
固定資産	2,000	固定負債	1,000
		資本金	500
		資本準備金	300
		利益準備金	100
		剰余金	200

被合併会社の株主の仕訳

合併会社株式	500	被合併会社株式	500	被合併会社株式につけている帳簿価額で新しく割り当てられた合併会社株式を取得
--------	-----	---------	-----	---------------------------------------

合併に際しての課税関係において、

の被合併会社の合併仕訳においては適格合併であるため、簿価で引き継ぎ、譲渡損益は発生しません。

の被合併会社の株主の仕訳においても、適格合併であるため「みなし配当」は発生せず、上記のようにそのまま簿価の付け替えをすることとなります。

上記において、会計上時価で受け入れたとすると、下記のようになります。

合併会社の合併承継仕訳

流動資産	1,000	流動負債	900
固定資産	2,500	固定負債	1,000
		資本金	500
		資本準備金	300
		利益準備金	100
		剰余金	200
		合併固定資産評価差益	300 資本準備金
		長期繰延税金負債	200 実効税率 40%とする

ここでは、評価益部分について会計と税で差が生じているので税効果を認識している。

【Q2】

固定資産には含み益 500 があり（時価評価すると 2,500）被合併会社の株主へ被合併会社株式 1 に対して合併会社株式 1 を割り当てるとともに、合併交付金 200 を支払った場合（前述の適格合併の要件を満たさず、非適格合併となる場合）の課税関係、会計処理はどのようになりますか（両社間には資本関係がないものとする。）。

【A2】

被合併会社合併前貸借対照表

流動資産	1,000	流動負債	900
固定資産	2,000	固定負債	1,000
		資本金	500
		資本準備金	300
		利益準備金	100
		剰余金	200
	<u>3,000</u>		<u>3,000</u>

被合併会社の合併仕訳

ア．時価譲渡があったとみた場合の譲渡に関わる資産、負債の追加仕訳---非適格合併

未収金	500	譲渡益	500	1
法人税等	200	未払法人税等	200	

イ．合併承継仕訳

流動負債	900	流動資産	1,000	2
未払法人税等	200	固定資産	2,000	
固定負債	1,000	未収金	500	
合併交付金(現金)	200			
合併会社株式	1,200			

ウ．被合併会社の株主に合併交付金、合併会社株式の交付、分配

資本金	500	合併交付金(現金)	200	2
資本準備金	300	合併会社株式	1,200	
利益準備金	100			
剰余金	500			

合併会社の合併承継仕訳

流動資産	1,000	流動負債	900
固定資産	2,500	未払法人税等	200
		固定負債	1,000
		合併交付金(現金)	200
		資本金	500
		資本準備金---合併差益	700

被合併会社の株主の仕訳---下記は全株主合計での仕訳

合併会社株式	1,200	被合併会社株式	500	3
現金	200	受取配当金---みなし配当	600	
		株式譲渡益	300	

- 1 非適格となることにより、被合併会社は最終事業年度において、税務上時価による譲渡とされるため譲渡益部分について未収金として計上するとともに、これに係る法人税等を未払計上します。
- 2 被合併会社の処理は、資産・負債を譲渡して、合併会社株式及び合併交付金を取得し、その後直ちに株主に分配したものと考えます。
- 3 被合併法人の利益積立金相当額を合併会社株式で分配されたとみるため、みなし配当金課税が発生します。ただし、法人の場合は受取配当益金不算入の制度があることにも留意します。合併法人は「みなし配当」についてその生じた金額、事由を株主に通知する義務があります。上記において、もし合併交付金たる現金の交付がない場合は、株式譲渡益の課税は生じません。
- 4 合併差益 700 の内には固定資産の評価益 500 から譲渡益に対する課税分 200 を差し引いた残 300 が含まれます。これについては税と会計に差が生じないので、税効果は生じません。

・株式交換・株式移転

1. 株式交換・株式移転の法務

(1) 株式交換・株式移転の意義

株式交換とは、既存の複数の会社の内の1つの会社が他の会社の発行済み株式の総数を有する会社（これを「完全親会社」、他社を「完全子会社」という）となるために、それぞれの会社が株式の交換をすること（商法第352条第1項）であり、また、株式移転とは既存の会社が自社の完全親会社を設立するために、親会社となる新設の会社に株式を移転させることである（商法第364条第1項）。

この株式交換・株式移転制度は、平成9年の独占禁止法改正による持株会社の創設の解禁を受けて、その典型的な形である完全親子会社関係の設立を簡易に、そして、迅速にできる方法として平成11年の商法改正により制度化されたものである。

従来の持株会社の設立の方法としては、

営業の全部を現物出資して子会社を設立する方法（抜け殻方式）

別会社を設立し、その新設会社が既存の株主から直接株式を買取子会社とする方法（買取方式）

別会社を設立し、その新設会社が既存会社の株主に第三者割当増資を実施し、当該既存会社の株主より株式の現物出資を受けて子会社とする方法（第三者割当方式）

等が挙げられるが、

は現物出資、事後設立における検査役の調査等に時間や費用がかかる。は株式の買取資金が必要。は現物出資に応じない株主に対して強制力がない等の欠点があり、使い勝手が悪くあまり利用されなかった。この点、株式交換・株式移転は検査役の調査等は不要であり、株式の買取資金も不要であるし、また、交換・移転に応じない株主に対しては特別決議によりそれを排除できる方法であり、従来の純粹持株会社制度の短所を補い、使いやすくして迅速な組織再編を促すために非常に有用な方法として制度化されたといえる。これは平成11年8月9日の商法等の一部を改正する法律により成立し、同年10月1日より施行された。

(2) 株式交換・株式移転のしくみ

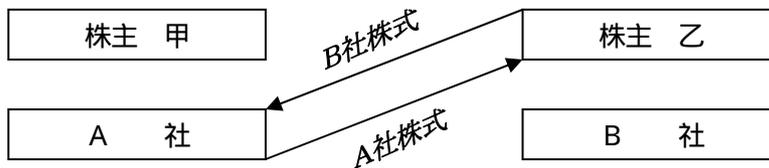
株式交換と株式移転のしくみを図示すると以下のとおりとなる。

株式交換のしくみ

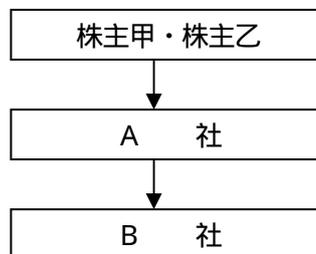
ア．完全親会社となる会社A社，その株主甲、完全子会社となる会社B社、その株主を乙とする。



イ．B社株主乙はA社にB社株式を渡し、A社よりA社株式の割当てを受けA社の株主となる。



ウ．A社株主は甲及び乙となり、B社はA社の完全子会社となる。

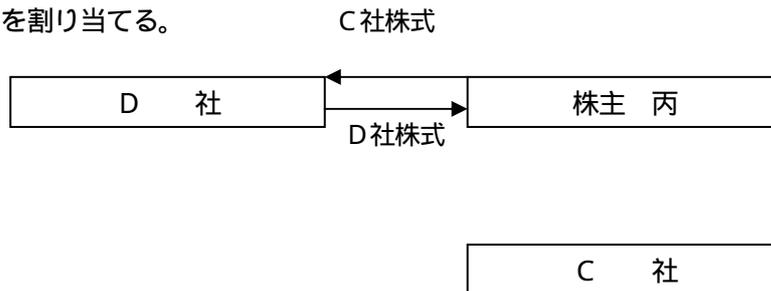


株式移転のしくみ

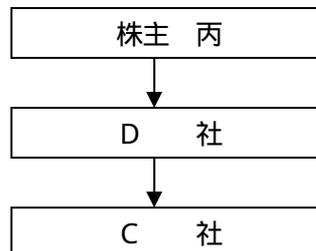
ア．株式移転により完全子会社になる会社をC社、その株主を丙とする。



イ．C社株主丙はC社の株式をD社に移転しD社を設立し、D社は丙に対してD社株式を割り当てる。



ウ．D社の株主は丙となり、C社はD社の完全子会社となる



(3) 株式交換・株式移転の法律

株式交換の商法での取扱い

商法は、平成 11 年に既存の会社間での完全親子会社関係を創るための方法として、株式交換制度を設けた。株式交換は、完全子会社となる会社の株主がその所有する完全子会社となる会社の株式を完全親会社に現物出資するという考え方と、株式交換が完全親子会社関係を構築する目的の制度であることから、合併類似の企業結合制度であるとする二つの考え方がある。株式交換の商法上の扱いは「株式交換によって完全子会社となる会社の株主の有するその会社の株式は、株式交換契約書に定めた日に、株式交換によって完全親会社となる会社に移転し、その完全子会社となる会社の株主はその完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する新株の割当てを受けることにより、その会社の株主となる」と規定（商法第 352 条第 2 項）されているところから、株式交換を現物出資的な面から捉えるのではなく、合併類似の企業結合制度として捉えていると考えられている。

株式移転の商法での取扱い

株式移転の制度は、株式交換と同じく平成 11 年の商法改正で制度化された。既存の会社を持株会社の下に置こうとする場合、従来は会社を設立してそこに営業の全部を現物出資するという抜け殻方式による持株会社の設立しか方法はなかったが、現物出資に対する検査役の選任及び調査に時間がかかる、債務者に対する通知あるいはその承諾等が必要等その手続等が煩雑なために使い勝手が悪いという欠点があった。その点、株式移転は規定に従った一定の手続を踏むことによって、比較的簡単に完全親子会社関係を創設することができるようになった。

なお、商法の具体的な手続については「2. 株式交換・株式移転の手続」で詳しく解説する。

(表 1) 株式交換・株式移転と合併の相違点

内容	株式交換	株式移転	合併
書類の備付け	354条	366条	408条の2
株主総会の承認決議	353条	365条	408条
債権者保護手続	なし	なし	412条
株券の失効・提出手続	359条	368条	なし(任意)
反対株主の買取請求権	355条	371条	408条の3
資本	357条	367条	413条の2
簡易株式交換・合併	358条	なし	413条の3
自己株式の交付	356条	なし	409条の2
無効の訴え	363条	372条	415条

商法の規定における株式交換・株式移転と合併の違いは、債権者保護手続がないだけで、それ以外の手続はほとんど同じであり、極めて類似性が高いことが表1より理解できる。株式交換・株式移転に債権者保護手続がないのは、基本的には株式交換・株式移転によって会社と債権者との契約関係は不変であることがその理由であり、なんら債権者を害することがないからである。

(4) 株式交換・株式移転と商法改正

株式交換・株式移転と額面株式・無額面株式

平成13年10月に施行された改正商法の以前の旧商法では、株式には額面株式と無額面株式が存在していた。したがって、株式交換・移転に際して額面株式を発行する場合、完全親会社の額面額に完全子会社の株主に割り当てられる株式数を乗じた額を資本に組み入れなければならなかった。また、無額面株式を発行する場合でも株式移転により完全親会社を設立する際には、1株の発行価格は5万円を下ることができないという規制が存在していた。しかし、平成13年商法改正により額面株式が廃止され、無額面株式に関する設立時の発行価額制限も撤廃された。これにより、株式交換・移転における増加すべき資本の額の下限については、無条件で会社が決定することができることとなった。ただし、株式会社にあつては、資本金は1,000万円以上でなければならない(商法第168条の4)ことは従前のとおりである。

株式交換・株式移転と代用自己株式

商法は従来から、合併や株式交換・株式移転等の企業組織再編に際して、その機動的、弾力的な効果を期待して、新株の発行に代えて所有する自己株式を移転することを認めていた。しかし、自己株式の取得が一定の目的に限定されていたため、その効果は限られていたところ、と同様、平成13年10月に施行された改正商法において定時株主総会の決議による授權枠内であれば取得目的を問わず取得が認められるようになった(商法第210条第1項)。これにより、新株発行を伴わない株式交換・株式移転を、より機動的・弾力的にできることとなり、その活用がますます高まることが期待されている。

株式交換・株式移転とストック・オプション

平成13年11月に成立し、平成14年4月に施行される改正商法以前の旧商法の下では株式交換や株式移転が行われる場合に、ストック・オプションの取扱いについての明文化された規定がなかったので次のような問題が指摘されていた。

ア．完全子会社となる会社がストック・オプションを付与していた場合に、株式交換や株式移転が行われた後も、権利行使ができることとなると完全親会社以外の株主ができることになり、完全親会社・完全子会社の関係が崩れる。

イ．ストック・オプションの権利を行使して子会社の株式を取得したとしても、完全子会社の株式は株式市場で流通することはないので換金できない。

そこで、改正商法は、新株予約権に係る義務を完全親会社に承継させること等を新株予約権の発行決議において定め、かつ、株式交換契約書に一定の事項が記載されている場合は、完全子会社となる会社が付与したストック・オプションは株式交換によって、親会社がその義務を承継することとされ、上記のような問題点の解決が図られた（商法第 352 条第 3 項、第 353 条第 2 項）。

株式移転の場合も、株式交換とほぼ同様の取扱いがなされている（商法第 364 条第 3 項）。

（取締役又は使用人に対する新株の引受権の付与に関する経過措置）

なお、改正商法施行前に旧商法第 280 条の 19 第 2 項により取締役・使用人に対してストック・オプション付与の決議があった場合においては、当該決議に基づき付与するストック・オプションに関しては、改正商法施行後も、なお従前の例による（附則第 6 条 1）とされ、また、このようなストック・オプションについて、改正商法施行後にその権利行使がなされた場合は、新株の発行に代えて、会社が有する自己株式を当該新株の引受権を行使した者に移転できる（附則第 6 条 2）との経過措置が講じられている。

（ 5 ）株式交換・株式移転の対象となる会社

外国法人

外国法人については、内国会社に規定する商法の一般規定が適用されないため（商法第 485 条の 2）、内国会社の規定である株式交換・株式移転を適用して完全子会社とすることはできない。

債務超過会社

完全子会社となる会社が債務超過会社である場合は、完全親会社となる会社は新株の発行ができない（商法第 357 条）ため、債務超過会社を完全子会社とする株式交換・株式移転は資本充実の原則により基本的には認められない。ただし、商法は資産の評価換えを認めているので、評価換えの結果、債務超過状態が解消されれば株式交換・株式移転は可能と解される。

会社更生法適用会社

会社更生手続中の会社は更生計画の決定により、株式交換・株式移転による完全子会社となることができる（会社更生法第 222 条の 2、第 223 条の 3）。

株式会社以外の会社

株式交換は「株式と株式の交換」であり、株式移転は「株式と株式の移転」である。したがって、株式会社間についてのみ認められる制度であり、株式会社以外の会社（有限会社、合名会社、合資会社）との株式交換・株式移転は認められない。

(6) 株式交換・株式移転と独占禁止法

平成9年の独占禁止法の改正以前においては、持株会社を設立したり、持株会社になることを全面的に禁止していた(旧独占禁止法第9条)が企業の再編の必要性や国際的な規制緩和の流れから平成9年の改正において、事業支配力が過度に集中することとなる持株会社を除いて原則解禁となった(独占禁止法第9条)。具体的には「株式会社であって、その資本の額が350億円以上又はその純資産の額が1,400億円以上であるものは、その取得し又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額いずれか多い額を超えることとなる場合は当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない」(独占禁止法第9条第2第1項)として株式交換や株式移転等による事業支配力の過度な集中となるような持株会社の設立や持株会社になることを制限することによって原則解禁としたのである。

また、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」(平成9年12月公正取引委員会)のなかに株式交換や株式移転に関して「禁止する行為」としてつぎのように具体的に示されている。

- 事業支配力が過度に集中することになる持株会社を設立すること
- 会社が事業支配力が過度に集中することになる持株会社に転化すること
- 設立された時点、又は、会社から持株会社に転化した時点では、事業支配力が過度に集中していない持株会社であっても、ある時点で事業支配力が過度に集中することとなる持株会社になること

上記の規定を実効性あるものとするために、持株会社は、当該持株会社及びその子会社の総資産の合計額が3,000億円を超える場合には、毎年度の終了の日から3か月以内に、当該持株会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない(独占禁止法第9条第6項)とされており、また、新たに設立された持株会社は、当該持株会社がその設立時において上記と同様の規模である場合には、その設立の日から30日以内にその旨を公正取引委員会に届け出なければならない(独占禁止法第9条第7第7項)とされている。

(7) 株式交換・株式移転と証券取引法

株式交換・株式移転は、株主に多大な影響を与えるため原則として証券取引法上の規制を受ける。例えば、「会社関係者」により株式交換、株式移転が決定された場合は重要性のないもの以外はインサイダー取引規制の対象に該当するので(証券取引法第166条第2項チ、リ)注意を要する。また、株式交換・株式移転は特定の有価証券の「募集」に該当しないため有価証券報告書の提出義務はないが、募集によらない発行価額1億円以上の株式交換・株式移転による新株の発行がなされる場合には、有価証券報告書提出会社は臨時報告書の提出を要すること(証券取引法第24条1、証券取引法第24条5第4項)及びその

記載内容として株式交換の場合（企業内容開示府令第19条第2項6号の2）、株式移転の場合（企業内容開示府令第19条第2項第6号の3）が定められている。一方、有価証券報告書提出会社でない会社は、株式交換・株式移転に伴う新株発行価額が1億円以上のときは有価証券通知書の提出が必要となる。（企業内容開示府令第6条）

（8）株式交換・株式移転と適時開示規則

開示義務

完全子会社となる会社の株主は、株式交換・株式移転により株主の地位に変更が生じること、完全親会社となる会社の株主は株式交換等に伴う新株の発行によって、株式が希薄化すること、また、上場会社にあっては上場廃止になる場合もあり、株式交換・株式移転は株主にとっての利害に重大な影響を及ぼすことになる場合もある。そこで、上場会社が株式交換・株式移転を行うことを機関決定した場合には、その規模の大小にかかわらず決定内容を開示しなくてはならない（適時開示規則第2条1第1項fの2、fの3）。

開示事項

- ア．株式交換・株式移転の目的
- イ．株式交換・株式移転の条件
- ウ．株式交換・株式移転の当事会社の概要
- エ．完全親会社となる新会社の概要
- オ．今後の見通し

2. 株式交換・株式移転の手続

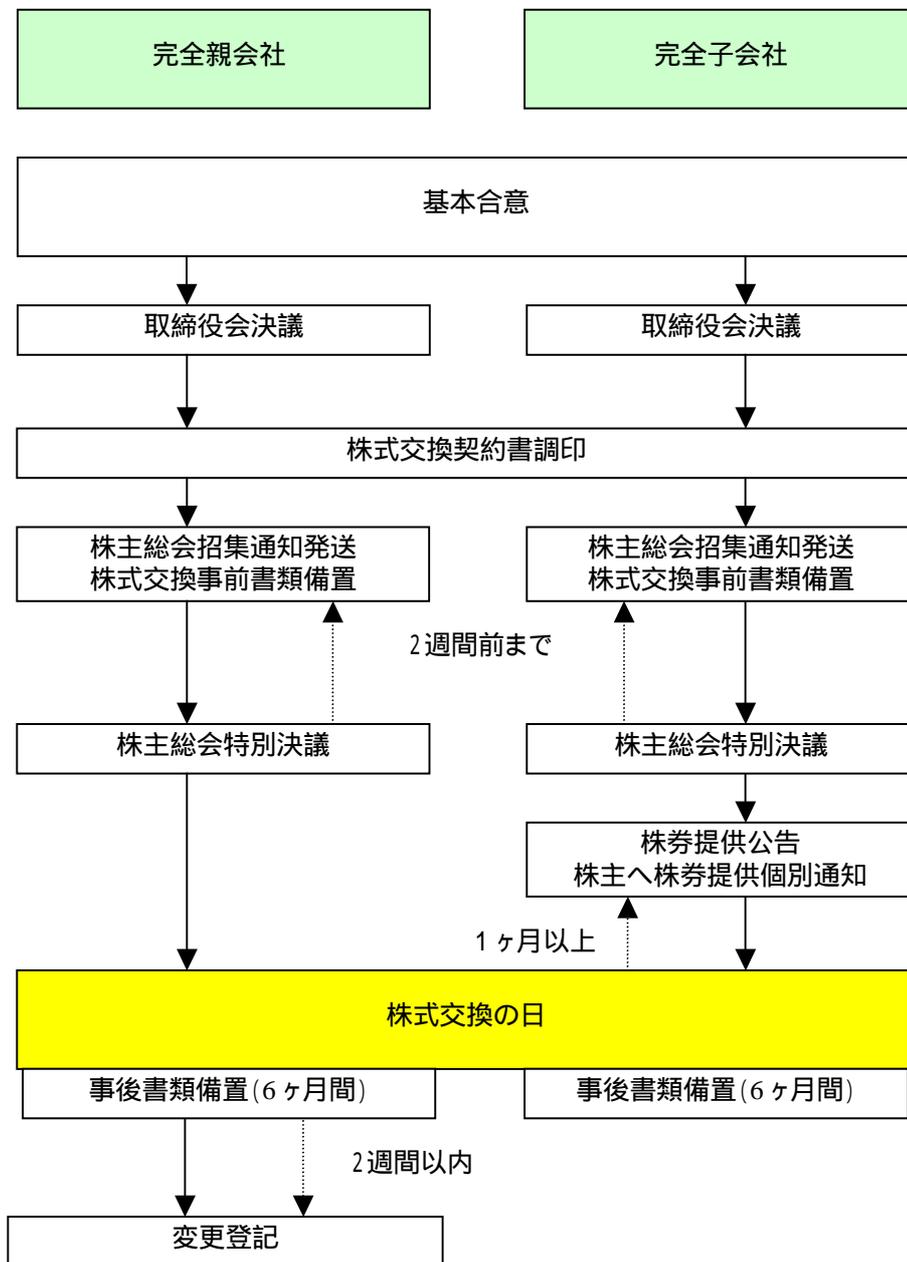
株式交換・株式移転は複数の法人間で完全親会社を創設する制度であるのに対して、合併は複数の法人間の契約により一つの法人とする制度という相違点があるが、商法上、株式交換・株式移転は合併と類似する手続が定められている。

しかし合併と異なるのは、株式交換・株式移転では債権者保護手続が不要という点である。

(1) 株式交換の手続

株式交換のスケジュール

株式交換契約書の作成



株式交換契約書の作成

株式交換をするには、その内容を株式交換契約書として書面にし取締役会の承認を得る必要がある(商法第260条)。株式交換契約書に記載すべき事項は下記のとおりである(商法第353条第2項、第361条、第356条、第352条第3項、第358条第3項)。

ア．完全親会社となる会社が株式交換により定款の変更をするときにはその規定

イ．株式交換により完全親会社となる会社が発行する新株の総数、種類、数並びに完全子会社となる会社の株主に対する新株割当に関する事項

ウ．完全親会社となる会社の増加すべき資本の額及び資本準備金に関する事項

エ．株式交換交付金に関する事項

オ．当事会社の株式交換契約書承認総会の日

カ．株式交換の日

キ．当事会社が株式交換の日までに利益の配当又は金銭の分配をするときはその限度額

ク．役員任期に関する事項

ケ．完全親会社となる会社が新株の発行に代えて自己株式を完全子会社となる会社の株主に割り当てる場合は、移転すべき株式の総数、種類及び数

コ．完全親会社が株式交換に際して、完全子会社となる会社が発行した新株予約権に係る義務を承継するときは、承継後の各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類、数、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額、権利行使の期間、その他権利行使の条件、新株予約権を消却する場合の事由、新株予約権者が受けるべき金銭の額、新株予約権の譲渡に取締役会の承認が必要な場合にはその旨

サ．簡易交換をする場合にはその旨

株主総会の特別決議による承認

株式交換契約書の承認は、原則として完全親会社となる会社、完全子会社となる会社双方で株主総会の特別決議によることが求められる(商法第353条第5項)。なお、以下の場合には総株主の過半数にして、総株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となり、決議要件が加重されている(商法第353条第6項、第348条)。

- ・完全親会社となる会社が株式交換に際して、定款を変更し株式譲渡制限規定を設ける場合

- ・完全親会社となる会社の定款に株式譲渡制限の規定があり、完全子会社となる会社はその定めがない場合における、完全子会社となる会社における株主総会決議

株券の提出手続

完全子会社となる会社は、株主総会の承認後株式交換の日の1か月前までに、株券の提出等の公告をなし、かつ各別の通知を株主及び株主名簿に記載のある質権者に対して行う必要がある(商法第359条第1項)。

反対株主の株式買取請求権

株主総会に先立ち、会社に対して書面により反対の旨を通知し、総会において承認に反対した株主は、総会決議の日から 20 日以内に書面をもって株式の買取を請求する事ができる（商法第 355 条）。

増資の登記

株式交換により新株が発行された場合には、登記が必要になる。しかし、合併、株式移転と異なり登記によって株式交換の効力が発生するのではなく、株式交換の日に効力が発生する。

開示資料の備置

取締役は、交換契約書承認株主総会の日から 2 週間前から株式交換の日後 6 か月を経過する日まで、以下の書類を本店に備え置かなければならない（商法第 354 条第 1 項）。

ア．株式交換契約書

イ．株式交換比率の算定理由書

ウ．株主総会の日前 6 か月以内に作成された完全親会社並びに完全子会社の貸借対照表・損益計算書

エ．上記の貸借対照表・損益計算書が最終のものでないときは、最終の貸借対照表・損益計算書

オ．完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の発行する新株予約権に係る義務を承継するときは、その事項につき理由を記載した書面

また、取締役は株式交換の日から 6 か月間、以下の事項を記載した書類を本店に備え置かなければならない（商法第 360 条第 1 項）。

ア．株式交換の日

イ．株式交換の日における完全子会社となる会社に現存する純資産額

ウ．株式交換により完全親会社となる会社に移転した完全子会社となる会社の株式の数

エ．その他株式交換に関する事項

株式交換においては債権者の利益が直接害されることがないことから、債権者保護の手続は定められていない。

簡易株式交換

完全親会社が相対的に規模の小さい会社と株式交換する場合、完全親会社となる会社の株主に与える影響が軽微となることから、株式交換手続の簡略化を図るため、簡易株式交換制度を設けている。具体的には、下記の一定の要件をすべて満たす場合には、完全親会社となる会社において株主総会の承認手続を経ることなく株式交換が可能となる（商法第 358 条第 1 項、第 8 項）。

この場合でも、完全子会社となる会社の株主にとっては、株主の地位に重大な影響があるため、株主総会を省略することはできない。

（要件）

ア．完全子会社となる会社の株主に割り当てられる株式の総数が、完全親会社となる会社の発行済み株式総数の 20 分の 1 以内(完全親会社となる会社が新株の発行に代えて交付する自己株式は割り当てられる株式数に含まれる。)

イ．株式交換交付金が完全親会社となる会社の最終の貸借対照表上の純資産額の 50 分の 1 以内

ウ．完全親会社の総株主の議決権の 6 分の 1 以上の株主の反対がない。

(手続)

ア．株式交換契約書の作成

簡易株式交換の場合でも株式交換契約書は必要である。株式交換契約書には、完全親会社となる会社については、株主総会が開かれなければならない旨を記載しなければならない。

また、完全親会社となる会社では株主総会が開かれなければならないことから、株式交換契約書には定款変更の規定を記載することはできない(商法第 358 条第 3 項)。

イ．株主に対する通知又は公告

完全親会社となる会社では、株主総会が開かれなければならないため株主保護のために株式交換契約書を作成した日から 2 週間以内に以下の事項を公告、又は通知しなければならない(商法第 358 条第 5 項)。

- ・完全子会社となる会社の商号及び本店
- ・株式交換の日
- ・株主総会の承認決議を得ないで株式交換する旨

ウ．反対株主の株式買取請求権

簡易株式交換に反対の株主は、株主への公告又は通知の日から 2 週間以内に会社に対して書面で反対の意思を通知し、期間満了の日から 20 日以内に株式の種類及び数を記載した書面を提出することが必要である(商法第 358 条第 5 項、第 6 項)。

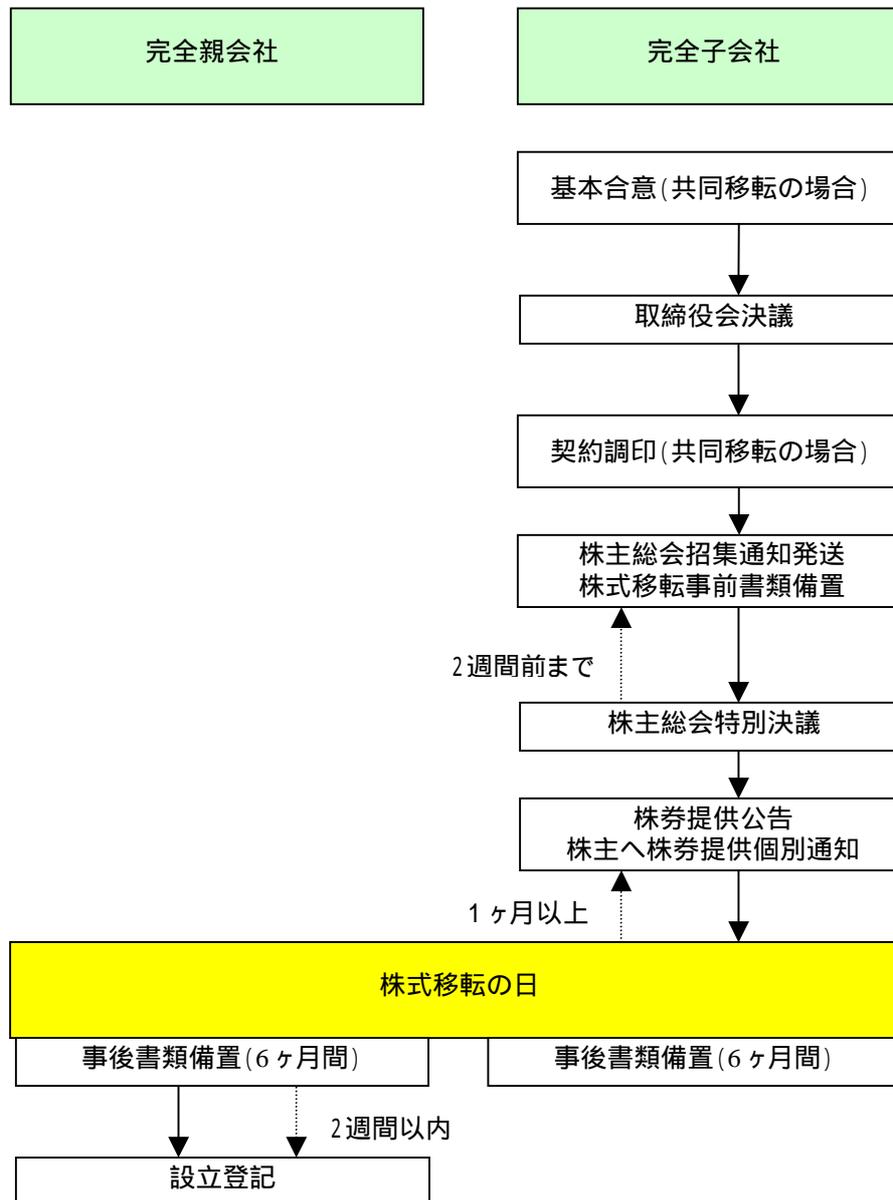
エ．書類の備置き

書類の備置きの開始は、通常の場合「株主総会の会日の 2 週間前」であるものが「公告又は通知の日」からとなり、「株主総会の会日の前 6 か月以内に作成した」貸借対照表を備置くところが、「公告又は通知の日の前 6 か月以内に作成した」貸借対照表となる(商法第 358 条第 9 項)。

(2) 株式移転の手続

株式移転の手続は株式交換の場合とほとんど同じである。したがって、相違点のみ説明していく。

株式移転のスケジュール



株式移転に関する議案の作成

株式移転制度では、株式移転前には完全親会社となる会社が存在しないため、原則として契約書の作成はない。したがって、かわりに株式移転に関する議案を作成しなければならない。議案の記載事項は株式交換契約書とほぼ同じであるが、株式移転では完全親会社が新規に設立されるため、新会社の定款、役員を決める必要がある。また、設立する完全親会社の資本金が5億円以上の場合には、会計監査人の選任を行う必要があるため、会計監査人の氏名又は名称を議案に記載しなければならない。

なお、複数の会社が共同して持株会社を設立する共同株式移転の場合には、一般的に株式移転契約書を作成することとなる。

株式移転の登記

株式移転をしたときは、設立した会社の本店所在地においては2週間、支店所在地においては3週間以内に商法第188条に定める登記(設立登記)をしなければならない(商法第369条)。

株式交換の場合は、株式交換の日にその効力が発生するが、株式移転の場合、完全親会社が設立されるため、当該登記のときに効力が生じることとなる。(商法第370条)

その他

株式移転制度には簡易株式移転の制度はない。

(3) 株式交換・株式移転と上場規則

上場会社が株式交換により非上場会社を完全子会社化した場合

以下のいずれにも該当する場合に、当該上場会社は「実質的な存続会社でない」と東京証券取引所が認めた場合に該当する。

このとき3か年以内に、株式上場審査基準に準じて証券取引所が定める基準に該当しない場合には、上場廃止基準に該当することになる。

ア．非上場会社の最近事業年度の連結総資産が上場会社の最近事業年度の連結総資産以上である。

イ．非上場会社の最近事業年度の連結売上高が上場会社の最近事業年度の連結売上高以上である。

ウ．非上場会社の最近事業年度の連結総経常利益が上場会社の最近事業年度の連結経常利益以上である。

また、上記のいずれにも該当しない場合には、「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社に関する以下の事項を総合的に勘案して行われる。

ア．経営成績及び財政状態

イ．役員構成及び経営管理組織

ウ．株主構成

エ．商号

オ．その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項

上場会社が株式交換又は株式移転により他の会社（非上場）の完全子会社となる場合当該上場会社は、上場廃止基準により上場廃止となる。また、当該上場会社がマザーズ上場以外の場合（東京証券取引所の場合）当該他の会社は株式交換又は株式移転の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場申請するときは、上場申請については原則として、国内会社の場合、株券上場審査基準第1項第1号から第6号（上場株式数、株式の分布状況、設立後の経過年数、株主資本の額、利益の額、財務諸表及び中間財務諸表等）までの規程を適用しないものと定められている（株券上場審査基準第4条第5項）。

ただし、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第1項第14号（公益又は投資者保護のため、証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合）に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みを要する。

上記の「株券上場審査基準第4条第5項」の適用を受けて上場した場合、当該上場会社が実質的な存続会社でないと東京証券取引所が認めた場合において、非上場会社が3年以内に株券上場審査基準に準じて証券取引所が定める基準に適合しないときには、上場廃止基準により上場廃止となる。

3. 株式交換・株式移転の会計

株式交換・株式移転に関する会計処理として、「完全親会社」、「完全子会社」、「完全子会社の株主」というそれぞれの当事者の処理を検討する必要がある。また、「完全親会社」に関しては、「個別財務諸表」と「連結財務諸表」それぞれにおいての会計処理がポイントとなる。

連結財務諸表上の処理については、平成12年8月31日付けで会計制度委員会研究報告第六号「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」が公表されている。

また、その後公表された「企業結合に係る会計基準」において、完全親会社の個別財務諸表上においても、パーチェス法を適用した場合の取得原価にて被取得企業株式を計上する旨規定された。

(1) 「完全親会社」としての会計処理

完全親会社側の会計処理のポイントは、完全子会社の株式の受入価額をどのように決定するかということにある。

個別財務諸表上の取扱い

ア. 商法の考え方

株式交換・株式移転における会計処理を定めた商法の規定としては、第357条、第288条の2第1項第2号（株式交換）と第367条、第288条の2第1項第3号（株式移転）がある。

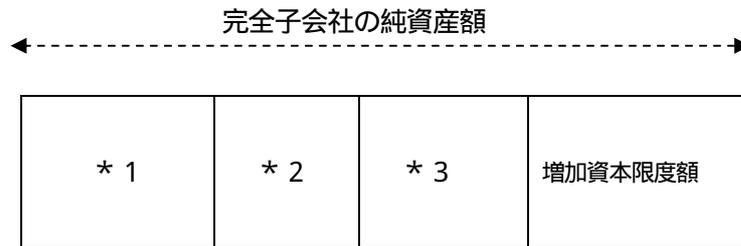
「株式交換」

資本増加の限度額は、株式交換の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額に、株式交換により完全親会社に移転する株式数の割合を乗じた額から、完全子会社となる会社の株主に支払をすべき金額、完全子会社の株主に移転する株式について会計帳簿に記載した価額の合計額を控除した額である。また資本増加の限度額から増加する資本金の額を控除した差額を、資本準備金として積み立てなければならない。

「株式移転」

資本増加の限度額は、株式移転の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額から、完全子会社となる会社の株主に支払いをすべき金額を控除した額である。また資本増加の限度額から増加する資本金の額を控除した差額を、資本準備金として積み立てなければならない。

（増加資本限度額と完全子会社の純資産との関係）



- * 1 完全子会社純資産 × (1 - 完全親会社による完全子会社株式の既所有割合)
- * 2 株式交換・移転交付金
- * 3 株式交換に際して代用自己株式を交付した場合の当該帳簿価額

なお、複数の会社間での株式交換や共同持株会社設立のための株式移転のように複数の会社間で行われる場合の増加資本限度額について商法上規定はないが、個々の会社ごとに判断することとなると思われる。

上記の規定は、完全親会社の貸方に当たる資本勘定の増加限度額のみを定めた規定であるが、結局これが借方である完全子会社株式の受入価額の限度額規定となっている。

つまり、基本的には「完全子会社株式の受入価額 = 株式交換、株式移転の日に完全子会社に現存する純資産額」とすべき処理が商法で求められているといえる。ただし、完全親会社が株式交換に以前から所有していた完全子会社株式に対しての割当は行われないので、その場合の限度額は下記の算定式による。

$$\text{資本増加限度額} = \frac{\text{株式交換日における完全子会社の純資産}}{\text{株式交換によって完全親会社に移転する株式数}} \times \text{完全子会社の発行済み株式総数}$$

(仕訳)

- ・ 交付金等の支払がないケース

(借方) 完全子会社株式	**	(貸方) 資本金	**	} 完全子会社の 純資産額と一致
		資本準備金	**	

- ・ 交付金等の支払があるケース

(借方) 完全子会社株式	**	(貸方) 資本金	**	} 完全子会社の 純資産額と一致
		資本準備金	**	
		現金	**	

株式交換及び株式移転

株式交換又は株式移転による企業結合の場合、結合当事企業の企業結合日における適正な帳簿価額による純資産額に基づいて完全子会社株式の取得原価を算定する。

ウ．会計と税法の調整

株式交換・株式移転を株主の観点からすると、どちらも所有株式を譲渡しその対価として完全親会社株式を取得するため、原則的には株式譲渡益課税の問題が生じる。

しかし、税法では以下の要件を満たす限り株主の株式譲渡損益を一切認識しないという考え方を採用している。

- a 特定親会社が特定子会社株式の受入価額を旧株主の税務上簿価以下の受け入れること(株主数 50 名以上の場合は子会社の税務上の簿価純資産額以下)
- b ．交付金などがある場合には、交付金等が交付株式の時価と交付金等の合計額に占める割合が 5% 未満であること

ここで問題となるのは、完全子会社株式の受入価額が税法上と会計との間で異なる可能性があるということである。特に株主数 50 名以上の場合、課税の繰延の適用を受けるためには、受入価額を税務上の簿価純資産額以下とする必要がある。しかし、会計上の純資産額が税法上の純資産額と一致していない場合、株主の課税繰延の要件を満たさなくなってしまう。そうすると、株主に課税関係が生じることとなるため株式交換・株式移転の実効性が薄れてしまうことになる。税法上は、この点に関して直接規定していないが、税務調整で対応が可能と考えられている。

(設例)

A 社が B 社株式 (株主 50 人以上) を株式交換により取得した場合の会計上の処理と税務上の処理

B 社 B / S (簿価)			
資産	8,000	資本金	5,000
		資本準備金	3,000

* 会計上の純資産は 10,000 である。

* A 社は株式交換に際して新株 7,000 を発行した。

(A 社の会計上の処理)

(借方) 子会社株式	10,000	(貸方) 資本金	7,000
		資本準備金	3,000

(A 社の税務上の処理)・・・B 社の簿価純資産額を受入価額とする

(借方) 子会社株式	8,000	(貸方) 資本金	7,000
------------	-------	----------	-------

資本準備金 1,000

この場合、子会社株式の取得価額の差である2,000について税務調整する必要がある。

(税務調整の処理)

(借方) 資本準備金 2,000 (貸方) 子会社株式 2,000

別表五(一)

利益積立金額の計算に関する明細書					
区分	期首現在利益積立金額	当期中の増減		当期利益金処分等による増減	差引翌期首利益積立金額
		減	増		
利益積立金額					
資本積立金額			2,000		2,000
子会社株式			2,000		2,000

資本積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在資本積立金額	当期中の増減		差引翌期首現在資本積立金額
		減	増	
資本準備金			3,000	3,000
利益積立金額			2,000	2,000

子会社株式 2,000 は、将来子会社株式を売却した時点で消滅するが、資本積立金 2,000 は完全親会社が清算されるまで残ることとなる。

このように、子会社株式について会計上の簿価と税務上の簿価が異なった場合、将来の売却時には別表四において加算されることとなる。したがって、税効果会計の対象と考えられるが、予測可能な期間に、会社が子会社株式を売却する意思決定がない限りは税効果会計を適用しないことになる。

連結財務諸表上の取扱い

株式交換・株式移転による完全親子会社の創設に際して、資本連結手続の具体的な会計処理を定めたものとしては、平成12年8月に会計制度委員会研究報告第六号「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」が公表されている。また、その後公表された企業結合に係る会計基準において、取得又は持分の結合の判定基準並びにパーチェス法及び持分プーリング法を適用した場合の会計処理について規定がなされ

た。

<企業結合に係る会計基準の基本的な考え方>

株式交換・株式移転による親子会社創設が企業結合に該当する場合、その結合の経済実態が「取得」に該当するのか、「持分の結合」に該当するのかの判定をする必要がある。ここでいう「企業結合」とは、独立した会社間で行われる持分の結合若しくは支配の獲得を意味する。したがって、例えば、100%所有でない子会社の株式の取得や共通の支配下にある企業間で行われる株式交換・移転は企業結合には該当しない。

企業結合に該当するとき、以下で触れる判断基準に従って、「取得」又は「持分の結合」のいずれかに判定されることになるが、「持分の結合」と判定されるときには、企業結合前会社の株主にとって、企業結合前に存在していたリスクと便益の共有が継続し、結合前会社のそれぞれの事業が以前のように継続していると考え、持分プーリング法を適用し、持分の結合と判定されなかった場合は「取得」と判定し、株式交換・株式移転を資産の購入と同様に考え、パーチェス法を適用することになる。

また、企業結合に該当しない完全親子会社関係が創設された場合は、そもそも「取得」が発生せず若しくは企業集団の経済的実態の変化がないためパーチェス法の適用はなく、連結原則若しくは持分プーリング法に準じた処理となる。

パーチェス法とは、取得会社が、取得日から、被取得会社の経営成績を連結損益計算書に取り込み、また、資産・負債を取得日現在の公正な評価額で連結貸借対照表に計上し、被取得会社の純資産と投資原価が相違する場合には、その差額をのれんとして貸借対照表に計上する方法である。

持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、結合当事会社間の会計方針を統一するための所要の修正を除き、基本的に結合当事企業の財務諸表を合算する方法である。したがって、結合当事会社の資産・負債が結合時点の公正な評価額に修正されることも、のれんが計上されることもない。

「取得」と「持分の結合」の識別については、共通支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合の内、次の要件のすべてを充たすものは持分の結合と判定し、持分の結合と判定されなかったものは取得と判定することとなる。

企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること *1

結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと *2

議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと *3

*1 企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であると認められるためには、同時に次の要件のすべてが充たされなければならない。

a. 企業結合は、単一の取引で行われるか、又は、原則として、1事業年度内に取引が完了する。

- b. 交付株式の議決権の行使が制限されない。
 - c. 企業結合日において対価が確定している。
 - d. 交付株式の償還又は再取得の取決めがない。
 - e. 株式の交換を事実上無効にするような結合当事企業の株主の利益となる財務契約がない。
 - f. 企業結合の合意成立日前1年以内に当該結合目的で自己株式を取得していない。
- *2 結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいとは、当該比率が50対50から上下おおむね5パーセントポイントの範囲内にあることをいう。
- *3 次のいずれにも該当しない場合には、支配関係を示す一定の事実が存在しないものとする。
- a. いずれかの結合当事企業の役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関(重要な経営事項の意思決定機関)の構成員の過半数を占めている。
 - b. 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等により、いずれかの結合当事企業の株主が他の結合当事企業の株主より有利な立場にある。
 - c. 企業結合日後2年以内にいずれかの結合当事企業の大部分の事業を処分する予定がある。
 - d. 企業結合の対価として交付する株式の交換比率が当該株式の時価に基づいて算定した交換比率と一定以上乖離し、多額のプレミアムが発生している。

株式交換・株式移転を利用した完全親子会社関係の創設と会計処理の関係を示すと下記のとおりになる。

	類型	判定	会計処理
株式交換	子会社でない会社を完全子会社とする	完全親会社による完全子会社の「取得」	パーチェス法
		完全子会社による完全親会社の「取得」=逆取得	パーチェス法
		持分の結合	持分プーリング法
	子会社を完全子会社とする	企業結合に該当しない	連結原則に準拠した処理
株式移転	単独親会社を設立する	企業結合に該当しない	持分プーリング法に準じた処理
	共同完全親会社を設立する	取得会社の識別が可能	取得会社には持分プーリング法、被取得会社にはパーチェス法
		持分結合の要件を満たす	持分プーリング法
株式交換・株式移転	共通支配下にある複数企業体の間で行われる	少数株主からの追加取得がある	連結原則に準拠した処理
		少数株主からの追加取得がない	持分プーリング法に準拠した処理

(2) 「完全子会社」としての会計処理

完全子会社の側からすると株式交換・株式移転によって株主構成が変わるだけであるため、特段の会計処理は必要ない。

(3) 「完全子会社の(法人)株主」としての会計処理

完全子会社の株主の側からすると株式交換・株式移転によって、完全親会社株式を取得することとなりその取得価額の決定方法として3通り考えられる。

ア．完全親会社株式の公正な評価額

イ．完全子会社株式の公正な評価額

ウ．譲渡株式の帳簿価額

株式交換・株式移転は等価交換であるためアとイの額は同じになる。したがって、完全親会社株式の取得価額は、時価によるべきか譲渡簿価によるべきかということになる。

ア、イの場合は完全子会社となる会社の株主の側で譲渡損益が発生することとなるが、ウによれば譲渡損益は発生しないこととなる。

この点について会計制度委員会研究報告第七号「会社分割に関する会計処理」を参考にすると、61項に「分割型の会社分割において、売買処理法が適用される場合、分割会社の支配株主であった株主が承継会社に対する支配を獲得していない場合には、当該株主は分割会社の株式の全部又は一部を売却したものとみなし、株主分割損益を計上する。(要約)」とある。そのため、株式交換・株式移転についても同様の考え方により完全子会社の株主側の処理がなされると考えられる。

4. 株式交換・株式移転の税務

(1) 株式交換・株式移転の税制の概要

< 制度の概要 >

株式交換・株式移転(1 税法は株式交換と株式移転を区別していないため、以後「株式交換等」とする。)の制度は、企業の組織再編成を円滑に進める目的で平成 11 年の商法の改正により導入された。

従来、税制上は株式交換等により株式が移転されたときは、交換日における時価で譲渡したものとみなされ、簿価と時価の差額に対して株式譲渡益課税がなされていた。しかし、これでは株主に多大な負担を強いることになり、企業の組織再編成が円滑になされないため、平成 11 年の税制改正において実態に即した課税の観点から、株式交換・株式移転制度の適用において、一定の要件の下、簿価にて株式を移転することが可能となった。

具体的には、株式交換等により特定子会社(2)の株主である個人が、その有する特定子会社の株式を特定親会社に移転し、代わりに特定親会社から新株の割当を受けた場合(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項、租税特別措置法施行令第 25 条の 13)、特定子会社の株主である法人が、その有する特定子会社の株式を特定親会社に移転し、代わりに特定親会社から新株の割当てを受けた場合(租税特別措置法第 67 条の 9 第 1 項、租税特別措置法施行令第 39 条の 30)、又は、新株の割当てに代えて特定親会社の自己株式を受けた場合(租税特別措置法第 67 条の 10、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 3 項)、あるいは、株式移転の後に、特定子会社がその有する全額出資の子会社株式を特定親会社に譲渡した場合(租税特別措置法第 67 条の 11)は、一定の要件の下、その株式の譲渡益に対する課税を繰り延べるものとされた。

(1 税法は株式交換と株式移転を区別していないため、以後「株式交換等」とする)

(2 税法では株式交換等により完全子会社となる会社を「特定子会社」、完全親会社となる会社を「特定親会社」と定義しており、以降税務上は「特定子会社」「特定親会社」の表現を用いる)

(2) 特定子会社の株主の税務

株主が個人の場合

特定子会社の株主である個人が、その有する特定子会社の株式を株式交換等により特定親会社に移転し、その代わりに特定親会社から新株の割当てを受けたときは、一定の要件の下、その交換等により移転した特定子会社の株式(新株の割当てにより交換交付金を受けた場合は、その交換交付金の額に対応する部分を除く。)等の譲渡がなかったものとみなされる(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項)。また、特定親会社が特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転したときは、この自己株式は親

会社が割り当てた新株と同様にみなす（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 3 項）。

ア．株式譲渡益の課税繰延要件

株主が個人の場合の課税繰延への要件とは以下のとおりである。

- (ア) 特定親会社における特定子会社株式の受入価額（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号）

株式交換等により特定親会社が受け入れる特定子会社の株式の受入価額は、株式交換時の直前における特定子会社の株主である個人の取得に要した金額に相当する金額として一定の金額以下となっていなくてはならない。

この「一定の金額」とは

- () 交換時の直前の特定子会社の株主の数が 50 人未満の場合

株式交換等に係る交換時の直前における特定子会社の株主の 1 株当たりの取得価額に相当する金額。ただし、株式交換等に際し交換交付金等（交付金額及び交付資産額）があった場合は、交換交付金等に対応する部分は譲渡とみなされるため、特定子会社の株式の取得価額に当該特定子会社の株式の譲渡損益を加減算した金額を特定子会社の株式交換等直前の取得価額に相当する金額とする（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 2 項第 1 号）これを図解すると次のようになる。

A) 交付金等がない場合

(a)

B) 交付金等がある場合

$$\{(a) + (b)\} - (a) \times \{(b) / \{(b) + (c)\}\}$$

* (a) 交換時直前の 1 株当たりの取得価額

(b) 交付金等

(c) 特定親会社から割当てを受けた新株の価額

- () 交換時の直前の完全子会社となる会社の株主の数が 50 人以上の場合

株式交換等に係る交換時の完全子会社となる会社の簿価純資産額以下（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 2 項第二号）

税制上は特定子会社の株主の課税を、その取得者である特定親会社が将来この株式を譲渡したときまで繰り延べることを原則としているために、特定子会社の株主の取得価額を引き継ぐこととしているが、株主が多い場合には、個々の株主の当該株式の取得価額の把握が困難となることから、50 人未満か 50 人以上かでその取扱いを区分しているものと思われる。

- (イ) 割当てを受けた新株の交付割合（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第二号）

特定子会社の株主に割り当てられた新株の交換時の時価総額が交換交付金等との合計額に占める割合が 95%以上であることとされている。

これは株式交換等の対価として 5%以上が新株以外の金銭等で交付される場合は、

株式交換等というより実質的な企業買収と同じこととなり、特例措置を適用することは適切ではないという考えによるものである。

株式交換等において、完全親会社となる会社が完全子会社となる会社の株主に対して割当新株以外に金銭等を交付する場合は次の三つのケースが考えられる。

- () 株式交換等交付金として金銭等を交付する場合
- () 配当見合いの金銭等を交付する場合
- () 新株の割当てに際して、端株が生じたために端株の売却代金として金銭を交付する場合

このうち、() () は交換交付金に該当しないため、() の場合がこの割当てを受けた新株の交付割合要件に該当し、この割合が 5 % を超える場合はこの特例措置が受けられないことになる。

イ．個人株主の新株の取得価額（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 4 項）

個人株主が特定親会社から割当てを受けた新株の取得価額は、次の価額に取得費用を加えた額で計算される。

(ア) 交付金等を受けた場合

$$(a) \times \{ (c) / \{ (b) + (c) \} \}$$

(イ) 交付金等を受けなかった場合

(a)

* (a) 株式交換等で譲渡した特定子会社株式の取得価額

(b) 交付金等

(c) 割り当てられた新株の価額

株主が法人の場合

特定子会社の株主が法人の場合でも、株式交換等によって特定親会社から新株の割当てを受けたときは、次の要件を満たす場合は株式交換の直前の旧株の簿価を特定子会社の価額（その割当てに交付金等が含まれている場合には、当該特定子会社株式の譲渡による損益を加減算した金額）とみなして、その事業年度の所得計算をすることで、個人の場合と同様株式の譲渡益への課税を繰り延べている（租税特別措置法第 67 条の 9 第 1 項）。

ア．株式譲渡益の課税の繰延要件

株主が法人の場合の株式譲渡益の課税繰延要件は、次のとおりである。

(ア) 特定親会社における特定子会社の受入価額（租税特別措置法第 67 条の 9 第 1 項第 1 号）

特定親会社の受入価額が当該法人株主の帳簿価額に相当する金額として「一定の金額」以下であること

「一定の金額」とは以下のとおりである（租税特別措置法施行令第 39 条の 30 第 1

項)。

() 特定子会社の株主が 50 人未満の場合

特定子会社の株主である法人の旧株の簿価

これを図解すると次のようになる。

A) 交付金がない場合

(a)

B) 交付金がある場合

(a) + [(b) - (a) × (b) / { (b) + (c) }]

* (a) 交換直前の旧株の簿価

(b) 交付金等

(c) 割り当てられた新株の価額

() 特定子会社の株主が 50 名以上の場合

特定子会社の純資産の帳簿価額 (a)

(イ) 割当てを受けた新株の交付割合 (租税特別措置法第 67 条の 9 第 1 項第二号)

特定子会社の株主に割り当てられた新株の総額が交換交付金等との合計額に占める割合が 95% 以上であること

イ . 法人株主の新株の取得価額 (租税特別措置法施行令第 39 条の 30 第 3 項)

法人株主が特定親会社から割当てを受けた新株の取得価額は、次の価額に取得費用を加えた額で計算される。

(ア) 交付金等を受けた場合

(a) - (a) × (b) / { (b) + (c) }

(イ) 交付金等を受けなかった場合

(a)

* (a) 交換直前の旧株の簿価

(b) 交付金等

(c) 割り当てられた新株の価額

(3) 完全親会社となる会社の税務

特定親会社の特定子会社の株式の受入価額

株式交換等が行われた場合、特定親会社は特定子会社の株式について、特定子会社に現存する純資産価額で受け入れることとなる。この場合、特定親会社の受入価額によっては、特定子会社の株主が株式譲渡課税の特例を受けることができないことがあることは、前項で述べたとおりである。

ところで、法人税法では株式交換等があった場合の特定親会社の資本積立金について

次のように規定している。

「完全親会社となる法人の完全子会社株式の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他政令で定める金額の合計又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他政令で定める金額の合計額を減算した金額」(法人税法第 2 条第 17 号リ)

ここでの受入価額は、当然税法上の受入価額を示している。また、政令で定める金額とは次に掲げる金額である(法人税法施行令第 8 条の 2 第 6 項、第 7 項)

ア．完全親会社の株式交換により増加した資本の額(株式移転の場合は株式移転により設立された完全親会社の資本の額)

イ．当該完全親会社が当該交換により完全子会社の株主に交付した金銭の額と金銭、交付新株及び交付自己株式以外の資産の価額との合計額

ウ．交付した自己株式の当該完全親会社における交換時の直前の帳簿価額

以上のように、株式交換等では完全親会社の完全子会社の株式の会計上の受入価額と税法上の受入価額とは調整計算することとし、その貸借差額はすべて資本積立金とすることとされているので、完全親会社の会計上の受入価額が特定子会社の時価純資産によっていても課税の繰延べは可能である。

新株の割当てに代えて自己株式を交付した場合の税務

株式交換等において、特定親会社が特定子会社の株主に新株を割り当てる代わりに自己株式を交付した場合は、新株の割当てと同様、特定子会社の株主は、株式譲渡益に対する課税は繰り延べられることは先に述べたが、自己株式を交付した特定親会社となる会社についても株式交換時の帳簿価額を自己株式の時価とみなし、当該事業年度の所得の計算をされるとされている(租税特別措置法第 67 条の 10)。したがって、自己株式の帳簿価額と時価との間に著しい乖離があったとしても、株式交換等においてはその譲渡損益はなかったものとみなされる。

(4) 株式移転特有の税務

株式移転に伴う完全子会社が所有する子会社の株式の譲渡の特例(租税特別措置法第 67 条の 11)

株式移転によって完全子会社となった会社の子会社(完全親会社から見れば孫会社)株式を完全親会社に譲渡したときは、下記要件を満たした場合は、譲渡をした日を含む事業年度の所得計算に当たって譲渡利益と同額を損金の額に算入するものとされている。株式移転によって設立された完全親会社に孫会社の株式を譲渡することは、株式移転や株式交換とは異なる実際の株式の譲渡であるが、これに課税すれば適正な企業の組織再編成を阻害することにもなるため課税の繰延べを認めるものである。この特例は、株式移転にだけ認められており、株式交換には適用されない。

(適用要件)

- ア．譲渡のときの株式の時価（租税特別措置法第 67 条の 11 第 1 項第 1 号）
譲渡された当該孫会社株式の譲渡時における時価が、譲渡直前の特定子会社の帳簿価額を超えていること
- イ．特定親会社株式の受入価額（租税特別措置法第 67 条の 11 第 1 項第 2 号）
特定親会社における当該孫会社の株式の取得価額が譲渡直前の特定子会社における当該会社の帳簿価額及び取得に要した費用の合計額であること
- ウ．孫会社株の譲渡時期と譲渡株数（租税特別措置法第 67 条の 11 第 1 項第 3 号）
株式移転による特定親会社設立の日を含む事業年度、又は、設立後 1 年を経過した日を含む事業年度のいずれかの事業年度において、当該孫会社の全株式の譲渡が行われていること
- エ．所有期間（租税特別措置法第 67 条の 11 第 2 項）
特定子会社となる会社が当該孫会社株式の発行済株式数又は出資金の全部を、株式移転による特定親会社となる会社の設立の日の 1 年前から引き続き所有していたこと
- オ．申告要件（租税特別措置法第 67 条の 11 第 3 項）
確定申告書に当該孫会社の譲渡益相当額の損金算入に関する申告の記載があること

孫会社株式を特定親会社に譲渡した特定子会社の会計処理

税務では、孫会社の特定親会社への譲渡について課税の特例を適用する場合、その譲渡は時価でなされることを前提としている。そして、その上で譲渡益について申告調整することで課税を生じないようにしているのである。この申告調整方法であるが、この譲渡については、既に対価を全額得ているので、別表四では減算し処分を社外流出とする。したがって、この譲渡益相当分は、留保所得を構成するので同族会社にあつては留保金課税について注意する必要がある（租税特別措置法第 67 条の 11 第 5 項）

特定子会社より孫会社の株式を取得した特定親会社の会計処理

特定親会社は、購入価額で受入処理をするが特定子会社が課税の特例を受けるためには、譲渡直前の帳簿価額での受入れが前提となるので、特定親会社の会計処理に応じて別表四のみで申告調整するか、又は別表四と別表五で申告調整をすることになる。そして、特定親会社が当該株式を売却したときに、この申告調整額の課税が実現することになる。

(5) 株式交換・株式移転とその他の税金

消費税

消費税にあつては、有価証券の譲渡は「資産の譲渡等」に該当するが非課税取引とされているので、株式交換・株式移転が有価証券の譲渡である以上消費税は非課税である。有価証券を譲渡した場合、課税売上割合の計算では有価証券の譲渡対価の5%を分母に含めなければならない。その結果、課税売上割合が95%未満となった場合は、課税仕入に係る消費税額は課税売上に対応する部分のみになるので注意する必要がある。

登録免許税

株式交換にあつては資本の増加登記、株式移転にあつて完全親会社となる会社の設立登記が必要になり登録免許税が課税される。

* 株式交換

資本の増加金額 $\times 7 / 1,000$ (最低3万円)

* 株式移転

資本金額 $\times 7 / 1,000$ (最低15万円)

印紙税

株式交換・株式移転により、完全親会社が新株による株券を発行した場合は、印紙税が課税される。

券面額	印紙税額(1枚)
500万円以下	200円
500万円超、1,000万円以下	1,000円
1,000万円超5,000万円以下	2,000円
5,000万円超1億円以下	10,000円
1億円超	20,000円

(6) 連結納税制度との関係

連結欠損金

連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金額は、親会社の前5年以内に生じた欠損金額等の一定のものに限り、連結納税制度の下で繰越控除する(法人税法第81条の9第1項本文)。

したがって、株式交換に係る完全子会社が有していた交換前の欠損金は全額切り捨てられることになる。ただし、連結納税適用開始前5年以内に株式移転により親会社を設立し、その完全子会社となった会社の繰越欠損金は連結納税制度の下でも繰越控除できる。

連結納税制度適用前には認められていた子会社の税務上の繰越欠損金に対する繰延

税金資産は、適用後は認められなくなるため全額取り崩さなければならない。

時価評価課税

連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入に際しては、原則として直前事業年度末の子会社の資産を時価評価する必要がある(法人税法第61条の11第1項本文)。

ただし、株式交換・移転に関して以下の場合については、資産の時価評価による評価損益の計上は行わない。

- ・ 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日から当該開始の日までの間に、株式移転により設立され、かつ、当該親会社が当該株式移転の日から当該開始の日まで継続して完全子会社の株式の全部を直接又は間接に保有していた場合の当該完全子会社(法人税法第61条の11第1項第1号)
- ・ 親会社が最初の連結事業年度開始の日の5年前の日から当該開始の日までの間に株式交換により法人の株式の全部を直接又は間接に有することとなり、かつ、当該株式交換の日から当該開始の日まで、継続して当該株式の全部を直接又は間接に保有していた場合で、一定の要件を満たすときの当該法人(法人税法第61条の11第1項第6号)

連結納税制度適用の申請における特例

- ・ 株式移転等により新たに親会社となる会社を設立した場合に、その親会社が連結納税制度の適用を受けようとする場合は、次により承認申請書を提出しなければならない(法人税法第4条の3第6項)。
 - (ア) 親会社の設立事業年度から適用を受ける場合
設立事業年度開始の日から1月を経過する日とその設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日
 - (イ) 親会社の設立事業年度の翌事業年度から適用を受ける場合
設立事業年度終了の日とその翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日

最初連結事業年度の特例

- ・ 株式交換等何らかの理由により新たに連結納税制度を適用している連結グループの100%子会社となった法人は、それが事業年度の途中である場合は、その加入時前後でみなし事業年度を設け、加入以前の期間は単体で納税し加入以後の期間は連結納税の下で納税する(法人税法第4条の3第10項)。
- ・ ただし、連結親会社の事業年度開始の日の1月前の日から開始の日以後1月を経過する日までの期間において、連結親会社の100%子会社になり、かつ、当該子会社の事業年度がその期間内に終了する場合はみなし事業年度は設けずに、1月前の場

合は全事業年度を単体で申告納税し、1 月後の場合は全事業年度を連結納税制度を適用して納税する。(法人税法第 15 条の 2 第 2 項)

5. 株式交換・株式移転の個別論点

【Q1】

「株式交換・株式移転の日に完全子会社に現存する純資産額」についてどのように解釈すればよいでしょうか。

【A1】

「株式交換・移転の日に完全子会社に現存する純資産額」については、純資産の評価替えと、のれんの計上の可否という問題があるといえます。

まず、「完全子会社の現存する純資産額」については商法上、簿価純資産なのか時価純資産なのかは明らかにされていませんが、一般的には簿価純資産と解釈されています。

しかし、完全子会社の資産に含み損がある場合には、資本充実の原則により時価純資産が資本増加限度額となります。つまり、「簿価純資産」と「時価純資産」のいずれか低い方が限度額となります。

ただし、一方では商法上規定が明確にされていない以上、純資産額を時価純資産額とする解釈も成り立ちます。この場合、債務超過会社であっても評価替えにより債務超過が解消されるならば株式交換・株式移転を行うことが可能となります。しかし、評価替え後もなお債務超過の場合には株式交換・株式移転を実施することはできません。

また、のれん計上の可否については、商法施行規則第33条でその計上を限定的に捉えているため、株式交換・株式移転における完全親会社の完全子会社の受入価額に反映されることはありません。

しかし、のれんの計上については、株式交換比率等の算定に際して完全子会社株式の評価には考慮されている一方、完全子会社株式取得価額の決定の場合には認められないため矛盾が生じているともいえます。

完全子会社のB / S

資 産	負 債
評価益	
のれん	
	↕ 完全子会社評価額 ↕

上記の場合、完全子会社の評価という点ではのれんの認識によりプラス評価となっているものの、時価純資産ベースでは債務超過となっているため、株式交換・移転を行うことがで

きません。企業としては、プラスの価値を認めているにもかかわらず、その評価が会計上反映されないこととなっております。

債務超過であっても時価純資産がプラスの場合には、企業価値と子会社投資原価の差額であるのれんは、連結決算において連結調整勘定として反映することとなります。

【Q2】

株式交換における自己株式の活用について説明してください。

【A2】

完全親会社は株式交換に際し、完全子会社となる会社の株主に対して割り当てる株式の一部につき自己株式を代用することができます(商法第356条)。この際、完全子会社の純資産額から増加する資本金、交付した自己株式の帳簿価額を控除した残額を資本準備金として積み立てなければなりません。

また、株式交換において代用自己株式を交付した場合は、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」に従い会計処理を行う必要があります。すなわち、引き継がれる純資産額のうち代用自己株式部分に相当する額を当該自己株式の処分の対価とし、その額から自己株式の帳簿価額を控除して自己株式処分差額を算出します。自己株式処分差益は「その他資本剰余金」として計上し、自己株式処分差損は「その他資本剰余金」から減額し、減額しきれない場合は、利益剰余金のうち当期末処分利益から減額(又は当期末処理損失を増額)します。なお、これらの会計処理が商法の規定に抵触する場合には、個別財務諸表上は商法に合わせる調整が必要となる点に留意が必要です。

完全子会社が以前から所有していた完全親会社となる会社の株式は、株式交換により親会社株式となるため、相当の時期に処分する必要があります。また、交換前から所有していた自己株式についても株式交換によって完全親会社株式が割り当てられることになるため、同様に相当の時期に処分する必要があります。

. 会社分割

1. 会社分割の法務

(1) 商法における会社分割の意義

会社分割の定義と類型

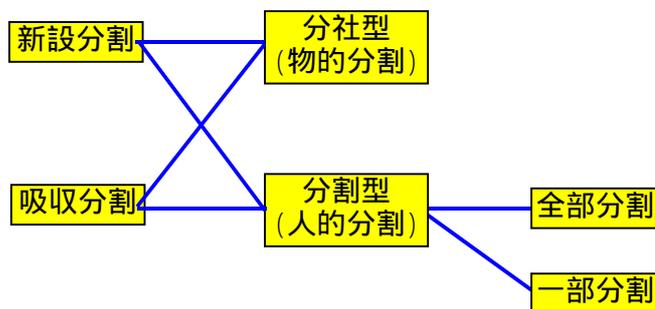
従来、会社分割に係る法制度は特に整備されておらず、同様の効果を実現するためには営業譲渡あるいは現物出資等の方法を用いざるを得なかった。しかし、これらの方法は債権債務の移転手続の煩雑さ、検査役の選任の必要性等からこれらの制度を用いるには実務上の制約が多くあった。

いわゆるバブル崩壊後、企業の再編成を進め、国際的な競争力を強化するための会社法制、税制の整備を進めるといふ、産業界からの強い要請に基づいて、会社分割法制が2001年4月より施行された。

会社分割は、既存の会社（分割会社）の営業の全部又は一部を他の会社（承継会社）に承継させるという、組織法上の行為である。会社分割は、(1)承継会社が新たに新設されているか、(2)承継会社は既存かによって、(1)新設分割、(2)吸収分割、に分けられる。

また、承継された営業の対価である株式を(1)分割会社に割り当てるか、(2)分割会社の株主に割り当てるか、によって(1)分社型分割（物的分割）、(2)分割型分割（人的分割）に分類できる。さらに分割型分割には、全部を分割会社の株主に割り当てる全部分割と、一部のみを分割会社の株主に割り当て、残余を分割会社に割り当てる一部分割（折衷型）がある。

これを図示すると以下のようなになる。



なお、吸収分割においては、分割に際して承継会社における新株の発行に代えて自己株式を交付することも可能である（商法第374条の19）。

会社分割の効力及び効果

会社分割においては、設立会社又は承継会社における登記によりその法的効力が生じるものとされている（商法第 374 条の 9、第 374 条の 25）。

また、分割会社の営業の一部又は全部を「包括的」に承継させる法形式をとっている。したがって、債権者や契約の相手方に対する個別の同意を取る必要がなくなり、手続の時間・手間を短縮できる点で、合併と類似している。ただし、合併と比較すると、債権者保護手続が減資並に厳格とされている（商法第 374 条の 4、第 374 条の 20、第 100 条第 1 項後段）。

一方、会社分割と対比される営業譲渡は、有機的一体としての営業の譲渡（商法第 25 条）として定義されるが、実際には個別財産、債務の移転手続となり、債権者、契約の相手方等から、個別に同意を得る必要がある。

（２）労働契約承継法の規制

会社分割制度の導入に当たり、会社の一方的な決定による企業の組織再編成に従って労働者の移転が行われ得ることに対し、労働者保護の見地から十分な対策を講じるための調査、検討等がなされ、商法及び有限会社法の特例法として「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という。）」が制定された。

その概要は以下のとおりである。

労働者等への通知

承継事業に主として従事する者及びそれ以外の労働者で分割により労働契約を承継させるとして分割契約書等に記載がある者に対して、書面により通知を行うことを義務付けている（労働契約承継法第 2 条）。

労働契約の承継

いずれも、従来の主たる業務に引続き従事できるよう労働者の意思を反映させる機会を設けている。したがって、分割を機に、従来の業務と違う業務に従事したい旨の異議を申述することはできない。

ア．承継事業に主として従事する労働者の労働契約の承継

分割契約書等の記載に従い承継される（労働契約承継法第 3 条）。しかし、承継させない（分割会社に残留させる）場合は、異議の申述ができる（労働契約承継法第 4 条第 1 項）。

イ．承継事業に従として従事する労働者の労働契約の承継

当該承継に対し、異議の申述ができる（労働契約承継法第 5 条第 1 項）。

労働協約の承継等

労働組合と会社間で締結されてきた労働協約を保護する見地から、権利義務の承継という考え方はとらず、分割の効力発生とともに、従来の労働協約が設立会社又は承継会

社と労働組合との間で締結されたものとみなされる（労働契約承継法第6条第3項）。なお、分割計画書等において、労働協約の内具体的に承継する部分を記載することができるとしている（労働契約承継法第6条）。

実施のための指針

労働契約承継法第8条において、適切な実施を図るため厚生労働大臣は必要な指針を定めることができるとしており、具体的には「分割会社及び設立会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働協約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」が平成12年労働省告示として定められた。

（3）民法・企業担保法の改正

分割会社の債権者のうち、「各別の催告を受けざりし債権者」については、分割会社と承継会社に権利義務関係が分断され、十分に保護されないおそれがあるため、分割計画書又は契約書において弁済の責めを負わないとされていた分割当事会社もその責めを負うとされている（商法第374条の10第2項、第374条の26第2項）。ただし、これには限度が定められており、分割会社については「分割の日において有したる財産の価額」を、承継会社においては「承継したる財産の価額」を限度としている（商法第374条の10第2項但書、第374条の26第2項）。

民法上の規定 - 根抵当権の取扱い

一定の範囲に属する不特定の債権を極度額を限度として担保する抵当権を根抵当権という（民法第398条の2第1項）。ところが、根抵当権者が債権を他の者に移転した場合、当該他の者は根抵当権を行使することができない（随伴性の否定、民法第398条の7第1項）。会社分割において上記が適用されると、分割会社が承継会社に債務（例えば、借入金）を移転した場合、債権者はその債権が根抵当権によって担保されなくなってしまう等の問題が生じる。

これに対して、平成12年の民法改正において、以下のような条文が加えられた（民法第398条の10の2）。

- ・債権額の確定前に、根抵当権者を分割会社とする分割があった場合、根抵当権は分割時点で存在していた債権のほか、分割会社及び新設会社又は承継会社が分割後に取得する債権を担保する（第1項）。
- ・債権の確定前に、債務者を分割会社とする分割があった場合、根抵当権は分割の時に存する債務のほか、分割会社及び新設会社又は承継会社が分割後に負担する債務を担保する（第2項）。

(4) 証券取引所の規制・・・上場規程等の改正

東京証券取引所においては、平成 14 年 4 月 1 日より有価証券上場規程等が改正され、会社分割に伴い、株券の新規・追加上場に係る対応がなされている。

上場会社の人的分割に係る設立会社・承継会社株券の速やかな上場

継続開示会社の物的分割等により営業を承継した会社株券の新規上場

なお、これらの上場申請に際しては、設立前申請及び予備申請制度の取扱いが明確化され上場審査が早期に行われることとされた。

また、上場審査のための資料として提出される分割される営業に係る財務計算に関する書類については、一定の信頼性を付するため、公認会計士又は監査法人が合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面を添付することが要求される。この意見の実務については、当協会より平成 13 年 9 月 4 日付にて『「会社分割等及び営業譲渡、譲受に伴う事業譲渡等対象部門に係る部門財務情報等に対する信頼担保措置について」に対する意見』として提言がなされており、また、東京証券取引所においては、同月に「有価証券上場規程に関する取扱い要領」を一部改正し、「意見表明に係る基準()」及び「部門財務諸表の作成基準」を定めている。

() 正式名称は以下のとおり。

「別添 3 分割により承継される営業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」

「別添 4 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」

2. 会社分割の手続

(1) 商法上の手続

分割計画書又は分割契約書の作成

会社分割により承継される権利義務の内容その他の事項については、新設分割においては分割計画書に、吸収分割においては分割契約書に記載して規定する必要がある（商法第 374 条、第 374 条の 17）。

一般に会社分割の計画又は契約は、会社の重要な業務執行に該当するため、株主総会の承認に先立ち、取締役会による分割計画書等の承認が必要となる（商法第 260 条第 2 項）。

なお、簡易分割を行う場合には、分割計画書又は分割契約書に、株主総会の承認決議を得ないで分割を行う旨を記載しなければならない（商法第 374 条の 6 第 2 項、第 374 条の 22 第 2 項）。

労働者保護手続

会社分割においては、労働契約者の保護手続が規定されている点で、他の組織再編成手法と比較して特徴的であるといえる。

労働者保護手続には以下の 2 つの規定がある。

ア．労働者との協議

分割会社は、分割計画書又は分割契約書を本店に備置する日までに、労働者との間で協議する必要がある（商法改正附則第 5 条第 1 項）。

イ．労働者又は労働組合宛の通知

労働契約承継法に基づき、分割会社は、労働者又は労働協約を締結している労働組合に対し書面により事前に通知し、転勤・異動に関する一定期間の異議申述の機会を設ける必要がある（労働契約承継法第 2 条）。

通知の対象となる労働者は、以下のとおりである。

(ア) 承継される営業に主として従事していた労働者

(イ) 承継される営業に従として従事していた労働者で、分割計画書又は分割契約書において、設立会社又は承継会社に労働契約が承継される旨記載されている労働者
また、通知の内容は、以下のとおりである。

(ア) 当該分割に関し、分割計画書又は分割契約書において労働契約を承継する旨の記載の有無

(イ) 異議申述の期限日（分割承認総会会日の前日まで、かつ通知日から少なくとも 13 日間を置く必要がある。なお、簡易分割の場合は分割期日の前日までとなる、労働契約承継法第 4 条第 2 項、第 3 項）

(ウ) その他厚生労働省令で定める事項

通知する時期は、分割計画書又は分割契約書の承認株主総会の会日の2週間前までであり、簡易分割の場合は分割計画書又は分割契約書の作成日から2週間以内となる（労働契約承継法第2条第3項）。

事前開示書類の備置

各分割当事会社の取締役は、承認総会会日の2週間前より分割の日後6ヶ月経過日まで、分割計画書その他下記の一定の書類を本店に備置し、株主及び分割当事会社の債権者の閲覧、謄写に供する必要がある（商法第374条の2第1項、第3項、第374条の18第1項、第2項）。

（新設分割）

ア．分割計画書

イ．分割会社又は、その株主に対する新株の割当てに関する事項につきその理由を記載したる書面（1）

ウ．各会社の負担すべき債務の履行見込みのあること及びその理由を記載したる書面（2）

エ．分割会社の貸借対照表等

(ア) 分割会社の直近貸借対照表（承認総会会日の前6月以内の日作成）

(イ) (ア)が最終の貸借対照表でない場合は最終の貸借対照表

(ウ) 最終の損益計算書

(イ) (ア)に対応する損益計算書（作成した場合には）

（吸収分割）

ア．分割契約書

イ．分割会社又はその株主に対する新株の割当てに関する事項につきその理由を記載したる書面

ウ．各会社の負担すべき債務の履行見込みのあること及びその理由を記載したる書面

エ．分割会社及び承継会社の貸借対照表等

(ア) 各会社の直近貸借対照表（承認総会会日の前6月以内の日作成）

(イ) (ア)が最終の貸借対照表でない場合は最終の貸借対照表

(ウ) 各会社の最終の損益計算書

(イ) (ア)に対応する損益計算書（作成した場合には）

なお、簡易分割においては、株主総会の承認手続を得ないことから、分割計画書又は分割契約書の作成日が基準となる。分割会社においては、その日から2週間以内に行われる債権者に対する公告又は催告の内いずれか先の日において、上記書類の備置を行う必要がある（商法第374条の6第3項、第374条の22第3項）。また、承継会社におい

て簡易吸収分割を行う場合は、分割契約書作成日より2週間以内に行われる債権者に対する公告、催告又は株主に対する公告、通知の日のうち最初の日において上記書類の備置を行う必要がある（第374条の23第9項）。

（1）

株式の割当てに関する理由書は、取締役が、新設会社又は承継会社が分割により交付する株式の割当先及び株式数をどのような根拠に基づき決定したか、その理由を記載するものである。分社型吸収分割や共同新設分割等の場合においては、既存の発行済株式の株価、承継される営業の価値等の比較が必要であり、第三者機関による算定に基づき決定することが望ましい。

<記載例>

ア．分社型分割の場合

(P) 第三者機関の算定なし

・・・ 部門の分社化につきましては、当該営業を100%子会社である 株式会社に承継させる吸収分割の方法により行うこととし、これにより発行される同社の株式 10,000 株はすべて分割をなす当社に割り当てることといたしました。

1. 割当比率

承継会社（ 株式会社）は、今回の会社分割に際して普通株式 10,000 株を新たに発行し、その総数を分割会社（ 株式会社）に割り当てます。

2. 割当比率の算定根拠

承継会社は分割会社の100%子会社であり、かつ本分割は分社型吸収分割です。したがって、分割会社の純資産額が分割前後において変化せず、分割会社の株主の皆様にも直接影響を与えないことにより、承継会社の資本金等の額を考慮し両社協議の上、割当株数を決定しました。

3. 第三者機関による算定結果

上記2.の理由により第三者機関による算定は行いません。

(I) 第三者機関の算定あり

（承継会社側）

当社と 株式会社は本分割に際し、その新株割当てに関して以下のとおり決定いたしました。

1. 割当方法

本分割は、 株式会社の X 事業部門を当社に統合することにより、両社の経営資源の有効活用を図り 株式会社における X 事業部門運営の効率化を目的とするものであるため、分社型の吸収分割を選択し、本分割により発行する当社新株のすべてを 株式会社に割当交付することとしました。

2. 第三者機関への当社新株の割当比率の算定依頼

当社と 株式会社は、当該分割に際して、当社新株の割当比率を決定するに当たり、その公正性、妥当性を確保する観点から、第三者機関である 会計事務所にその算定を依頼しました。

3. 当社新株の割当比率の算定の結果

会計事務所は、承継する営業及び当社について、純資産法及びDCF法による評価を行い、

その結果を総合的に勘案して割当比率を算定いたしました。その結果を参考に両社は協議を行い、当社は普通株式 10,000 株を新たに発行し、その総数を 株式会社に割り当てることといたしました。

イ．共同新設分割の場合

1. 株式の割当比率
株式会社の普通株式 1 株に対して設立会社株式 1 株を、 株式会社の普通株式 1 株に対して設立会社 0.7 株をそれぞれ割当交付します。
2. 合併比率の算定根拠
株式会社は A 証券会社を、 株式会社は B 会計事務所をそれぞれ第三者機関として選定し、それぞれに分割比率の算定を依頼し、その結果を参考に両社は協議の上、上記のとおり合意いたしました。
3. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠
A 証券会社は、DCF 法、時価純資産及び類似会社比較法による評価を行い、その結果を総合的に勘案して分割比率を算定しました。
B 会計事務所は、DCF 法及び修正純資産法による評価を行い、その結果を総合的に勘案して分割比率を算定しました。
4. 分割により発行する新株式数
当該分割により、設立会社は普通株式 17,000 株を発行し、 株式会社及び 株式会社に對して、それぞれ 10,000 株及び 7,000 株を割当交付いたします。

(2)

分割会社及び新設会社・承継会社の各会社において、取締役が、会社分割後の債務の履行の見込みがあること、及びその理由を記すものである。その判断の基礎として、第三者機関による意見書等を取り付けておくことが望ましいとされる。

<記載例>

株式会社及び 株式会社は、本件会社分割後の各社の負担すべき債務について、下記の理由により、その履行期における履行の見込みがあると考えます。

< 株式会社 >

1. 現在及び本件分割後の財政状態について
株式会社の平成 14 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債は 1,000 億円及び 800 億円です。本件分割により 株式会社に承継させる予定の資産及び負債は 200 億円及び 100 億円です。したがって、本件分割後に見込まれる の資産及び負債は 800 億円及び 700 億円であり、資産が負債を上回ることが見込まれています。また、時価評価した場合においても、資産が負債を上回ることが見込まれています。
2. 本件分割後の収益状況について
の直近決算期の実績値等をベースに予測し、検討したところ、 の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されません。
3. その他
が本件分割後負担すべき債務について、その履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ認識されません。
以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割後においても、 の負担すべき債務について、履行期における履行の見込みがあるものと考えます。

< 株式会社 >
.....

株主総会の招集・承認

会社分割を行うには、分割計画書又は分割契約書を作成し、株主総会の特別決議（総株主の議決権の過半数又は定款の定める議決権の数（総株主の議決権の3分の1未満とすることは不可）を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上の多数による決議）による承認を得る必要がある（商法第374条第1項、第5項、第374条の17第1項、第5項）。

より具体的には、取締役会による分割契約書等に係る承認総会招集を決議し（商法第231条、第234条又は第235条）当該総会に係る招集通知を総会会日の2週間前までに発送する必要がある（商法第232条）。

ただし、以下の場合には、総株主の過半数にして総株主の議決権の3分の2以上の多数による決議（商法第348条の決議）を要し、その要件が加重されている。

ア．分割型新設分割（人的分割）における新設会社の定款に株式譲渡制限が定められ、

分割会社にその定めがない場合（商法第374条第6項）

イ．分割型吸収分割（人的分割）における承継会社の定款に株式譲渡制限が定められ、

又は承継会社が分割により定款を変更する場合において分割会社にその定めがない場合（商法第374条の17第6項）

債権者保護手続

会社分割に反対する債権者には、その異議を申し述べる機会が与えられている。

会社分割に際し、各会社においては、分割の総会決議の日から2週間以内に、各会社の債権者に対して分割に異議があれば、一定期間内に申し述べるべき旨及び最終の貸借対照表に関する事項にして法務省令で定める内容(*)の公告を官報に掲載し、かつ知れたる債権者については個別催告を行う必要があり、その期間は1月以上でなければならない（商法第374条の4、第374条の20、第100条第1項後段）。ただし、吸収分割の場合、承継会社においては、官報及び定款記載日刊紙に公告するときは個別催告が省略でき、合併並の手続とされている（商法第374条の20第1項但書）。さらに、分社型分割の場合、会社分割後も分割会社に対してその債権の全額の弁済を請求できる債権者については債権者保護手続を要しない（商法第374条の4第1項但書）。

なお、簡易分割の場合は、分割計画書又は分割契約書の作成日から2週間以内に上記手続を行う必要がある（商法第374条の6第3項、第374条の22第3項、第374条の23第9項）。

(*)平成14年商法改正で追加された。これを受けて商法施行規則第195条は、決算公告をしている場合にはそれが掲載されている官報の日付及び頁（日刊紙への公告の場合には新聞紙の名称、日付、頁）を公告・通知に記載し、またホームページで決算公告をしている場合には、商法第188条第2項第10号に掲げる事項、つまりホームページのアドレスを公告・通知に記載することとしている。

株主保護手続

会社分割に反対する株主には、その保有する株式について買取請求の行使が認められている。ただし、簡易新設分割の場合、及び簡易吸収分割における分割会社株主については、買取請求権は認められていない（商法第 374 条の 6 第 3 項、第 374 条の 22 第 3 項）。

当該反対株主は、会社分割の承認総会に先立ち会社に対して書面にて反対の意思を表明し、かつ総会において反対の意思を表明した上で、分割決議より 20 日以内に、会社に対して会社分割がなかりせば、その有すべき公正な価格にて買い取るべきことを請求することができる（商法第 374 条の 3、第 374 条の 31 第 3 項）。また、承継会社における簡易吸収分割の場合については、株主に対する簡易分割の公告又は通知の日より 2 週間以内に、承継会社に対し書面により分割に反対の意思を通知した株主について、同様に会社に対して会社分割がなかりせば、その有すべき公正な価格にて買い取るべきことを請求することができる（商法第 374 条の 23 第 5 項）。

なお、これらの手続は営業譲渡における買取請求の規定が準用されている（商法第 245 条の 3 及び第 245 条の 4）。

分割公告（対株主）

分割型分割の場合においては、新たに発行する株式を割り当てる株主を確定させる必要があることから、分割会社において分割の公告を行うことが必要である（商法第 374 条の 7 第 1 項、第 374 条の 31 第 3 項）。なお、分社型分割の場合は当該公告は不要となる。

公告は、基準日の 2 週間前に行う必要があり、その内容は、分割をなす旨及び株式割当の基準日である。

さらに、この場合には、会社分割後、設立会社又は承継会社は遅滞なく基準日において株主名簿に記載ある株主及び質権者に対して、その株主の受ける株式の種類及び数を通知する必要がある（商法第 374 条の 7 第 2 項、第 374 条の 31 第 3 項）。

また、承継会社において行う簡易吸収分割の場合には、分割契約書作成日より 2 週間以内に、分割会社の商号及び本店、分割期日、株主総会の承認を得ずして分割する旨を公告し、又は株主に通知する必要がある（商法第 374 条の 23 第 4 項）。

株券提出手続

会社分割に際して株式の消却又は併合を行う場合には（商法第 212 条、第 214 条-第 217 条）、それぞれ株券提出手続が必要となり、そのための公告が必要となる。なお、この場合は上記の分割公告を重複して行う必要はない。

株式併合の手続によれば、その旨、一定期間内に株券及び端株券を提出すべき旨等を

公告し、かつ株主及び株主名簿に記載ある質権者に個別通知を行う必要があり、その期間は1月以上でなければならない。

事後開示書類の備置

各分割当事会社の取締役は、分割期日より6か月間、分割事項を記載した下記の一定の書類を本店に備置し、株主、分割当事会社の債権者その他の利害関係人の閲覧、謄写に供する必要がある（商法第374条の11、第374条の31第3項）。

ア．債権者保護手続の経過

イ．分割の日

ウ．設立会社又は承継会社が承継した権利義務並びに財産の価額及び債務の額

エ．その他分割に関する事項

<記載例：分割会社における簡易手続の場合>

平成 14 年 10 月 1 日

当社と X 株式会社との会社分割に関する事項

(住所)

(社名)

(代表者)

当社と X 株式会社は、平成 14 年 10 月 1 日をもって会社分割をいたしました。本会社分割に関する事項を下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 両社は、商法 374 条の 20 の規定により、当社においては平成 14 年 6 月 28 日付けの官報及び各別の催告書をもって、X 株式会社については同日付けの官報及び日本経済新聞において、それぞれの債権者に対し、会社分割に対する異議申述の公告・催告をいたしました。申述期限の平成 14 年 7 月 29 日までに異議を申述された債権者は両社ともありませんでした。
2. 両社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 15 条の 2 第 3 項の規定により、吸収分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、平成 14 年 8 月 1 日付け公 xx 号第 yy 号をもって受理されました。
3. X 株式会社は、平成 14 年 8 月 26 日付けをもって同社の株主に対し、平成 14 年 9 月 30 日までに株券を提出されたい旨を通知するとともに公告いたしました。
4. 当社は、分割期日の平成 14 年 10 月 1 日をもって、X 株式会社に対し、後記の資産・負債、J 事業に関する一切の権利義務及び J 事業に従事する従業員全員を移転し、X 株式会社はこれを引き継ぎました。
5. X 株式会社は、分割に際し普通株式 10,000 株を発行し、その総数を当社に割り当て、当社はこれを引き受けました。

分割期日において当社から X 株式会社へ引き継いだ資産・負債

(資産の部)

未収入金 xxx

有形固定資産 xxx

・・・

資産の部計 xxx

(負債の部)

未払金 xxx

・・・ xxx

負債の部計 xxx

差引正味財産 xxx

以上

登記

会社分割は、分割に係る登記を行うことによりその効力が発生する。なお、効力の発生は、新設分割においては設立会社の本店所在地における設立登記（商法第 374 条の 9）、吸収分割においては承継会社の本店所在地における変更登記（商法第 374 条の 25）の時点と規定されている。

分割の登記は、分割の日より本店所在地においては 2 週間以内、支店所在地においては 3 週間以内に行う必要がある（商法第 374 条の 8 第 1 項、第 374 条の 24 第 1 項）。

登記の内容は、以下のとおり、分割会社と新設・承継会社とは若干異なっている。

	分割会社	設立会社・承継会社
新設分割	変更登記 設立会社の商号、本店、分割した旨（商業登記法第 89 条の 4 第 2 項）	設立登記 分割会社の商号、本店、分割した旨（商業登記法第 89 条の 4 第 1 項）
吸収分割	変更登記 承継会社の商号、本店、分割した旨（商業登記法第 89 条の 4 第 2 項）	変更登記 分割会社の商号、本店、分割した旨（商業登記法第 89 条の 4 第 1 項）

< 新株予約権に関する登記 >

新設分割により設立した会社が、分割により新株予約権に関する義務を承継したときは、上記分割の登記と同時に、新株予約権の登記をする必要がある（商法第 374 条の 8 第 2 項）。

また、吸収分割の場合も同様の登記が必要である（商法第 374 条の 24 第 2 項）。

無効の訴え

会社分割の無効は、分割無効の訴え（分割の日より 6 か月以内）によつてのみ主張できる（商法第 374 条の 12 第 1 項、第 374 条の 28 第 1 項）。したがって、分割会社が会社分割により債務超過になったとしても、民法第 424 条の詐害行為取消権の行使による会社分割の取消しはできないと解される。

無効の訴えは、各会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又は分割を承認せざる債権者に限りこれを提起しうる（商法第 374 条の 12 第 2 項、第 374 条の 28 第 3 項）。

簡易分割の手続

一定の会社分割については、株主総会の承認手続を省略した簡易手続が認められる。

ア．簡易新設分割

新設分割における簡易手続の要件は、分社型分割であつて、分割により設立会社に

承継する財産につき、分割会社の帳簿価額の合計額がその会社の最終の貸借対照表の資産の部合計額の20分の1を超えない場合である（商法第374条の6第1項）。

イ．簡易吸収分割

吸収分割における簡易手続の要件は、分割会社側と承継会社側においてそれぞれ異なる。

(ア) 分割会社側（資産基準）

新設分割と同様に、分社型分割であって、分割により設立会社に承継する財産につき、分割会社の帳簿価額の合計額がその会社の最終の貸借対照表の資産の部合計額の20分の1を超えない場合である（商法第374条の22第1項）。

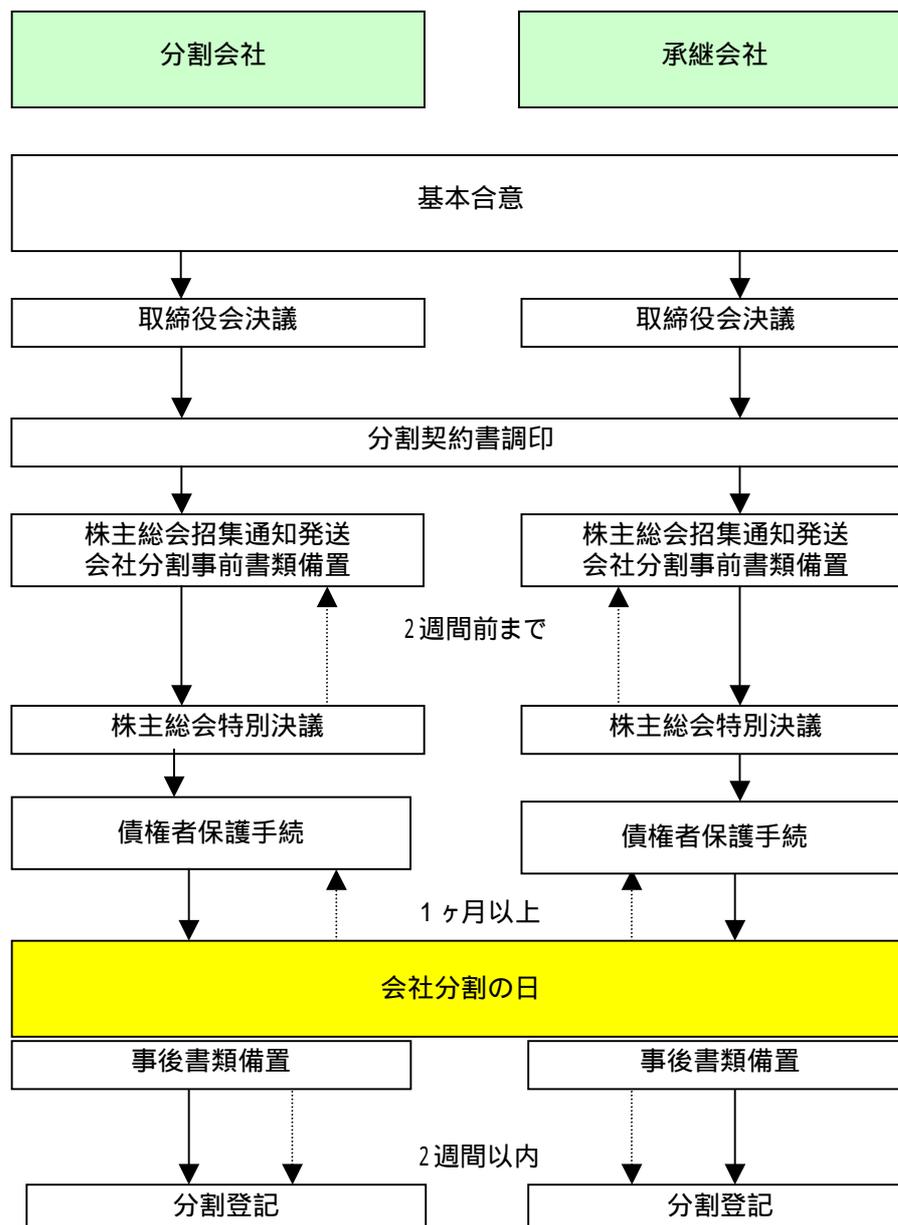
(イ) 承継会社側（株式数基準）

承継会社が分割に際して発行する新株の総数が、その会社の発行済株式総数の20分の1を超えない場合である。ただし、分割会社又はその株主に支払をなすべき金額を定めた場合において、その金額が承継会社の最終の貸借対照表の純資産額の50分の1を超えるときは簡易手続をとることはできない（商法第374条の23第1項）。また、これらの要件が充たされていても、承継会社の発行済株式総数の6分の1以上に当たる株式を有する株主が分割に反対の意思を通知したときは、簡易手続を取ることができない（商法第374条の23第8項）。

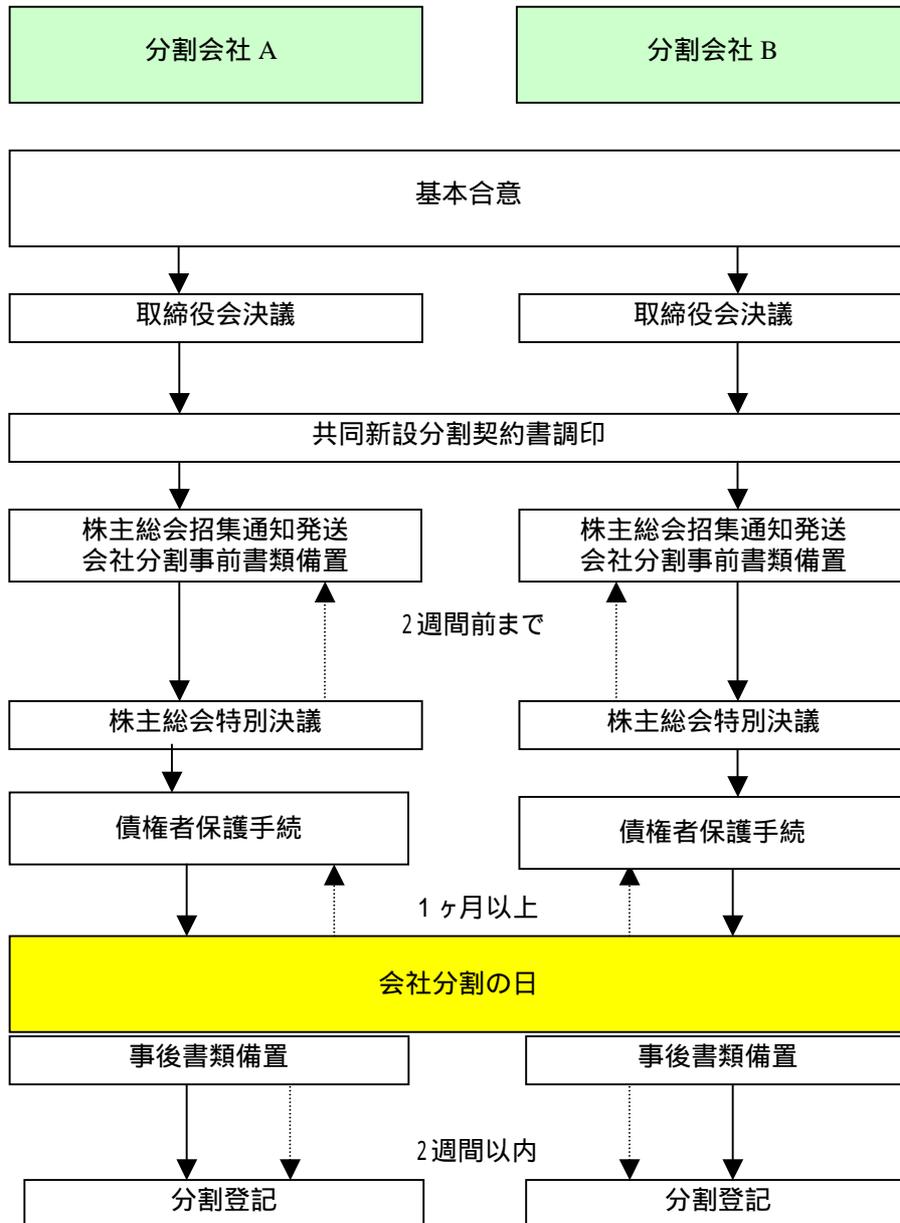
なお、承継会社側においては、分社型に限らず、分割型の場合も簡易手続をとることができる。

<会社分割の主なスケジュール>

(吸収分割)



(共同新設分割)



[日程例 1] 分社型吸収分割（両社共、総会承認手続）の日程例

（両社共に3月決算、分割会社が上場会社、承継会社が非上場会社の場合）

日程	分割会社		承継会社	
	商法上の手続	その他の手続	商法上の手続	その他の手続
3/上		東証へ事前相談		東証へ事前相談
3/中	基本合意		基本合意	
	取締役会（基本合意承認）	適時開示 臨時報告書の提出	取締役会（基本合意承認）	
3/31	決算期		決算期	
5/上	分割契約書締結		分割契約書締結	
	取締役会（分割契約書承認）	臨時報告書（訂正報告書）の提出	取締役会（分割契約書承認）	
5/下	労働者との協議（*1）			
	*1 分割契約書等を本店に備置する日まで			
6/上	定時株主総会招集通知発送（*2）		定時株主総会招集通知発送（*2）	
	事前開示書類の本店備置（*3）		事前開示書類の本店備置（*3）	
	労働者への通知（*4）			
	*2 総会会日の2週間前 *3 承認総会会日の2週間前より分割の日後6月を経過する日まで *4 分割契約書の承認総会会日の2週間前まで			
6/中	（反対株主意思通知・書面）		（反対株主意思通知・書面）	
6/下	定時株主総会（分割契約書承認）		定時株主総会（分割契約書承認）	有価証券通知書の提出（新株発行）
	債権者異議申述公告（官報）及び個別催告（*5）		債権者異議申述公告（官報）及び個別催告（*6）	
*5 総会議より2週間以内に開始、1か月以上設定 *6 同上、ただし官報及び定款に定める日刊紙に公告した場合は個別催告不要				

7/上	反対株主買取請求 期限 (*7)		反対株主買取請求 期限 (*7)	
	*7 総会決議より 20 日以内			
7/下	債権者異議申述期 限		債権者異議申述期 限	
8/中		公正取引委員会へ の届出 (*8)		公正取引委員会へ の届出 (*8)
	*8 届出受理より 30 日を経過するまでは会社分割を行ってはならない			
10/1	分割期日		分割期日	
	変更登記 (*9)		変更登記 = 分割効 力発生 (*9)	
	事後開示書類備置 (*10)		事後開示書類備置 (*10)	
	分割無効の訴え (*11)		分割無効の訴え (*11)	
*9 分割期日より本店 2 週間以内、支店 3 週間以内 *10 分割期日より分割期日後 6 か月を経過する日まで *11 分割の日より 6 か月以内				

[日程例 2] 分社型吸収分割 (分割会社が簡易手続、承継会社が総会承認手続) の日程例

(両社共に 3 月決算、分割会社が上場会社、承継会社が非上場会社の場合)

日程	分割会社		承継会社	
	商法上の手続	その他の手続	商法上の手続	その他の手続
3/上		東証へ事前相談		東証へ事前相談
3/中	基本合意		基本合意	
	取締役会 (基本合意 承認)	適時開示 臨時報告書の提出	取締役会 (基本合意 承認)	
3/31	決算期		決算期	
4/中	労働者との協議 (*1)			
	*1 分割契約書等を本店に備置する日まで			

5/上	分割契約書締結 取締役会(分割契約 書承認)	臨時報告書(訂正報 告書)の提出	分割契約書締結 取締役会(分割契約 書承認)	
	債権者異議申述公 告(官報)及び個別 催告(*2)			
	事前開示書類の本 店備置(*3)			
	労働者への通知 (*4)			
<p>*2 分割契約書の作成日より2週間以内</p> <p>*3 債権者に対する公告又は通知のいずれか先の日より分割期日後6か月を経過する日まで</p> <p>*4 分割契約書の作成日より2週間以内(異議申述期限日は、通知日から分割期日の前日まで)</p>				
6/上	債権者異議申述期 限		定時株主総会招集 通知発送(*5)	
			事前開示書類の本 店備置(*6)	
<p>*5 総会会日の2週間前</p> <p>*6 承認総会会日の2週間前より分割の日後6か月を経過する日まで</p>				
6/中			(反対株主意思通 知・書面)	
6/下			定時株主総会(分割 契約書承認)	有価証券通知書の 提出(新株発行)
			債権者異議申述公 告(官報)及び個別 催告(*7)	
<p>*7 総会決議より2週間以内に開始、1か月以上設定。ただし、官報及び定款に定める日刊紙に公告した場合は個別催告不要</p>				
7/上			反対株主買取請求 期限(*8)	
	<p>*8 総会決議より20日以内(分割会社における簡易吸収分割の場合、反対株主の買取請求権なし)</p>			

7/下			債権者異議申述期限	
8/中		公正取引委員会への届出(*9)		公正取引委員会への届出(*9)
*9 届出受理より30日を経過するまでは会社分割を行ってはならない				
9/30	労働者異議申述期限日(*10)			
*10 分割期日の前日まで				
10/1	分割期日		分割期日	
	変更登記(*11)		変更登記 = 分割効力発生(*11)	
	事後開示書類備置(*12)		事後開示書類備置(*12)	
	分割無効の訴え(*13)		分割無効の訴え(*13)	
*11 分割期日より本店2週間以内、支店3週間以内				
*12 分割期日より分割期日後6か月を経過する日まで				
*13 分割の日より6か月以内				

分割計画書、分割契約書の法定記載事項、任意記載事項

<法定記載事項>

分割計画書	分割契約書
(商法374条第2項)	(商法374の17第2項)
第1号 設立会社の定款規定	第1号 承継会社の定款規定変更の場合その旨
第2号 設立会社が分割に際して発行する株式の種類及び数並びに分割会社又はその株主に対する株式の割当てに関する事項	第2号 承継会社が分割に際して発行する株式の種類及び数並びに分割会社又はその株主に対する株式の割当てに関する事項
第3号 設立会社の資本の額及び準備金に関する事項	第3号 承継会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項
第4号 分割会社又はその株主に支払をなすべき金額を定めたときはその規定	第4号 分割会社又はその株主に支払をなすべき金額を定めたときはその規定
第5号 設立会社が分割会社より承継する債権債務、雇用契約その他の権利義務に関する	第5号 承継会社が分割会社より承継する債権債務、雇用契約その他の権利義務に関する

事項	事項
第6号 設立会社が分割会社の株主に対して株式の割当てをする場合に分割会社の資本又は準備金を減少させるときは減少すべき資本の額又は準備金に関する事項	第6号 承継会社が分割会社の株主に対して株式の割当てをする場合に分割会社の資本又は準備金を減少させるときは減少すべき資本の額又は準備金に関する事項
第7号 設立会社が分割会社の株主に対して株式の割当てをする場合に分割会社が株式の消却又は併合をするときはその方法	第7号 承継会社が分割会社の株主に対して株式の割当てをする場合に分割会社が株式の消却又は併合をするときはその方法
-	第8号 各会社において分割の決議をなすべき株主総会の期日
第8号 分割をなすべき時期	第9号 分割をなすべき時期
第9号 分割会社が分割の日までに利益の配当又は金銭の分配をするときはその限度額	第10号 各会社が分割の日までに利益の配当又は金銭の分配をするときはその限度額
第10号 設立会社の取締役及び監査役の氏名	第11号 承継会社において分割に際し就職する取締役及び監査役を定めたときはその規定
第11号 共同新設分割の場合はその旨	-
設立会社が大会社の場合は選任する会計監査人の氏名又は名称（商法特例法第3条第8項）	（共同吸収分割について明文規定はないが、否定するものではないと解されている。）
簡易新設分割を行う場合にはその旨（商法第374条の6第2項）	簡易吸収分割を行う場合にはその旨（商法第374条の22第2項）

<任意記載事項>

- ・ 会社分割の方法
- ・ 利益配当の起算日
- ・ 分割当事会社間の競業避止義務
- ・ 会社財産の善管注意義務
- ・ 分割計画書又は分割契約書の契約発生の条件
- ・ 分割条件の変更及び解除 等

(2) 証券取引法上の届出手続

有価証券報告書提出会社が会社分割を行った場合は、主に下記の2点について、財務局長等宛に臨時報告書を提出する必要がある。

分割計画の承認又は分割契約の締結が行われたとき（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項）

ア 提出会社の資産の額が、当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30以上減少し、若しくは増加することが見込まれる会社の分割

イ 提出会社の売上高が、当該提出会社の最近事業年度の売上高の100分の10以上減少し、若しくは増加することが見込まれる会社の分割

なお、これらの計画の承認又は契約の締結が確実に見込まれ、かつ、その旨が公表された場合を含むとされ、具体的には覚書や基本合意書を締結し、对外発表を行った場合が含まれる。これらの場合、正式な分割計画書の承認又は分割契約書の締結がなされたときは、「臨時報告書の訂正報告書」として、追補的に提出する必要がある。

分割に伴い（募集によらないで）新株を発行したとき（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項）

募集によらないで取得される提出会社が、発行者である有価証券で当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものの発行につき、取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があった場合

また、非開示会社（有価証券届出書を提出していない会社）で会社分割により新たに発行される株式の発行価額が1億円以上となる場合、有価証券通知書の提出が必要となる。

（3）証券取引所・証券業協会における適時開示

上場会社等が会社分割を行う場合、適時開示ルールに則り、各証券取引所又は日本証券業協会に対し一定の内容を開示する必要がある（東京証券取引所・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）2 gの2、日本証券業協会・公正慣習規則第1号の3第5条第2項イ(11)等）

また、上場会社等の子会社（証券取引法166条第5項に規定する）が会社分割を決定した場合（分割会社・承継会社とを問わない）当該決定内容が以下のいずれかに該当するか、該当しないことが不明な場合、同様に適時開示規則に基づく開示が必要になる（適時開示規則第2条第2項cの2）

子会社の会社分割による連結会社の最近に終了した連結会計年度における下記指標に該当する場合

- 総資産の増加又は減少見込額が、連結純資産額の30%相当額以上
- 連結売上高の増減見込額が、連結売上高の10%相当額以上
- 連結経常利益又は連結当期純利益の増減見込額が、連結経常利益又は当期純利益の30%相当額以上

さらに、上場会社等が分割会社となる会社分割を行うとき、又は非上場会社から営業を承継する会社分割を行うときには、適時開示規則等に基づき、取締役会決議後直ちに「会社分割概要書」の提出が求められているなど、合併や株式交換等と同様に所要の提出書類が規定されているので留意が必要である。

(4) 独占禁止法の規制

禁止規定

会社分割により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、及び当該会社分割が不公正な取引方法による場合には、これを禁止することとされている（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第15条の2第1項）

届出規定

日本国内の会社が会社分割をしようとするとき、以下の場合に届出義務が生じる。

ア．一定規模の共同新設分割（独占禁止法第15条の2第2項）

イ．一定規模の吸収分割（独占禁止法第15条の2第3項）

<p>共同新設分割 (届出義務者) (届出の要件)</p>	<p>各分割当事会社 1)営業全部の分割・・・分割当事会社の総資産合計が100億円超の会社と10億円超の会社がある場合 2)営業の重要部分の分割・・・上記総資産合計額を「承継対象部分の年間売上高」と読み替える</p>
<p>吸収分割 (届出義務者) (届出の要件)</p>	<p>分割会社及び承継会社 1)承継会社の総資産合計が100億円超の場合 営業全部の分割・・・分割会社の総資産合計額が10億円超 営業重要部分の分割・・・承継対象部分の年間売上高10億円超 2)承継会社の総資産合計が10億円超の場合 営業全部の分割・・・分割会社の総資産合計額が100億円超 営業重要部分の分割・・・承継対象部分の年間売上高100億円超</p>

ただし、親子会社間、兄弟会社間の会社分割については届出が免除されている（独占禁止法第15条の2第4項）。

なお、合併等と同様に、会社は、会社分割の届出受理の日から30日を経過するまでは、会社分割をしてはならないとされている（独占禁止法第15条の2第6項）。

3. 会社分割の会計

(1) 研究報告の性格

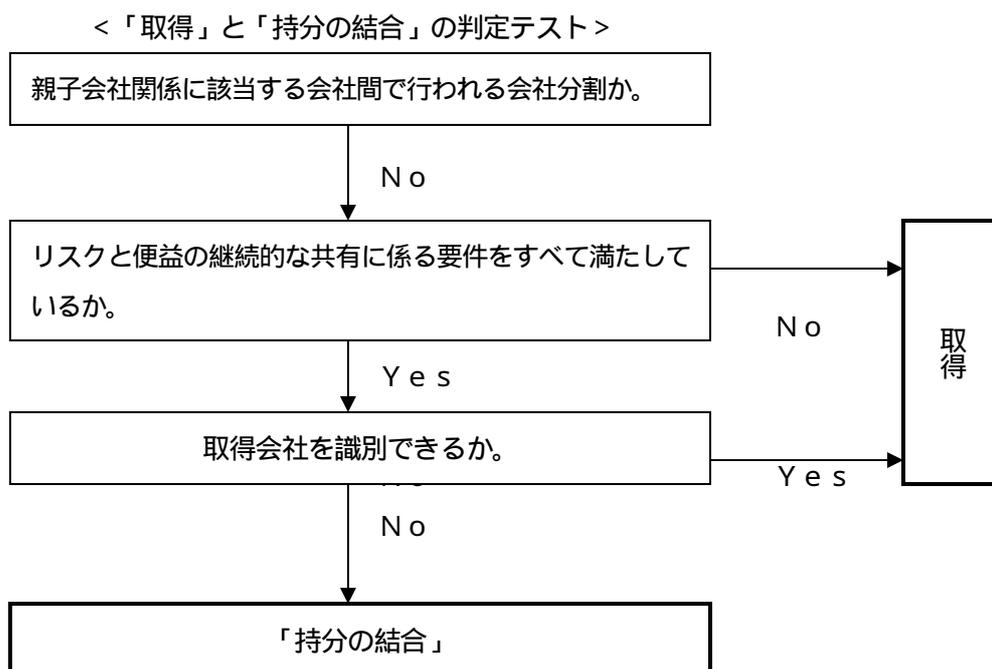
平成 13 年 3 月 30 日付け、日本公認会計士協会より、会計制度委員会研究報告第 7 号「会社分割に関する会計処理」が発表された(以下「研究報告」という。)。この研究報告以降、「企業結合に係る会計基準」が公表されたが、会社分割に関する詳細な規定は行われておらず、今後の適用指針等の公表に待つ部分が多いと思われる。したがって、現状はこの研究報告が実質的なガイドラインとなっていると考えられる。

(2) 会計処理の概要

会社分割の会計処理としては、大きく分けて「簿価引継法」と「売買処理法」があり、どちらを採用するかは研究報告に定めるところのテストをした上で判定することになる。

「簿価引継法」とは、それぞれの結合当事会社の支配が継続しているため、各会社が保有する資産及び負債を、帳簿価額で結合する方法である(第 21 項)。

「売買処理法」とは、会社分割により移転する資産及び負債が売買されたものとして会計処理を行う方法であり、会社分割が「取得」(第 6 項)と判定される場合に適用される。原則として、承継会社は分割日に取得した資産及び負債を投資原価(公正評価額である取得の対価と取得の費用の合計)により評価し、承継会社が分割前に有していた資産及び負債については従来の支配が継続しているため、帳簿価額を維持する(第 20 項)。



上記フローチャートにより、会社分割が「取得」に当たるか、「持分の結合」に当たるか、判定する。「取得」と判定されれば「売買処理法」に、「持分の結合」と判定されれば「簿価引継法」が適用されることになる。

< リスクと便益の継続的な共有に係る要件 >

取得と持分の結合の判定に際して、分割会社又は分割会社の株主が分割後の承継会社のリスクと便益を継続的に保有しているためには、以下のすべての条件を満たす必要がある（第37項）。

吸収分割の場合、分割前の分割会社又はその株主と分割前の承継会社又はその株主の間において（共同新設分割の場合には、もう一方の分割会社又はその株主）保有する議決権株式数が大きく異なる（*1）。

分割会社又はその株主に対し、株式以外の財産が交付されない。ただし、分割比率調整のために支出される分割交付金は除く。

分割される営業と承継会社の営業（共同新設分割の場合には他方の分割会社から分割される営業）が、公正な評価額において著しく異なる。

相対的に分割前と実質同等の議決権及び持分を維持する。

当初から分割当事会社のいずれかの会社の株主構成を大きく変動させる計画が存在しない。

*1 企業結合に係る会計基準においては、実務的な配慮から 50 : 50 から上下概ね 5%ポイントの範囲内というガイドラインが設けられている。

< 取得会社の識別に係る判定基準（第40項） >

分割の結果、ある会社又はその特定の株主が以下となる場合は、分割会社が取得会社となる。

分割後の承継会社の議決権付株式の過半数を取得することになる場合（*1）

またその他の場合でも、以下の事項等を総合的に判定する。

分割後の承継会社の著しく多数の議決権株式を直接・間接に保有することになる場合
契約等により重要な財務・営業又は事業方針の決定を支配する権限を有することになる場合

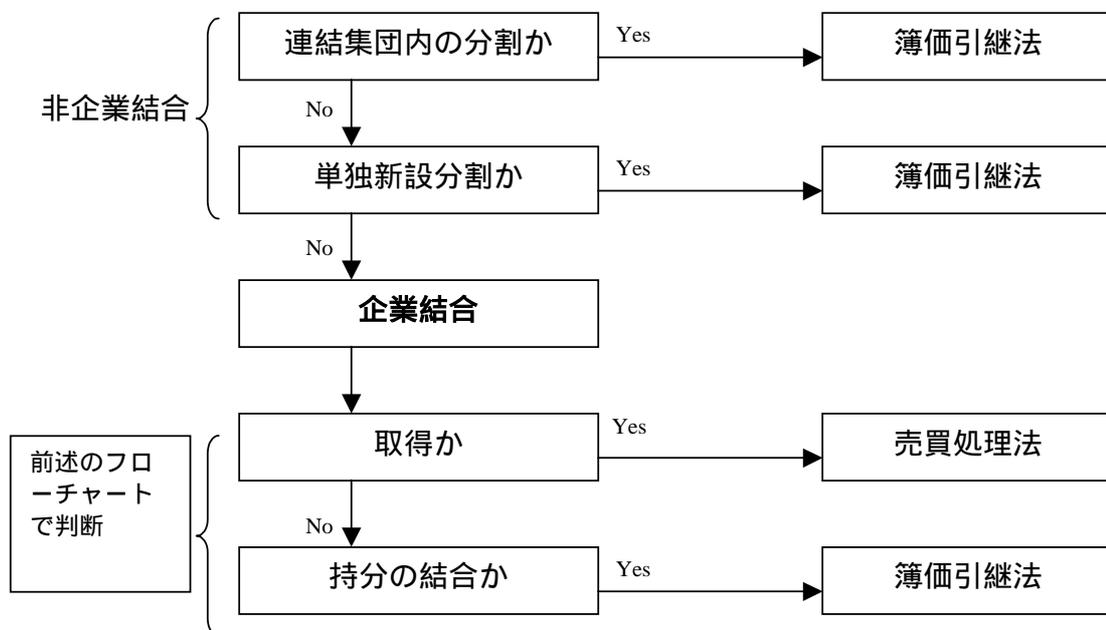
承継会社の意思決定機関を支配する事実又はそのことが推測される事実が存在する場合

承継会社の経営陣の選任を実質的に決定できる立場にある場合

吸収分割において分割により承継する営業と、分割前の承継会社の営業（共同新設分割においては他方の分割会社から承継される営業）の公正な評価額が著しく異なる場合、その評価額の大きい方の会社

会社分割において分割新株に代えて、株式以外の他の資産（現金など）が交付された場合、その他の資産を交付した承継会社（ただし、分割比率調整のために支出される分割交付金は除く。）

研究報告では、以下のチャートが示されている。



なお、非按分型の分割は売買処理法となる。

単独新設分割は、分割会社の営業の一部又は全部を新設会社に移転させる単独行為であり企業結合に該当しないが、吸収分割及び共同新設分割においては、分割により移転する営業と「独立した会社」の営業又は分割により移転する各営業が、承継会社内において一つの経済企業体となるため企業結合に該当する。ただし、親子会社関係を有する場合における営業の移転及び承継は、どのような形態の会社分割であっても企業結合には該当しない（第28項）。

（代用自己株式の利用について）

吸収分割においては、分割に際し承継会社における新株の発行に代えて自己株式を交付することが可能である（商法第374条の19）。この際、承継会社における増加資本の限度額の計算上、交付した自己株式の帳簿価額を控除する必要がある（商法第374条の21）。

また、代用自己株式を交付した場合は、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」に従い会計処理を行う必要がある。すなわち、引き継がれる純資産額のうち代用自己株式部分に相当する額を当該自己株式の処分の対価とし、その額から自己株式の帳簿価額を控除して自己株式処分差額を算出し、自己株式処分差益は「その他資本剰余金」として計上、一方自己株式処分差損は「その他資本剰余金」から減額し、減額しきれない場合は、利益剰余金のうち当期末処分利益から減額（又は当期末処理損失を増額）する。なお、これらの会計処理が商法の規定に抵触する場合には、個別財務諸表上は商法に合わせる調整が必要となる点に留意する。

(3) 会計処理実例

以下研究報告に示される設例をいくつか用い、会計処理の方法を紹介する。

ここで分割型と分社型の比較を実例により示し、会計処理の違いを明らかにする。

以下の設例により、会社分割の会計に関する論点の多くの部分をカバーすることができるものと考えられる。

共同新設分割

以下の会社を想定する。

A事業とB事業を営むX社

A事業とC事業を営むY社

X3年4月1日において、X社とY社は共同新設分割を実施し、新設のZ社にA事業を移転する。

分割に伴って発行する新株225株はX社及びY社（分割型の場合にはX社及びY社の株主）にそれぞれ100株、125株割り当てる。

両社のA事業について、「取得」と「持分の結合」の判定テストを実施したところ、Y社がX社のA事業を取得したものと判定された。

したがって、Z社において、X社のA事業受入については売買処理法、Y社のA事業受入については簿価引継法がそれぞれ適用されることとなった。

以下はX社、Y社の個別貸借対照表である。

	X社		Y社	
	簿価	公正な評価額	簿価	公正な評価額
A事業資産	120,000	180,000	200,000	250,000
B事業資産	30,000	20,000	0	
C事業資産	0		50,000	
資産合計	150,000		250,000	
負債	0		0	
資本金	50,000		100,000	
資本準備金	4,000		50,000	
利益準備金	12,500		25,000	
剰余金	83,500		75,000	
負債・資本合計	150,000		250,000	

X社のA事業に係るいわゆる「のれん」を20,000とする。

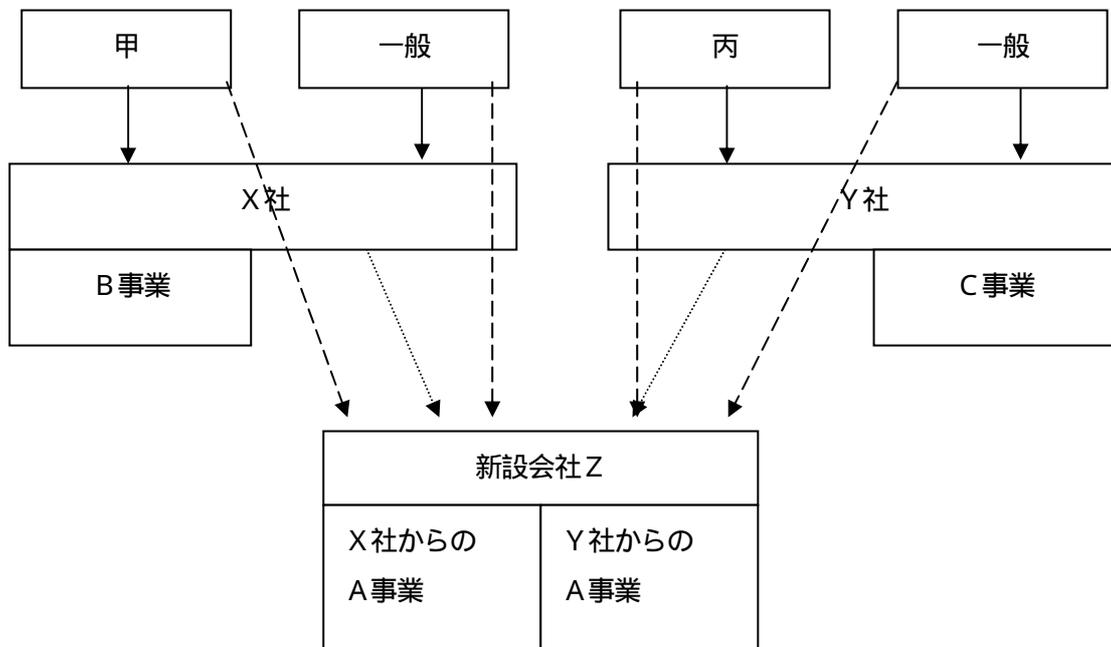
株主構成

(X社)

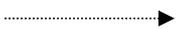
甲社 600株
一般株主 400株

(Y社)

丙社 40株
一般株主 60株



分社型の場合



分割型の場合



上記の仮定において、分社型及び分割型の仕訳を示すと、以下のようになる。

新設会社 Z 社における会計処理

個別財務諸表上の会計処理

X 社の A 事業資産の受入

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
A 事業資産 180,000	資本金 5,000 資本準備金 175,000	A 事業資産 180,000	資本金 5,000 資本準備金 175,000

資本金：1 株につき 50 を組み入れることとした。

$$100 \text{ 株} \times 50 = 5,000$$

新設分割の際には商法上のれん 20,000 は認識しないので、個別財務諸表上は計上しない。また、分社型の場合には X 社の利益準備金・剰余金は引き継げないので、資本に組み入れられなかった金額は全額資本準備金となるが、分割型の場合においては剰余金を引き継ぐことも可能。

Y 社の A 事業資産の受入

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
A 事業資産 200,000	資本金 6,250 資本準備金 193,750	A 事業資産 200,000	資本金 6,250 資本準備金 113,750 利益準備金 20,000 剰余金 60,000

資本金：1 株につき 50 を組み入れることとした。

$$125 \text{ 株} \times 50 = 6,250$$

分社型の場合は、Y 社の利益準備金・剰余金の引き継ぎはできない。

分割型の場合、資本準備金・利益準備金・剰余金の引継については、実際には分割計画書に従うことになる。ここでは、Y 社における A 事業資産の、分割前の資産合計に占める割合 (A 事業資産 : (A 事業資産 + C 事業資産)) である 0.8 を用いて、以下のように計算した。

$$\text{利益準備金} : 25,000 \times 0.8 = 20,000$$

$$\text{剰余金} : 75,000 \times 0.8 = 60,000$$

$$\text{資本準備金} : 200,000 - 6,250 - 20,000 - 60,000 = 113,750$$

分割会社 Y 社における会計処理

個別財務諸表上の会計処理

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
Z 社株式 200,000	A 事業資産 200,000	剰余金 60,000	A 事業資産 200,000
		利益準備金 20,000	
		資本準備金 40,000	
		資本金 80,000	

簿価引継法が適用されるので、A 事業資産を簿価で移転する。

分割型において、資本準備金・利益準備金・剰余金の引継ぎについては、実際には分割計画書に従うことになる。ここでは、Y 社における A 事業資産簿価の、分割前の資産の簿価合計に占める割合 (A 事業資産 : (A 事業資産 + C 事業資産)) である 0.8 を用いて、以下のように計算した。

$$\text{剰余金} : 75,000 \times 0.8 = 60,000$$

$$\text{利益準備金} : 25,000 \times 0.8 = 20,000$$

$$\text{資本準備金} : 50,000 \times 0.8 = 40,000$$

$$\text{資本金} : 100,000 \times 0.8 = 80,000$$

連結財務諸表上の会計処理

X 社の A 事業資産の受入

Z 社における X 社 A 事業受入処理のあるべき仕訳

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
A 事業資産 180,000	資本金 5,000	A 事業資産 180,000	資本金 5,000
連結調整勘定 20,000	資本準備金 195,000	連結調整勘定 20,000	資本準備金 195,000

A 事業の公正な評価額 200,000 (のれんを含む。) で受け入れる。

修正仕訳

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
連結調整勘定 20,000	資本準備金 20,000	連結調整勘定 20,000	資本準備金 20,000

投資と資本の相殺消去

(Z社の持ち株比率 125株 / 225株 = 55.6% > 50%)

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	Y社はZ社の株式を持たず、支配力が及んでいないと考え、仕訳なし。	
資本金 11,250	Z社株式 200,000		
資本準備金 388,750	少数株主持分 177,778		
	持分変動差額 22,222		

少数株主持分：Z社純資産 400,000 × (100% - 55.6%) = 177,778

持分変動差額：Z社純資産 400,000 × 55.6% - X社のA事業資産受入前のY社持分 200,000

なお、持分変動差額については、当期の損益とするか、又は剰余金の金額を直接増減させることになる。

分割会社X社における会計処理

個別財務諸表上の会計処理

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
Z社株式 200,000	A事業資産 120,000	剰余金 163,500	A事業資産 120,000
	営業移転利益 80,000	利益準備金 12,500	営業移転利益 80,000
		資本準備金 4,000	
		資本金 20,000	

営業移転利益：A事業の公正な評価額 (180,000 + 20,000) - A事業資産の簿価 120,000

剰余金：営業移転利益に対応する剰余金 80,000 + 83,500

売買処理法により、Z社株式はX社のA事業の公正な評価額となり、簿価との差額を営業移転利益として認識する。

分割型における剰余金・利益準備金等の資本勘定の取崩しは実際上は分割計画書に従うが、ここでは剰余金から順に取り崩すと仮定している。

連結財務諸表上の仕訳

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	Y社はZ社の株式を保有せず、仕訳なし	
持分法投資損益 22,222	Z社株式 22,222		

持分法投資損益： Z社株式取得価額 200,000 - Z社純資産 400,000 × 44.4%

分社型の場合、X社はZ社株式 44.4% (100株 / 225株) を保有し、通常関連会社に該当する。よってX社の連結財務諸表上は持分法が適用される。

X社株主(甲)における会計処理

分社型	分割型	
	(借方)	(貸方)
仕訳なし	Z社株式 120,000	X社株式 27,000
		株主分割利益 93,000

Z社株式：200,000 (A・B事業の公正な評価額合計：180,000 + 20,000) × 600株 / (600株 + 400) = 120,000

甲社の株式取得価額が30,000(600株)とすると、売買処理法が採用されている場合には分割前のX社におけるA、Bそれぞれの事業資産の公正な評価額の比 180,000 : 20,000 = 9 : 1 を利用し、X社株式 27,000 の消滅を認識し (= 30,000 × 9 / (9+1)) Z社株式を認識する。

Y社株主(丙)の会計処理

分社型	分割型	
	(借方)	(貸方)
仕訳なし	Z社株式 120,000	X社株式 120,000

簿価引継法が採用される場合、Y社株式の取得価額をA事業資産とC事業資産の簿価比 (200,000 : 50,000 = 4 : 1) でもって按分し、A事業資産にかかる部分の金額をZ社株式に付け替える。ここでは、丙のY社株式の取得価額を150,000と仮定し、

$150,000 \times 4 / (4 + 1) = 120,000$

となる。

逆取得

「逆取得」とは、ある会社が他の会社の純資産や営業の所有権を法形式上獲得したものの、当該ほかの会社が結合後会社を実質的に支配する企業結合をいう。

研究報告においては、「承継会社が分割会社の営業の全部又は一部を継承したものの、分割会社が分割後の承継会社を支配する結果、分割会社が取得会社と判定できる場合をいう(7項)」と定義されている。

以下に逆取得の会計処理を、分社型、分割型と比較して示すことにする。

X3年4月1日に、A、B事業を営む3月決算のX社はC事業を営む3月決算のY社にB事業を移転し、Y社が承継に伴い発行する新株200株の交付を受ける。この結果、分割会社であるX社が「取得会社」と判定された。

関連データは以下に示すとおりである。

	X社		Y社	
	簿価	公正な評価額	簿価	公正な評価額
A事業資産	120,000	160,000	0	
B事業資産	30,000	40,000	0	
C事業資産	0		15,000	20,000
資産合計	150,000		15,000	
負債	0		0	
資本金	50,000		5,000	
資本準備金	4,000		1,000	
利益準備金	12,500		1,250	
剰余金	83,500		7,750	
負債・資本合計	150,000		15,000	

(株主構成)

(X社)

甲社 600株(取得価額:30,000)

乙個人 400株(取得価額:24,000)

(Y社)

丙個人 100株(6,000)

会計処理は以下ようになる。

X 社の個別財務諸表

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
Y 社株式 30,000	B 事業資産 30,000	資本金 10,000	B 事業資産 30,000
		資本準備金 800	
		利益準備金 2,500	
		剰余金 16,700	

Y 社の個別財務諸表

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
B 事業資産 30,000	資本金 10,000	B 事業資産 30,000	資本金 10,000
	資本準備金 20,000		資本準備金 800
			利益準備金 2,500
			剰余金 16,700

資本組入額を 200 株 × 50 = 10,000 としたが、実際には分割契約書に従うことになる。

分割日において、承継会社は帳簿価額にて B 事業資産を受け入れる。

これは、公正な価額で評価すると、個別財務諸表上評価益の計上をする結果となるからである (52 項)。

Y 社株主 (丙)

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
Y 社株式 18,000	Y 社株式(旧) 6,000	Y 社株式 18,000	Y 社株式(旧) 6,000
	株主分割利益 12,000		株主分割利益 12,000

Y 株の公正な評価額を 18,000 とする。

丙は Y 社の支配株主であったが、X 社の分割の結果支配を喪失している。したがって、Y 社株式を継続して保有しているが、あたかも新たな株式を取得したと考え、分割損益を認識する。

X社株主（甲）

分社型		分割型	
仕訳なし		（借方）	（貸方）
		Y社株式 6,000	X社株式 6,000

$$\begin{aligned}
 & 30,000 \times (\text{A事業とB事業の簿価比}) \\
 & = 30,000 \times 30,000 / (120,000 + 30,000) \\
 & = 6,000
 \end{aligned}$$

< X社の連結財務諸表上の処理 >

X社、Y社による仕訳の結果、X社、Y社の個別財務諸表は以下ようになる。分割型の場合には、Y社はX社の子会社に該当しないため、仕訳なし、となる。

	X社	Y社	合計
	簿価	簿価	
A事業資産	120,000	0	120,000
B事業資産	0	30,000	30,000
Y社株式	30,000	0	30,000
C事業資産	0	15,000	15,000
資産合計	150,000	45,000	195,000
負債	0	0	0
資本金	50,000	15,000	65,000
資本準備金	4,000	21,000	25,000
利益準備金	12,500	1,250	13,750
剰余金	83,500	7,750	91,250
負債・資本合計	150,000	45,000	195,000

$$20,000 - 15,000 = 5,000$$

分社型		分割型	
（借方）	（貸方）	X社はY社の連結子会社にならないため、仕訳なし。	
C事業資産 5,000	繰延税金負債 2,000		
	評価差額 3,000		

$$\text{繰延税金負債} : 5,000 \times \text{実効税率} (\text{ここでは} 40\% \text{とした。})$$

個別財務諸表上承継会社の資産負債は、帳簿価額のまま据え置かれているため、連結財務諸表上で重要な影響を及ぼす場合には、C事業資産を公正な評価額に修正する。

投資と資本の相殺消去

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	仕訳なし。	
資本金	15,000	Y社株式	30,000
資本準備金	21,000	少数株主持分	16,000
利益準備金	1,250	持分変動差額	2,000
剰余金	7,750		
評価差額	3,000		

少数株主持分：Y社純資産 45,000 + 3,000 (評価差額分) × 100株 / (100株 + 200株) =
16,000

持分変動差額：Y社純資産 45,000 + 3,000 (評価差額分) × 200株 / (100株 + 200株) -
Y社株式 30,000 = 2,000

なお、持分変動差額については、当期の損益とするか、剰余金の金額を直接増減させることになる。

(4) 会社分割に係る税効果

分社型・分割会社・売買処理法

分割日における一時差異には

- ・会社分割以前に存在する一時差異と
- ・会社分割によって生じる一時差異

がある。これらの一時差異に係る繰延税金資産・負債は移転価額及び承継会社株式の取得価額を構成するものとして会計処理を行う。

承継会社株式の一時差異は、将来における当該株式の売却等によって解消するため、将来加算一時差異については繰延税金負債を、また、将来減算一時差異については、当該株式について売却の意思がある場合は、将来の税金の増減効果が生じる一時差異の部分について、分割後に到来する最初の事業年度において繰延税金資産を計上する。

なお、分割会社における承継会社株式の取得価額は承継会社の増加する資本勘定と一致する(第47項)。

分社型・分割会社・簿価引継法

移転する資産及び負債に一時差異があり、かつ、税務上適格分割となる場合、移転する資産及び負債に係る一時差異は繰延税金資産・負債として承継会社へ承継される。一方、分割前の移転資産及び負債に係る税務上の帳簿価額は分割会社における承継会社の取得価額に引き継がれるため、分割会社において承継会社株式に新たに一時差異が生じることになる。この一時差異は、将来における当該株式の売却によって解消するため、将来の税金の増減効果が生じる一時差異の部分について、分割後に到来する最初の事業年度において繰延税金資産・負債を計上する。なお、分割会社における承継会社株式の取得価額は承継会社の増加する資本勘定と一致する(第51項)。

承継会社・売買処理法

承継会社は、分割日の会計上の資産・負債の取得価額と税務上の資産・負債の取得価額(税務上適格分割となる場合は、分割会社の税務上の帳簿価額を承継し、非適格分割となる場合は分割時の時価が税務上の取得価額となる。)の差額である一時差異について、税効果会計基準に従って繰延税金資産・負債を認識する。当該繰延税金資産の回収可能性は、分割日において、分割後の承継会社(分割により承継する営業を含む。)の将来のスケジュールをもとに評価する(第55項)。

承継会社・簿価引継法

税務上、適格分割となる場合は、原則として分割会社が仮決算で計上していた移転する営業に係る繰延税金資産・負債をそのまま引き継ぎ、回収可能性の判断は、分割後に到来

する最初の事業年度に行う。また、税務上、非適格分割となる場合は、分割会社が仮決算で計上していた移転する営業に係る繰延税金資産・負債の金額にかかわらず、原則として承継した資産・負債の一時差異について、繰延税金資産・負債を認識する。当該繰延税金資産の回収可能性の評価は、分割後に到来する最初の事業年度に行う（59項）。

分割型の分割のうち、譲渡損益が認識される非適格分割の場合は、税務上、分割日の前日に分割による資産等の移転が認識される。一方、会計上は、分割日に営業の移転に関する取引を認識することから、分割日が期首であれば税務上と会計上とで譲渡損益を認識する決算年度が異なることになるため、分割日の前日に譲渡損益に対応する未収税金又は未払税金を計上するとともに、税務上と会計上の決算年度のずれを調整するため、繰延税金負債又は繰延税金資産を計上する（81項）。

以下設例によって検討する。

次のような会社の貸借対照表を考える。これは分割の対象となっている部分である。

X 社貸借対照表

		資産	繰延税金資産	資本の部
A	会計上簿価	700	80	780
B	税務上簿価	900	-	900
C	公正な評価額	1,100	-	1,100
D=B-A		200	/	
E=C-A		400		
F=C-B		200		

簿価引継法・適格分割の場合

分割会社の処理

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
Y 社株式 780	資産 700 繰延税金資産 80	資本の部 780	資産 700 繰延税金資産 80

分社型の場合において、税務上の Y 社株式の取得価額は 900 であり、会計上の取得価額 780 と 120 の差額が生じている。研究報告では、この部分については売却等処分の意図がはっきりした時点で税効果を認識するものとしている。

分割型においては、繰延税金資産 80 は分割会社から消滅することになる。

承継会社の処理

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
資産 700 繰延税金資産 80	資本の部 780	資産 700 繰延税金資産 80	資本の部 780

分割型においては、分割会社の留保利益を引き継ぐことができる。

簿価引継法・非適格分割の場合

分割会社の処理(1)

非適格であるため、分割前に認識されていた繰延税金資産は消滅する。

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
法人税等調整額 80	繰延税金資産 80	法人税等調整額 80	繰延税金資産 80

分割会社の処理(2)

税務上は分割日の前日に譲渡が認識されるので、未払税金を計上するとともに、会計上の簿価 700 と公正な評価額 1100 (= 税務上の、売却認識後の資産の金額) の差額 400 に対する税効果 160 を認識する。

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
法人税等 80	未払税金 80	法人税等 80	未払税金 80
繰延税金資産 160	法人税等調整額 160	繰延税金資産 160	法人税等調整額 160

分割会社の仕訳(3)-1

(1)(2)の仕訳の結果を受けて、以下のような仕訳を行う。

分社型		分割型	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
Y 社株式 860	資産 700	資本の部 860	資産 700
	繰延税金資産 160		繰延税金資産 160

簿価引継かつ適格分割の場合と同様、ここでは Y 社株式に対する税効果 $9\% (1,100 - 860) \times 40\%$] は考慮していない。

分割会社の仕訳(3)-2

(2)のように未払税金を認識する場合には、承継会社に引き継いだ未払税金に対応する未収税金を認識する。

なお、この未払税金は取得価額を構成する考えもあると思われるため、以下の分社型の場合においても 2 つの場合に分けている。

分社型				分割型			
(借方)		(貸方)		(借方)		(貸方)	
Y社株式	780	資産	700	資本の部	780	資産	700
未収税金	80	繰延税金資産	160	未収税金	80	繰延税金資産	160

承継会社の処理

承継会社の処理(1)：未払税金を引き継がない場合

分社型				分割型			
(借方)		(貸方)		(借方)		(貸方)	
資産	700	資本の部	860	資産	700	資本の部	860
繰延税金資産	160			繰延税金資産	160		

承継会社の処理(2)：未払税金を引き継ぐ場合

分社型				分割型			
(借方)		(貸方)		(借方)		(貸方)	
資産	700	未払税金	80	資産	700	未払税金	80
繰延税金資産	160	資本の部	780	繰延税金資産	160	資本の部	780

研究報告では、未払税金を引き継ぐ場合、増加する資本の額はその分減少することになる、としている。

売買処理法・適格分割の場合

分割会社の処理(1)

会計上売買処理されるため、分割前に認識されていた繰延税金資産は消滅する。また、承継会社株式の繰延税金資産を潜在的な税金債務として認識する。分割型の場合は移転資産・負債の対価がないため、営業移転利益 400 に係る税金等調整額 160 を繰延税金負債として認識する。

分社型				分割型			
(借方)		(貸方)		(借方)		(貸方)	
法人税等調整額	80	繰延税金資産	80	法人税等調整額	160	繰延税金負債	160
法人税等調整額	80	繰延税金負債	80				

分割会社の仕訳(2)

分社型				分割型			
(借方)		(貸方)		(借方)		(貸方)	
Y社株式	1,020	資産	700	資本の部	1,020	資産	700
繰延税金負債	80	営業移転利益	400	繰延税金負債	160	繰延税金資産	80
						営業移転利益	400

会計上 400 (1100 - 700) の移転利益を認識する。分社型の場合、Y社株式の取得価額には繰延税金負債の金額が含まれる (第 47 項参照)

承継会社の処理

分社型				分割型			
(借方)		(貸方)		(借方)		(貸方)	
資産	1,100	繰延税金負債	80	資産	1,100	繰延税金負債	80
		資本の部	1,020			資本の部	1,020

4. 会社分割の税務

(1) 会社分割税制の概要

会社分割により移転する資産及び負債は、商法上は合併等と同じく組織法上の行為として包括的に承継されるため、個別財産の譲渡には該当しないが、税法上は、原則として内国法人が分割により資産及び負債の移転をしたときは、当該資産及び負債を「分割の時の価額」により「譲渡したものとして」取り扱われる（法人税法第62条第1項前段）。したがって、分割法人において、当該分割による譲渡損益が分割をした事業年度（分割型分割においては分割の日の前日の属する事業年度、法人税法第62条第2項）に計上される。

また、分割型分割の場合において、当該分割をした内国法人は、分割承継法人から新株等を「その時の価額」により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとされる（法人税法第62条第1項後段）。

なお、一定の要件を満たす場合には、「適格分割」として資産及び負債の譲渡損益は繰り延べられる取扱いとなっている（法人税法第62条の2、法人税法第62条の3）。

(税法上の主な用語の定義)

用語	条文	定義
分割法人	法人税法第2条12の2	分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人
分割承継法人	同条12の3	分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人
分割型分割	同条12の9	分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人の株主等にのみ交付される場合の当該分割
分社型分割	同条12の10	分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人にのみ交付される場合の当該分割
適格分割	同条12の11	(後述)
適格分割型分割	同条12の12	分割型分割のうち適格分割に該当するもの
適格分社型分割	同条12の13	分社型分割のうち適格分割に該当するもの

税法上の会社分割は、分割に伴う分割承継法人の株式等の交付先により

- 分割型分割（商法上の人的分割）
- 分社型分割（商法上の物的分割）
- 折衷型分割（分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付する分割、法人税法第62条の6）

に分類される。

(2) 適格分割の要件

税法上は、一定の要件を満たす分割を、適格分割として、分割に伴う資産及び負債の譲渡損益は繰り延べられる取扱いとなっている。

適格分割の要件は、大きく2つの類型に分けて定義されている（法人税法第2条12の11）。

企業グループ内の分割（100%及び50%超100%未満の支配関係内）

共同で事業を営むための分割

まず、上記の類型にかかわらず、適格分割に共通の要件が定められている。

- 分割型分割

分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産（1）が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の有する分割法人の株式（2）の数の割合に応じて（按分型）交付されること

- 分社型分割

分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと

- 1 当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭とその他の資産を除く。
- 2 当該分割承継法人が、当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の株式又は当該分割法人若しくは他の分割法人から当該分割型分割により移転を受けた資産に含まれていた当該分割法人の株式（いわゆる抱合せ株式）に対し当該分割承継法人の株式を交付しない場合には、これらの分割法人の株式を除く。

企業グループ内の分割

ア．100%の完全支配関係（直接・間接）

分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他政令で定める関係（3 後述）

イ．50%超100%未満の支配関係（直接・間接）

分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の株式を直接又は間接に保有する関係その他政令で定める関係（4 後述）

における分割のうち、次の要件のすべてに該当する分割

(ア) 分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること

(イ) 分割事業に係る従業者のおおむね80%以上相当が、分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること

(ウ) 分割事業が、分割後に引き続き営まれることが見込まれていること

共同で事業を営むための分割

分割法人と分割承継法人（共同新設分割にあつては当該分割法人と他の分割法人）とが共同して事業を営むための分割として政令で定めるもの

（政令で定めるもの…法人税法施行令第4条の2第6項）

次の要件のすべてに該当するもの

1. 事業関連性要件

分割事業と分割承継法人の分割承継事業とが相互に関連するもの

2. 規模要件又は経営参画要件

分割事業と分割承継事業の売上金額、従業者数、若しくはこれらに準ずるものの規模がおおむね5倍を超えないこと

又は分割前の分割法人の役員等のいずれか（5）と分割承継法人の特定役員のおおむね5名以上（6）とが分割後に分割承継法人の特定役員となることを見込まれていること

5 常勤の平取締役以上1名以上

6 常務取締役1名以上

3. 主要資産負債引継要件

分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転すること

4. 従業員引継要件

分割事業に係る従業者のおおむね80%以上が、分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること

5. 事業継続要件

分割事業が、分割後に引き続き営まれることが見込まれていること

6. 株式継続保有要件

分社型分割…分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること

分割型分割…（分割法人の株主等の数が50人以上である場合は本要件は不要） 分割直

前の分割法人の株主等で分割により交付を受ける分割承継法人の株式
(7) 全部の継続保有が見込まれる株主の有する分割法人の株式 (8)
の合計数が分割法人の発行済株式等 (9) の 100 分の 80 以上であるこ
と

- 7 当該分割承継法人以外の株主が交付を受けるもので議決権のないものを除く。
- 8 議決権のないものを除く。
- 9 議決権のないもの及びみなし割当 (法人税法施行令 4 条の 2 五で規定) があるものを除く。

企業グループ内の分割における支配関係の「政令で定める関係」

3 100%の完全支配関係（直接・間接）

（法人税法第2条 12の11イ、法人税法施行令第4条の2第4項）

	相互の完全支配関係 （直接・間接） + 継続保有見込	同一者による完全支配関係 （直接・間接） + 継続保有見込
吸収分割		
複数新設分割		
単独新設分割		

4 50%超 100%未満の支配関係（直接・間接）

（法人税法第2条 12の11ロ、法人税法施行令第4条の2第5項）

	相互の50%超の支配関係 （直接・間接） + 継続保有見込	同一者による50%超の 支配関係（直接・間接） + 継続保有見込
吸収分割		
複数新設分割		
単独新設分割		

直接・間接保有の判定（法人税法施行令4条の2第11項、第12項）

	100%の完全支配関係	50%超の支配関係
判定	直接保有割合a + 間接保有割合b = 100%であること	直接保有割合a + 間接保有割合b = 50%超であること
11項1号		
11項2号		
12項		

(2 - 2) 組織再編成後に適格合併が予定されている場合の適格要件の緩和

会社分割後に、さらに当該分割法人又は分割承継法人が消滅することとなる合併が予定されている場合、従前においては、分割により発行される株式の継続保有が認められなくなる等の事由により、当初の会社分割が税制非適格とされる場合が多かった。しかし、平成 15 年の法人税法及び法人税法施行令の改正によりこれらが緩和される措置がとられ、組織再編成後に適格合併が予定されている場合には、当初の組織再編成の税制適格性が維持されることとなった。

具体的には、下記の完全支配関係・支配関係が継続されることが要件となる（改正法人税法施行令第 4 条の 2 第 4 項第 1 号、第 2 号、同条第 5 項第 1 号、第 2 号）。

< 当事者間の完全支配関係・支配関係 >

	分割後に分割法人を被合併会社とする適格合併が見込まれている場合	分割後に分割承継法人を被合併会社とする適格合併が見込まれている場合
100%の完全支配関係 (直接・間接)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割後に分割法人・分割承継法人間に「当事者間の完全支配関係」がある。 ・適格合併後に合併法人と分割承継法人との間に「当事者間の完全支配関係」がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割の時から適格合併の直前の時まで分割法人と分割承継法人との間に「当事者間の完全支配関係」が継続する。
50%超 100%未満の支配関係 (直接・間接)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割後に分割法人・分割承継法人間に「当事者間の支配関係」がある。 ・適格合併後に合併法人と分割承継法人との間に「当事者間の支配関係」がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割の時から適格合併の直前の時まで分割法人と分割承継法人との間に「当事者間の支配関係」が継続する。

<同一者による完全支配関係・支配関係>

	分割後に同一者を被合併会社とする適格合併が見込まれている場合	分割後に分割法人又は分割承継法人を被合併会社とする適格合併が見込まれている場合
100%の完全支配関係 (直接・間接)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割後に分割法人・分割承継法人間に「同一者による完全支配関係」がある。 ・適格合併後に合併法人による分割法人及び分割承継法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係が継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割の時から適格合併の直前の時まで分割法人と分割承継法人との間に「同一者による完全支配関係」が継続する。
50%超 100%未満の支配関係 (直接・間接)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割後に分割法人・分割承継法人間に「同一者による支配関係」がある。 ・適格合併後に合併法人による分割法人及び分割承継法人の支配株式を直接又は間接に保有される関係が継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割の時から適格合併の直前の時まで分割法人と分割承継法人との間に「同一者による支配関係」が継続する。

(3) 適格分割における税務の概要

会社分割による資産及び負債の移転は、原則としては時価で譲渡したものと取り扱われるが、前項の一定の要件を満たす「適格分割」については、下記のとおり、各資産及び負債を帳簿価額で「引継ぎ」あるいは「譲渡」したものと取り扱い、当該移転による譲渡損益が繰り延べられることとされている。

(適格分割型分割)

内国法人が適格分割型分割をしたときは、分割承継法人に移転をした資産及び負債の当該分割前事業年度終了時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する(法人税法第62条の2)。

(適格分社型分割)

内国法人が適格分社型分割をしたときは、分割承継法人に移転をした資産及び負債の当該分割直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する(法人税法第62条の3)。

適格分割及び非適格分割における具体的な株主における税務、資本の部、資産及び負債等の引継ぎについては、各項目において後述する。

(4) 分割会社の株主における税務

分割型分割においては、分割会社の株主における税務を考慮する必要がある。なお、分社型分割においては、分割法人の株主に対する株式等の交付がないため、以下のみなし配当及び株式の譲渡損益は発生しない。

配当等とみなす金額

分割法人の株主等である内国法人が、分割型分割に際し金銭その他の資産の交付を受けた場合（すなわち、適格分割型分割は除かれる。）その金銭等の合計額が、当該法人の資本等の金額のうち、その交付の基因となった当該法人の株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は利益の配当又は剰余金の分配額とみなされる（法人税法第24条第1項）。

		<-----> (超える部分)
交付金銭等の合計額		
資本等のうち株式対応部分		みなし配当額

なお、上記のみなし配当課税がある場合、また分割承継法人の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、交付を受けた株式の取得価額にはこれらの金額を加算する（法人税法施行令第119条第1項）。

譲渡損益

有価証券の譲渡益又は譲渡損については、法人税法第61条の2において、原則として下記のアとイの差額をもって計算するものと規定されている。

ア．有価証券の譲渡対価の額（配当とみなされる金額を除く。）

イ．有価証券の譲渡原価の額

そして、内国法人が旧株（当該内国法人が有していた株式）を発行した法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合、当該旧株の内分割により移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行ったものとされる（法人税法第61条の2第3項）。

この場合、金銭の交付の有無により、次のとおり取扱いが異なる。

ア．金銭交付分割型分割

上記の譲渡原価の額は、旧株の分割直前の「分割純資産対応帳簿価額」とする。

イ．株式のみを交付する分割型分割

上記の譲渡対価の額及びイの譲渡原価の額について、共に旧株の分割直前の「分割純資産対応帳簿価額」とする（＝譲渡損益は発生しない。なお、この場合適格・非適格は問わない）。

ア．の金銭交付分割型分割の場合の譲渡損益の計算

交付金銭等の合計額	
同上みなし配当分を除く	
譲渡原価の額（譲渡益のケース）	
譲渡原価の額（譲渡損のケース）	

以下に、具体的な仕訳例により、分割型分割における分割法人の株主に係る税務上の取扱いを示す。

(設例)

分割法人 B/S

A 事業資産	1,000	A 事業負債	700
B 事業資産	500	B 事業負債	300
(移転資産)		(移転負債)	
		資本金	300
		資本積立金	100
		利益積立金	100

- ・分割承継法人で増加させる資本金を 100 とする。
- ・分割法人の株主は 1 名とし、その帳簿価額は 200 とする。
- ・B 事業資産の含み益を 200 とする。なお税効果は無視する。

適格分割型分割の場合

新株式	80	旧株式	80
-----	----	-----	----

(計算)

譲渡対価 = 譲渡原価 80 = 旧株帳簿価額 200 × [B 事業簿価純資産 (200 = 500-300) / 分割法人簿価純資産 (500 = 1,000+500-700-300)]

(なお、[] 内については小数点以下 3 位未満の端数を切り上げる。)

非適格分割型分割の場合

(仮に金銭等の交付が 100 あった場合)

新株式	300	旧株式	80
現金	100	譲渡益 *1	80
		みなし配当 *2	240

(計算)

*1 譲渡益 80 = 減少資本等金額 160 (= 400 × 200/500) - 旧株分割純資産対応帳簿価額 80 (= 200 × 200/500)

*2 みなし配当 240

= 交付金銭等合計額 400 (= 300+100) - 分割純資産対応資本等金額 160 (= 400 × 200/500)

= 減少利益積立金 240 (交付金銭等合計額 400 - 分割純資産対応資本等金額 160)

(5) 資本の部の引継ぎ

<概要>

(分割型分割)

分割法人の資産及び負債の移転に伴い、その対価は分割法人の株主が受け取ることから、分割法人における資本の部の金額を減少させる必要がある。

適格分割型分割においては、分割法人の資産及び負債は帳簿価額で分割承継法人に移転され、分割法人の利益積立金も分割純資産に対応して減少し、分割承継法人にその金額が引き継がれる(引継ぎは強制)。

非適格分割型分割においては、分割法人の資産及び負債は時価で分割承継法人に移転され、分割法人において譲渡損益が計上される。分割法人の利益積立金は分割純資産に対応して(帳簿価額ベースの比率)減少する一方、分割承継法人には利益積立金は引き継がれない。

なお、分割法人における仕訳としては、原則は、法人税法第62条第1項後段において、「・・・分割承継法人から新株等をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を株主等に交付したものとす」が、適格分割型分割の場合は、法人税法第62条の2第1項後段において、「・・・分割承継法人から新株等を純資産価額(10)に相当する金額により取得し、直ちに当該新株等を株主等に交付したものとす」と規定されている。

(分社型分割)

分割法人の資産及び負債の移転に伴い、その対価は分割法人が受け取ることから、分割法人における資本の部の金額に変動はない。

適格分社型分割においては、分割法人の資産及び負債は帳簿価額で分割承継法人に移転され、分割法人の利益積立金は変動せず、分割承継法人にも引き継がれない。

非適格分社型分割においては、分割法人の資産及び負債は時価で分割承継法人に移転され、分割法人において譲渡損益が計上される。分割法人の利益積立金は分割承継法人に引き継がれない。

10 適格分割型分割に係る第2条第17号ホに規定する純資産価額

(法人税法第62条の2第1項後段)

下記の から を減算した金額

分割法人の分割の日の前日の属する事業年度終了の時の移転資産の帳簿価額

同移転負債の帳簿価額

分割承継法人が分割法人から引継ぎを受ける利益積立金として政令で定める金額

分割承継法人は、新株の発行に代えて保有する自己株式（代用自己株式）を交付することもできるが、その場合、原則は資本等取引として譲渡損益は発生せず、帳簿価額にて計算される（法人税法第 61 条の 2 第 5 項）。非適格分割においては、分割法人が有していた分割承継法人の株式については時価により計算する。

以下に、具体的な仕訳例により資本の部の引継ぎを示す。

（設例）・・・前節と同様とする。

分割法人 B/S

A 事業資産	1,000	A 事業負債	700
B 事業資産	500	B 事業負債	300
（移転資産）		（移転負債）	
		資本金	300
		資本積立金	100
		利益積立金	100

- ・分割法人で減少させる資本金及び分割承継法人で増加させる資本金を同額の 100 とする。
- ・分割法人の株主は 1 名とし、その帳簿価額は 200 とする。
- ・B 事業資産の含み益を 200 とする。なお税効果は無視する。
- ・分割承継法人は新株のみを交付し、金銭等の交付はしなかったものとする。

分割型分割

<適格>

ア．分割法人

B 事業負債	300	B 事業資産	500
株式	160		
利益積立金 *3	40		

（計算）

*3 減少利益積立金 40 = 分割前利益積立金 100 × [移転簿価純資産 200 / 分割前簿価純資産 500] (法人税法第 2 条第 18 号イ)

（なお、[] 内については小数点以下 3 位未満の端数を四捨五入する。）

資本金	100	株式	160
資本積立金 *4	60		

(計算)

*4 減少資本積立金 60 = 移転簿価純資産 200 - 減少利益積立金 40 - 減少資本金 100 (法人税法第 2 条第 17 号レ)

イ. 分割承継法人

B 事業資産	500	B 事業負債	300
		資本金	100
		資本積立金 *6	60
		利益積立金 *5	40

(計算)

*5 引継利益積立金 40 (法人税法第 2 条第 18 号ホ)

*6 増加資本積立金 60 = 移転簿価純資産 200 - 引継利益積立金 40 - 増加資本金 100 (法人税法第 2 条第 17 号ホ)

<非適格>

ア. 分割法人

B 事業負債	300	B 事業資産	500
株式	400	譲渡益	200

資本金	100	株式	400
資本積立金 *7	60		
利益積立金 *8	240		

(計算)

*7 減少資本積立金 60 = 分割前資本等 400 × 移転簿価純資産 200 / 分割前簿価純資産 500 - 減少資本金 100 (法人税法第 2 条第 17 号レ)

*8 減少利益積立金 240 = 交付金銭等合計額 400 - 減少資本等 160 (法人税法第 2 条第 18 号ロ)

イ．分割承継法人

B 事業資産	700	B 事業負債	300
		資本金	100
		資本積立金 *9	300

(計算)

*9 増加資本積立金 300 = 移転時価純資産 400 - 増加資本金 100 (法人税法第 2 条第 17 号ホ)

分社型分割

<適格>

ア．分割法人

B 事業負債	300	B 事業資産	500
株式	200		

イ．分割承継法人

B 事業資産	500	B 事業負債	300
		資本金	100
		資本積立金 *10	100

(計算)

*10 増加資本積立金 100 = 移転簿価純資産 200 - 増加資本金 100 (法人税法第 2 条第 17 号ハ)

<非適格>

ア．分割法人

B 事業負債	300	B 事業資産	500
株式	400	譲渡益	200

イ．分割承継法人

B 事業資産	700	B 事業負債	300
		資本金	100
		資本積立金 *11	300

(計算)

*11 増加資本積立金 300 = 移転時価純資産 400 - 増加資本金 100 (法人税法第 2 条第 17 号ハ)

(6) 主な項目の引継ぎ等の取扱い

諸資産

ア．棚卸資産

- (ア) 分割法人より引継ぎを受けた棚卸資産の取得価額(法人税法施行令第28条第4項、第123条の3)

適格分割型分割	分割前事業年度終了時における当該棚卸資産の取得価額に、消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算
---------	---

- (イ) 分割法人より取得した棚卸資産の取得価額(法人税法施行令第32条第3項、第123条の4)

適格分社型分割	分割直前の当該棚卸資産の帳簿価額に、消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額がある場合は加算
---------	---

イ．減価償却資産

- (ア) 分割会社における償却費の損金算入額(法人税法第31条第1項、第2項)

分割型分割	損金経理額のうち償却限度額まで
適格分社型分割	移転資産に係る期中損金経理額のうち分割日の前日を事業年度終了の日とした場合の償却限度額まで(非適格の場合は損金算入不可)

- (イ) 引継ぎ額

適格分割の場合においては、償却超過額を含めた分割直前の帳簿価額で引き継がれる(法人税法第31条第4項)。また、分割承継法人が減額して受け入れた場合、当該減額部分は分割承継法人の過年度の損金経理額とみなす(法人税法第31条第5項)。

- (ウ) 取得価額(法人税法施行令第54条第1項第5号イ、ロ)

適格分割型分割	(1)分割事業年度において償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額(分割法人における取得価額) (2)分割承継法人が事業の用に供するために直接要した費用
適格分社型分割	(1)分割の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度において償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額(分割法人における取得価額) (2)分割承継法人が事業の用に供するために直接要した費用

ウ．繰延資産

(7) 移転資産等と密接な関連を有する繰延資産の範囲（法人税法施行令第 66 条）

- 適格分割により分割承継法人に引き継がれる社債に係る社債発行費及び社債発行差金
- 適格分割により分割承継法人のみが便益を受けることとなる公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- 適格分割により分割承継法人が引き続き賃借をするために支出する権利金、立退料その他の費用

(1) 分割会社における償却費の損金算入額（法人税法第 32 条第 1 項、第 2 項）

分割型分割	損金経理額のうち償却限度額まで
適格分社型分割	移転繰延資産(移転資産、負債又は契約と関連を有するものに限る) に係る期中損金経理額のうち分割日の前日を事業年度終了の日とした場合の償却限度額まで（非適格の場合は損金算入不可）

(ウ) 引継ぎ額

適格分割の場合においては、次の繰延資産は償却超過額を含めた分割直前の帳簿価額で引き継がれる（法人税法第 32 条第 4 項、第 6 項）

- () 適格分割により移転する資産等と密接な関連を有する繰延資産
- () 適格分割型分割以外の適格分割により移転する資産等と関連を有する繰延資産（() を除く。）のうち期中損金経理額の適用を受けたもの

なお、適格分割により移転する資産等と関連を有する繰延資産（() () を除く。）については、分割の日以後 2 か月以内に所轄税務署長に一定の書類を提出した場合に限り、分割直前の帳簿価額にて引き継がれる（法人税法第 32 条第 4 項、第 5 項）

また、分割承継法人が減額して受け入れた場合、当該減額部分は分割承継法人の過年度の損金経理額とみなす（法人税法第 32 条第 7 項）

諸引当金

ア．貸倒引当金

(7) 分割型分割

適格	個別貸倒引当金、一括評価貸倒引当金共に、分割承継法人に移転する金銭債権に係る部分の金額を引き継ぐ（法人税法第 52 条第 7 項）
非適格	個別貸倒引当金、一括評価貸倒引当金共に、分割承継法人に引き継ぐことはできない（移転時に時価評価されるため）

	<ul style="list-style-type: none"> ・分割法人における個別貸倒引当金繰入限度額（法人税法第 52 条第 1 項） 分割事業年度終了時において、分割承継法人に移転する金銭債権を除いて計算する。 ・分割法人における一括評価貸倒引当金繰入限度額（法人税法第 52 条第 2 項） 分割事業年度終了時において、個別評価金銭債権及び分割承継法人に移転する金銭債権を除いて計算する。
--	--

(1)分社型分割

適格	分割により移転する個別評価金銭債権につき、期中貸倒引当金を設けたときは、分割の日の直前の時を事業年度終了時とした場合に計算される繰入限度額を分割法人において損金に算入する（法人税法第 52 条第 5 項）。また、当該損金算入された期中貸倒引当金の額を分割承継法人に引き継ぐ（法人税法第 52 条第 7 項） （ 一括評価貸倒引当金は引き継げない）
非適格	個別貸倒引当金、一括評価貸倒引当金共に、分割承継法人に引き継ぐことはできない（移転時に時価評価されるため）。

イ．退職給与引当金

適格か否かにかかわらず、分割直前に有する退職給与引当金のうち分割承継法人の業務に従事することとなった使用人に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額の引継ぎが行われる（法人税法第 54 条第 8 項）

なお、分社型分割の場合、次の要件に該当するときに限り、所轄税務署長への届出を条件に、分割会社において期中退職給与引当金を計上することができる（法人税法第 54 条第 4 項、法人税法施行令第 106 条の 2）

- 分割法人において、移転使用人の全部又は一部に退職給与を支給していないこと
- 分割承継法人の退職給与規程において、移転使用人につき分割法人及び分割承継法人の業務に従事する期間を通算して退職給与の計算期間とする定めがあること
- 分割により分割事業に従事していた使用人の内その総数のおおむね 100 分の 80 以上が引き続き分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること

なお、平成 15 年度税制改正により、退職給与引当金の制度が廃止された。これは、連結納税制度の導入に伴い課税ベースの拡大を図るための措置と解されるが、具体的な経過措置等については、第三篇 1．企業再編と労務実務の問題 【Q 3 1】を参照のこと

(7) 欠損金等の利用制限

<概要>

組織再編成における租税回避行為を防止する観点から、以下の措置が採られている。

会社分割においては、合併類似の適格分割として次の要件にすべて該当するものについて、合併と同様の取扱いとされている（法人税法施行令第112条第1項）。

- ・分割型分割に係る分割法人の分割前に営む主要な事業が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること
- ・分割型分割に係る分割法人の分割の直前に有する資産及び負債の全部が分割承継法人に移転すること
- ・分割型分割に係る分割法人を分割後直ちに解散することが、分割の日までに分割法人の株主総会又は社員総会において決議されていること

なお、具体的な内容については、合併の項を参照。

繰越青色欠損金の引継ぎ

合併類似の適格分割においては、分割法人の繰越青色欠損金の引継ぎが認められているが、グループ内再編の一定の場合につきその引継ぎが制限される。

繰越青色欠損金の繰越控除の制限

合併類似の適格分割(同上)においては、分割承継法人の繰越青色欠損金についても、グループ内再編成の一定の場合につきその繰越控除が制限される。

再編成後に特定資産の含み損を実現させた場合の損金算入の制限

適格分割(分割型・分社型を問わない。)においては、特定資産の譲渡等損失額について、グループ内再編成の一定の場合その損金算入が制限されている。

行為又は計算の否認（法人税法第132条の2、所得税法第157条第3項、相続税法第64条第3項）

組織再編成に係る包括的な租税回避防止規定が設けられており、各個別に設けられた租税回避防止のための規定から漏れる行為について更に全体に網をかけた規定となっている。

(8) その他の税務の取扱い

みなし事業年度 (法人税法第 14 条)

法人が事業年度の中途において、当該法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割 (折衷型を含む) を行った場合は、

ア . その事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間

イ . 分割の日からその事業年度の末日までの期間

をそれぞれ当該法人の事業年度とみなし、申告をしなければならない。

連帯納付義務 (通則法第 9 条の 2、地方税法第 10 条の 3)

法人が分割 (分社型分割を除く。) をした場合には、分割承継法人は、当該分割法人の国税及び地方税について、連帯納付の責めに任ずる。ただし、承継財産の価額を限度とする。

消費税

合併等と同様に、会社分割に伴う資産の移転については、組織法上の行為として包括承継されるため、消費税法にいう資産の譲渡等に該当しないものとされる。

その他、分割等があった場合の納税義務の免除の特例 (消費税法第 12 条) 等の規定がある。

不動産取得税等

分割による不動産等の取得に係る下記の取得税等は、形式的な所有権の移転として非課税とされている。

・不動産取得税 (法人の合併又は政令で定める分割による不動産の取得 地方税法第 73 条の 7)

・特別土地保有税 (同法第 73 条の 7 各号に該当する土地の取得に対する特別土地保有税を課することができない 同法第 587 条第 2 項)

・自動車取得税 (法人の合併又は政令で定める分割による自動車の取得、 同法第 699 条の 4 第 2 項)

登録免許税

ア．商業登記

分割による株式会社又は有限会社の設立の登記	資本の金額の 1.5/1,000 (分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については 7/1,000) 最低税額は申請件数 1 件につき 3 万円
分割による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記	増加した資本の金額の 1.5/1,000 (分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については 7/1,000) 最低税額は申請件数 1 件につき 3 万円

イ．不動産移転登記

	本則	軽減税率()
所有権の移転の登記(ニ その他の原因による移転の登記)	不動産価額の 20/1,000	同左の 2/1,000
根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額の 2/1,000	同左の 1/1,000

会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第 81 条)
平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに会社分割により各権利を取得し、当該権利に係る登記等を受ける場合には、当該取得日以後 3 年以内の登記等に限り軽減税率が適用される。

印紙税

ア．新株券 券面金額により 200 円～2 万円(印法別表一 4)

イ．分割計画書(各法人) 分割契約書(連帯納付義務) 1 通 4 万円(印法別表一 5)

ウ．新設分割における新設法人の原資定款認証に係る印紙税 1 通 4 万円(印法別表一 6)

5. 会社分割の個別論点

【Q1】

会社分割における営業の意義はどのように解釈すればよろしいでしょうか。

【A1】

商法の第373条（新設分割）及び第374条の16（吸収分割）に規定する「営業の全部又は一部」は、会社分割におけるキーワードの一つといえます。

営業の意義は、最高裁大法廷の判例に基づく次のようなものであるといえます。

「商法第24条以下にいう営業の譲渡と同一意義であり、営業そのものの全部または重要な一部を譲渡すること、詳言すれば、一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部又は一部を譲渡し、これによって譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に商法第25条に定める競業避止義務を負う結果を伴うものをいう。」（ここでは商法第245条に規定する特別決議を要する営業譲渡に関する営業の意義が述べられています。）

この定義によると、個々の財産、例えば、棚卸資産や固定資産が、たとえ当該営業の重要な要素を構成するものであっても、そのみでは「営業」とはならず、単なる「資産」の譲渡ということになる。では、譲渡する「営業」がどのような状態であれば単なる「資産」の集合でなく「営業」と見ることができるのか。これについては、「各別の開業準備行為をすることなくそのまま営業をすることができる状態」（前田 庸著「会社法入門」第7版）となっているかどうかを判断することになると思われます。

なお、会社分割の場合は、「重要な」という要件は課されておりません。

【Q2】

債務超過となる部門を対象とする会社分割、又は分割の結果として分割会社が債務超過となるような会社分割を行うことは可能でしょうか。

【A2】

会社分割においては、以下の点を満たしている必要があります。

- 時価評価を行ったときに債務超過の状況が回避されること
- 商法第374条ノ2第1項3号及び第374条ノ18第1項3号でいうところの「債務の履行の見込み」があること

前者については、承継資産・負債の対価として設立会社又は承継会社が株式を交付するに際し、その株式交付価額に相当する正の価値が存在することが資本充実の原則上も要請されるためです。したがって、承継資産・負債が簿価ベースで債務超過であっても、時価評価ベースで

債務超過を回避できる内容であれば、分割が可能と考えられます。なお、吸収分割の場合は、理論的には最低1円でもプラスになれば分割しうると考えますが、新設分割においては、設立会社が最低資本金の規制により最低限10百万円の純資産が存在していることが必要となります。ただし、営業権の計上については、吸収分割の場合に限ります。

一方、後者については、現在の財政状態だけでなく、将来の債務の履行期において「債務の履行の見込み」が認められるような収益力、資金繰り計画を確保することが要求される要件です。一般的には、現時点において債務超過の状況にあれば「債務の履行の見込み」に乏しい場合が多いと考えられるため、その場合においては会社分割はできないこととなります。したがって、不採算部門を切り離す分割スキームに際しては債務の履行見込みを考慮して検討する必要があります。また、この要件は、分割後の分割会社の財政状態においても求められるため、優良部門を分割したために、分割会社が不良（債務超過）となるスキームの場合も注意が必要です。

【Q3】

人的分割の際の分割会社株主において、所有株式の簿価付替はどのように行うのでしょうか。

【A3】

会計制度委員会研究報告第7号「会社分割に関する会計処理」によれば、

「60 分割型の会社分割により分割会社の株主に交付された承継会社の株式は、分割前の分割会社の株式の帳簿価額を分割後の分割会社及び分割により移転する営業の各々の評価額を基準として合理的に配分する。」としており、具体的な算定方法については規定されておられません。

また、税務上は「法人税法施行令第119条の8第1項」により、

「法第61条の2第3項(分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する旧株を発行した法人の行った分割型分割の直前の当該旧株の帳簿価額に当該分割型分割に係る第23条第1項第2号(みなし配当金額の計算方法)に規定する割合[$\text{移転純資産} / \text{分割会社純資産}$]を乗じて計算した金額とする。」とされ、原則として簿価ベースの会社純資産に占める移転純資産の割合で配分することとなります。

したがって、税務上の簿価ベースの純資産比率で付け替えることも、合理的な配分方法の一つとして考えることができます。

【Q4】

純粹持株会社の100%持株関係下においてその傘下の子会社が分割型分割(人的分割)を行う際、分割会社が優先株式を発行している場合、普通株主のみに設立(又は承継)会社株式を割当交付することは税制適格上問題はないでしょうか。

【A4】

一般的には、分割型分割（人的分割）においては、各株主に対して按分的に株式を割り当てること税制適格の要件からも求められ、また、株主平等原則からも必要であると考えます。しかし、本事案のように100%持株会社の傘下における再編の場合、すなわち、株主が持株会社1名のみの特異なケースであれば、設立（又は承継）会社株式を普通株主のみに割り当て、優先株式等その他株主に割り当てないとしても、実態的には株主間の持分割合に変動をもたらさないと考えられますので、税制適格上問題となることはないと考えます。

【Q5】

1：1の比率による共同新設分割の場合、会計上・税務上どのような論点がありますか。

【A5】

出資比率が50%：50%となる共同事業再編成においても、各社の会計処理について、研究報告に従うことを前提とするならば、各社において「取得」と「持分の結合」についての判定を実施してその会計処理を選択することになります。なお、この場合において、当事会社双方共に移転事業に係る支配を喪失しているとする解釈もあるようです。

税務上は、50%の出資比率の場合には、「グループ内要件」を充たさないことから、「共同事業要件」により適格性を判断する必要があります。

【Q6】

税制適格要件に関し、交付を受ける承継会社株式の継続保有要件について、具体的に保有年数等の目安はあるのでしょうか。

【A6】

株式の継続保有要件については、税制の検討過程において、実際の継続保有期間（例えば、3年ないし5年等）を義務付けるような議論もあったとのことですが（「税務弘報」（2001年5月号）P.32参照）、最終的には当初の「見込み」という表現に落ち着いたという経緯があるようです。したがって、特に具体的な保有年数等は明示されていませんが、当初の企業再編成における計画では見込まれていなかった経済状況、産業動向等により、後発的に計画を変更せざるを得なくなる状況があれば、結果として継続保有が満たされなかったとしても、遡って税制非適格と認定されることはないものと考えます。具体的には、個々のケースごとに判断するしかないと考えますが、当初の計画からその後の計画変更を迫られるに至った変遷過程がわかるような資料等を整えておき、第三者に対しても反証できるように準備しておくことも一考かと考えます。

【Q7】

分割法人に欠損金がある場合、分割に際しこれを商法上「営業権」として受け入れることが考えられますが、この場合税務上も営業権として計上し、償却費を損金算入することは可能でしょうか。

【A7】

上記【Q2】に述べたように、債務超過部門を分割により承継させる場合、欠損金相当額以上の部分について、何らかの要素（ブランド力、技術力、顧客リスト等）の評価に基づき「営業権」として評価して受け入れることで、商法上は会社分割が可能となる場合が考えられます。しかし、税務上においては、適格分割に該当する場合は営業権の計上ができないこととなります。また、このたびの法人税基本通達の改正により、このような営業権については引継ぎが認められない旨が明記されました。

[法人税基本通達12の2-1-1]

「前段省略（注）適格合併又は適格分割に係る被合併法人又は分割法人に繰越欠損金がある場合において、合併法人又は分割承継法人がその繰越欠損金の全部又は一部に相当する金額を営業権として受け入れているときであっても、当該営業権については移転がなかったことになるのであるから留意する。」

【Q8】

分割財産に海外現地法人の株式が含まれる場合、何か注意すべき事項はありますか。

【A8】

会社分割を行う際に、分割対象の事業部門が保有する投資有価証券等が分割財産に含まれることがあります。特にそれが海外現地法人の株式である場合、留意すべき点があります。

我が国の商法に基づく会社分割により、国内法人間で株式が移転することは、国内における単なる株式譲渡の問題と考えがちですが、例えばカナダの現地法人の株式が含まれていた場合、日加租税条約によりカナダにおける課税対象となる、というような問題が実務上も生じております。この取扱いは国ごとに異なりますので、海外税務への影響については個別内容ごとに十分な事前調査が必要と考えます。

・改正産業活力再生法による組織再編成手法の拡大

1．産活法改正の主旨

産業活力再生特別措置法（以下「産活法」と略す。）は我が国の諸産業に見られる過剰供給を解消し、デフレを克服するため平成15年4月経済産業省により改正された。その主旨はあらゆる産業において需給調整が進まず、過剰設備、過剰雇用、過剰債務が解消しないため、これらの解消を促進し経済をサプライサイドから立て直すことを目的としている。改正前の産活法は、精緻な事業計画の策定など適用要件が厳しい割には、得られるメリットが一部の税金の軽減と制度金融であり、その適用認可企業の大半が大手上場企業であった。

各企業（債務者）はリストラによって設備の廃却や人員整理を行っているが、それは財務的に体力のあるごく一部にすぎない。通常メイン銀行主導で行われるリストラの大半は債権者間の合意が得られずに遅々として進まない。

金融機関に対して過剰債務の処理を促す制度が「産業再生機構」や「整理回収機構」であるとするれば、企業に過剰設備・過剰雇用の解消を円滑に行えるよう制度的な後押しをするものが「改正産活法」であるといえる。

2．産活法の主要認定支援措置

上記主旨にのっとり産活法は以下の4つの制度的認定を盛り込んでいる。

- 事業再構築計画（自力再生が可能で自ら「選択と集中」を断行するケース）
- 共同事業再編成（業界レベルでの事業統合を促進するケース）
- 経営資源再活用（再生可能事業を切り出し、外部スポンサーの支援を受けるケース）
- 事業革新設備投資（国内の産業空洞化に対応し、共同で設備投資するケース）

一方、産活法はそれぞれについて以下の観点から支援措置を認めている。

- A. 税制（リストラ損失の繰延べ若しくは親子通算、譲渡益課税繰延べ、登録免許税・不動産取得税減免、設備の特別償却）
- B. 法制（再編成・減資の際の特別決議の省略及び債権者保護手続の簡素化、検査役調査の省略、再編成手法の多角化、公正取引委員会の審査迅速化）
- C. 金融（日本政策投資銀行による低利制度融資、産業基盤整備基金により債務保証）

これらはいずれも実際にあった企業再生事例や再編ニーズに基づいて、経済産業省のワーキンググループにより考案され策定されていることは注目に値する。上記の制度的認定と支援措置をマトリックスにすると以下ようになる。

	事業再構築	共同事業	経営資源再活用	事業革新投資
税制	登録免許税・不動産 取得税軽減 特別償却	登録免許税軽減 譲渡益繰延 欠損金期限延長 廃棄損通算 特別償却	登録免許税・不動産 取得税軽減	特別償却
法制	再編成・減資簡素化 検査役省略	再編成簡素化 検査役省略	再編成簡素化 検査役省略	
金融	政策投資銀行低利 融資	政策投資銀行低利 融資	中小公庫低利融資 再生ファンドを通 じた政策投資銀行 出資	政策投資銀行 産業基盤整備基金 債務保証

ここで再編成の簡素化とは、規模（5分の1基準）あるいは出資比率（3分の2基準）によって再編成に関する株主総会特別決議を省略するものであり、現行商法の規定を緩和するものとなっている。

3. 産活法適用による再編成の手法

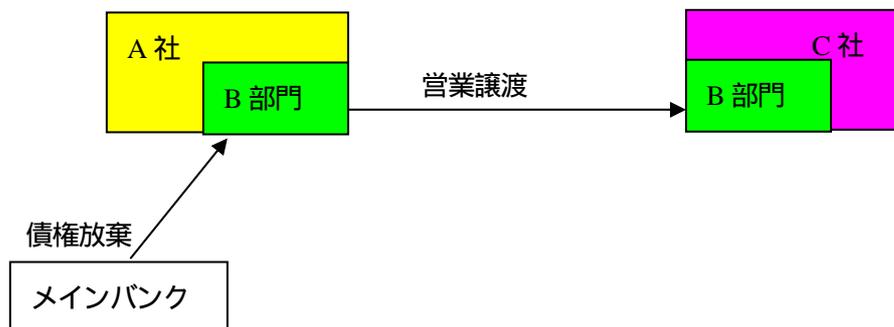
産活法は主として企業再生若しくは企業の活性化のための認定施策であるが、再編成手法の多様性をももたらすよう設計されている。ここではそれぞれの認定により考案される再編成手法と得られるメリットについて検討する。

(1) 事業再構築計画・・・既存事業が中核事業への「選択と集中」を通じ企業全体の生産性向上を図る計画

本制度は従前の産活法においても認められていたものであるが、更にそれを促進することを目的としている。合併、会社分割、営業譲渡、増資などの事業構造変更と新商品・新サービスなどの事業革新を促進することにより、経営資源を効率活用し、生産性の向上を実現しようとするものである。具体的には不採算部門やノンコア事業を切り離し、本業に集中する。また金融支援の際に生じる債務免除益への課税を回避するため、資産の評価損を損金処理することを認める措置が講じられている。

<設例>

A社は不採算部門Bを関連債務を除いた上でC社に営業譲渡し本業に専念する。B部門の譲渡損及び本業の資産の含み損に対し、関連債務について金融機関より債権放棄（若しくはDES）を受ける。



このケースで認定により得られるメリットとしては以下の諸点が考えられる。

(法制)

- B部門の現物出資（若しくは事後設立）における特別決議及び検査役調査等が省略できる。
- 銀行によるDESにおいて現物出資財産としての債権について検査役調査等を免除する。
- A社が資本欠損を填補するための減資手続を緩和する。

(税制)

- B社設立時の登録免許税及び移転資産に係る不動産取得税が軽減される。

(金融)

- A社は中核事業の活性化のために低利融資が受けられる。

一方この認定を受けるために事業計画に必要な数値基準は以下のとおりである。

<生産性基準>

ROEが2%以上向上

有形固定資産回転率が5%以上向上

一人当たり付加価値額が6%以上向上

のいずれかを達成すること

<財務健全化基準>

有利子負債をキャッシュ・フローの10倍以内に圧縮

$\frac{\text{有利子負債} - \text{現預金} - \text{有価証券} - \text{運転資金}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{引当金増減}}$	10
---	----

経常収入が経常支出を上回る。

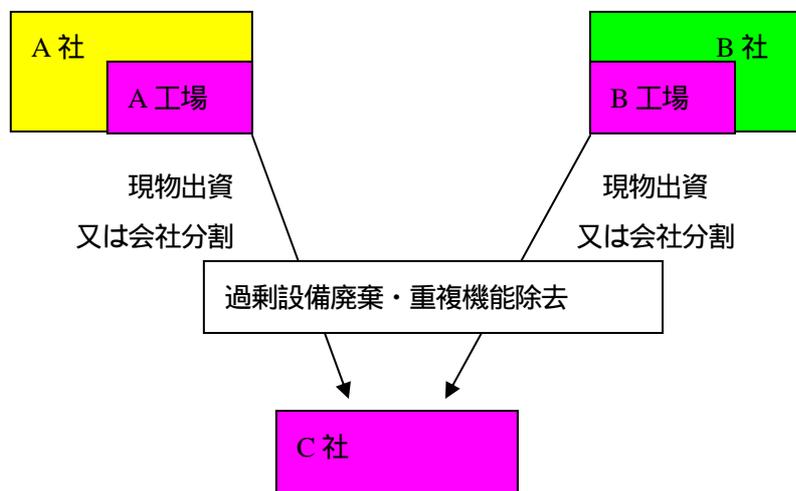
のいずれも達成すること

(2) 共同事業再編成計画・・・過剰供給事業において複数事業者が共同で事業集約・縮小・廃止を通じ事業の効率性向上を図る計画

本制度は新産活法において新たに定められた制度で、企業レベルでの選択と集中を産業レベルでの再編成の促進に転換することを目的としている。とりわけ装置産業・インフラ産業において過剰設備を整理し需給バランスを調整することが期待されている。

<設例>

製鉄、半導体製造、石油化学のように巨額の設備投資が不可欠である業界において、過剰供給を解消するため複数事業者が共同で事業集約、縮小・廃止を通じて事業の効率化を図る。例えば、シリコンウェハー事業を営む A 社 B 社がそれぞれ次世代規格の製品製造ラインを集約するため、共同現物出資又は共同新設分割により C 社を設立し、老朽化した一方の工場を閉鎖する。



このケースで認定により得られるメリットとしては以下の諸点が考えられる。

(法制)

- 共同事業会社 C 社組成のための組織再編成手続を簡素化する（総会決議免除及び検査役調査免除）

(税制)

- C 社設立における登録免許税及び移転資産に係る不動産取得税が軽減される。
- A・B 社における資産移転に係る譲渡益課税の繰延べが認められる（これには組織再編税制における共同事業要件と同様の役員による経営参画要件がある。）
- 設備・在庫廃棄損、割増退職金・就職斡旋費用などによる欠損金の繰越期限が延長（7 年まで）される。
- C 社の革新的新規設備投資に対する特別償却制度（40%）

(金融)

- 政策投資銀行からの低利融資

この認定事業者となるための数値基準は以下のとおりである。

< 過剰供給構造の判定基準 >

長期にわたり稼働率の低下等需給ギャップが存在すること（機械装置回転率、稼働率、卸売価格、売上高利益率の低下等で判定）

過剰供給の短期的解消が困難であること（固定費の水準が高いことを総費用固定比率等で判定）

< 政策支援の対象に関する基準 >

複数の事業者が過剰供給事業の集約又は縮小・廃止を目的として共同で事業再編成する計画を策定すること

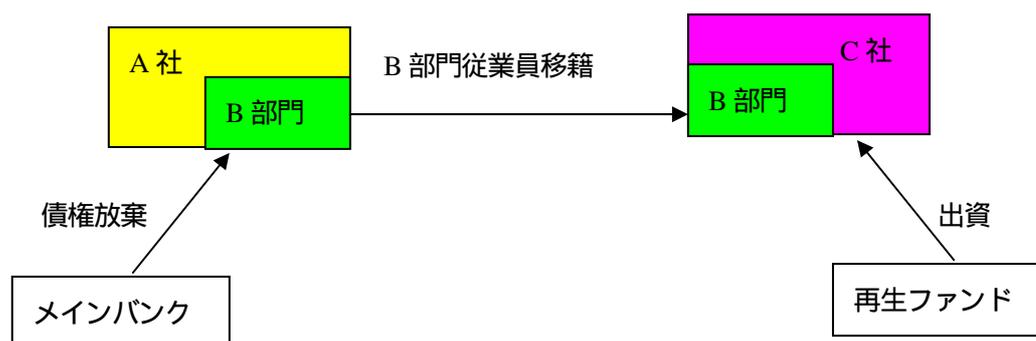
計画終了時点でキャッシュ・フロー（修正 ROA）が 2%改善すること、又は稼働率が向上（有形固定資産回転率等の 5%改善）すること

（ 3 ）経営資源再活用計画・・・既存企業において有効に活用されていない経営資源を活用して当該事業分野の効率性向上を図る計画

本認定は今回新設された制度であるが、（ 1 ）の制度の裏返しともいえる。すなわち、（ 1 ）の事業再構築計画が事業の売り手に対する制度であり、この経営資源再活用はそのような選択と集中を進めている事業者から事業を譲受けて、生産性を向上させ活性化を図ろうとする事業者、すなわち買い手に対する制度である。

< 設例 >

事業再構築を図る A 社がノンコア事業である B 部門を MBO により設立された C 社に営業譲渡する。



このケースで認定により C 社にとって得られるメリットとしては以下の諸点が考えられる。

（法制）

- B 部門の営業譲受における特別決議及び検査役調査等が省略できる（対価が C 社の純資産の 5 分の 1 以下の場合）

（税制）

- C 社設立時の登録免許税及び移転資産に係る不動産取得税が軽減される。

- 設備・在庫廃棄損、割増退職金・就職斡旋費用などによる欠損金の繰越期限が延長（7年まで）される。

（金融）

- C社は政策投資銀行及び中小公庫、国民公庫等より低利融資が受けられる。

一方この認定を受けるために事業計画に必要な数値基準は以下のとおりである。

<生産性向上基準>

ROEが2%以上向上

有形固定資産回転率が5%以上向上

一人当たり付加価値額が6%以上向上

のいずれかを達成すること

<財務健全化基準>

有利子負債をキャッシュ・フローの10倍以内に圧縮

有利子負債 - 現預金 - 有価証券 - 運転資金 留保利益 + 減価償却費 + 引当金増減

10

経常収入が経常支出を上回る。

のいずれも達成すること

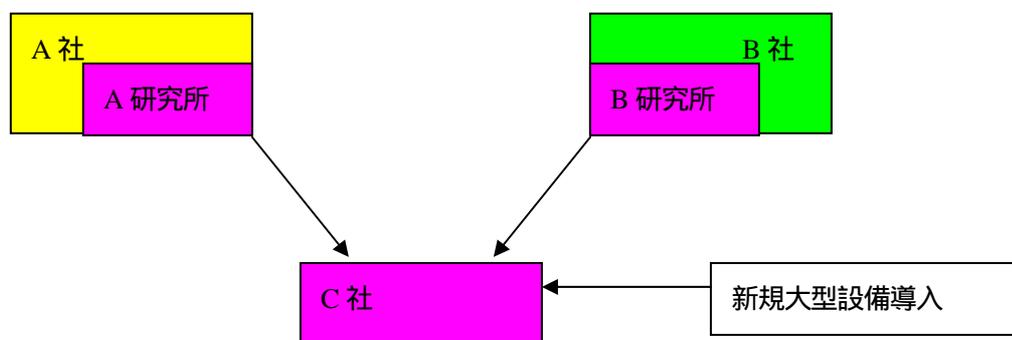
（４）事業革新設備導入計画・・・研究開発と一体となった実証一号機設備を中核とする製造拠点を国内に整備する計画

本認定は国内製造事業者に対して革新的な設備投資を促すことにより競争力のある産業構造を維持し、産業の空洞化に対応しようという主旨で今回新設されたものである。単独で認定を受けることもできるし、共同事業再編の一環として認定を受けることもできる。

これは、（２）の共同事業再編計画が過剰設備の集約・廃棄を促進する目的であるのと対照的に、新規に革新的な設備投資を促すある意味で前向きな制度といえる。

<設例>

自動車内燃機関部品を製造する A 社、B 社が省エネエンジンの製造ラインを合併により立ち上げるため、C 社を設立し新規大型設備を導入し合わせて両社の R&D 部門を移転する。



このケースでC社が本認定により得られるメリットとしては以下の諸点が考えられる。

(税制)

- C社の革新的新規設備投資に対する特別償却制度(24%)

なお産活法は認定を受ける計画の種類によって以下のように特別償却率が異なるので注意が必要である。

計画の種類	特別償却率
事業革新設備導入計画	24%
事業再構築計画 経営資源再活用計画	30%
共同事業再編成計画	40%

もし上記の例で、両社が過剰設備産業で従来仕様の設備の廃棄を伴う場合には、事業革新設備導入計画でなく、共同事業再編成計画のほうの認定を受ければ同じ設備に対して40%の高い特別償却率が適用されることになるので、認定を受けようとする事業者はどの計画を選択するか検討が必要である。

(金融)

- 政策投資銀行からの低利融資(高付加価値拠点化支援融資制度)
- 産業基盤整備基金による債務保証(保証限度額:原則50億円)

この認定事業者となるための認定基準は以下のとおりである。

<高付加価値拠点化基準>

研究開発機能との有機的な連繋が認められる。

全く新たな製品のための製造設備である、若しくは従来比40%以上の生産性改善当該企業にとって一号機設備投資である。

一定金額を超える大型投資である(10億円)

設備に革新性が認められる。

4. 改正産活法によるその他の再編手法

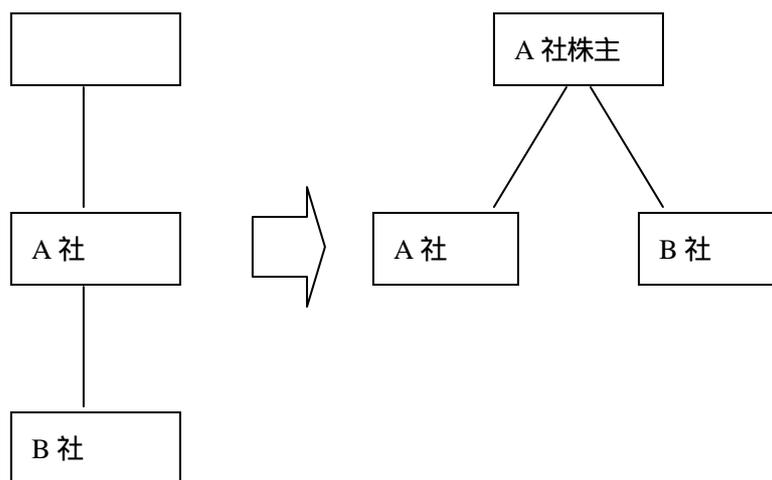
今回の改正で商法特例としての産活法には、興味深いいくつかの企業組織再編成手法が新たな試みとして取り上げられている。ここでは以下の措置の基本的な思想と、組織再編成への活用例を紹介する。

現物配当の導入

金銭合併・三角合併の導入

(1) 特定株式等の交付に関する特例(12条の8)

3分の2以上保有する子会社の株式を株主に対して、取締役会決議で現物配当することにより、認定企業においては子会社を兄弟会社化することが容易になり、株主にとってはコングロマリットディスカウントを回避することが可能となる。これは実質的に中間配当を現物により機動的に行えるようになったのと等しい。この制度がなければ同じ効果を得るためには、いったん合併した上で分社分割しなければならない。



例えば、A社は100%子会社であるB社の株式を出資比率に応じて時価でA社株主に現物配当する。これによりA社株主はB社の企業価値について直接的に利害を有することとなる。事業の異なる孫会社を子会社化する際にもこの手法が有効である。

(法制上の要件)

- A社が産活法認定事業であること
- A社が会計監査人の監査を受けている株式会社であること
- B社も株式会社であること
- B社株式に譲渡制限が付されていないこと
- A社がB社の議決権の3分の2を実質的に保有していること
- B社株式の交付時価がA社の配当可能利益の範囲内であること

(税制上の留意点)

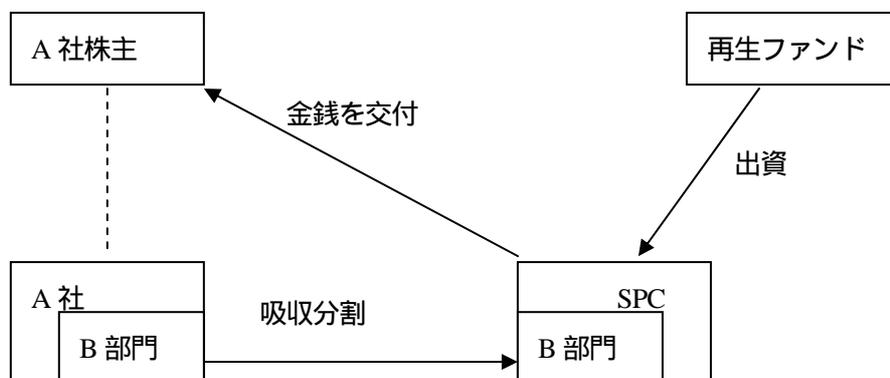
- A社の株主が個人の場合には配当所得として課税されるも現物配当のため納税資金が問題となる。
- 他の組織再編成とは異なり、現物配当は課税繰延べの特例が設けられていないため、原則どおりB社株式の時価と簿価の差額は課税される。
- 現物配当に関する源泉徴収の仕組みが整備されていない。税金部分については別途金銭による分配が行われる必要があるが、この点は未定である。

(2) 合併等対価の柔軟化の特例(第12条の9)

認定事業者が株式交換、吸収分割又は吸収合併のような企業結合タイプの組織再編成を行う際に、対価として新株の発行に代えて金銭又は他の株式会社の株式を交付することができる。企業再生を図る必要のある事業者の場合、この制度により外部株主を排除しながら早期に再生手続を進めることができる。また、このケースでは金銭負担なしで企業買収ができ、株主にとってはより魅力のある投資に置き換えることができる。

金銭による合併等(キャッシュ・アウトマージャー)

例えば、再生が必要なA社のB部門をSPCによって買収しようとする場合、吸収分割でありながらA社株主に金銭を交付することでB部門を手に入れることができる。またA社の再生手続を円滑にさせるため、丸ごとSPCが吸収合併しようとしてA社株主に金銭を交付すれば一気に外部株主を排除できる。



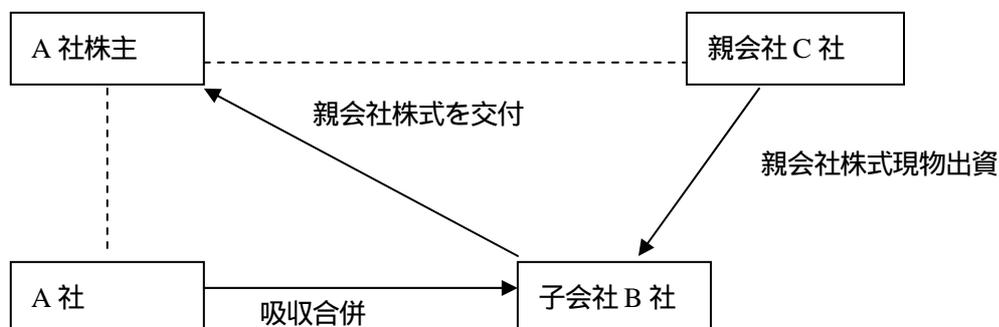
(税務上の問題点)

組織再編成税制では原則として、存続法人(SPC)がA社株主にSPCの株式以外のものを対価として交付する場合には非適格扱いにすることとなっている。したがって、消滅法人であるA社の資産・負債を時価評価し、簿価との差額について課税されることとなる。

他の会社の株式による合併等(三角合併)

一方金銭によらず保有する他の会社の株式を対価として交付してもよい。もし認定事業者

がその親会社の株式をもって他社を合併する場合にはそれを三角合併と呼んでいる。この場合親会社は外国会社でもよいとされている。A社株主にとって親会社株式が魅力的である限り対価として受取る経済合理性が認められる。



この制度がない場合には同じ再編成を行おうとすると、いったんB社がA社を吸収合併し、その後株式交換によりC社がA社株主からB社株式を取得しなければならない。この場合には株主総会を二度開くこととなり再編成が機動的に行えない。また、外国会社との株式交換は認められていない。

(法制上の論点)

この制度の特徴は子会社に親会社株式の取得を認めていることにある。もし認定を受けた再編成が行われない場合には本親会社株式は速やかに処分しなければならない。この場合の交付親会社株式は被合併会社の株式との交換比率によってその必要株数が決定されることになる。

(税制上の問題点)

の金銭合併の場合と同様、存続法人が自社の株式以外のものを対価として交付するときは再編成は非適格として扱われる。

したがって、消滅法人であるA社の資産・負債を時価評価し、簿価との差額について課税されることとなる。さらに、A社の株主にとってはA社株式の時価とA社の資本等との差額についてみなし配当課税が起きると同時に、A社株式をA社の資本等の金額で譲渡したものとして株式譲渡損益についても課税される。

5. 企業再生を支援する施策

新産活法は企業再生を促進させるよう減資や債権放棄に関連した法的手続の簡素化や税制面での支援措置も講じている。

(1) 資本の減少に関する特例(第12条の11)

認定事業者が減資や法定準備金の減少と同時にこれを上回る増資を行う場合には、事業規模が縮小することはないと考えられるため、株主総会決議を省略し取締役会によって実施可能とした。この場合には債権者保護手続のうち個別催告についても省略できることとした。

さらに、減資と同時に株式併合を行う場合、株主に影響がない(議決権に変動がない)場合においては株主総会の特別決議を省略する。

(2) 財産価格調査の免除の特例(第10条~第12条)

認定計画(事業再構築、共同事業再編成、経営資源再活用)に従って現物出資、財産引受、事後設立を行う場合において、出資財産又は譲受け財産に関する検査役調査を省略する。この場合には公認会計士・税理士による調査報告書も不要である(取締役による補填責任は存在する)。

債務の株式化(DES)においても銀行が債権(財産)を現物出資するものとして通常は検査役調査を要するが、産活法認定事業者の場合にはこれを不要とされ、再生手続が迅速に行われる。

(3) 営業譲渡における債権者の異議の催告(第13条)

認定事業者が計画に従って営業譲渡を行う際に債務も譲渡する場合に、債権者に対して催告し、それに対して回答がない場合には、債務譲渡についての同意があったものとみなすこととした。

これにより個別に債権者に催告し、債務の移転について確認をとる必要がなくなった。通知後2週間以内に返事がない場合は、自動的に同意したものと認定されるため、営業譲渡を伴う企業再生の迅速化が期待される。

(4) 欠損金の繰越期限の延長・繰戻還付の対象範囲の拡大

従来の産活法では設備除却損のみが対象となっていたが、新産活法では

- 設備等の撤去費用
- 原材料等の在庫廃棄損
- 希望退職者に対して講じた再就職支援
- 認定計画に従って希望退職者に支給される割増退職金(再就職支援が条件)

等に拡大し、これらによって生じた欠損金については7年間の繰越しを認める。また直前事業年度で課税所得があって納税が行われていた場合には、1年に限り繰戻還付も認められる。

(5) 資産評価損の損金算入

経済産業省と国税庁は平成 15 年 4 月 17 日、産活法において債務免除を受ける企業が免除益への課税を回避できるよう債務者企業の資産評価損について損金算入を認める措置の導入で合意した。新産活法認定事業者を対象に、土地などの資産の値下がりに伴う評価損の損金算入を認め、債権放棄を受ける際に生じる免除益との相殺を図ることを可能にする。

これにより、これまで会社更生や民事再生などの法的整理において認められていた評価損の損金算入が私的整理の枠内でもできることとなる。また債権放棄は課税を回避するために中途半端に行われる例が多く、それが2次口スの発生につながるきらいがある。今回の措置は企業が厳格に資産を査定し、それに対して銀行が大胆に債権放棄することで迅速な再生につなげようという政策的意図が伺える。

ただし、既に産活法の適用を受けた企業はこの措置を利用できないので注意が必要である。

第三編 企業組織再編成における労務と情報システム

前編までで見た企業組織再編成における法制度や会計・税務の問題については、どちらかといえば“器”であるハードに係る論点といえるが、その検討・意思決定と並び重要な項目であり、かつ実務上も論点となるのは、その器に盛り込むべき再編成後の経営戦略であり、それを動かす具体的な要素である「人」、「情報」に係るソフトの問題であるといえる。

本編では、企業再編成の中でも、特に業務のやり方や制度、文化の異なる企業同士が統合する場合、すなわちグループ外企業間の再編成に際し、論点となることの多い労務及び情報システムの問題について検討することとした。もちろん、同一企業グループ内の再編成においても、共通のテーマであることに相違はない。

なお、これらの内容については、どちらかといえば公認会計士の業務の専門外の領域に関わるものが多いことから、理論的かつ体系的に論ずることよりも、より実務向きに解説することに重点を置くこととし、主要な論点ごとにQ & A方式での記載としている。

各位の企業再編における実務の参考としていただければ幸いである。

・企業組織再編成と労務実務の問題

1. 企業再編成と労働関係

【Q1】

労働関係法の体系について、その概要を説明してください。

【A1】

労働者が働く条件である労働条件については、「労働基準法」が基礎になっているといえます。これは、そもそも我が国の憲法第25条第1項において、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されていることを基礎として、これを労働関係に適用するに当たっては、憲法第27条第2項の「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とされ、これを受けて、労働基準法第1条第1項において「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とされていること、及び同条第2項において、労働基準法は労働条件の最低基準を定めるものとして位置付けられています。

労働条件については、労働者と使用者が対等な立場で決定する（労働基準法第2条第1項）ことが求められていますが、個々の労働契約が両者で合意されたものであっても、その労働者に適用される労働協約や就業規則がある場合には、これらは個別労働契約を保護する上位の法的効力を有しますので、それらの規定に反する条件は無効とされます。また、就業規則は、法令や労働協約に反することはできないとされています（労働基準法第92条第1項）。

これらの規定を総合すると、労働条件の定めに関する規制は、法律上次のとおりの順位になっているといえます（ここでの>は優先されるという意味で用いています）。

法令 > 労働協約 > 就業規則 > 労働契約

なお、労働契約に対して、雇用契約という用語が用いられる場合がありますが、一般に雇用契約は民法上の合意を中心とする概念であり、使用従属関係という実際の雇用上の関係（労働を提供し、賃金を支払うという実態的關係）を重視した表現である労働契約とは必ずしも一致しませんが、ほぼ同じ概念と解されます。

(参考)

労働基準法第13条

この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、この法律で定める基準による。

労働基準法第92条第1項

就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。

労働基準法第93条

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

労働組合法第14条

労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。

労働組合法第16条

労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定めない部分についても、同様とする。

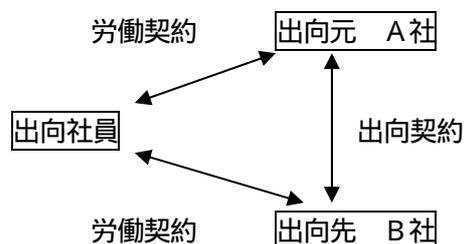
【Q2】

出向、転籍、派遣の法的な関係について説明してください。

【A2】

企業間で発生する人事異動の主な形態として出向、転籍、派遣があります。

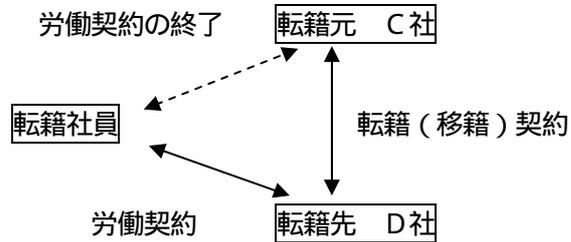
出向



出向は、出向元A社との労働契約に基づき、A社に在籍しながらA社の命令によって出向先B社とも労働契約関係を発生させ、B社の指揮監督に従い、B社の業務に従事することであり、いわば二重の労働契約関係となります。

労働協約や就業規則において出向に関する諸条件が明確にされている場合には、当該労働者とその都度の個別の同意がなくとも、使用者は労働者に出向を命じることが可能とされています。

転籍

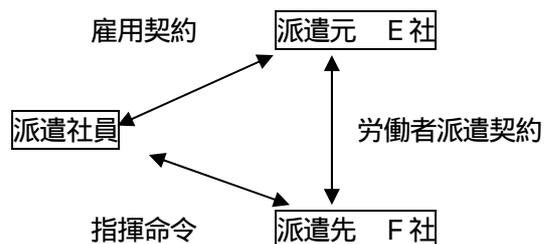


転籍は、転籍元C社との労働契約を終了し、新たに転籍先D社との労働契約を締結し、D社の従業員としてD社の業務に従事することをいいます。この場合、C社における退職とD社における新規採用とが同時に発生する関係となります(したがって、D社に新規採用とならないときは、C社の退職も成立しません)。

転籍は、労働協約や就業規則において業務上の都合により使用者が自由に転籍を命ずることができるような条項を定めることはできず(定めても効力がない。) 個別的に労働者本人の明示又は黙示の同意が必要とされる点で、出向と異なります。

しかし、グループ内での事業部門の分社化等に伴う転籍、すなわち、C社からD社に労働契約が変更されるものの、勤続年数の通算や退職金その他すべての労働条件がそのまま継続するような出向とほぼ同じような条件での転籍の場合には、人事異動の一環として使用者の命による一方的移籍が認められることもあります。

派遣



派遣とは、労働者派遣法に定める労働者派遣契約に基づいてE社の雇用労働者(派遣雇用)をF社に要員として派遣し、当該F社の指揮命令の下に派遣業務を遂行することをいいます。

【Q3】

営業譲渡、合併、会社分割等の各再編成時における労働契約等の承継についてポイントを説明してください。

【A3】

平成13年4月1日から施行された会社分割制度においては、「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」、いわゆる「労働契約承継法」がセットで適用されることとなりました。これは、会社分割の手續に際し作成・承認される分割計画書等において、承継対象となる主たる営業に従事する者としての記載の有無により、個々の労働者の同意の有無にかかわらずその転籍が決定されること、及びそのため特別な労働者保護が必要とされることから法制化されたものです。

これに対し、営業譲渡、合併においては、その労働契約の承継に関する労働者の保護について、現段階で特別な法制度は存在しません。

営業譲渡は「一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は一部の譲渡」であり、移転する財産の範囲は契約により定められます。したがって、労働契約については当然移籍とはならず、その法律関係に基づいて、譲渡対象の営業に従事している従業員を転籍させるか否かはその旨の契約により定めなければなりません。また転籍させる場合には、通常、会社間において転籍の範囲に関する合意を行い、その上で従業員との個別の同意が必要となります（民法第625条第1項）。

移転の形態としては通常は転籍が考えられますが、転籍の場合、転籍後の労働条件についても従業員の合意を得ることが多く、その際に労働条件の変更（不利益変更）が行われることも少なくありません。また、出向の場合もありますが、これは子会社への営業譲渡や一部の分離独立としての営業譲渡の場合に多くみられます。

一方、合併、会社分割については権利・義務が包括的に移転することから、原則として従業員との個別合意の必要はないものと解されます。この場合、従業員の労働条件について、当初は消滅会社（分割会社）における条件のまま移転することが多く（会社分割の場合の転籍では必須条件）転籍先の新会社（存続・承継会社）において異なる労働条件が並存することも考えられます。労務管理上、また経営戦略上も、これらの異なる労働条件をどのように統一化していくかは、重要な経営課題といえます。

なお、会社分割については、前述のとおり、労働契約承継法等による規制があり、事前に労働者・労働組合との十分な協議を行い、理解・協力を求める必要があります。

	営業譲渡	合併	分割	株式交換・株式移転
労働契約の承継	譲渡先へ承継するには譲渡元と譲渡先による合意が必要（特定承継）。また労働者の個別同意が必要。	存続会社に包括承継され、労働者の個別同意は不要。	包括承継のため、主として従事する者は分割計画書等に記載されることにより、労働者の意思とは関係なく当然転籍となる。	完全親会社と完全子会社との間で労働契約等の承継の問題は生じない。
労働協約の承継	特定承継であるため営業譲渡契約による合意と、労働組合との合意が必要となる。	包括承継であるため、消滅会社の労働協約はその内容を維持したまま存続会社に承継される。	労働協約の規範的部分（労働基準法16）は当然に債務的部分は当事者の合意により承継が行われる。	

【Q4】

営業譲渡、合併、会社分割の各再編成契約書における労務関係事項の記載上の留意点について説明してください。

【A4】

営業譲渡は労働契約の特定承継、合併・会社分割は包括承継であり、各契約書においてその範囲、内容を明示することになります。実務的には承継される労働条件等の詳細な内容まで触れることはなく、その概要が理解できる範囲での記載とすることが一般的です。

営業譲渡

営業譲渡の場合、原則として転籍となりますから、当該転籍と労働条件等に関し各労働者との個別同意が必要となります。そのため営業譲渡契約書上の記載については、一般に「甲は、本営業に従事する乙の従業員を譲渡期日をもって引き継ぐものとする。引継ぎに係る従業員及びその処遇については、別途甲乙協議して決定する。」等の記載をし、更に引き継ぐ従業員を特定させるため、別紙にて氏名等を記載する方法が考えられます。

また、別途覚書等において、「甲の引き継ぐ従業員について、乙の責任で同意を得るものとする。」といった定めと、さらに具体的処遇を規定することもあります。

合併

合併の場合は原則としてすべての労働者を引き継ぐことになるため、「甲は、乙の従業員全員を合併期日をもって引き継ぐものとする。従業員の処遇については、別途甲乙協議して決定する。」等の記載をすることが考えられます。

会社分割

分割計画書等において、承継する「労働契約」は法定記載事項とされております。

当該事項に関する、分割計画書等の記載に当たっては、その内容が分かるようなものであれば足り、労働者の氏名まで記載する必要はないとされています。

この点については「指針第2、2、(1)」によれば「承継される労働契約を分割計画書等に記載する場合には、当該承継される労働契約に係る労働者のすべての氏名が特定できることが必要であること。当該承継される労働契約に係る労働者のすべての氏名が特定できるときには、分割会社の特定の事業場を明示して、当該事業場のすべての労働者又は特定の者を除くすべての労働者に係る労働契約が当該承継される労働契約である旨を分割計画書等に記載することができること」とされています。したがって、例えば分割対象の営業である「A事業部に在籍する者」というような記載でも足りると解されます。

また労働条件の統一を段階的に進めるため、承継事業に係る労働者のすべてを出向とする場合があります。この場合、分割計画書等に「労働契約の承継はない」と記載することができるかが問題となります。

これについては無効とする説もありますが、労働契約の承継を分割計画書等に記載する趣旨は労働者保護を目的としたものであり、財産上の権利義務を中心とした第三者の権利保護を目的としたものではありません。したがって、労働者保護に欠けることがないこと、また分割された営業について労働者が従事し、営業に支障のないことが明らかなことであれば「労働契約の承継はない」旨の記載であっても理論上は問題はないと解されます。

ただし、誤解を生じさせないためには「労働契約の承継は出向による。」との記載をすることが望ましいとされます。なお、この出向の場合でも、会社分割においては労働契約承継法の規定が適用になりますので、「ただし、労働契約承継法の定めるところによる。」旨の記載は必要と解されています。

【Q5】

企業再編成における労使協議や労働組合への対応等に関する留意事項について説明してください。

【A5】

企業再編成時の労使協議に関しては、会社分割については「労働契約承継法」による規制があります。同法の規定の概要については後述しますが、同法においては、一定期日までに会社分割の事項に関して労働者・労働組合への通知を行うべきことや、また商法等改正法附則第5条により「分割する会社は、分割計画書等を本店に備え置くべき日までに、労働者と協議をするものとする。」との規定がなされております。ここにおける「協議」については、単なる協議であるのか若しくは同意まで必要なのかということが問題となります。

この点に関し法務省は、「協議することを会社に義務付けているため、会社は誠実に協議しなければならないが、労働者との間の合意の成立までは要求していない。」としており、仮に分割に伴う労働関係の承継について会社と労働者との間で協議が成立しなかった場合でも、そのこと自体が会社分割の効果に直接影響を与えるものではないとしています。

しかし、商法改正附則に定める協議を全く行わなかった場合やこれと同等と認められるような会社分割については、分割の経緯を経なかったことについて分割無効の原因となりうることも解されます。

したがって、労働者との協議は、分割計画書等の本店備置き日までに十分に行えるようなスケジュールを設定しておく必要があります。

また労働者との事前協議の主な内容は、個々の労働者が労働契約承継法に定める主として承継営業に従事する者に該当するか否かの判断基準を明確にすることが重要となります。その上で、本人の希望等を考慮し当該労働者に係る労働契約の承継の有無、承継しない場合の今後従事する予定の事業内容、就業形態等について協議していくことが必要となります。

一方、営業譲渡や合併については、特に労働契約承継法のような法規制はありませんが、営業譲渡による労働契約の移行（転籍）については労働者との個別同意が必要であること、また労働組合に関しても組織基盤に重要な影響を与えることが考えられますので、会社分割と同様な配慮をもって、労働者や労働組合の十分な理解と協力を得ることが必要といえます。

なお、これらの労働者・労働組合への通知や協議は、事前に十分な時間をとって行うことも重要ですが、企業再編成の決定に資する検討事項等については、公表前はすべてインサイダー情報にも該当しますので、企業情報開示のタイミングとの兼ね合いを十分に考慮し、情報の漏洩にも留意する必要があります。

【Q6】

持株会社と子会社従業員（労働組合）の関係について説明してください。

【A6】

純粹持株会社を設立し子会社で事業を行う場合、その労働関係は、原則として事業子会社と労働者との関係のみであって、持株会社が関わってくることはありません。ただし、子会社の法人格が実質上認められないような場合では、持株会社との関係が発生することが考えられます。また、持株会社が子会社の労働者の労働条件を実質的に決定しうる立場にあり、子会社では決定できない状況にあるときには、労働組合法上の使用者性が認められるため、持株会社と子会社労働者との間に労働関係が生じる可能性があります。このようなケースにおいて、子会社の従業員が組織する労働組合が団体交渉を要求してきた場合には、持株会社としては拒否できず対応しなければならぬこととなります。

【Q7】

企業再編成時にリストラを行うことの可否、及び留意点について説明してください。

【A7】

営業譲渡や合併、会社分割等の企業再編成において、会社の統合に当たり労働条件の変更、人員削減が行われることがあります。再編成時における労働条件の変更にあたっては、「不利益変更」の問題が生じる可能性があるため留意する必要があります。

企業再編成により企業・事業の統合を行う場合、これらの問題を回避するため、一時的に統合後の会社において賃金体系等の異なる労働条件を併存させるケースがあります。しかし、労働条件の不統一は従業員間に不公平感を抱かせるだけではなく、人件費削減等の統合効果が薄れることにもなります。このような場合、労働条件を従業員にとって有利な方へ変更する場合には特に不平は出ませんが、従業員にとって不利益な変更となる場合には「不利益変更」としての問題が発生します。

不利益変更となる場合、労働者からその変更について同意を得るか、判例法理である「合理性」の要件を満たす必要があるため留意すべきです（最高裁判例 昭和43年12月25日）。

その合理性とは、

- ア. 変更によって被る従業員の不利益の程度（不利益があっても軽微であれば問題とならない。）
- イ. 変更との関連でなされた他の労働条件の改善状況（例えば、定年の引下げであっても、退職金に上乘せがある等）
- ウ. 変更の経営上の必要性（変更を実施しなければ経営的に重要な影響を及ぼす。）
- エ. 労働組合・労働者との交渉経過（労使交渉が適切に行われていたかどうか。）

オ. 他の労働組合又は他の従業員の対応（複数組合の場合や同業種の他の労働組合や従業員がどう対応しているか。）

カ. 同種事項に関する我が国社会における一般的状況（不利益変更後の労働条件が世間一般と比較してどうか。）

等を総合考慮して判断すべきであるとされています。

このように、統合に際して労働条件の変更を行うことは「不利益変更」の問題をクリアする必要がありますが、経営戦略上は労働条件に関してはできるだけ統合前に統一しておくことが望ましいといえます。その具体的な方法として、労働組合がある場合とない場合とに分けて考える必要があります。

労働組合がある場合

労働組合がある場合には、一般的には労働条件の変更は労働組合との合意の上で労働協約をもって定めることとなります。そこで統一すべき労働条件について団体交渉を行い、労働組合との合意を得て労働協約の変更を行います。

ただし、統合会社間の労働条件の違いから会社によっては不利益変更の問題が生じる可能性があります。この場合でも、労使間の合意が成立し労働協約を締結したときは、労働協約の規範的効力（労働組合法第16条）によって、組合員はたとえ不利益な変更であっても原則として有効に適用されることとなります。

労働組合がない場合

労働組合がない場合の労働条件の変更は、就業規則の改正により行われることとなります。ただし、この場合にも不利益変更の問題は生じ得ます。しかし、数次の判例により、当該不利益変更後の就業規則の条項が「合理的なもの」である限り、個々の労働者においてこれに同意しないことを理由としてその適用を拒否することは許されないと解すべきとされています。

ここでの「合理的なもの」とは、当該就業規則の作成又は変更がその必要性及び内容からみて、それによって労働者が被ることになる不利益の程度を考慮しても、なお当該労使関係における当該条項の法的規範性を是認できるだけの合理性を有するものであることをいいます。

上記のように統合前、後にしても労働条件の不利益変更の問題が生じ得ることとなるため、企業再編成による統合に当たっては、当面の間、元の会社に在籍のまま移転先会社に出向させる形が実務的な対応といえます。つまり各会社の労働条件でとりあえず出向し、統合を優先して、統合後に経営の見通しが明確となり労働条件の安定化が図られた時点で労働条件を統一し、かつ本人の同意を得て転籍する方法等が考えられます。

【Q8】

企業再編成に際し、余剰人員を理由とした解雇についてどのような問題がありますか。

【A8】

企業再編成の過程で生じた余剰人員は出向、転籍、希望退職等での対応となりますが、最終的には整理解雇という選択肢をとらざるを得ないケースも生じることとなります。

解雇については民法上、期間労働者を除いて解雇予告を行うことで基本的には実施可能とされています。しかし、判例法として、解雇することが著しく不合理であり、社会通念上相当と認められないような場合には、解雇権の濫用として当該解雇は無効となります。つまり、解雇するに当たってはその理由の正当性が求められ、特に整理解雇については解雇の正当理由について下記の4要件を充足する必要があります。

- 人員整理の経営上の必要性
- 整理解雇の回避努力
- 整理手続の適法性
- 整理対象者選定の合理性

人員整理の経営上の必要性

整理解雇を行うに当たっては経営上の合理性が認められなければなりません。倒産回避を目的とした場合はもちろんのこと、経営危機予防型の場合にもその合理性が認められます。

「企業において経営改善の努力を尽くし、また解雇以外の出向、配転、任意退職募集等余剰労働力吸収の手段を尽くした上で行うものであること」(昭 54.11.7 松山地裁西条支部決定 住友重機事件)であれば人員整理につき経営上の必要性があれば、その原因が経営者にあったとしても差し支えないとされています。

整理解雇の回避努力

整理解雇は従業員にその帰責事由がなく、使用者側の最終的な判断としての措置であるため、その実行の前には整理解雇を回避するための十分な措置を講じる必要があります。

すなわち、判例では、整理解雇によって人員を削減する前に解雇を回避すべき措置として、配置転換、出向、残業の廃止、新規採用の中止、昇給停止、一時金支給の中止、賃金引下げ、一時帰休、希望退職募集等様々なものを掲げており、「解雇を回避するために、労務管理を含め経営上あらゆる面で真摯な努力をすることが前提とされなければならない。」(昭 54.2.28 広島地裁福山支部判決、宝運輸事件)とされています。

整理手続の適法性

整理手続としては、第1に労働組合等との協議を十分実施する必要があります。整理解雇

は労働者の生活に関わるため、会社は整理解雇の実施について、労働組合がある場合には組合と事前に誠意を尽くして協議する必要があり、組合がない場合にも労働者側に事前に十分説明し、理解と協力を求めるという誠意ある措置が要求されています。他の要件を満たす場合であっても、当該要件を満たしていない場合は無効となることが多いといえます。

第2は、整理順序の問題であり、パートタイマーや臨時従業員といった有期の非正社員は雇用量の弾力調整的な雇用と解されており、これらの労働者から整理することが求められています。

整理対象者選定の合理性

全員解雇の場合と異なり一部を選定して整理する場合には、その選定に対する合理的な理由と客観的な判断基準が必要となります。そのためには「整理解雇基準」等の策定があげられますが、一般的な選定基準としては下記のようなものが考えられます。

- ・ 解雇しても生活への影響が少ない者
- ・ 企業再建・維持のために貢献することが少ない者
- ・ 雇用契約において企業への帰属性が薄い者

【Q9】

企業再編成に伴う転籍の同意が得られない場合の対処方法について説明してください。

【A9】

転籍を実施するに当たっては、個々の従業員に対して現雇用契約の終了の条件と新雇用契約の条件を提示し、そのいずれにも従業員の同意を得ることが必要です。

営業譲渡に際しては、譲渡先への転籍に同意しないような事態が生じる可能性があります。この場合、転籍に同意しないことを業務命令違反として解雇することは認められていません。営業譲渡される部署に配置されていること自体は労働者の責任ではないからです。したがって、転籍拒否者の解雇に対しては前述した整理解雇の4原則が判断材料となる場合があります。

また、その他の対応方法として、営業譲渡前において他の部署への配置転換を行う方法や、転籍を拒否する従業員を含め希望退職制度により希望退職者を募集し、割増退職金等を支払うことにより、合意の上退職してもらう方法等も考えられます。

ただし、下記のようなケースの場合には法的に有効に転籍拒否者を解雇することができると考えられています。

営業譲渡元が解散する場合

清算手続の過程で転籍を拒否した者に対する解雇。ただし、清算の場合にも前述の整理解雇の4原則が適用されますから、企業倒産に伴う会社の整理方法としての清算(特別清算)の場合でなければ、転籍に応じないから直ちに解雇とは必ずしもなりません。

営業譲渡元は存在するが、営業譲渡された営業所に直接雇用されていた者(勤務地特定労働者)に対する解雇

営業譲渡は会社の自由ですが、この場合その営業所限りで直接雇用していたことのみをもって労働者の整理解雇は認められません。営業譲渡の必要性(解雇権の濫用判断からみた)等、整理解雇の4原則を充足する必要があります。解雇回避努力の一つとして営業譲渡先への転籍を用意しており、労働者本人がその転籍に合意していれば雇用は営業譲渡先で確保されていたにもかかわらず、正当な理由なくそれを拒否したという場合には、営業譲渡先での労働条件が著しく不合理でない限り、原則として当該営業所の閉鎖を理由に解雇することができます。

【Q10】

厚生労働省の「企業組織再編に伴う労働関係上の諸問題に関する研究会」(座長・西村健一郎京都大学大学院法学研究科教授、平成14年8月22日)において報告された労働者保護に関する提言について、その概要を説明してください。

【A10】

同研究会は、会社分割制度の導入に際し、労働者保護に関する法制度が整備されたものの、未だ法的な手当てがなされていない他の企業再編成手法である合併、営業譲渡等において、その再編成に伴う労働関係上の諸問題、及び新たな法制度の措置の必要性について検討しており、報告書が公表されております。

営業譲渡

営業譲渡は合併、会社分割と異なり特定承継であり労働者の個別同意が必要となるため、営業譲渡の法的性格や我が国の雇用慣行等を考慮すると一律なルール設定は好ましくないとしています。そのため営業譲渡の代表的なケースについてそれぞれの問題点と求められる対応を示しています。

(1) 営業の一部譲渡の場合

・問題点

本人の希望に反して譲受会社に転籍させた場合、若しくは譲受会社に承継されない労働者(転籍を拒否した場合を含む。)が存在する場合

・対応

転籍については労働者の合意が必要であるため転籍拒否だけでは解雇理由とならず、譲渡会社は当該労働者を他の部門に配置転換する等の対応をする必要がある。

(2) 譲渡会社の経営が破綻している場合

・問題点

当該譲渡会社のすべての雇用を確保することが困難な状況

・対応

会社更生法等法律に基づく手続等において労働組合等の適切な関与の機会を与え、管財人等が労働関係法を遵守し、裁判所が手続の過程で雇用等の適切な考慮をする必要がある。

(3) 新会社を設立し、営業の全部を譲渡する場合

・問題点

新旧会社の実態が変わらないにもかかわらず、一部の労働者を承継しない場合

・対応

譲渡会社及び譲受会社間の同一性がありその法人格が形骸化している場合や、解雇法理や不当労働行為制度の適用を回避するために法人格が濫用されたものと認められる場合には、法人格否認法理を用いて譲受会社と労働者との間における雇用関係の存在が認められることとなる。

営業譲渡については、上述したとおり一律なルールを設定することは困難ですが、労働契約承継法に基づく指針に示されている会社分割の際の労働者代表との協議に準じて行われるべきであるとしています。

また、営業譲渡に伴い労働者を譲受会社に転籍させる場合には、当該労働者の個別同意が必要となりますが、この手続が譲渡会社において適切に行われるよう労働者への情報提供についても考慮する必要があるとしています。

合併

労働条件の取扱いについて労働契約承継法の指針を参考にして合併に伴う労働条件等を周知し、労働組合、労働者に対して新会社に関する情報が提供される必要があるため、営業譲渡に準じ情報提供や労使協議のあり方について適切な対応が図られるべきだとしています。

2. 会社分割と労働契約承継法について

前述のとおり、会社分割においては、分割計画書等への記載に従い、承継される営業に主として従事する労働者の労働契約等も包括的に承継されるが、これにより機動的な組織再編成が可能となった反面、会社の一方的な意思の下に労働者に不利な扱いがなされるおそれがないよう、会社分割制度の導入に際しては、特に労働者の保護を目的として、労働契約承継法や指針が制定され、適用されるに至っている。

ここでは、会社分割に特有なこれらの制度について、その規制の概要、手続き等について実務の参考となる事項を採り上げている。

【Q11】

会社分割における労働契約の承継について法規制等の概要を説明してください。

【A11】

商法による会社分割制度の導入により、企業の組織再編成がスピーディーに行えるようになりました。しかし、労働者も営業組織の構成員として本人の同意なく会社分割先の会社に承継される必要があるため、民法による本人の個別同意の特別法として労働契約承継法が定められました。

また同法には、労働者保護に関する必要な手当てについても、併せて定められました。

会社分割における労働者保護に関する法規制には、次の定めがあります（なお、本項における法令その他について、以下、下記の略称を使用しています）

- 「改正附則」：商法等改正法附則（平成12年5月31日 法律第90号）
- 「労働契約承継法」：会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年5月31日 法律第103号）
- 「労働契約承継法施行規則」：会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成12年12月27日 平成12年労働省令第48号）
- 「指針」：分割会社及び設立会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成12年12月27日 平成12年労働省告示第127号）

まず、労働契約承継法は、会社の分割が行われる場合における労働契約の承継等に関し、商法及び有限会社法の特例等を定めることにより、労働者の保護を図ることを目的としたものです（第1条）

労働契約承継法では、以下に示す事項が記載されています。

1. 労働者への通知（第2条）
2. 営業に主として従事する労働者に係る労働者の承継（第3条・第4条）
3. その他の労働者に係る労働契約の承継（第5条）
4. 労働協約の承継等（第6条）
5. 労働者の理解と協力（第7条）
6. 指針（第8条）

（1）労働者・労働組合への通知

会社分割により承継対象となる労働者及び分割会社との間で労働協約を締結している労働組合に対し、一定期間を定めて事前通知を行うことにより、異議の申出の機会を設けています（労働契約承継法第2条乃至第5条）。

（2）労働者の理解と協力

上記労働契約承継法第7条における、労働者の理解と協力については、更に労働契約承継法規則第4条において、

分割会社は、そのすべての事業場において、

- 労働者の過半数で組織する労働組合がある場合・・・当該労働組合
 - 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合・・・労働者の過半数を代表する者
- との協議その他これに準ずる方法により、労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする、と定めており、具体的には労働者との十分な協議を行うことで、その理解と協力を求めることをうたっております。

さらに、改正附則第5条においても、「分割会社は、分割計画書等を本店に備え置くべき日までに、労働者と協議するものとする。」と定めており、協議を行うべきことが特に確認されております。

（3）労働条件の維持

労働条件等に関する事項について、「指針」によれば、

会社分割により承継された労働契約は、分割会社から設立会社等に包括的に承継されるため、その内容である労働条件は、そのまま維持されるものであること

会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更を行ってはならず、また、会社の分割の前後において労働条件の変更を行う場合には、法令及び判例に従い、労使間の合意が基本になるものであること

普通解雇や整理解雇について判例法理が確立しており、会社は、これに反する会社の分割のみを理由とする解雇を行ってはならないこと

と定めており、基本原則としての分割時の労働条件の維持をうたっています。

(4) 労働協約の承継

分割会社と労働組合との間で締結している労働協約についても、債務的部分(後述)については分割計画書等に記載し、分割会社と労働組合との間での合意を前提に、承継が可能としております(労働契約承継法第6条)。

【Q12】

会社分割における労働者等との協議・通知の手続の内容やスケジュール等について概要を説明してください。

【A12】

会社分割では、分割計画書（新設分割の場合）又は分割契約書（吸収分割の場合）への記載により、設立会社又は承継会社に承継させる権利義務をあらかじめ選択できるものとされています。労働契約は承継される権利義務の一つとして明記されており、承継される労働者の範囲は分割会社により自由に定めることができます。一方、労働者はこのことにより不利益を生ずる可能性があります、これを保護する必要性が出てきます。

そこで労働契約承継法等の法規制により、下記の労働者保護の手続が定められています。

<労働者保護の手続の概要>

日程 (例)	商法手続	労働契約承継法等手続	条文
4/1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ・労働協約に関する労使合意は分割計画書作成前まで ・労使協議は分割計画書備置前まで </div>	労働者の理解と協力（分割会社全体）	承継法第7条 承継法規則第4条
		個別労働者・労働組合等との協議	改正附則第5条第1項
		労働協約中の分割計画書等記載部分の労使合意	承継法第6条第2項
6/12	分割計画書等の作成・備置 （新設分割：商法第374条、第374条の2、第374条の6、吸収分割：第374条の17、第374条の18、第374条の22） 総会招集通知発送 （商法第232条第1項）	労働者への通知 *1 労働組合への通知 *1	承継法第2条第1項 承継法第2条第2項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 最低限 13日間空ける </div>	労働者の異議申出 *2	承継法第4条第1項、第5条第1項
		同上期限日 *3	承継法第4条第2項、第5条第2項
6/27	株主総会日		

*1 労働者への通知は、招集通知の実務とは異なり、到達主義（指針第2、1(1)）

*2 異議の申出は、反対である旨を書面に記載して、期限日までに分割会社が指定する異議の申出先に通知すれば足りる（指針第2、2(2)）

*3 分割会社は、異議申出の期限日を定める場合、通知日と期限日との間にすくなくとも13日間を置

かなければならない。また、当該期限日は、通常手続の場合、株主総会等の会日の2週間前の日から当該会日の前日までに限り、また簡易手続の場合、分割をなすべき時期に該当する日の前日までとする。

【Q13】

前問における、「通知を受ける労働者」の範囲はどのようなものですか。

【A13】

分割会社が労働契約承継法第2条第1項の規定により通知を行う労働者の範囲は、以下のとおりです。

- 分割会社から設立会社等に承継される営業（以下「承継される営業」という。）に主として従事するものとして厚生労働省令で定める労働者
- 当該労働者以外の労働者であって分割計画書等にそのものが当該分割会社との間で締結している労働契約を設立会社等が承継する旨の記載がある者

【Q14】

主として従事する労働者とは何ですか。会社分割における労働契約の承継について、承継される営業に主として従事するか否かで、どのような違いがありますか。

【A14】

主として従事する労働者とは、施行規則第2条や指針に規定されていますが、以下のような労働者のことをいいます。

- 分割計画書を作成する時点において、承継される営業に主として従事する労働者（ ）
- 一時的に当該承継される営業以外の営業に主として従事するように命じた場合又は休業を開始した場合（ ）
- 上記以外の労働者で、分割計画書等を作成する時点において承継される営業に主として従事しない者のうち、当該時点後に承継される営業に主として従事することになることが明らかなる者（ ）

以下のような労働者は、「承継される営業に主として従事する労働者」とはなりません。

- 分割計画書を作成する時点において、承継される営業に主として従事しない者（ ）
- 承継される営業に主として従事していなかった労働者を一時的に当該承継される営業に主として従事するように命じた場合（ ）
- 分割計画書等作成時点において当該時点後に承継される営業に主として従事しないこととなることが明らかである場合（ ）

上記 から のケースは、図示すると次のようになります。

= 主として従事、× = 主として従事しない

	前	分割計画書 等作成時点	後
作成時点及びそれ以降に主として従事			
同上	×		
作成時点及びそれ以降に主として従事しない	×	×	×
同上		×	×
一時的に主として従事させた場合	×		×
作成後に主として従事しないことが明らか			×
一時的に主たる業務から外す場合		×	
作成後に主として従事することが明らか	×	×	

「承継される営業に主として従事する労働者」については、当該労働者の個別の同意なしに設立会社等に承継されることとなります。またこれに該当しない労働者、つまり「承継される営業に従として従事する労働者」については、当然に分割会社に残留することとなります。

「主として」従事する労働者を残留させようとする場合、「従として」従事する労働者を設立会社等に承継しようとする場合においては、当該労働者はいずれも異議の申出をすることができません。

【Q15】

承継される営業に主として従事しているか、従として従事しているかは、どのように判断するのですか。

【A15】

前問のとおり、分割計画書や分割契約書を作成する時点において承継される営業に専ら従事する労働者は、「承継する営業に主として」従事していることとなりますし(指針第2の2(3)イ(イ))、逆に承継されない営業に従事する労働者は「従として」従事していることとなります。

労働者が承継される営業以外の営業にも従事している場合は、それぞれの営業に従事する時間、それぞれの営業における当該労働者の果たしている役割等を「総合的に判断」して当該労働者が当該承継される営業に「主として」従事しているか否かを決定します(指針第2の2(3)イ(ロ))。ここで「総合的に判断する」とは、単に労働時間のみを検討するのではなく、当該労働者の責任や

地位なども十分に考慮する必要があるということです。

総務・経理・人事など、いわゆる間接部門に属する労働者についての取扱いは、以下のようになります。

- 承継される営業に専ら従事している労働者は、「主として」従事している労働者に該当
- 承継される営業以外の営業のためにも従事している場合は、それぞれの営業に従事している時間、それぞれの営業における当該労働者の果たしている役割等から判断
- いずれの営業のために従事するのか区別なくして従事している場合で、労働時間や当該労働者の役割から主として従事しているか判断できないときは、特段の事情のない限り、当該労働者を除いた分割会社の雇用する労働者の過半数の労働者に係る労働契約が設立会社等に承継される場合に限り、「主として」従事する労働者に該当

【Q16】

会社分割において、労働組合との間に労働協約がある場合、当該協約内容はどのように承継されますか。

【A16】

労働協約の承継については、労働契約承継法第6条に定められており、以下のように整理することができます。

労働協約のうち、労働組合法第16条で定める「労働協約に定める労働条件その他労働者の待遇に関する基準」以外の部分（いわゆる債務的部分）については、分割計画書又は分割契約書に記載することができる（第1項）

前項の債務的部分については、当該部分の全部又は一部について分割会社と労働組合との間で分割計画書等に従い設立会社等に承継させる旨合意があったときは、その合意部分は承継される（第2項）

分割会社と労働者の間で締結されている労働契約が設立会社等に承継されるときは、分割の効力が生じたときに当該設立会社と当該労働組合との間で当該労働協約（で定められた労使間で合意のあったものは除かれる。）が締結されたものとみなす（第3項）

で定められているいわゆる債務的部分については、使用者側の労働組合に対する権利義務を規定するものであるため、商法上分割計画書、分割契約書に記載があった場合にはその記載に基づいて効力が発生することを確認したものです。

一方、労働組合法第16条に定める労働者の労働条件その他労働者の待遇の基準に関する部分に

については、使用者と労働組合の権利義務を規定するものではないため、分割計画書等の記載によって承継されるものとはいえません。

労働契約承継法では、労働組合の利益の保護の観点から、上記債務的部分について分割会社と労働組合の合意がある場合にのみ、分割計画書等の記載によって労働協約を承継できるものとし、合意がない場合には、で定める取扱い（債務的部分については承継せず、規範的部分については協約が締結されたものとみなす）によるものとしています。

（参考）

労働組合法第 16 条

労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定がない部分についても、同様とする。

【Q17】

会社分割において、パートタイマーや派遣社員、下請社員等の取扱いはどうなりますか。

【A17】

会社分割においては、労働者の労働契約上の地位は包括的に承継されることとされていますが、正社員ではないパートタイマーや派遣社員等の取扱いについて、その保護等が問題となります。

まず、パートタイマーや臨時労働者については、いわゆる正規雇用労働者と同様の労働契約承継法上の保護が図られるものと解されております。

派遣社員については、会社分割の営業に関し、分割会社と派遣元会社との労働者派遣契約に基づき当該営業に従事している関係となります。したがって、分割計画書等で当該労働者派遣契約が承継されることと記載されれば、分割の効果として当該契約が承継されることとなります。なお、労働者派遣法第 40 条の 2、第 40 条の 3 等の派遣労働者を受け入れる期間の適用に当り、当該期間は会社分割前の分割会社における機関も通算して算定されることとなります（指針 5(2)）。

下請事業者の労働者については、派遣社員と同様、分割会社が雇用する労働者には該当しないため、労働契約承継法の適用は受けないこととなります。したがって、当該請負契約等が分割計画書等に記載されない限り、承継の対象となりません。

【Q18】

会社分割により分割した事業に従事させる従業員を出向として対応することは可能でしょうか。

【A18】

会社分割の対象は「営業の全部又は一部」です。ここでいう営業とは、「一定の営業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産」をいうとされています。従業員つまり労働者なしには当該営業は有機的の一体として機能しないと考えると、従業員が移行しない場合には会社分割の対象とはなりえないと思われます。そこで、会社分割においては、本来は包括的承継としての転籍のみが該当することになりますが、分割会社から設立会社等に出向という形で従業員が移行し、当該設立会社の「営業」が「有機的の一体」として機能する場合は、このような対応は可能かと思われます。この場合、転籍ではなく、在籍出向という形をとるからといって分割計画書等に「労働契約を承継せず」と記載することは、労働者の移行はないとの誤解を招くため、「出向による」旨を記載した方がよいといえます。

なお、出向によるケースにおいても、労働契約承継法のルールは踏襲する必要があります。つまり、労働者との協議、通知などの手続は踏む必要があります。また、当該分割事業に主として従事していた労働者に対して承継しない旨の通知をしていた場合でも、異議の申出があれば当該労働者は当然に承継されることとなります。

【Q19】

会社分割に際し、労働条件の変更を行うことはできますか。

【A19】

会社分割においては、分割対象事業に係る権利義務を分割計画書又は分割契約書の定めるところにより、包括的に承継する（部分的包括承継）こととなります。これに従い、労働契約についても承継されることとなりますので、会社分割によって労働条件が変更されることはありません。特に、「指針」により、会社分割により承継された労働契約について労働条件の維持が原則であり、分割の前後において労働条件の変更を行う場合には、労使間の合意が基本となることが、明記されております（指針第2、2(4)イ（ロ））。

労働条件を変更する場合には、従前の営業譲渡や合併の際に就業規則・労働協約等の改定を行うために必要となる法令、判例等に従った手続を踏み、労使間の合意を得ることを基本として実施することが必要と考えます。

【Q20】

会社分割に際して人員整理や解雇を行うことは可能でしょうか。また、その場合の留意点についてお教えてください。

【A20】

会社の分割を理由とする解雇については、普通解雇や整理解雇について判例法理が確立しており、会社はこれに反する会社の分割のみを理由とする解雇を行ってはならないものとされています(指針第2、2(4)イ(ハ))。すなわち、会社分割を理由とするリストラや人員削減を行うことはできません。

会社分割に限らず、リストラや人員削減という場合には、会社側の事由に帰する整理解雇といえますが、この場合、前述の「整理解雇の4要件」を充足する正当性が求められることとなります(【Q8】参照)。

なお、実務上は、早期退職制度等により、希望退職者を募集し、割増退職金や再就職支援などにより手当てを行うことで、円満な解決を図ることが一般的に行われています。

3. 企業再編成と労働条件の引継ぎ

【Q21】

企業再編成における賃金制度・人事制度の統一について、その必要性和方法並びに留意点について説明してください。

【A21】

営業譲渡や合併、会社分割等の組織再編成により従業員が転籍する場合、転籍前と転籍後で賃金制度や人事制度（以下「労働条件」という。）が異なる場合が往々にして生じます。この場合、転籍前の各社の労働条件を維持することにより、転籍後の会社における同一職種・同一業務に対し複数の労働条件が存在することもありえます。以下、組織再編成の各手法ごとに検討します。

（1）営業譲渡の場合

営業譲渡により従業員を転籍させる場合、合併や会社分割のように労働契約は当然には引き継がれるものではなく、あくまで個々の従業員の同意によってなされます（民法第625条第1項）。

そこで、同意を得るために従来の労働条件を維持したまま転籍させる場合、転籍した従業員と譲受会社の従業員との間に労働条件の違いが生じることが考えられます。よって、転籍後の労働条件の統一をどのように図るかという問題が生じます。転籍した従業員の賃金が譲受会社の従業員より低いような場合は、そのままの賃金水準を維持して同一職種・同一業務での複数の賃金制度を採用することも一つの方法と考えられます。もっとも一般的には、譲渡会社側で高コスト体質のため一定のリストラを要し、一方の譲受会社側は収益性が高いケースが考えられることから、転籍した従業員の方が譲受会社の従業員の賃金水準より高い場合もあり、譲受会社の従業員にとっては心理的な抵抗感も強いことが予想されます。いずれにしても、同一職種・同一業種で賃金格差があるということは、水準の低い方の従業員のモラルは低下することは避けられず、会社運営上好ましいことではありません。

このことから、労働条件を統一するために、転籍した従業員の賃金水準を引き下げることが考えられますが、これは譲受会社での労働条件引下げの問題となり、転籍者について引下げが転籍時の条件となっている場合（譲受先へ転籍しないときは整理解雇）、転籍後同意がなされる場合、労働条件の統一の必要性から合理性の認められる場合（営業譲渡後の不統一解消の引下げの合理性は認められにくいと解されます。）でなければ成立しません。そこで賃金水準の高い方へと変更せざるを得ないということになりますが、仮に低い方から高い方の水準に合わせる場合、人件費コストの上昇を意味しますので譲受会社としては望ましい方法ではありません。これに代わる方法としては、営業譲渡前に譲渡会社と譲受会社とが協議してお互いの労働条件を事前に統一した上で実施することが考えられます。

一般に、営業譲渡会社は業績が悪いために再建策として営業譲渡するわけであり、また同時に従業員の雇用維持を図る目的もあるため、雇用維持の交換条件としての賃金水準の引下げの同意は得やすいと思われます。

(2) 合併及び会社分割の場合

合併は、すべての権利義務を包括的に承継することから、消滅会社の従業員の労働条件も当然に承継されることとなります。そこで、消滅会社の労働条件と存続会社のそれとが異なる場合にはどのようにして労働条件の統一を図るかという問題が生じます。

また、会社分割も、分割対象となる営業に従事する従業員の労働契約が包括的に承継されることから、2社以上の会社が特定部門を分割して新設分割や吸収分割をする場合にそれぞれの会社の労働契約を承継するために同一職種・同一業務で労働条件に格差が生じることとなり、合併と同様の労働条件の統一という問題が生じます（会社の特定部門を分社化する等、単独での新設分割の場合は労働条件の不統一の問題は生じません。）

同一職種・同一業種における異なる労働条件の並存は、会社運営上好ましくないため、統一を図る必要があります。労働条件の統一方法としては不利益変更や従業員のモラルという観点から高い制度から低い制度への変更よりは低い制度から高い制度への変更の方が合意は得られやすいと思われます。

しかし、合併や会社分割のような組織再編成の目的としては合理化を伴うことを考えると労働条件を待遇の良いほうへ変更し人件費コストを増加させることも現実的ではありません。過去の合併事例において、合併後も従前のそれぞれの会社の異なる労働条件が一定期間維持されているケースが見受けられるのもこのような理由によるものと考えられます。

したがって、組織再編成の当事会社同士の協議により各企業の労働条件を事前に統一した上で実行することは、その後の会社の円滑な運営のためにも、営業譲渡の場合と同様に望ましいといえます。

(3) 組織再編成前の労働条件の変更

組織再編成前に労働条件を統一するためには労働条件変更のための労働組合との交渉や就業規則の改正が必要となります。

労働組合がある場合

労働組合がある場合は労働組合と会社が労働協約を締結しています。そこで労働組合と組織再編成後の労働条件の統一についての交渉を行い、労働組合の同意を得て労働協約を変更し、その後に合併や会社分割を実行することにします。労働組合との労働協約がある場合には労使間の合意を前提としているため、労働協約の変更がたとえ個々の従業員にとって不利益変更の部分があったとしても原則として有効となります(労働組合法第16条)。

労働組合以外に非組合員がいる場合あるいは労働組合がない場合

労働組合以外に非組合員がいる場合、組織再編成のための労働協約の改正が労働組合法第17条(同種の労働者の4分の3以上が労働協約の適用を受けるときは他の労働者に対しても当該労働協約が適用される)に該当すれば、この非組合員に対しても当該労働組合の同意があれば労働協約の改正は有効となります。労働協約が適用されない場合あるいは労働組合がない場合は各会社の就業規則を同一条件に改正した後で組織再編成を実行することになります。この就業規則の改正は組織再編成後の会社には影響を与えませんが、組織再編成前の会社において不利益変更の問題となることもありえますので、「就業規則の不利益変更」の有効要件を充足する必要がありますので、これに留意して改正を行わなければなりません。

(4) 持株会社方式による統合

以上のように複数の会社による組織再編成においては労働条件の違い等が大きな障害となることもあります。そこで、合併や会社分割のような直接的な組織再編成に代わって、より緩やかな持株会社方式による統合の形態がとられることも考えられます。持株会社方式は、各会社の労働条件を当面そのまま維持することも可能であり、かつ、事業戦略面等での一定の統合メリットも得られるといえます。

【Q22】

企業における退職金制度・年金制度の引継ぎについて留意点を教えてください。

【A22】

(1) 退職金制度

労働協約や就業規則で退職金制度を有する場合、当該退職金制度は明確な従業員の権利であり、したがって、合併や会社分割のような労働契約が包括的に承継される場合は、原則としてそのまま引き継がれます。一方、営業譲渡のように労働条件を当然には引き継がない場合は、過去勤務部分の退職金を精算し、転籍後に新たに譲受会社の退職金制度に引き継がれることが一般的といえます。

(2) 適格退職年金

適格退職年金は退職金制度の一部を構成する年金で、法人税法で定められた要件を満たし、かつ、国税庁長官の承認を受けた企業年金制度をいい、事業主と外部の機関等との退職年金契約に基づき従業員に直接支払われるものです。したがって、その年金資産は従業員に帰属するものであり、従業員の当然の権利として合併や会社分割にあっては当然に引き継がれる労働契約を構成すると考えられます。しかし、給付義務者は外部の生保、信託等の受託期間ですから、これら外部機関の承諾も得ておかなければなりません。

一方、営業譲渡では、適格退職年金が労働契約として当然には引き継がれないことから、

一旦退職後転籍という手続により過去勤務部分を一時金により精算することが必要となります。

なお、適格退職金制度は確定給付企業年金法の成立（平成14年4月1日施行）により新規の適格退職年金契約はできなくなり、また、既存の適格退職年金契約（平成14年3月31日までに契約したもの）についても経過措置（確定給付企業年金への移行が可能）を講じた上で平成24年3月31日で廃止されます。

（3）中小企業退職金共済

中小企業退職金共済制度は中小企業退職金共済法に基づいて設けられた中小企業のための退職金制度です。この中小企業退職金共済は会社と退職金共済機構とが、従業員の退職について、退職金を支給することを約する共済契約をするものであり、この契約の中に会社が掛金を負担し従業員が退職共済機構から退職金の支給を受けることも含まれるため、退職金制度と同様の労働契約の内容である労働条件を構成すると考えられます。当該共済はある程度のポータビリティがあるため、合併や会社分割、営業譲渡等の組織再編成においても、承継会社（あるいは新設会社）が中小企業の範囲を超えていない限り、共済契約を継続することは可能とされています。なお、設立会社等は共済機関との間で所定の手続を行う必要があります。

（4）厚生年金基金

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づいて設立された特別法人が事業を行うものであり、会社が直接当事者となって事業をしているものではありません。したがって、これは福利厚生制度の一種と考えられ、基本的には合併や会社分割において当然に承継される労働契約には含まれません。しかし、企業が独自に厚生年金基金を代行して定めている場合、就業規則等で会社と労働者との労働契約で上乗せ給付を定めている場合もあり、その場合の取扱いは、今日のいわゆる基金部分の代行返上問題と同様、困難な法律関係があります。いずれにしても、統合先あるいは移転先の会社における退職給付制度との統合・移管をどのように行うかは、統合後の退職給付制度をどのように設計するかという点に依存することになります。

【Q23】

統合の当事会社が次のような退職金・年金制度を採用している場合、どのような制度の引継ぎが可能でしょうか。会社分割を例に説明してください。

分割会社が一時払い退職金、承継会社が適格退職年金を採用している場合

分割会社が中小企業退職金共済、承継会社が適格退職年金を採用している場合

分割会社が適格退職年金、承継会社が厚生年金基金を採用している場合

分割会社と承継会社が別々の厚生年金基金を設立している場合

分割会社と承継会社が厚生年金基金を設立しているが、その一方が代行部分を返上している場合

【A23】

企業再編成における退職給付制度の承継・再構築に関しては、まず、過去勤務期間に係る給付である「既得権」部分と、将来勤務期間に係る給付である「期待権」部分とを区別して考える必要があります。また、退職金・年金制度の引継ぎは分割会社と承継会社がグループ内企業同士の場合と、全くの第三者である場合とではその取扱いに差が生じますが、ここでは、グループ外の全く違う制度を持った企業同士の退職金・年金制度の引継ぎ例について検討します。

分割会社が一時払い退職金、承継会社が適格退職年金を採用している場合

一時払い退職金は当然に引き継がれる労働契約に該当します。また、適格退職年金は退職金の外部積立制度のため、承継会社においては転籍者を新たに適格退職年金に加入させることとなります。この場合、分割会社と承継会社の退職金制度に相違があるときは年金設計が困難となるため、退職金制度を統一した上で既存の適格退職年金に組み入れることとなります。退職金制度の統一に当たっては分割会社からの転籍者にとって不利益変更とならないことが必要です。この場合、転籍者の過去勤務に係る退職金は分割会社の負担となり、一時に多額の過去勤務債務の振込が必要になりますが、この部分は分割会社からの退職引当金相当部分の移管を受けて支払い充当することが考えられます。しかし、適格退職年金は平成 24 年 3 月 31 日で廃止されますので、新年金への移行も検討すべきと思われます。

分割会社が中小企業退職金共済、承継会社が適格退職年金を採用している場合

中小企業退職金共済(中退共)は中小企業しか加入できないため、承継会社の従業員が 500 人を超える会社に該当する場合は、中退共は解約することとなります。当該退職金の受給権は承継すべき労働契約に該当するため、少なくとも既得権は維持されなければなりません(指針第 2、2(4)八(二))。しかし、中退共の給付金は直接従業員に給付されるものであるため、解約しても既得権部分は確保されることとなります。本問の場合は承継会社で適格退職年金に新規加入させるとか、あるいは、過去勤務期間の勤続年数を通算し、承継会社におけ

る退職金から既受給分を控除して支給するという制度も考えられます。この場合も退職金制度全体として不利益変更とならないような配慮が必要です。また、適格年金の廃止が決まっていますので、中退共の解約と同時に承継会社でも適格退職年金を解約して確定給付企業年金等の新年金制度を導入するなど、統一的な移行を検討すべきと考えます。

なお、中小企業同士の組織再編成においては、中退共制度に加入している企業間の転籍における掛金納付月数の通算や中退共と特定退職金共済との通算等が可能とされていますので、具体的には関係機関との事前相談が必要になるものと考えます。

分割会社が適格退職年金、承継会社が厚生年金基金を採用している場合

適格退職年金は退職金制度をベースとした年金制度であり、当然に承継される労働契約に該当しますので、何らかの形で承継会社の厚生年金基金との統合を図ることが必要となります。この場合、分割会社の適格退職年金を受給権者に係る閉鎖分と現従業員分に分け、後者を過去勤務期間と通算して支給義務及び年金資産を承継会社の厚生年金基金に移転する方法が考えられます。また、別の方法としては、双方の年金制度を新法による確定給付企業年金に変更（承継会社の厚生年金基金については代行返上手続きが必要）し、統合することが考えられます。

分割会社と承継会社が別々の厚生年金基金を設立している場合

厚生年金基金は福利厚生制度の一環と考えられるため、当然に承継されるべき労働契約には該当しませんが、会社分割に際しての厚生年金基金（以下「基金」という。）の取扱いについては「指針」第2、2(4)八(イ)に次のような具体的な記載がなされています。

(1) 新設分割

- a) 分割会社に係る「基金」の規約を一部改正し、新設会社を当該の適用事業所に追加する方法
- b) 承継労働者に係る部分について「基金」の分割を行い、新設会社を適用事業所とする「基金」を新たに設立する方法

(2) 吸収分割

- a) 承継会社に「基金」がある場合
 - ・ 支給に係る権利義務を承継会社の「基金」に移転する方法
 - ・ 基金の合併を行う方法
- b) 承継会社に「基金」がない場合
 - ・ 分割会社に係る「基金」の規約を一部改正し、承継会社を当該基金の適用事業所に追加する方法
 - ・ 承継会社を適用事業所とする「基金」を新たに設立する方法

他方、合併や営業譲渡により、別々の「基金」制度を統合する場合の方法としても、上記に準じて、移転部分の支給に係る権利義務を承継会社の「基金」に移転する方法、「基金」同士を合併する方法、移転部分とそれ以外の部分に分割した上で、分割した移転部分の「基金」と承継会社の「基金」とを合併する方法、等が考えられます。

分割会社と承継会社が別々の厚生年金基金を設立しているが、承継会社では代行部分を返上している場合

厚生年金基金には国の老齢厚生年金を代行している部分があります。この代行部分について、厚生年金基金から確定給付企業年金制度に移行する場合には、国の厚生年金保険に戻し入れることが認められるようになりました。

なお、平成14年4月より、将来分の代行返上が開始されていますが、この段階では「基金」はそのまま存在していることとなります。平成15年9月からの過去分の代行返上の認可を経て、初めて確定給付企業年金への移行（厚生年金基金の解散と確定給付企業年金の新規設立）が行われることとなります。

確定給付企業年金制度間あるいは確定給付企業年金と厚生年金基金の制度間では、相互に移行が可能とされています。そこで、企業再編成に際し、労使間の合意を得やすくするために過去の勤務期間の既得権に対応する部分は保証した上で、将来部分の期待権について制度間の移管・統合する方法が考えられます。

参考：確定給付企業年金法と確定拠出年金法

(1) 確定給付企業年金法

従前の確定給付型の企業年金は適格退職年金制度と厚生年金基金制度とがありましたが、適格退職年金制度は受給権を保護するための規定がなく倒産時の積立不足が問題となり、また、厚生年金基金制度は企業の業績が悪化する中で基金の財政運営が困難となる事例が見られるようになりました。そこでこれらの問題を解決し、加入者の受給権を確保するための制度として確定給付企業年金法が制定（平成14年4月1日施行）されました。

この法律の制定により、適格退職年金は、

平成14年4月1日以降新規の適格退職年金の設立は認めない。

平成14年3月31日までに契約した適格退職年金は経過措置として平成24年3月31日までに確定給付企業年金に移行できる。

とした上で、適格退職年金制度は廃止されることとなりました。

また、厚生年金基金は、

国の代行を行わない新しい企業年金への移行を認める。

代行部分の返上について、一定の条件の下、現物による返還を認める。

とされました。

この新しい確定給付企業年金制度においては、

信託会社等と契約し、そこで年金資金を管理運営し、年金の給付をする「規約型企業年金」

企業とは別法人の基金を設立し、そこで年金資金を管理運営し、年金給付をする「基金型企業年金」

という二つのタイプの制度が設けられています。

(2) 確定拠出年金法

確定給付企業年金制度が、将来受け取る年金額が決められている年金制度であるのに対して、確定拠出年金制度は、企業や個人があらかじめ決められた掛金を拠出し、個々の加入者がそれを自己責任のもとで運用し、その運用結果によって年金額が決まる年金制度です。確定給付年金制度がその運用収益の低下から財政上の不安を抱えていることに対し、それに代わる新しい年金制度を定める確定拠出年金法として平成13年10月1日に施行されました。この確定拠出年金制度は企業が従業員のために実施する企業型年金（厚生年金や適格退職年金と同じ位置付け）と自営業者や企業型年金がない会社員が任意に加入する個人型年金（国民年金基金と同じ位置付け）があります。企業型年金の掛金の負担者は会社であり、個人型年金は個人負担となります。その負担した掛金（額に制限あり）は、企業型では企業の損金となり、個人型は社会保険料として所得控除の対象となります。

適格退職年金との関係においては、その年金資産を企業型の確定拠出年金に移す際、法人税

法施行令及び同法施行規則が改正され、移行に伴う取扱いが大幅に改正され、次のようになりました。すなわち、適格退職年金から確定拠出年金に移行（過去勤務期間分に係る年金資産を移管する）ことに伴い、適格退職年金の全部又は一部を解除（＝給付減額）する場合には、減額に係る年金資産を個人ごとに分配せずに確定拠出年金に移管することができること、また、確定拠出年金への移行に伴い、過去勤務債務等の現在額に充当のための掛金を一括拠出することができることです。

（今後の主な退職給付制度の概要）

	厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金
根拠法	厚生年金保険法 (昭和41年)	確定給付企業年金法 (平成14年)	確定拠出年金法 (平成13年)
制度設計	確定給付型（厚生年金の一部を代行）	確定給付型	確定拠出型（個人型もある。）
人数要件	・単独型 500人以上 ・連合型 800人以上 ・総合型 3,000人以上	・基金型 300人以上 ・規約型 なし	なし
転籍時の移管	厚生年金基金連合会に支給義務と年金現価を移管可能	通算制度なし（結合契約により関係会社間での通算は可能）	転籍先の同制度に年金資産を移管可能
不利益変更の主な手続	全加入員（受給権者は除外）の2/3以上の同意 （受給権者を対象とした減額は全受給権者の2/3以上の同意が必要）	同左	資産運用状況が良好であっても掛金は軽減できない。

* 厚生年金基金設立認可基準より

4. 企業再編成と労務に係る会計・税務上の論点

【Q24】

出向の場合の出向元法人若しくは出向先法人から出向者に対して給与の支給形態はどのような方法が考えられ、各々について税務上どのようになりますか(出向者の給与は出向元法人の規程、水準では100、出向先法人の規程、水準では80とする。)

【A24】

	給与支払者の 支払額	給与負担者の 負担額	出向者の 受取額	備考
	出向先(元)法人 80	出向先法人 80	80	出向先法人が自社の水準 80 を支払
	出向先(元)法人 100	出向先法人 100	100	出向先法人が出向者の出向元法人の水準 100 支払
	出向先法人 100	出向元法人 20	100	出向元法人の給与較差補填 20
	出向元法人 100	出向先法人 80	100	出向元法人の給与較差補填 20
	出向元法人 20 出向先法人 80	出向元法人 20 出向先法人 80	100	出向元法人の給与較差補填 20

1

、において支払が、出向先法人 出向元法人 出向者となっている場合においても、又その支払の名目が経営指導料等、給与としていない場合であっても、出向先法人の負担額は給与として扱うこととされています(法人税基本通達 9-2-33)。

なお、出向元法人が出向者に支払う場合は、その支払者である出向元法人にて所得税等の源泉徴収はしますが、給与勘定の増減又は仮受金等の通過勘定で処理する場合、消費税等に影響はありません。

2

においては、出向先法人は出向先の給与規程、給与水準より高い額を負担していますが、出向先の出向規程等で出向元の水準、規程に合わせて支給している旨を明確にしておけば、例え出向先で役員になっていても、過大役員報酬とはなりません。これが明確でなく、出向元の水準、規程を超えて支給する場合には、出向先法人において過大役員報酬の問題が出てきます。

なお、出向先法人 出向元法人 出向者となっている場合は、出向先法人の給与負担額について過大役員報酬かどうかの検討がなされ、又出向元法人 出向先法人 出向者となっている場合は、出向元法人から受け入れて支払う分を除く出向先法人より出向者への支払額について過大役

員報酬かどうかの検討がなされることとなります。

3

、 の場合において、出向者が出向先法人において役員となっている場合、出向先法人が支出した当該役員に係る給与負担金の額が報酬と賞与のいずれに該当するかは、

a) 当該給与負担金の額が出向元法人が当該出向者に給与を支給する都度その支給額の範囲内で支出されるものである場合

出向元法人の支給する給与が定期の給与か臨時の給与かの別によります。

b) 当該給与負担金の額が一定期間内に、出向元法人が当該出向者に支給する給与の合計額を基礎としてその範囲内で毎月又は一括して支出されるものである場合

当該給与負担金の額のうち出向元法人が当該期間内に当該出向者に支給した定期の給与の額に達するまでの金額は報酬とし、これを超える部分の金額は賞与とすることになります（法人税基本通達 9-2-34）。

4

、 の較差補填の負担は、出向元法人において労務に対する対価たる給与として損金化が可能です（法人税基本通達 9-2-35）。

出向者が出向先法人において役員となっている場合、出向先法人が経営不振等で出向者に賞与を支給することができないため出向元法人が当該出向者に対して支給する賞与の額は当該出向者は出向先で役員であっても、出向元法人にて損金算入可となります。

なお、出向元法人の役員が形式上出向する場合、役員は準委任契約であり「出向」という取扱いとはならず、したがって、較差補填のための負担金は出向元法人から出向先法人への寄附金と認定されます。

5

、 の場合に給与較差からして、本来の負担が出向元 20、出向先 80 である場合に、出向先が 80 より少ない額を負担(例えば 70)している場合、その差額 10 について合理的な理由がなければ、出向先は 10 相当分の受贈益の問題が発生します。

反対に、 の場合において、出向先が出向元の出向者への支払 100 より多い負担(例えば 110)している場合、その差額 10 については出向先法人にとって給与負担金としての性格はなくなり、もし、その支払に例えば経営指導料等の明確な理由がないならば、出向先 出向元への寄附金課税のあるいは交際費課税の問題が出てきます。

【Q25】

出向者に対する退職金の出向先法人の負担時期と負担金の税務上の取扱いについて、退職金の負担時期別に説明してください。

【A25】

	出向先法人の退職金の負担時期	出向先法人にて負担した部分が損金となる条件
	出向者が出向先法人への出向期間中	<p>あらかじめ定めた合理的な負担区分に基づき、当該出向者の出向期間に対応する退職給与の額として合理的に計算された金額を定期的に出向元法人に支出-----支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入（法人税基本通達 9-2-36）</p> <p>あらかじめ定めた合理的な負担区分に基づき、当該出向者の出向期間に対応する退職給与の額として合理的に計算された金額を定期的に出向者に支出-----支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入</p> <p>ただし、当該出向者の退職所得でなく給与所得となる。</p>
	出向者が出向先法人から出向元法人へ復帰したとき	<p>あらかじめ定めた合理的な負担区分に基づき、出向期間に係る部分の金額を出向元法人に支出したとき----- 支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入（法人税基本通達 9-2-36）</p> <p>あらかじめ定めた合理的な負担区分に基づき、出向期間に係る部分の金額を出向者に支出したとき----- 支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入</p>
	出向者が出向元法人を退職したとき	合理的な負担区分に基づき、出向期間に係る部分の金額を出向元法人に支出したとき、（たとえ当該出向者が出向先法人において引き続き役員又は使用人として勤務するときでも）----- 支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入（法人税基本通達 9-2-37）

1

出向先法人が出向元法人に定期的に支出する退職給与の負担金の損金算入については、その出向者が出向先法人において使用人であると役員であるとを問わないものとされています。

2

あらかじめ定めた合理的な負担区分とは、例えば

a)全体の退職金総額を出向者の出向元、出向先の各法人の在職期間、在職年数の割合により按分する方法、と、

b)当該出向者が過去に在籍している法人を退くときに各々算出した通算退職給与額からそれ以前の法人において算出した退職給与額を差し引くことによりそれぞれの法人における退職金を計算する方法

が考えられますが、このような負担区分の方法をあらかじめ出向規程等で定めておくことが必要です。

あらかじめ定めた負担区分方法に従っていない場合には、寄附金課税の問題が発生します。

3

出向先法人が出向者に対して出向元法人が支給すべき退職給与の額の内、その出向期間に係る部分の金額の全部又は一部を負担しない場合において、その負担しないことにつき、例えば、経営建て直しのための出向である等の相当な理由がないときは、出向元法人 出向先法人への寄附金課税の問題が発生します（法人税基本通達 9-2-38）。

【Q 2 6】

年金制度と出向元法人、出向先法人の掛金等負担についての税務上の留意事項を教えてください。

【A 2 6】

適格退職年金契約、あるいは平成 14 年 4 月施行の確定給付企業年金、平成 13 年 10 月施行の確定拠出年金に基づく掛金等について、出向先法人があらかじめ定めた合理的な負担区分に基づきその出向者に係る掛金又は保険料（過去勤務債務等に係る掛金又は保険料を含む。）の額を出向元法人に支出したときは、その支出した金額は、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入されず（法人税基本通達 9-2-39）。

あらかじめ定めた合理的な負担区分とは、例えば、「当該出向者が各々の法人に在籍しているときに、各々の法人で負担している当該出向者に係わる年金掛金等負担額を基に決定する。」等が考えられますが、このような負担区分の方法をあらかじめ出向規程等で定めておくことが必要です。

あらかじめ定めた負担区分方法に従っていない場合には、寄附金課税の問題が発生します。

【Q27】

税務上の退職給与引当金について、今後出向があった場合、その取扱いについて説明してください。

【A27】

税務上の退職給与引当金の制度は、平成14年4月1日以降開始する事業年度から廃止され、今後計上できないとともに、今まで計上してきた額は4年間（資本金1億円以下等の中小法人及び協同組合等にあつては10年間）で取り崩すこととなりました。

従前の取扱いは次のとおりですが、出向元法人及び出向先法人においては、今後新たに退職給与引当金の繰入れはできず、取崩期間において取り崩すことが必要となります。

（従前の取扱い）

出向者について、出向後の法人が出向前の法人における当該出向者の在職年数を通算して退職給与の額を支給する旨を退職給与規程において定めている場合には、当該出向者については、その出向の時を前事業年度終了のときとみなして退職給与発生額基準の金額を計算する（法人税基本通達11-4-29）。

退職給与規程により退職給与を支給すべき使用人が出向した場合には、出向元法人においては、たとえその支給すべき退職給与の全部又は一部を別途出向先法人に負担させることとしているときであっても、当該出向者につきその退職給与規程に基づいて退職給与引当金の繰入れをすることができる。一方、出向元法人が出向先法人から支払を受ける出向者に係る退職給与の負担金の額は、その支払を受けるべき日の属する事業年度の益金の額に算入する（法人税基本通達11-4-28(注1)）。

出向元法人及び出向先法人がそれぞれの退職給与規程に定める負担区分に基づいて出向者に係る退職給与の額を負担することとしている場合、出向元の法人においても、当該出向者を引き続き在職する使用人とみなし、自己の支給すべき退職給与の額を基礎として退職給与引当金勘定への繰入限度額の金額を計算することができるものとし、当該出向者が出向元の法人を退職する時まで退職給与引当金勘定の金額を取り崩さないことができる（法人税基本通達11-4-28(注2)）。

出向者がその出向の日の属する出向先法人の事業年度においてその役員となった場合（役員となったときにその使用人であった期間に係る退職給与を支給しない場合に限る。）には、出向元の法人においても、当該出向者を引き続き在職する使用人とみなし、自己の支給すべき退職給与の額を基礎として退職給与引当金勘定への繰入限度額の金額を計算することが

できるものとし、当該出向者が出向元の法人を退職する時まで退職給与引当金勘定の金額を取り崩さないことができる（法人税基本通達 11-4-30）。

【Q 2 8】

転籍に際して、転籍前法人から転籍後法人若しくは転籍者に対し、給与較差補填のための格差補填金が支払われる場合の税務上の留意事項について説明してください。

【A 2 8】

	給与支払者の 支払額	給与負担者の 負担額	転籍者の 受取額	備考
	転籍後法人 100	転籍前法人 20	100	転籍前法人の給与較差補填 20
	転籍前法人 20 転籍後法人 80	転籍前法人 20 転籍後法人 80	100	転籍前法人の給与較差補填 20

上表において、転籍前法人による較差補填負担金は、それが転籍後法人に対して支払われるものである場合は、寄附金課税の問題が、転籍者に支払われるものである場合は交際費課税又は寄附金課税の問題が発生します。

転籍においては、出向と異なり、転籍者と転籍前法人の間に雇用関係はないためです。

ところが、転籍者が転籍前法人から受け取る所得は「転籍前の法人から転籍後の法人との給与条件の較差を補てんするために支給される較差補填金（転籍後の法人を經由して支給されるものを含む。）は、給与所得規定する給与等に該当する」（所得税基本通達 35-7）と解釈されることから、給与所得となります。

そして、この解釈から、転籍の場合においても、その事業に従事する従業員の労働条件を維持し、その協力を得て企業再編成をスムーズに行うため、出向でなく転籍という形をとる場合も多いため、転籍前に給与較差補填の取決めがなされ、これが明確であるならば上述について寄附金課税等の問題は生じないものと思われます。

【Q29】

転籍者に対する退職金の転籍前法人、転籍後法人の負担時期と負担金の税務上の取扱いについて退職金の負担時期別に述べてください。

【A29】

転籍前法人又は転籍後法人の退職金の負担時期	各法人又は転籍者の取扱い
転籍者が転籍後法人への転籍時	a) 転籍前法人が退職給与の額として合理的に計算された金額を転籍後法人に支出の場合----- 支出をする日の属する事業年度の損金(退職金として)の額に算入(転籍後法人は、受け入れた転籍者の退職給与額を益金に算入する。)
	b) 転籍前法人が退職給与の額として合理的に計算された金額を転籍者に支出の場合----- 支出をする日の属する事業年度の損金(退職金として)の額に算入
転籍者が転籍後法人を退職したとき	c) 上記の a) の処理をした後、転籍者が転籍後法人で退職した場合、転籍後法人は転籍前法人の在職期間を通算した退職給与額を退職者に支給----- 支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入
	d) 上記の b) の処理をした後、転籍者が転籍後法人で退職した場合、転籍後法人は転籍後法人の在職期間に係わる退職金を退職者に支給----- 支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入
	e) 転籍前法人は退職者の転籍前法人における在職期間に係わる退職給与の額として合理的に計算された金額を退職者に支給し、また転籍後法人は転籍後法人の在職期間に係わる退職金を退職者に支給----- 共に支出をする日の属する事業年度の損金の額に算入

(法人税基本通達 9-2-40)

1

転籍者に係る退職給与につき転籍前の法人における在職年数を通算して支給することとしている場合の合理的な配分方法としては、次のような方法が考えられます。

- a) 当該転籍者が転籍後の法人を退職する時に支給すべき退職給与の額(要支給額)をそれぞれの法人における在職期間の比により負担する方法
- b) 要支給額のうち転籍の時に係る当該転籍者に係る退職給与の要支給額に相当する金額又は当該金額に当該転籍者が転籍後の法人に在職した期間に見合う通常の金利に相当する金額

を加算した金額を転籍前の法人が負担する方法

2

転籍前の法人及び転籍後の法人が支給した退職給与の額の中に「これらの法人の他の使用人に対する退職給与の支給状況、それぞれの法人における在職期間等からみて明らかに相手方である法人の支給すべき退職給与の額の全部又は一部を負担したと認められるものがあるときは、その負担したと認められる部分の金額は、相手方である法人に贈与したものとする。」となっており、寄附金課税の問題が発生します。

【Q30】

税務上の退職給与引当金について、今後転籍があった場合、その取扱いについて説明してください。

【A30】

税務上の退職給与引当金の制度は、平成14年4月1日以降開始する事業年度から廃止され、今後計上できないとともに、今まで計上してきた額は4年間（資本金1億円以下等の中小法人及び協同組合等にあつては10年間）で取り崩すこととなりました。

従前の取扱いは次のとおりですが、出向元法人及び出向先法人においては、今後新たに退職給与引当金の繰入れはできず、取崩期間において取り崩すことが必要となります。

（従前の取扱い）

転籍者について、転籍後の法人が転籍前の法人における当該転籍者の在職年数を通算して退職給与の額を支給する旨を退職給与規程において定めている場合には、当該転籍者については、その転籍の時を前事業年度終了のときとみなして退職給与発生額基準の金額を計算する（法人税基本通達11-4-24）。

転籍前法人及び転籍後法人がそれぞれの退職給与規程に定める負担区分に基づいて転籍者に係る退職給与の額を負担することとしている場合、転籍前の法人においても、当該転籍者を引き続き在職する使用人とみなし、自己の支給すべき退職給与の額を基礎として退職給与引当金勘定への繰入限度額の金額を計算することができるものとし、当該転籍者が転籍後の法人を退職するときまで退職給与引当金勘定の金額を取り崩さないことができる（法人税基本通達11-4-25）。

組織再編成に伴い、その使用人が組織再編成後の分割承継法人等の業務に従事することとなった場合で、一定の要件をすべて満たす場合は、組織再編成時の退職給与引当金を分

割承継法人等に引き継ぐこととなる（法人税法第 54 条第 8 項、第 6 項、法人税法施行令第 107 条第 1 項）

（次項 Q31 . 参照）

転籍者が転籍先法人においてその役員となった場合（役員となったときにその使用人であった期間に係る退職給与を支給しない場合に限る。）には、転籍元の法人においても、当該転籍者を引き続き在職する使用人とみなし、自己の支給すべき退職給与の額を基礎として退職給与引当金勘定への繰入限度額の金額を計算することができるものとし、当該転籍者が転籍元の法人を退職するときまで退職給与引当金勘定の金額を取り崩さないことができる（法人税基本通達 11-4-30）

【Q 3 1】

会社分割の際の退職給与引当金の税務上の処理について教えてください。

【A 3 1】

平成 15 年度税制改正により連結納税制度の導入と同時に課税ベースの拡大を図る観点から退職給与引当金の制度が廃止されました。

なお、経過措置として、従前の退職給与引当金については、4 年間で取り崩すものとされ、具体的には平成 14 年度及び平成 15 年度については 10 分の 3 ずつ、平成 16 年度及び平成 17 年度については 10 分の 2 ずつ取り崩すこととなります（資本金 1 億円以下の中小法人及び協同組合等は 10 年間で取崩し）。

（ 1 ）組織再編成により退職給与引当金勘定の金額の引継ぎがある場合の取崩しの特例

法人が改正事業年度の開始のときに取崩しの対象となる退職給与引当金勘定の金額を有する場合には、上記のとおり段階的に取り崩すこととなりますが、経過措置期間中の各事業年度又は各連結事業年度における当該取崩額は当該改正事業年度の開始のときの退職給与引当金勘定の金額及び各事業年度又は各連結事業年度の月数を基礎として計算されます。

しかし、当該経過措置期間中に組織再編成が行われた場合、退職給与引当金勘定の金額が引き継がれる可能性があります。この場合、組織再編成前の当初の計算の基礎となる金額によりそのまま取崩しを行うと、経過措置期間と取崩額との間の段階的な取崩しに齟齬が生ずることとなるため、その取崩しの計算の基礎となる金額等について特例が設けられています（改正法人税法施行令等附則 5 ～ ）

（ 2 ）組織再編成による退職給与引当金の引継ぎ

合併、会社分割、現物出資又は事後設立に伴い、被合併法人等の使用人が合併法人等の業務

に従事することとなった場合に、次のに掲げる要件を満たすときには、次のア)～ウ)の組織再編成の区分に応じてそれぞれ計算される退職給与引当金勘定の金額を合併法人等に引き継ぐこととされています(改正法人税法等附則第8条第5項)。

なお、合併法人等に引き継がれた退職給与引当金勘定の金額は、合併法人等が組織再編成のときにおいて有する退職給与引当金勘定の金額とみなされ(改正法人税法等附則第8条第6項)、合併法人等は組織再編成後、引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額を合算した金額に基づき、取崩しの計算を行うこととなります(改正法人税法施行令等附則第5条第6項、第7項)。

引継ぎ要件(改正前の旧法人税法と同様の内容)(改正法人税法施行令等附則第5条第11号)

- a. 合併法人等の業務に従事することとなった使用人(以下「移転使用人」という。)の全部又は一部に退職給与を支給していないこと
- b. 合併法人等の退職給与規程において、移転使用人(被合併法人等から退職給与の支給を受けなかった者に限る。)の全部又は一部につき当該被合併法人等の業務に従事していた期間と合併法人等の業務に従事する期間を通算して退職給与を支給する旨を定めていること
- c. 直前の被合併等事業に従事していた使用人のおおむね100分の80以上が合併法人等の業務に従事することが見込まれていること

合併法人等に引き継ぐ退職給与引当金勘定の金額(改正法人税法等附則第8条第5項)

- ア) 合併 合併の直前に有する退職給与引当金勘定の金額
- イ) 分割型分割 分割型分割の直前に有する退職給与引当金勘定の金額に分割移転使用人割合を乗じて計算した金額(改正法人税法施行令等附則第5条第12号)。

分割型分割の直前に有する退職給与引当金勘定の金額 × 分割移転使用人割合

(= 分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時に在職する移転使用人に係る期末退職給与の要支給額の合計額 / 分割型分割の日の前日の属する事業年度終了のときに在職する使用人の全員に係る期末退職給与の要支給額の合計額)

- ウ) 分社型分割等 分社型分割、現物出資又は事後設立(分社型分割等)の直前に有する退職給与引当金勘定の金額(注1)に分割等移転使用人割合(注2)を乗じて計算した金額(改正法人税法施行令等附則第5条第13号)。

(注1)

分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始のときに有する退職給与引当金

勘定の額から、当該事業年度又は連結事業年度開始の日からその分社型分割等の日の前日までの期間を一事業年度とした場合に取崩すべき退職給与引当金勘定の金額を控除した金額

(注2)

分割等移転使用人割合は、分社型分割等の直前のときを事業年度終了のときとした場合の期末退職給与の要支給額により計算する。

分社型分割等の直前に有する退職給与引当金勘定の金額 × 分割等移転使用人割合
(= 分社型分割等の直前の時において在職する移転使用人に係る期末退職給与の要支給額の合計額 / 分社型分割等の直前において在職する使用人の全員に係る期末退職給与の要支給額の合計額)

<適用時期>

上記の改正は、法人の平成15年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度分の法人税について適用され、法人の同日前に終了した事業年度については従前どおり（改正法人税法等附則2）とされています。

【Q32】

年金制度と転籍前法人、転籍後法人の掛金等負担についての税務上の留意事項を述べてください。

【A32】

適格退職年金契約、あるいは平成14年4月施行の確定給付企業年金、平成13年10月施行の確定拠出年金に基づく掛金等については、転籍前法人は転籍前の会社の勤務期間に係わる掛金又は保険料を負担し、転籍後法人は転籍後の会社の勤務期間に係わる掛金又は保険料を負担します。したがって、過去勤務債務等に係る掛金又は保険料は転籍前法人が負担することとなります。

そして、これに基づく各々の負担額はそれぞれその支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入します。

もし、この負担原則と異なる場合には、寄附金課税の問題となる可能性があります。

a) 適格年金契約締結前又は締結後において適格年金契約を締結していない会社より転籍があったとき

転籍者に係る過去勤務債務等の掛金等の負担調整は、例えば、退職給与引当金の設定の基礎となった要支給額に相当する金額を転籍前会社から受け取ることにより行われます。この場合、年金規程等に移転元の会社名を明記し、その勤続期間を通算する旨の規定を設けるこ

とが必要となります。

b) 適格年金契約を締結している会社間で転籍があったとき

転籍前会社の適格年金契約の当該転籍者に係る要留保額を転籍後会社の適格年金契約における当該転籍者に係る責任準備金額を限度として移管することができます。この場合、年金規程等に移転元の会社名を明記し、その勤務期間を通算する旨の規定を設けることが必要となります。

【Q33】

税制適格再編成の要件における従業者の範囲について教えてください。また、会社分割等で従業者を出向の形態で引き継ぐ場合も適格要件を満たすのでしょうか。

【A33】

100%株式保有の完全支配関係における組織再編成を除き、税制適格の要件として、再編成直前における移転事業に係る従業者のおおむね80%以上の引継ぎが必要とされています。この場合の「従業者」とは、その雇用形態のいかんにかかわらず、役員、使用人その他の者で、合併、分割又は現物出資の直前において被合併法人の合併前に営む事業、分割事業又は現物出資事業に現に従事するものとされています（法人税基本通達1-4-4）。この場合、いわゆる日雇労働者等で法人がこれを従業者の数に含めていない場合はこれを認めることとされています。

また、当該通達の（注）において、留意点が例示されています。

再編成時において他の法人から出向者を受け入れている場合でも、現に移転する事業に従事する者であれば「従業者」に含まれます。

下請先の従業員は、例えば自己の工場内で特定業務を継続的に請け負っている場合でも、「従業者」には含まれません。

分割事業又は現物出資事業とその他の事業とのいずれにも従事している者については、主として当該事業に従事しているかどうかにより判定します。

さらに、適格分割又は適格現物出資における従業者の引継ぎ要件については、分割会社等からの出向の形態で引き継ぐ場合でも満たすものとされています（法人税基本通達1-4-10）。

なお、例えば適格分割の要件において、当該従業者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていることが必要とされていますが、この場合分割後に従事すべきは「分割承継法人」の業務であって、必ずしも分割事業そのものに従事しなくても要件を満たすことが留意的に明らかにされています（法人税基本通達1-4-9）。これは、適格合併、適格現物出資においても同様です。

【Q34】

会社分割の際の退職給付引当金の会計処理について教えてください。

【A34】

(1) 退職給付引当金の按分処理

会社分割により承継される退職給付引当金については、その計算に用いられている各構成要素の性質に基づき合理的に按分することが必要です。

なお、遅延認識が認められている項目については、簿価引継法が適用される場合はそれぞれの分割後の金額を引き継ぐことができますが、売買処理法が適用される場合には分割時に一時に損益として認識することとなります。

退職給付債務

従業員に付随した債務であり、原則として分割会社と承継会社それぞれに引き継がれる従業員に個別に対応して按分することとなります。ただし、それが困難である場合には給与比等の基準により合理的に按分します。

なお、按分計算の基礎となる退職給付債務の基準日は、会社分割のための決算日又は仮決算日とすることが原則ですが、前期末の退職給付債務から合理的に補正計算して行うこともできます。

年金資産

企業年金制度の分割手続きに基づき、年金資産を分割します。

(既存年金制度)

適格退職年金の分割

厚生年金基金の分割

(確定給付企業年金)

規約型企業年金の分割

企業年金基金の分割

未認識過去勤務債務

退職給付債務の分割に従うこととなります。

未認識数理計算上の差異

未認識項目のうち退職給付債務等から発生するものとみなされる部分は、退職給付債務の分割に従い、年金資産の予定と実績から発生するとみなされる部分は年金資産の分割に従うこととなります。

会計基準変更時差異未処理額

退職給付債務比率等最も合理的と考えられる方法で分割します。

退職給付信託の分割

退職給付信託を設定している場合、退職給付引当金は、退職給付信託の設定目的（退職一時金制度、適格退職年金制度、厚生年金基金制度の未積立退職給付債務の一部か全部か、など）によって按分することになります。退職給付信託契約の信託財産の配分は当事者間の合意に従うものとされます。

なお、当該契約が当初より分割を予定していなかった場合でも、関係者全員（委託者・受託者・受益者（信託管理人））の合意により、契約の変更手続を経て分割することが可能と解されています。

（２）退職給付に係る会計方針の統一

会社分割における未認識項目の処理年数と処理方法は、承継会社の分割後の事業年度末において統一することとし、統一後は退職給付会計基準に従って処理することとされています。

会計基準変更時差異の費用処理年数

分割会社と承継会社の両社における処理年数の長短に鑑み、いずれかに合わせるか、両者の中間に合わせるなどの方法が考えられるが、双方の加重平均年数等の合理的な方法により決定する。

未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務債務の処理年数

- ・ 「平均残存勤務期間」としている場合には、分割後の事業年度末における平均残存勤務期間を再計算して決定する。
- ・ 「平均残存勤務期間内の一定の年数」としている場合には、上記と同様に合理的な方法により決定する。

未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務債務の処理方法（定額法又は定率法）

分割後の事業年度末にいずれかに統一する。

割引率その他の基礎率

分割後の事業年度末にいずれかに統一する。なお、退職率、昇給率等の基礎率について再計算を行うか否かは、退職給付会計基準の基礎率の重要性の判定に基づいて決定する。

「会社分割に関する会計処理」（会計制度委員会研究報告第7号）参照

【Q35】

企業再編成に伴い、従業員の移転・承継が生じる場合の退職給付引当金の会計処理について教えてください。

【A35】

企業再編成に伴う従業員の移転・承継は、グループ内で行われる場合と、グループ外企業間の分割・譲渡、経営統合等の際に行われる場合があります。特に、後者のグループ外企業間の再編成の場合、異なる退職給付制度の引継ぎや統合をどのように設計し実施するか、という点が実務上も大きな問題となります。また、その際の会計処理についても検討が必要となります。

まず、企業再編成に際し従業員が移転・承継する場合の退職給付制度については、過去勤務期間に係る給付に相当する「既得権」部分と、将来勤務期間に係る給付に相当する「期待権」部分とを区別して考える必要があります。

次に、移転・承継される従業員に係る退職給付制度をどのように設計するかが重要となります。日本における年金関連法上は、米国エリサ法（Employee Retirement Income Security Act, 1974）にみられるような「年金受給権」の概念は、厚生年金基金における代行部分を除き（代行部分は資産積立義務があるという意味で保護があると解される。）いまだ存在していません。したがって、「期待権」の変更のみならず、「既得権」の変更も場合によっては可能ですが、一般的には労使合意を得てスムーズに再編成を行うことが重視されるため、「既得権」はそのまま維持した上で、移転・承継後の制度設計が行われることが多いといえます。

企業再編成が行われる場合の退職給付会計の論点としては、退職給付債務の引継ぎを行うか否か、会計方針の統一をどのように行うか、の2点が挙げられます。

既に見たように、企業再編成における合併・会社分割と営業譲渡は、包括承継か否かという違いがありますが、「既得権」を保持した上で、「期待権」部分を如何に統合するか、という点では、退職給付制度の設計上は同様の検討が必要となるといえます。

主として、営業譲渡等においてみられるように、「既得権」部分を一時金として精算し、移転先の退職給付制度に新規加入する場合は、当該移転対象の従業員に係る退職給付債務はゼロからスタートすることになります。この場合、移転元の会社における退職給付会計上の未認識項目は一時処理することとなります。

それ以外のケース、すなわち再編成時に「既得権」部分の精算を行わず、移転・統合先にそれ

を引き継ぐ場合において、上記の2点の検討を行う必要があります。

退職給付債務の引継ぎ

甲社から乙社に従業員の移転・承継が行われる場合、移転先である乙社退職時に行われる甲社勤務期間分の退職給付につき、甲社から行う場合と、乙社から行う場合とが考えられます。

甲社から給付を行う場合は、乙社において甲社勤務期間を通算しないこととなりますので、乙社の退職年金規定に基づき、乙社部分の退職給付債務のみ計算を行います。

一方、乙社から一括して給付を行う場合は、乙社において甲社勤務期間を通算して退職給付債務を認識することとなります。この場合は、当該再編成時に甲社における移転従業員に係る勤務済みの「既得権」部分としての退職給付引当金と年金資産をセットで乙社へ移転・承継することとなります。

会計処理の統一

【Q34】において記載したように、会社分割の際の実務と同様、企業再編成による従業員の移転・移転承継先において、退職給付制度の統合が図られた場合には、原則として会計方針の統一を行うことが望ましいといえます。なお、会計基準変更時差異については、政策的見地から繰延処理が認められたことに鑑み、合理的な説明がつく限り、従前どおりの各処理方法を継続することも認められるものと思われま

また、企業再編成の有無にかかわらず、従業員の出向・転籍が生ずる場合においても、退職給付引当金の会計処理を検討する必要があります。

この場合、基本的には、出向（転籍）元法人と出向（転籍）先法人との退職給付費用の負担関係の問題と、その負担に係る金銭的な精算の問題が発生すると考えられます。

退職給付費用は、勤務期間に係る勤務費用と、期間の経過に伴う利息費用、未認識項目に係る費用処理額、及び年金資産の期待運用益から構成されます。これらのうち、原則として少なくとも出向（転籍）期間中の勤務費用については、労務の提供を受けている出向（転籍）先法人側で負担することとなります（ただし、契約内容いかんにより負担関係が異なる場合もありえます。）。また、退職給付債務（PBO）の精算の仕方により、PBOの負債計上と、利息費用の負担関係が異なることとなります。

【Q36】

現行における合併時の退職給付引当金の会計処理事例について説明してください。

【A36】

合併時の退職給付会計基準の具体的な取扱いについては、明文化されたものではありませんが、企業結合会計の導入後における会計処理は、「会社分割に関する会計処理」(会計制度委員会研究報告第7号)を参考とすることができます。

企業結合会計導入前における現行の合併時における退職給付引当金の会計処理事例については、公表資料から分析すると、合併に際し未認識の退職給付債務(簿外)を認識している例と認識していない例があります。

1) 未認識債務を認識する。

これは、会計上認識されていない未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務又は会計基準変更時差異が存在する場合に、その全額を負債として合併時に引き継ぐ方法です。

この方法は、更に以下の2つの方法に分かれます。

具体的には、合併直前期では、従来の基準に従って会計処理し、合併引継負債において認識する方法(P/Lを通さない方法)と合併直前期(実例では中間期)において、会計処理の変更を行い、全額費用認識する方法です。

< の方法 >

三井住友銀行(旧住友銀行と旧さくら銀行との合併)

日本興亜損害保険(日本興亜損害保険と旧太陽火災海上保険との合併)

みずほフィナンシャルグループ(3行の分割・合併)

< の方法 >

ピーエス三菱(旧ピーエスと旧三菱建設の合併)

2) 未認識債務を認識しない。

これは、会計上認識されていない未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務又は会計基準変更時差異が存在する場合に、それらを合併時に含み損益のまま引き継ぐ方法です。

日本興亜損害保険(日本火災海上保険と興亜火災海上保険との合併)

UFJ銀行(旧三和銀行と旧東海銀行との合併)

今後、企業結合会計に係る会計基準の導入に伴い、会社分割の会計処理と平仄を合わせて、パーチェス法又は持分プーリング法に従った会計処理が必要になるものと考えます。

【Q37】

営業譲渡、会社分割等における従業員の移転・承継と大量退職に該当する場合の会計処理について説明してください。

【A37】

営業譲渡や会社分割等が行われる場合、事業の移転・承継に伴い、一定割合の従業員の退職を伴う転籍者が発生し、その際に退職一時金の支払いによる精算が行われることがあります。この場合、大量退職に該当するかどうかを検討し、該当する場合には再編成時の退職給付債務の会計処理を行うことが必要となります。

大量退職の判断

大量退職に該当するか否かの判断基準は一律に示すことが難しいため、適用指針において「おおむね半年以内に30%程度の退職給付債務が減少するような場合」との例示もありますが、実際には個別対応による判断が必要とされています。

なお、大量退職の処理後においては、基礎率の見直しを行った上で、退職給付債務を再計算する必要がある点、留意が必要です。

一部消滅の認識

大量退職が生じる場合とは、相当程度の退職給付債務が減少する場合を意味し、会計処理上は、退職給付制度の「一部終了」に準じた取扱いを行うものとされています。通常の退職の場合、見積った退職率との乖離が生じた場合でも、数理計算上の差異として遅延認識が行われますが、長期的な退職率の前提を超えるような大量の退職者が発生する場合には、遅延認識の根拠が失われているものと考えられることから、退職給付制度の一部終了に準じ、その部分の退職給付債務の消滅を認識することとしたものです。

企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」より

第25項

通常の退職率をはるかに超える大量退職があった場合には、数理計算上の差異として一時の費用としない理由が失われているものと考えられるため、退職給付制度の終了に準じて、当該部分について退職給付債務の消滅を認識する。

第30項

退職給付制度の終了の場合には、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を損益として認識し、かつ、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付

債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する。

なお、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は発生原因を分析し、その結果、終了部分に個別対応することが明らかな部分については、終了した時点において損益として認識することになる。一方、原因別の対応額を特定することが困難である場合には、終了した時点における退職給付債務の比率により按分することとなる。

・企業組織再編成における情報システムの問題

昨今、多くの金融機関の経営統合が行われている。この経営統合に伴うシステム統合の過程において、一部金融機関ではシステム障害が発生した。これらの状況を踏まえ、平成14年12月に金融庁検査局が「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を公表している。

このチェックリストは、本来的には検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書であるが、これを公表することにより「自己責任原則に基づく経営管理を促すことにつながることを期待される。」とされており、以下にこのチェックリストをベースとして組織再編成に関する情報システム統合リスク管理態勢の留意点を記載する。ただし、このチェックリストは、組織再編成における情報システムの問題をすべて網羅しているものではないことに留意する必要がある。

なお、システム統合リスクとは、「システム統合に係る準備が不十分なことにより、事務に不慣れな役職員が事務処理を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、顧客サービスに混乱をきたす、金融機関等としての経営基盤を揺るがす、更には決済システムに重大な影響を及ぼすなど、顧客等に損失が発生するリスク、又は統合対象金融機関等が損失を蒙るリスクである。」とされている。一般事業会社においては金融機関とは異なり、情報システムがそれほど複雑でなかったり外部顧客と直接的に関係していない業種も多いが、情報システムとまったく無関係な企業は考えられない。これが不十分の場合には、少なくとも間接的には顧客サービスに混乱をきたすこととなり、また、経営管理に支障をきたす結果、経営基盤を揺るがす結果となりかねないものであるため金融機関以外においてもこのチェックリストは有用なものと考えられ、ここで取り上げることとした。

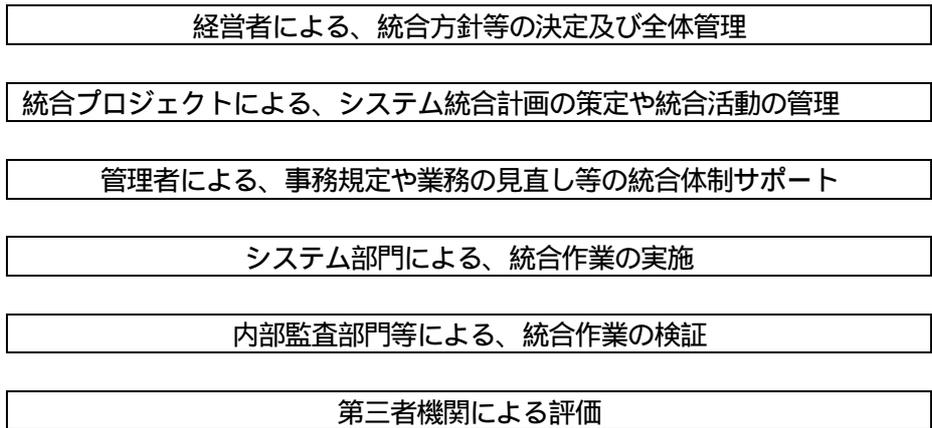
また、顧客との確実な取引確保のため安定的かつ確実なシステム運営が必要であること システムダウン等が決済システムに与える影響が極めて重大であること、 営業基盤となる事務環境の整備なくしては顧客に対して十分なサービスを提供できないこと など、とりわけ事務・システムに係るリスク管理の強化が重要であることから、経営統合に係るリスクは多岐にわたって存在することを十分に認識した上で、特に事務・システムリスクに焦点を当てながらも経営統合全般に係るリスクの観点からチェックリストは作成されているが、ここでは基本的に情報システムに係る部分に限定して取り上げることとする。

【Q1】

組織再編成（統合）における情報システム統合の全体の流れについて説明してください。

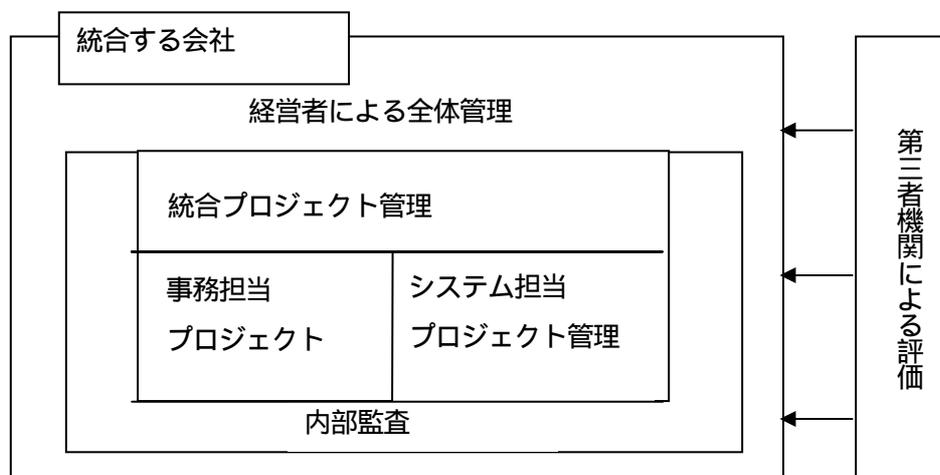
【A1】

組織再編成（統合）における情報システム統合は、最終的にはシステム部門における技術的な問題ですが、そもそもどのような情報システムを構築するのかといった経営意思決定から始まる経営そのものの問題です。情報システム統合の全体的な流れとしては、以下のようになります。



このように、情報システム統合は経営陣が方針等の決定を行って、統合プロジェクトによる情報システム統合計画の策定や統合活動の管理の下、また、管理者によるサポートの下で情報システム部門が統合作業を行い、最終的に内部監査・第三者機関による評価を行って確認・問題点の是正により完了するものです。情報システム統合を成功させるためには、特に、明確な方針決定等を行う経営者の役割が重要といわれています。

それぞれの機能の関係を図示すると以下のようになります。



【Q2】

情報システム統合における経営者の役割について説明してください。

【A2】

情報システム統合を行うすべての会社の経営者、すなわち取締役は、情報システム統合が経営そのものの問題であることを理解し、コンピュータシステムダウンや誤作動が発生した場合には顧客サービスや経営管理に支障が生じるというリスクを認識した上で、統合に対する協調体制を整備するといった以下のような役割を担います。なお、統合方針等は統合プロジェクト及び統括役員が策定しこれを取締役会が承認することとなります。経営者による明確な方針なくしては具体的な計画の立案を行うことはできず統合作業が進まないこととなり、この経営陣の役割が重要であり情報システム統合の成否の鍵を握るといわれています。また、情報システム統合に関する統括役員は情報システムに精通していることが望ましいとされています。

協調体制の整備

取締役会は、経営統合に係る計画・作業の全般を行う統合プロジェクトを統括する役員及び部門を選任し、統合会社間において十分な意思疎通をはかり、経営統合に関する協調体制を整備する必要があります。なお、統合プロジェクトを統括する部門とは、統合プロジェクトに係る意思決定に関与できるように設置した組織であるとされていますが、これはプロジェクトチームによることが一般的であると思われます。このプロジェクトは経営統合全般を扱いますが、情報システム統合に関してはこのプロジェクトの下位に情報システム統合プロジェクトを設置することも考えられます。

経営統合全体方針の確立

統合プロジェクト及び統括役員が統合方針を明確にし、取締役会がこれを承認します。当該方針は、組織全体に周知する必要があります。なお、統合方針とは、統合目的及び将来像で経営統合全般に係る方針をいいます。情報システム統合に関する方針は全体方針の一部として位置付けられます。

統合後のビジネスモデルの確立

統合プロジェクト及び統括役員は統合方針に基づき、情報システムの統合方式やシステム構成、及び統合後の組織体制、商品・サービス体系といった統合後のビジネスモデルを明確にし、取締役会がこれを承認します。当該ビジネスモデルは、統合会社間で意見調整を十分に行った上決定し、決定したビジネスモデルは組織全体に周知することが必要となります。

統合計画及び実行計画の策定

統合プロジェクト及び統括役員が策定した統合計画及びその実行計画を取締役会は承認します。ここに、統合計画とは経営統合全般に係る計画(情報システム統合に係る計画が含まれる。)をいい、実行計画とは統合計画を基に策定されるより細部にわたる計画をいいます。

この計画は組織全体に周知される必要があり、また、この計画に従って適切かつ必要な人員配置等の資源配分を行う必要があります。

統合プロジェクト管理

取締役会は統合プロジェクトの進捗状況を把握します。情報システム統合の進捗等に問題があり、統合計画等に見直しが必要という報告を取締役会が受けた場合には、対応を迅速・適切に指示することとなります。また、統合対象会社間において情報システム開発やリスク管理に係る諸規定が異なる場合には、適切な整備が図られていることを取締役会が把握する必要があります。

統合プロジェクトの移行承認

取締役会は情報システム移行判定基準を承認します。実際の移行に当たっては、統合プロジェクト及び統括役員が判定基準に従って移行の可否を判断し、取締役会が承認した後実行するという慎重な判断が必要となります。

【Q3】

情報システム統合における統合プロジェクトの役割について説明してください。

【A3】

経営統合を行う場合には、統合全般に係るプロジェクトである統合プロジェクトが設置されますが、この統合プロジェクト(又はこの下位に設置される情報システム統合プロジェクト)が情報システム統合計画の策定等、実施作業を管理することとなります。その具体的内容は、取締役会が決定すべき統合方針の立案等、次のようなものがあります。

なお、経営統合に当たって既存の商品やサービスに変更が生じる場合には顧客に対して事前説明をする必要があり、このために、広報体制・情報開示体制・問い合わせに対応する体制についてもこれを整備する必要があります。

また、このプロジェクト統括部門の長は役員とする必要がありますが、当該役員は形式的にプロジェクト統括部門長となるのではなく、統合会社間において意見の対立等があった場合に、これを迅速に解決していくという実質的なリーダーであることが重要です。さらに、前述のとおり、情報システム統合に関する統括役員は情報システムに精通していることが望ましいとされています。

統合方針の立案・具体化

上述の取締役会で決定する統合方針を立案します。決定された統合方針を統合会社間で意見調整を十分に行った上で具体化します。なお、情報システム統合に係る方針はこの統合方針に含まれます。

ビジネスモデルの立案・具体化

上述の取締役会で決定する、情報システムの統合方式や情報システム構成、及び、統合後の組織体制、商品・サービス体系といった統合後のビジネスモデルを立案します。決定されたビジネスモデルを統合会社間で意見調整を十分に行った上で具体化することとなりますが、特に情報システムの選定に当たっては、合理性や利便性等を十分検討して決定する必要があります。情報システムは経営を事務的な側面からサポートするものであるため、ビジネスモデルを実現するための手続・要件等のビジネスプロセスを決定しなければ情報システムを構築することは不可能です。すなわち、ビジネスプロセスを決定した後に情報システムを作り上げるわけですから、ビジネスプロセスは明確に、かつ、早い段階で確立することが重要です。

統合計画及び実行計画の策定

統合プロジェクトは、統合プロジェクトの根幹をなす計画で経営統合全般に係る計画であ

る統合計画を策定します(情報システムの統合計画はこの一部となります)。この計画は、期限を優先するあまりリスク管理を軽視したものとなっていないことが必要です。また、統合プロジェクトは、統合計画を基に策定される、より細部にわたる計画である実行計画を策定します。この実行計画は、要員面等の制約から見て適切なものでなければならず、また期限を優先するあまりリスク管理を軽視したものとなっていない必要があります。

この実行計画については、決定後変更されたり、また決定そのものが先送りされるケースがありますが、これは全体計画を遅らせることとなり問題です。リスク管理に十分留意しながらもスピードを持って決定していくことが重要です。

統合プロジェクトの管理

統合プロジェクトは、プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備することによりこれを把握し、把握した問題点等に対する的確な方策を講じるとともに取締役会に対してその状況を適時・適切に報告する必要があります。

経営統合の実務においては、統合プロジェクトの一部において進捗が遅れることがあります。この遅れた部分についてサポートする等、進捗遅れに適切に対応できる体制を整備する必要があります。

情報システムの移行判定

統合プロジェクトは情報システムの移行判定基準を作成します。統合後の情報システムへ移行するに当たっては、(統合プロジェクト統括部門が移行判定基準に従いその可否を判断し、)それを取締役会で承認した後に実行する等、慎重に判断する必要があります。また、この移行の判断に当たっては、単なるシステムの移行判定のみならず、統合後に業務として機能するかについて慎重に判断して行うことが必要です。

【Q4】

情報システム統合に関するセキュリティ管理体制について説明してください。

【A4】

情報システムのセキュリティに関しては、統合会社間にセキュリティの水準に差異があることを認識し、必要に応じて基準等の見直しを行うことが必要です。また、この見直しに当たっては、統合後の業務を前提としたセキュリティ水準を確保する必要があります。セキュリティの管理者は、見直した基準等のうち統合前に適用可能なものについては、それに従ってセキュリティが適切に確保されているかを把握します。また、情報システム統合や情報センター設備の設置・拡充を必要とするため見直した方針等の適用に時間を要する場合には、適用までの間セキュリティ確保のための適切な代替案を講じることが必要となります。

統合会社間でのテストなどにおいて本番用顧客データ等の重要データを使用する場合には、当該データの貸与に係る手続を明確に定め取締役会の承認を受け、当該手続に基づきデータ貸与者との間で守秘義務契約を締結するなど顧客データの管理を適切に行い、本番データの貸与に際しては、この手続に従い運用がなされるなど、セキュリティが確保される必要があります。

なお、セキュリティ管理者は、情報システムに係るセキュリティの管理だけでなく、情報資産のセキュリティ管理が適切に行われているかについても検証することに留意が必要です。

【Q5】

情報システム統合に関して、ユーザー部門の管理者の役割について説明してください。

【A5】

管理者(上級管理者(取締役を含む。)をいう。)は情報システム統合に関するリスクの重要性を自覚し、担当者に情報システム統合に関するリスクを軽減することの重要性及び軽減のための方策を認識させます。また、管理対象となるリスクを認識・評価します。管理者は、このシステム統合に係る業務が単に事務や情報システムの統合に限らず、商品・サービスや営業網の統廃合等の多岐にわたることを認識した上でリスク管理を行う必要があります。また、このリスク管理を行うに当たっては関係部署との連携を十分に図る必要があります。

管理者は、担当者が情報システム変更に対応できるよう研修やトレーニングを実施し、統合後に変更することとなる処理方法の習熟度合いを統合前の段階から定期的に検証し、把握した問題点等に対して適切な措置を講じる必要があります。特に各所で共通するような問題点等については必要に応じて教育カリキュラム等の見直し・改善を行います。

【Q6】

情報システム統合に関して、ユーザー部門において整備が必要な事項について説明してください。

【A6】

ユーザー部門の組織整備

情報システム統合に当たり整備が必要となる規程等を取りまとめる部署を設定し、また、処理に係る各所からの問い合わせに迅速かつ正確に対応できる体制を整備することが必要です。

情報システム統合後には事務量が増大する可能性が高いことを認識し、十分な事務処理能力を確保できる体制を整備することとなります。

用語の統一と事務規程の整備

統合会社において使用している用語の定義・解釈に相違がないことを確認し、相違がある場合にはそれを修正するなど適切な方策を講じ、修正後の用語の定義・解釈を組織全体に周知する必要があります。

規程等には情報システム統合後の業務を網羅する必要があります。この規程等の整備は、情報システムのテスト(総合テスト、総合運転テスト)の開始までに完了している必要があります。

商品・サービス体系の整備

経営統合に当たっては、統合会社の商品やサービスを比較し、その差異や類似性を検討した上で統合後の商品やサービス体系を決定することとなりますが、統合会社の商品・サービスが情報システムと密接な関係がある場合には、その決定に当たっては、顧客利便への配慮を十分に行うことが必要です。統合後の商品やサービス体系への移行方法や顧客に対する説明方法を明確に定め取締役会の承認を受けることとなります。

既存の商品・サービスの統廃合を伴う場合には、営業部等に対して周知するとともに顧客に対しても十分に説明する必要があります。ここで、商品・サービスが情報システムと密接な関係にあるため顧客側において手続の変更を行う必要がある金融機関等の場合には、その手続が所定の期間内に完了するように適切な措置を講じる必要があります。

顧客データの整備

統合会社間において顧客名等の登録内容や項目が異なる場合、その相違を認識し登録内容を整備するなどの適切な方策を講じる必要があります。

【Q7】

情報システム統合部署における内部統制の整備について説明してください。

【A7】

情報システム統合部署の管理者の役割

情報システム統合部署の管理者は、ユーザー部門の管理者と同様に、情報システム統合に関するリスクの重要性を自覚し、担当者に情報システム統合リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させるなどの方策を講じ、また、管理対象となるリスクを認識・評価することとなります。

また、情報システム統合に係る業務が単に情報システムの統合に限らず、商品・サービスや営業部の統廃合等の多岐にわたることを認識した上でリスク管理を行います。このリスク管理に当たっては、関係部署との連携を十分に図る必要があります。

情報システム統合部署の管理者は、情報システム統合の進捗状況を定期的にチェックするとともに、把握した問題点等に対し適切な方策を講じ、部門内で解決できない問題点等については取締役等に対して迅速かつ正確に報告を行う必要があります。

さらに、ユーザーの担当者が情報システム環境の変更に的確に対応できるよう研修等を実施することとなります。

企画・開発・移行

情報システムの統合方針を明確にした上で、情報システム開発の前提となる業務要件を整備するとともに、業務要件の変更等が必要となった場合の手続を定めます。また、各工程の検証及び承認のルールを明確にする必要があります。

統合後の情報システム(及び情報センター)の構成を明確にし、また情報システム構成を二重化するなど複雑性に応じた安全面の配慮が必要です。そして、統合後の情報システムで使用するファイルやデータベースを具体的に決定します。既存情報システムで使用しているファイルやデータベースを照合し、データ項目ごとにプログラムによって移行可能な項目と移行に際して手作業が必要となる項目を明確にする必要があります。

統合後にデータ処理量が増大することを認識し、バッチジョブの処理時間やハードウェアの処理能力等を十分に検討した上で、運用部門と連携を図り情報システムを設計し、また、想定される事務量を適切に処理できるだけのハードウェアを確保する必要があります。

開発計画や体制は、これを具体的に定め取締役会の承認を受けますが、開発計画は期限を優先するあまりリスク管理を軽視したものとなっていないことが重要です。また、開発計画では、データの移行計画や体制等を具体的に定め、また、移行計画には本番を想定した訓練をおり込む必要があります。

情報システム開発については計画が重要ですが、この計画の立案に当たってはビジネスモデルやビジネスプロセスの確定が前提であることは前述のとおりです。

情報システム開発の管理

情報システム統合作業における、開発に係る書類やプログラムの作成方法を標準化し、情報システム開発を統括する責任者及び開発ごとの責任者を定めます。この責任者は、情報システムの重要度及び性格を踏まえた上で情報システム開発の進捗状況をチェックする必要があります。

規程・マニュアルの整備

設計、開発、運用に関する規程・マニュアルを整備します。この規程・マニュアルは必要に応じて見直しを行い、関係部署に周知することとなります。設計書等の統合開発に係る書類の作成に当たっては、標準規約を制定しそれに準拠して作成することが望ましく、また、このマニュアルやドキュメント類は統合会社間において理解できるものとする必要があります。

テスト等

レビューやテスト不足が原因で、顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理資料等に重大なエラーが発生しないようなテストを行える体制を整備します。具体的には、レビュー実施計画を策定するとともに工程ごとのレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理します。また、その結果に基づく問題点の把握と課題管理を行います。

次にテスト計画を策定しますが、これは、情報システム統合に伴う開発内容に適合したものであることが必要です。また必要に応じて、より本番に近いテスト環境を準備することに留意します。このテスト計画は、関係諸機関や対外接続先とのテストを含むものであり、また、負荷テスト、障害テスト等を含みます。そして、品質管理基準を設定し、このテスト結果を検証することとなります。

情報システムテスト(総合テスト、総合運転テスト)には統合会社のユーザー部署及び情報システム運用部署が参加する必要があります。また、ユーザー部署主導で行われるテスト内容が含まれるなど、ユーザーの主体的関与が確保される必要があります。さらに、移行判定に当たっては、情報システムテストの結果を踏まえてユーザー部署及び情報システム運用部署が評価に加わる必要があります。

なお、情報システムの検収に当たっては、内容を十分に理解できる担当者がこれを行うことが必要です。

【Q8】

情報システム統合に関する情報システム運営部門における留意点について説明してください。

【A8】

運営体制の明確化

情報システム統合後におけるデータの受付、オペレーション、作業結果の確認、データやプログラムの保管・管理といった業務の職務分担を含め、統合後の情報システム運営体制を明確にします。

情報システム統合後には情報システムやスタッフの構成等が変化しますが、この変化に十分対応できるような体制を統合前の段階から明確にしておく必要があります。ここで、情報システム統合後において情報システムやスタッフの変化に対応できるような体制を整備しているかどうかの検証は、業務全般がワークするかどうかという観点から検証することが重要です。

業務運営の検証

情報システム統合後の業務運営が円滑に進むように情報システム部門と関係部署は統合前から十分に連携して環境を整備する必要があります。なお、この業務運営に当たっては、情報システム運営のみならず業務全般が円滑に進むような環境を整備することに留意が必要です。

データの移行に関しては、移行計画に基づき本番を想定した訓練を実施し、さらに、情報システム統合後の情報システムオペレーションについて十分に訓練を実施します。この訓練にはユーザー部門も参加する必要があります。

また、より本番に近い環境で、日次・月次・年次等の処理が所定の時間内に完了することを確認し、データ処理等が所定の時間内で終了できる環境を整備する必要があります。

さらに、情報システム統合日前において、統合前の情報システムと統合後の情報システムを並行稼働させる場合にはその運用体制を検証する必要があります。

【Q9】

情報システム統合作業を外部委託する場合の留意点について教えてください。

【A9】

情報システム開発等を行うに当たって、外部業者に委託を行う場合があります。

この場合であっても、その進捗管理についてはこれを外部委託先任せとするのではなく、委託者自らが主体的に関与する体制を構築する必要がありますが、具体的な留意点は以下のとおりです。なお、外部委託の方法としては、委託先である外注業者が業務執行だけでなく管理も行うケースと、外注業者は業務執行のみを行い管理については委託元の企業が行うケースとがあります。

委託範囲の明確化

外部委託を行うに当たっては、外部委託業務の範囲を委託先との間で明確にすることが必要です。

進捗状況の管理

外部委託業者が行う委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握し、問題点等が認められた場合には委託元企業と外部委託先とが連携して速やかに是正できる体制とすることが必要です。さらに、この問題点等に対しては、統合プロジェクト及び取締役会に速やかに報告する体制を整備する必要があります。

なお、外部委託の方法として委託先である外注業者が管理も行うケースであっても、状況把握等のコントロールは委託元の企業が行うことに留意が必要です。

セキュリティ管理状況のチェック

情報システムにおいては顧客情報等の重要情報が含まれているため、外部委託先における委託業務に係るセキュリティの管理状況を定期的にチェックする必要があります。

なお、チェックリストにおいては、外部委託した業務については、業務の内容に応じて第三者機関による評価を受けることが望ましいとされています。

【Q10】

情報システム統合における不測の事態に対する対応について説明してください。

【A10】

情報システム統合において不測の事態が生じた場合の対応としては、以下の項目が留意点となります。

統合計画遅延時の対応

統合計画の各工程などにおいて、計画より作業が遅延した場合等には統合スケジュールを見直し基準を設け、適切な対応が図られる体制を整備することが必要となります。この適切な対応としては、遅延した工程への人員投入や、場合によってはスケジュール自体を見直すことも含まれます。なお、当該基準については取締役会の承認を受ける必要があります。

すなわち、統合プロジェクトにおいて統合計画の進捗状況から判断して、見直し基準に抵触していないどうかをチェックし、見直し基準に抵触する事態が発生した場合にはスケジュールそのものの見直し等の適切な対応を図ることとなります。

コンティンジェンシープランの整備

既存のコンティンジェンシープランについて、情報システム統合後の情報システム構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で取締役会の承認を受けることとなります。コンティンジェンシープランの発動権限者及び発動基準は明確に定められている必要があります。さらに、コンティンジェンシープランに基づく訓練を実施する必要があります。なおこの訓練は、統合後の体制をできるだけ早い段階で明確にした上で実施することが望ましいとされています。

統合日前後における不測の事態への対応

情報システム統合日前後(情報システムの並行稼働日前後を含む。)における不測の事態への対応プラン(情報システム統合の中止を含む。)を整備し、取締役会の承認を受けます。このプランには移行開始後における不測の事態への対応が含まれ、また発動権限者及び発動基準が明確に定められ、更に訓練が実施されている必要があります。なお、金融機関のように情報システムが顧客と密接に関連していて監督当局がある場合には、この監督当局への連絡体制を整備する必要があります。

【Q11】

情報システム統合に関する内部監査について説明してください。

【A11】

情報システム統合は、一般的に重要事項であり、またリスクがあるために内部監査の対象とすることとなります。内部監査体制の整備及び内部監査の手法及び内容については、以下のとおりです。

内部監査体制の整備

統合会社の内部監査部門は、統合会社間で協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制とすることが必要となります。一般的には、内部監査部門は情報システムの開発過程等プロセス監査には精通していない場合が多いため、これに精通した要員を確保する必要があります。また、内部監査部門は、必要に応じてシステム監査と業務監査を連携して行う体制とすることが必要となります。

内部監査の手法及び内容

内部監査部門は、監査手法の決定あるいは監査計画策定に当たり、統合会社間での意思疎通を図る必要があります。また、監査計画については、統合プロジェクト開始段階からの計画を含むものとするに留意が必要です。

内部監査の結果については、統合プロジェクト統括部門に対して適切に報告を行う必要があります。特に重要な事項について代表取締役及び取締役会に報告されていることが必要となります。そして、取締役及び統括部門は把握した問題点等に対し適切な措置を講じ、内部監査部門は、把握した問題点等の是正状況について適宜フォローアップを行うこととなります。

なお、外部委託した業務について内部監査の対象とできない場合には、当該業務の所属部署による管理状況を監査対象とする必要があります。

【Q12】

情報システム統合に関して第三者機関による評価の活用について説明してください。

【A12】

情報システム統合に限らず、会社の重要事項の決定や特殊技術を要する事項については第三者機関を利用することがあります。チェックリストでは、統合全般を第三者機関により評価対象とすることが望ましいとされています。

第三者機関の内容

ここに、第三者機関による評価とは、例えばシステム監査人によるシステム監査、公認会計士等による内部管理態勢の有効性の評価、コンサルティング会社等による評価・指摘・助言等をいいます。

評価の対象事項

取締役会等は、情報システム統合に係る重要事項の判断に際しては、第三者機関による評価を活用することが望ましく、さらに、この第三者機関による評価は、情報システム統合に限らず統合プロジェクト全般を対象としていることが望ましいと考えられます。ただし、統合会社の規模や統合の範囲・複雑性によっては第三者機関による評価を行わないことも考えられます。

評価結果の利用

第三者機関による評価の結果、検出された重要な問題点等は取締役会又は監査役会に正確に報告される必要があり、また取締役及び統合プロジェクトはこれを受けて適切な方策を講じる必要があります。

おわりに

組織再編成に関する各手法については、まだ実務慣行として定着していない事項が多く残されており、今後導入される企業結合会計、減損会計等を踏まえて、適正な会計処理や手続を検討していく必要がある。また、中間報告以降新たに検討項目として追加した組織再編成に係る人事・労務や情報システムの問題についても、個々の事例に則して考える必要があり、また最適な解は一つとは限らず、今後多くの事例の集積を待たなければならない部分も多いと思われる。

本報告が会員各位における組織再編成の実務の参考としてご活用いただければ幸いである。

以 上